

メトロナム北沢町郵便館の歴史的変遷

(1907 - 1997)

東京大学



ベトナム北部村落構造の歴史的变化(1907-1997)

The Historical Change of Village Structure in Northern Vietnam(1907-1997)

宮沢 千尋

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

謝 辞

何よりもまず、私の調査を受入れ、不意に現れては長々と質問する私に誠実に答えてくださり、むらや家族の一員のようにさまざまな会合、儀礼に参加することを許して下さったヴィエムサー村(Thon Viem Xa)の皆様にお礼申し上げます。

お忙しいなか途中から指導教官をお引受くださった岡本照夫先生、人類学研究でベトナムについて学びつつけることを可能に下さり、調査に同行させていただいたほか、さまざまな面でご配慮下さった末成道男先生、博士論文セミナーでご指導いただいた船曳建夫先生に感謝いたします。

古田元夫先生には1989年にベトナムに留学する時から、たいへんお世話になりました。坪井善明先生ご夫妻は、留学生の健康をお気づかい下さり、また研究面でもアドヴァイスをしてくださいました。桜井由躬雄先生は、そのたぐいまれな構想力から生まれた幅広いご研究で常に私を刺激して下さいとともに、さまざまなご助言、アイデアを下さいました。白石昌也先生のご研究は、私のベトナム研究の出発点でありました。また、フィールドワーク後に、小笠原高雪先生とともに研究内容の発表の場を与えてくださいました。お礼申し上げます。

ハノイ国家大学のファン・ファイ・レ(Phan Huy Le)教授、ファン・ダイ・ゾアン(Phan Dai Doan)教授には、修士論文の執筆のころからたいへんお世話になってまいりました。外国人留学生の研究条件が現在ほど良くなかった頃から、両先生を始め、多くの先生方が可能な限り研究条件を整えて下さり、またベトナム知識人の典型としてのお姿をかいま見せて下さったことに改めてお礼申し上げます。特にゾアン先生はお忙しいなか、むらまでお越しいただき、私の調査について、むらの幹部のみなさんに説明して下さいました。ダン・スアン・カン(Dang Xuan Khang)先生には、調査地選定の段階からお世話になり、ハバック図書館(Thu Vien Ha Bac)のホアン・キイ(Hoang Ky)先生、ハイフン博物館(Bao Tang Hai Hung)には調査候補地をご紹介いただきました。ありがとうございます。グエン・ヴァン・フォン(Nguyen Van Phong)さんにはヴィザを始め、手続き面でたいへんお世話になりました。グエン・ヴァン・キム(Nguyen Van Kim)さんにも感謝いたします。

桃木至朗先生、栗原浩英先生はベトナム留学の先輩として研究面、生活面でアドヴァイス、ご配慮をいただきました。ありがとうございます。

板垣明美先生は、末成先生のベトナム研究会の席でご助言をいただいたほか、トヨタ財

団助成研究『ベトナムの文化社会的な変化の中における固有の医療についての医療人類学的研究』の研究協力者に加えてくださいました。本論文の調査は同財団の助成と日本育英会奨学金によって可能になったものです。厚くお礼申し上げます。

田村克己先生を始め、文部省科学研究費のプロジェクトで一緒にさせていただいた先生方にもご助言をいただきました。お礼申し上げます。

大西和彦、八尾隆生、小笠原高雪、嶋尾稔、春日淳、松尾信之、岩井美佐紀、岡田建志、中西裕二、中西桂子、伊藤正子、岩月純一、小高泰、高谷浩子、小川有子、櫻永真佐夫、比留間洋一の皆さんはベトナムで、ベトナム語を使って、ベトナム人とともに研究することができる世代として同時期にベトナムに滞在し、「ともに苦楽を分かち合った」と言える方々です。

グエン・ヴァン・タム(Nguyen Van Tam)、グエン・ティ・フック(Nguyen Thi Phuc) 夫妻は、私を実の弟のように、生活全般、特に健康面において私を気づかせてくださいました。夫妻とその家族、親族の援助がなければ、調査は不可能だったでしょう。バクニン市のスオイホア・ホテル(Nha Nghi Suoi Hoa)の皆様にもお礼申し上げます。タム夫妻、スオイホア・ホテルの皆様は私が発熱と消化不良を併発した時に、バクニン病院(Benh Vien Bac Ninh)の救急に運んでくださり、看病してくださいました。病院関係者の皆様にもお礼申し上げます。

ゴー・ドゥック・ティン先生(Ngo Duc Thinh)先生、グエン・ティ・オアイン(Nguyen Thi Oanh)先生にもご助言をいただきました。お礼申し上げます。

大西和彦先生、ファム・クイン・フォン(Pham Quynh Phuong)さんには、民間信仰に関してご教示いただきました。本論文では民間信仰に触れることができませんでした。お礼とともにお詫び申し上げます。

名和克郎、田森雅一、金柄徹、佐藤斉華、渡辺日日のみなさんには、博士論文セミナーで一緒にさせていただき、貴重なアドバイスをいただきました。ありがとうございました。それを活かせなかったこと、忸怩たるものがあります。

川口健一先生、坂村哲雄先生、加茂徳次先生、ゴー・ティ・ビック・トゥー(Ngo Thi Bich Thu)先生、グエン・ゴック・ビック(Nguyen Ngoc Bich)先生にはベトナム語の基礎を教えてくださいました。ありがとうございました。

井川一久さん、木谷八土さんはベトナム戦争中から、報道に関わってこられた方々です。感謝しきれないほどのご助言とご厚情をいただきました。

さらに在ベトナム日本大使館、商社の皆様、お名前を挙げるができなかった方々、本当にありがとうございました。

目 次

凡例	
ベトナム全図	
ヴィエムサー及びバクニンの地図	
序章	1 頁
第1節 問題設定及び、ベトナム北部紅河デルタの歴史的・生態的概観	1 頁
第2節 研究史の回顧	7 頁
第3節 植民地期のベトナム北部村落	10 頁
第4節 調査村及びバクニン地方の概略	17 頁
注	22 頁
第1章 1945年八月革命以前のヴィエムサー（炎舎）社	24 頁
第1節 生業・土地所有状況	24 頁
第2節 年齢階梯制	30 頁
第3節 1945年以前の炎舎社の政治・行政制度	36 頁
第4節 地位獲得競争	43 頁
第5節 小結 1945年以前の炎舎社の村落構造	50 頁
注	54 頁
図表	61 頁
第2章 革命	68 頁
第1節 1945年以前の炎舎社と抗仏・民族主義運動	68 頁
第2節 共産主義運動の浸透と八月革命、及び抗仏戦(1939-1954)	70 頁
第3節 土地改革	76 頁
第4節 農業集団化	83 頁
第5節 国家の農業政策の転換に対する農業合作社と農民の対応	86 頁
第6節 農民による共産主義思想の受容と村落構造の変化	87 頁
注	93 頁
第3章 家族—核家族と拡大家族（一枚のコインの表と裏）—	95 頁
第1節 「共住」家族	95 頁
第2節 家族経済の格差	105 頁
第3節 小結	107 頁

注及び図表	109頁
第4章 親族	114頁
第1節 ゾンホの組織	114頁
第2節 ゾンホの共有物	118頁
第3節 ゾンホの活動	125頁
第4節 姻族の役割	133頁
第5節 小結	134頁
注	135頁
図表	137頁
第5章 生存維持の倫理1 (農業生産と農業合作社、行政活動)	140頁
第1節 現在の合作社の管理機構	141頁
第2節 ヴィエムサー合作社運営の特色	144頁
第3節 ヴィエムサー合作社運営の問題点	157頁
第4節 「文化のむら建設規約」	162頁
第5節 小結	173頁
注	174頁
図表	177頁
第6章 生存維持の倫理2 保寿会・チョイホ・同年会	184頁
第1節 保寿会	184頁
第2節 「仏教会」	195頁
第3節 保寿会と合作社の緊張状態とその解決	198頁
第4節 チョイホ及び同年会	203頁
第5節 小結	205頁
注	206頁
第7章 結論	207頁
第1節 ベトナム北部村落構造の歴史的变化(1907-1997)	207頁
第2節 ベトナム北部社会の組織原理	213頁
注	219頁
図	222頁
引用文献	223頁

凡例

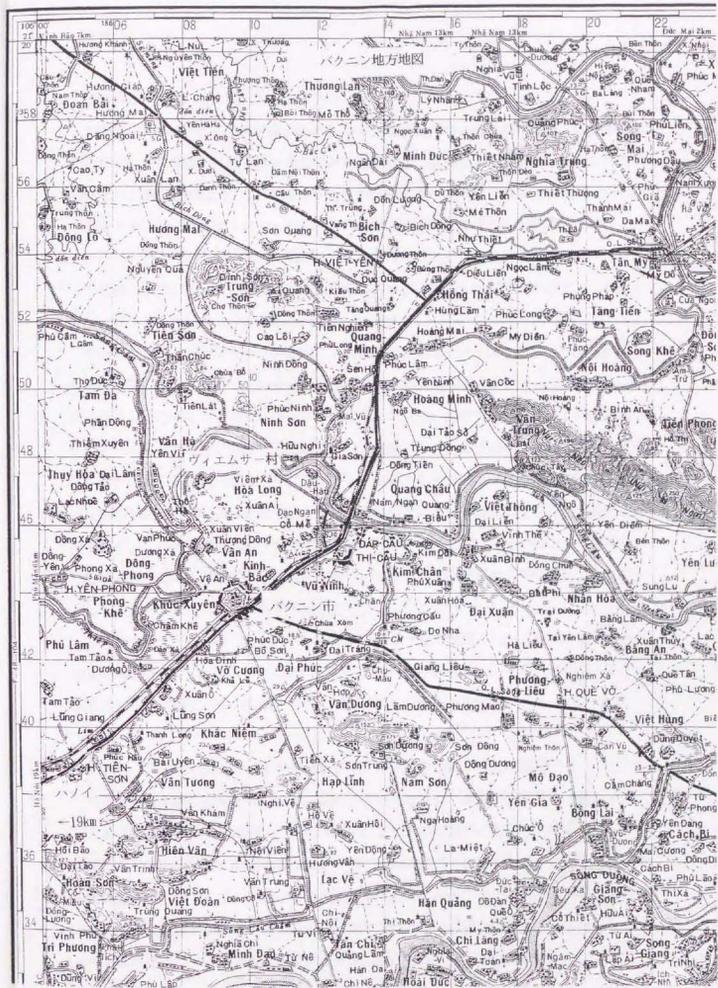
- 1) 現在のベトナムの貨幣単位ドン、調査時点での交換レートは1USドル≒11,000ドンである。
- 2) 本論文中では、陽暦の日付・西暦年をアラビア数字で、旧暦の日付・年号を漢数字で表記する。

ベトナム全図



調査地
①Viêm Xá(サイエムサー)

末成 糸編(1998)より



序章

はじめに

本論文は、①ベトナム北部紅河デルタ農村が、20世紀初頭の植民地期から、独立を獲得するための民族革命、「反封建」革命である土地改革、社会主義化（農村においては農業合作社による農業集団化）とその破綻、現在の社会主義市場経済を取る開放体制（いわゆる刷新=ドイモイ）に至るまで、どのような構造変化を遂げてきたのかを明らかにすること、②ベトナム北部社会の組織原理について考察することを主たる目的とする。

その際、筆者が分析の前提としたい分析枠組みはF・バルトと関本照夫のトランザクション/インコーポレーションである。

バルトの言うトランザクションとは、「互酬性によってシステムティックに支配された相互行為の連鎖」であり、行為者はいかにエゴの価値が増加するかという観点から、選択を行う。一方インコーポレーションの内部においては、関与者が総体として何を得るかが問題であり内部の相互関係は互酬性の原理に支配されるものではない。関与者総体は一個の単位をなして、他の個人ないし集団とトランザクションを行う（Barth 1966:4、関本 1986:274）。この枠組みは後述するように、関本照夫によって東南アジア社会の分析に応用された。ここでこの枠組みに言及する理由は、タイやマレーシアを中心とする東南アジア社会一般についてのモデルとの対比を通じ、ベトナム北部農村社会の特質をきわだたせるのに役立つと考えられるからである。

また、スコット(Scott 1976)のモラル・エコノミー論で展開された、共同体全体の生存を図らねばならないとする「生存維持の倫理(subsistence ethic)」が、現在のベトナムでどのように実現されているか、という問題も本論文の重点である。

第一節 問題設定及び、ベトナム北部紅河デルタの歴史的・生態的概観

北部ベトナム農村の置かれている生態的・歴史的条件は、東南アジア社会一般のイメージとかけ離れている。植民地化以前の東南アジアは人口に対して可耕地の比率が高く、無住地に移動し、新しい生活を得ることが容易で、他の領主・君主のもとへの逃散が農民の主要な抵抗の形態であり、支配の主要な形態は人と人とのあいだでの直接的な隷属関係であった。ここには人が耕地に分ちがたく縛りつけられ、時代の変転を越えて生きつづける村落共同体というモデルとは反するような現実がある（関本 1991:101）。

このような歴史的・生態的条件にある東南アジア社会の経営戦略を、関本(1986)、バルト(Barth 1966)を応用して、「トランザクション型」戦略と名づけた。それはインドネシアの中部ジャワ地方の都市におけるバス事業に典型的に表れている(関本 1986:274-276)。すなわち「バス会社の所有者に相当するバス所有者は、運転手、車掌を雇用してバス運行の全過程を掌握・管理することをせず、個々の運転手と日ごとの車両賃貸契約を結ぶ。運転手は自分でパートナーたる車掌を探し、収入の分配について契約を結ぶ。さらに運転手、車掌はそれぞれ知り合いの少年を助手としてバスに乗り込ませ、約束にしたがって労賃を与える。バス所有者と運転手の関係は基本的には日ごとに車両を賃貸借する契約関係であり、数日で解消するか長期化するかは、この両者間のパーソナルな関係事情に規定される。運転手と車掌以下のパートナーとの関係についても、同様である。今日の日本であれば単一のインコーポレーションによって担われるバス運送業が、それぞれ独立した経済行為の主体である諸個人間に結ばれた二者間経済取引の連鎖によって実現され、企業という集団の内部構造の分析が、独立した主体間の取引の分析に置き換えられる」のである。

関本は、ジャワ村落の農業の社会的特質もまた、①インコーポレートな内部秩序を持つ大きな主体に担われるのではなく、細分化された主体相互の二者間経済取引の連鎖によって実現されること、②経済活動をおこなう個人がインコーポレートな関係にみずからを固定するのでなく、社会的ネットワークの機能に依拠して、兼業と職業間移動の可能性をたえず用意していることを指摘している。具体的には、以下のような経営形態を取る。

みずから経営主体として拡大せず、多くの外部主体と、小さく短期的な取引を大量に維持するやり方である(中略)。所有する水田は自己の飯米の確保に必要な最小限だけを自ら経営し、残りは収穫期ごとに不特定の相手に貸し出して現金化する。余剰資金は、所有規模拡大のためよりも、一時的な農地借入にあてる。資金はストックよりもフローの状態にあり、状況に応じ農業分野の外に流れていく。労働力を自前で調達することにはこだわらず、随時日雇い労働をもちい、自身の労働力はべつの分野の仕事にあてることも多い。兼業はもはや副業ともいえず、完全に構造化されている。核家族より大きな主体は形成せず、親子間にも独立した主体間の経済契約関係が結ばれる(中略)。小作関係に入る場合も、一人の地主との長期に安定した関係はむすばれず、複数の相手との契約の関係の可能性を維持して置くことが重要である。こうした戦略は、分かちあ

いによる平等化のメカニズムとは別のものであることに注意しなければならない(中略)。機を見るに敏だったり、運がよかったものは、しだいに財を蓄積し、経済活動の網の目を拡大していく。豊かなものは、他の村人よりはるかに広く多様な人間関係の広がりを持ち、たえず同時並行的に大量の取引をおこなっている。だが、経済主体が組織化された集団として拡大されていくことはないのである(関本 1986:290)。

このように、二者関係を東南アジア社会の主要な組織原理とする見方は、前田(1989)によっても提出されている。

一方、ベトナム北部の红河デルタは16世紀までにはほぼ開発しつくされ、6,000もの行政村落が分布していた。現在でも社会的移動性は高くなく、1991年の红河デルタ人口1,352万人に対して、1954年以来の同デルタからの移住者は250万に過ぎず、しかも帰郷を前提としているという(桜井 1995:2)。また、雨季冠水するデルタでの水田耕作は、居住地を狭少な微高地に限定し、そのため村落社会の結合を強化し、堤防維持と乾季のための灌漑システムを維持するため、村落の共同システムを必須とする(桜井 1995:2)。

東南アジアが16世紀やそれ以前の時期に、世界的な交易・商業のネットワークの一つの中心地であり、また最近まで政府エコノミストの観点から見て、第三世界の中でも経済発展の優等生(関本 1991:101)であったのに対し、ベトナム北部では、前述のデルタ開発による農業と小農社会を支えるための、「非東南アジア的」で「中国的」な官僚制、領域支配の観念が13世紀以来定着していった(桃木 1990:245)。さらに17世紀末以降、陶磁器や日本向け生糸の輸出が衰退し、ベトナム北部は国際交易ネットワークからはずれ、18世紀の世界的天候不順にも見舞われ、飢饉と反乱の続発の中で国家・中間権力の搾取と流民の襲撃からの防衛のために閉鎖化・自立化していき(桃木 1990:252)、また19世紀半ば以降の、植民地支配を武装闘争で克服・打倒しようとする絶え間ない闘争は、ベトナムに社会主義体制と国際分業体制の拒否を選択させ、その結果、国際情勢にも翻弄されて経済発展にはるかに遅れを取るということとなるという、アセアン諸国とは異なる道を歩むことになった。経済開放体制にシフト(いわゆるドイモイdoi moi=刷新政策)するのは1980年代半ばで、その効果が現れはじめるのは90年代に入ってからである。

このような歴史的・生態的環境をもつベトナム北部社会では、他の東南アジア社会とは異なり、農業経営も上記の「トランザクション型」戦略を取るのではない。

関本が挙げる「トランザクション型」戦略の対局にある、「インコーポレーション型」の

戦略とは、

いわば、自分だけでできることは可能な限りやっておく、自分の足もとをまず固めようという、自足的な戦略である。自分もっている水田は自分で経営する。もし、その規模が小さすぎるなら、借入による規模拡大をはかる。さらに大きな資金が用意できれば、少しずつでも水田を買いだす。経営規模をあまり小さくせず、また労働力をできるだけ自前で調達するためには家族の規模も大きいほうがよく、核家族の分立などは許容しない。土地を持たない、あるいは家計の維持には過少な規模しか持たない場合には、長期に安定的な地主-小作関係のなかに入り込む。つまり、みずからを疑似的に自足的な主体の一部としてしまう。逆に自分で経営するには所有規模が大きくなりすぎた場合も、小作人をとりこみ疑似的に主体を拡大することで解決する。

というものであるが、ここで描かれている農業経営の姿は、地主・小作関係に関する記述を除けば、現在の北部ベトナム、とりわけ大消費地の首都ハノイ周辺で農業以外の現金獲得手段に恵まれている、というわけではない農民の姿とほぼ重なると言って良い。

1997年現在、ヴィエムサー（本論文の調査村、バクニン省イエンフォン県ホアロン社ヴィエムサー村。本章第四節で詳述する）の約700戸のうち、耕地を分配されながら自分で耕作せず、賃貸している世帯は10戸に満たない。労働は家族、親族、姻族で行う。経営規模が大きく多人数の親族、姻族による労働が必要な場合（その分、心理的に遠い、または無償では頼めないと感じられる関係の者も含まれることになる）は日当を支払うこともあり、家族で賄うことができれば、それが優先される（婚出した娘は依然有力な働き手であり、労働の対価は食事や孫の世話などの形で提供される）。交付地を全て賃貸してしまう世帯が極めて少ないこと（700戸中、10戸に満たない）から、関本の言う「農業への資本と労働投下を妨げない程度の範囲」で、副業が営まれていることは明白である（現在では青年男子層を中心に、建設労働者としてハノイなど都市への出稼ぎも行われるようになっているが、農繁期には帰村する。また社会保障・健康保険が不備であるこれらの短期の雇用よりも、収入は低くても合作社幹部などの村内での雇用を好む傾向も強い）。

このように親子の共同農業経営に代表されるような、関本が総体として利益を追求するという、インコーポレーション型の組織形態の一例をあげよう。

（事例）グエン・ヴァン・バン氏は、1996年に家屋を改築した。同一屋敷地内に二軒の家屋を建て、一軒にはバン氏夫妻と長男夫妻とその子が、もう一軒には三男夫妻が住む。それぞれの家屋は電を分けている。新築にかかった総費用は3500万ドンで、2700-2800万ドンは自己でまかない、残り7-800万ドンを借金をした。

改築に際して、バン氏とその家族は以下のようなトランザクションを行った。長男タンは合作社と煉瓦の入札契約（入札地に炬を建て、入札地の土を原料に、人を雇って煉瓦を生産させる）を結んでいるので、自己調達した。また、長男の幼児からの遊び仲間12人で構成されている「同性会(hoi dong tinh)」は、棟上げ式に金（きん）2チー（100ドル相当）を贈った。「同性会」中の6人は、チャイホという日本の「頼母子講」に似た組織を構成しており、粳100kg（19万ドン＝18ドル相当）と豚肉50kg（50万ドン相当）を援助した。また、バン氏の養親の息子は、以前煉瓦を借りていたのを返した。バンの兄の息子は建設労働に参加する一方、同性会の成員として粳と豚肉を援助したうちの一人である。また三男夫妻は実際の建設労働に参加したほか、金銭的にも可能な限り貢献したと推定される。

このようにバン氏夫妻と長男、三男夫妻は、改築という共通の利益を達成するために、インコーポレーション戦略を取った。そして各人が親族関係、疑似的兄弟関係、経営体の人間関係、友人関係、経済的互助組織関係を利用して取引を行い、ひとつの事業の達成に貢献した。また、バン氏夫妻と長男夫妻、三男夫妻の間では、こうした協力が当然であり三組の夫婦は一体であるとの規範や理念、感情が共有されており、この三組の関係は貢献の度合いによって利益の享受の程度が決まるといった、契約的關係ではない。さらに、この三組の協同は、長男夫妻の親に対する扶養や、三男夫婦のそのことへの協力（長男夫妻の家族に労働力が足りないときに、老親の耕地を耕すことなど）によって長期に維持される。このような関係は村落生活のいたる所に見いだすことができる。

農業経営においても、前に引用した関本のインコーポレーション戦略にきわめて類似した方式を取る。

1988年に経営自主権を公認されて交付された耕地（いわゆる「交付地」）耕作をまず行い、資本が準備できる場合は、合作社が管理する入札地を落札して経営する。労働力はまず家族、親族でできるだけまかない、それが不可能である場合に初めて、金銭を支払う雇

用労働力に頼る。

小作は現在ではヴィエムサーでは行われていないが、土地改革前には、二世代に渡ってコンヌオイ(養子的一种)として地主に奉仕した例があった。土地改革期の「農村における階級判定条例」で、側室やコンヌオイを家族労働力であるか、小作人の一種であるかを判定する基準が設けられた(第2章第3節①参照)のは、地主が小作人を疑似家族として取り込むインコーポレーション戦略が、ベトナム北部で広範に行われていたことを示し、前述したトランサクション戦略において、一人の地主との長期に安定した関係が結ばれず複数の相手との契約の関係の可能性を維持しておくとは対照的である。

また、むらは現在でも、国家の承認の下にむら独自の「条例」を持ち、亭で城隍神を祭祀し、むら内部での婚姻が圧倒的多数をしめる。また第5章で述べるように、農業合作社合作社員＝むらびと全体の生存維持を総体として目指す、インコーポレーションであると言える。

ところで、ベトナム研究に関しては、1970年代以降のいわゆるスコットとポプキンによるモラル・エコノミー対ポリティカル・エコノミー論争に触れないわけにはいかない。

スコットは『農民のモラル・エコノミー』(Scott 1976)において、植民地化以前の東南アジア農村では、共同体内で成員の生存維持を保障する弱者救済の規範が実行されていたが、植民地化によってその規範が失われた時、農民はその回復を求めて、絶望的で復古的反乱に立ち上がりとして、1930-31年のベトナムのゲティン・ソヴィエト運動や、ビルマのサヤ・サン反乱を事例として示した。ポプキンは『合理的な農民』(Popkin 1979)でこれに反論し、植民地化以前のベトナム村落に弱者救済機能はなかったこと、スコットが描きだす、利益の極大化よりも生存維持ラインを割り込まないことを望むという「安全第一主義」の農民像は妥当ではなく、東南アジア農民は常に利益を最大にしようとする合理的存在であることを主張し、一般に共同体の協同行動は、自分がそれに貢献することなくその成果だけを受用しようとする、フリー・ライダーによって成立しないが、外部から適切な指導があった場合に、農民は革命的運動に進んで参加すると主張した。この二人の主張はさまざまな議論を引き起こし、シンポジウムが開催されたりしたが、⁽¹⁾ 今日ではこの問題は、二者択一的に解答がでる性質のものではないことが明らかになっていると考えてよいであろう。⁽²⁾

スコットはその後、農民反乱よりも、サボタージュや盗みのような「日常的な抵抗」形態に関心を移した(Scott 1985)。

本論文は、この論点に直接答えることを目的とするものではない。しかし、スコットがモラル・エコノミー論で提出した、弱者救済を含む「生存維持の倫理(subsistence ethic)」と言う論点に影響を受けている。また、その「生存維持の倫理」が、スコットの言うように歴史的に過去のものでも、復古的なものでもなく、現在の社会主義ベトナムの農民にとって依然重要なものであること、国家の制度的支援がなくとも社会主義の理想として自前の資源を動員しても達成されることが望ましいと考えられていることを示したい。つまり、ベトナム社会主義は単なる官製のスローガンや国家の押しつけではなく、草の根の社会主義観に支えられて成立していることを主張するものである。

本論文では、このような歴史的・生態的環境のなかで生きているベトナム北部農民の村落構造が、本章冒頭に挙げたように植民地時代の20世紀初頭から、社会主義市場経済体制を取る現在まで、どのように変化してきたのか、また、ベトナム北部社会を規律する組織原理とはどのようなものかを分析・考察することを目的とする。

第二節 研究史の回顧

本論文の目的との関連で、ベトナム北部研究に関して、キン(ベト)族の村落研究に限って言及することとする。

フランス植民地時代に始まった本格的ベトナム研究は、当初、植民地行政官であるオリ(Ory [1894])らによって行われていた。20世紀初頭から、ハノイにフランス極東学院が置かれ、フランス人、ベトナム人による質の高いフィールド・ワークによる研究が行われた。本論文で引用するものだけでも、グエン・ヴァン・フエン(Nguyen Van Huyen 1938)やグエン・ヴァン・コアン(Nguyen Van Khoan 1930)の亭における祭礼の研究などが、極東学院の紀要に掲載された。またデュムーティエ(Dumoutier 1907)の村落構造の研究も『紀要』に掲載されたものではないが重要である。また、中部フエを中心に広範な宗教研究を行ったカディエール(Cadière)は、詳細かつ質の高い多くの業績を残した。

この時期のベトナム人によるベトナム語(クオック・ゲー＝ローマ字表記)による風俗習慣の研究としては、ファン・ケー・ビン(Phan Ke Binh 1990[1915])やダオ・ズイ・アイン(Dao Duy Anh 1985[1938])が、近代的な知識人としての批判的な立場からの詳細な研究を行った。この記述スタイルは、1960年代のトアン・アイン(Toan Anh)の語研究に引き継がれたが、この3人の著作ではその知見がいつ、どこで得られたものなのか言及されていないのが惜しまれる。

1920-30年代には、グール(Gourou 1936, 1940)、デュモン(Dumont 1935)、イヴ・アンリ(Henry 1932)らの農業地理、農業経済の研究が行われ、その価値は未だにあげていない。また、グールのプロジェクトに参加したヴォー・グエン・ザップは、チュオン・チンとともに共産主義者の立場から農民の悲惨な生活を描写し、「耕す者に土地を」という共産党の主張の裏付けを行った(Trung Chinh & Vo Nguyen Giap 1974[1937])。

1945年の八月革命以降のベトナム北部では、外国人による人類学的調査は不可能になった。その間、ベトナム人自身による調査が、戦争やその後の経済的苦境の中で、いくつかの優れた業績を生み出した。特に人類学的訓練を受けた研究者によるものとして、チャン・トウ(Tran Tu 1984)の研究が貴重である。また、この時期の例外的な外国人による社会学的研究に、ウタールら(Houtart & Lemerclinier 1984)の村落調査があるが、質問表に依拠して統計に重点を置いた研究は、人類学的参与観察とは程遠い。

1980年代後半から開放政策によって、制限を伴いながらも外国人による調査が許可されるようになった。先鞭をつけたのは、海外在住ベトナム人であるルオン(Luong 1989, 1992)で、制限された条件下での比較的短期のフィールド・ワークを、海外での聞き取りや文献資料で補い、ネイティヴの利点を最大限活かした成果を挙げている。

ルオンは、ポペンク流の費用・利得分析では、抗仏戦の1946-50年という圧倒的にフランスが優勢な時期に、なぜ多くの異なる社会階層の青年たちが独立運動にすすんで参加したのか、1945年の飢饉にさいして食料を求める蜂起が起きなかったのはなぜか、1965-1975年の抗米戦期に、農業合作社員が自らの利益を減らしてまで、安価で国家に穀を売って戦争協力したのか説明できないとする一方で、モラル・エコノミー論者として言及されることが多いJ・ペイジの階級分化の観点からは、多様な階層からなるベトナムの民族主義運動が説明できないし、階層分化の激しい南部よりも、前資本主義的な要素を多く残した北部・中部のほうが革命運動が盛んであったことも説明できないとする。そして、西欧資本主義の拡大とローカルな土着システムとの不一致と、階級関係の構造という視点をとるにも動員して(ペイジのように、階級関係のみに関心を払い、ネイティヴのカテゴリーを無視するのではなく)、歴史的事件と革命運動のダイナミクスを分析した結果、北部・中部ベトナムの前資本主義的伝統(儒教の、経済的な富の蓄積よりも、道徳的自己養育に価値を置くこと、教育を受けた者の他の社会階層へのノブレス・オブリージュなど)が階層構造的ヒエラルキーと共同体的集団主義の間にある緊張を緩和して、個別的にはフランス植民地主義、一般的には資本主義的帝国主義に対する活発な反抗へのイデオロギー的・組織

的力を供給し、ナショナリズムや集団主義の発展に価値を付与したと論ずる(Luong 1992)。

また、マラーニー(Malarney 1994)も、ベトナム人の心の裏「情感(tinh cam)」の世界を描きだし①1945年以前のベトナム北部村落社会が、地位のヒエラルキーと、「情感」に基づく地位を超越した平等な世界が併存していたこと、②共産主義者による革命はこの二つの面を平等なものに統一しようとして、地位の差が表象される場である人生儀礼や宗教儀礼に制限を加えようとしたこと、③その試みは完全には成功しなかったこと、④開放政策ドイモイに伴って、制限された儀礼の一部は復活したが、全てが復活したわけではないことなどを明らかにした。

日本人では桜井由躬雄を代表とする歴史学者、人類学者による総合的地域研究として、紅河デルタ下部の合作社についての集団調査が1994年以来行われている。その中からは松尾(1996, 1998)の合作社研究が発表されている。また、農村社会学者である岩井は家族研究(1995)、合作社研究(1996)で業績を発表しており、筆者の研究と接合・比較できる点が多い。末成(1998)は、祖先崇拜に焦点を置いた研究を目指しながらも、その前提となる社会生活全般、むらびとの歴史意識について、住み込み許可という好条件を得て、内容の濃い研究を行っている。本来の主題である祖先崇拜に関する成果の発表が待たれる。以上がフィールド・ワークにもとづいたベトナム北部研究である。

次に、社会主義国に対する人類学研究における、本研究の位置づけについて述べると、特に、1989年の一連の社会主義体制の崩壊以降に出てきた新たな潮流として、ワトソン(Watson et al. 1994)らの研究がある。これはポスト社会主義国において、社会主義の名において制定された公的な歴史の陰に、圧殺され、忘却することを強制された個人的な記憶があり、それらはどのような形で、密かに保持されてきたか、或いは、公的なイデオロギーに従うふりをして、抵抗が如何に行われたか、更にはそれらが、社会主義体制崩壊後どのような形で噴出し、新たに起こってきたナショナリズムに正統性を与える語りとして公的歴史となっていくかについて分析したものである。

社会主義体制が現在でも維持されているベトナムにおいても、社会主義の公的な歴史の場では長らく語ることができなかったことが、当然存在していた。例えば1955-56年の土地改革期に中国のやり方を機械的に適用したため、多くの無辜の犠牲者を出したことはその一例である。また、集団耕作が社会主義的農業生産であるとされた時代には、農民は自留地(いわゆる5%地)の経営で、収入の約半分を挙げており、地方において試みられ、

当初は社会主義からの逸脱とされた世帯に対する生産請負制は、79年からは徐々に世帯の経営権を拡大していくという国家政策に取り入れられた。国家政策に対する農民の抵抗が国家政策そのものを変えた。

また、社会主義陣営崩壊という状況下において体制を維持していくために、「ベトナム的社会主義」という概念が採用され、そのなかで「民族の伝統の維持・発掘」が称揚された。従来規制の対象になっていた宗教行為が、逆にそのシンボルとして奨励され、社会主義イデオロギーに代わる国民統合の手段としてのナショナリズム高揚のために公的な歴史に組み込まれるといった事態が出現している。本論文においても、こうした事例が記述され、分析の対象になるが、そのことをもって本論文の主題とはしない。むしろ、人類学的には主に中国(Potter & Potter 1990) (覇 1992[1990]) (秦 1994)、最近ではベトナム(Luong 1992)(Malarney 1994)をフィールドに展開されてきた、特定のコミュニティに焦点を据えて、社会主義化前後の社会変容を明らかにするという研究主題と傾向を同じくするものである。次節では、本論文が考察の対象とする植民地期のベトナム社会が、どのようなものであったのかを概観する。

第三節 植民地期のベトナム北部村落

1. 植民地化

フランスが1860年代のベトナム南部の植民地化に続いて、中部・北部の植民地化に着手し、その支配を確立したのは1880年代であった。直轄領の南部コーチシナと違い、北部のトンキンと中部のアンナンは保護領となり、以降フランスの行政機構と朝廷の行政機構が併存する形となった。ただし、植民地経営にあたっては、同化主義を取るか、それに対立する概念である協同主義をとるか植民地当局内にも議論があり、大筋としては、植民地経営の円滑化を図るという目的に合致する範囲においては、村落構造に手をつけたいという政策が取られた(しかし植民地支配の期間中、植民地当局の村落に対する干渉が皆無であったわけではなく、この点は次章で述べる)。

植民地期ベトナム北部村落の一般的特徴は、①植民地化以前から起こっていた階層分化がますます激化したこと、②植民地当局が創設した税制・専売制が農民を苦しめたこと、③村落内有力者層の伝統的権威・正統性が動揺したことこの三点にある。

①階層分化

もともとベトナム農村社会では、女子を含む分割相続の慣行により、富や土地資源が分散・集積するサイクルがあった。「三つの族がすべて金持ちであることはなく、誰も三代に渡って貧しくはない(khong ai giâu ba họ, khong ai kho ba doi)」ということわざはこのような土地の分散-集中-分散のサイクルを表したものであるという(Tran Tu 1984:28-29)。15世紀にはぼ未耕地が消滅した北部の紅河デルタでは、人口増加と生産力の停滞により、主要な生計手段である土地の希少価値が高まり、その争奪が激化した。植民地化によって、不十分ではあるが、土地が商品化されたこともこれに拍車をかけた(Murray 1980:55-56:63)。

圧倒的な数の農民は、きわめて零細な土地所有と経営規模であった。1930年代に行われたフランス人の農業経済学者による調査はそれを裏付けている。

すなわち、イヴ・アンリ(Henry 1932:108-109;144;211)によれば、1930-31年において農村人口の36%が土地無しであった。これら土地無し層は小作人や農業労働者として地主の土地を耕作し、小規模土地所有者よりもさらに不安定な状態におかれていた。一方、グールーによれば、1939年に土地所有者の62%が1マウ以下の所有であった(Gourou 1940:229)。北部デルタの二期作地帯では、稲作で一年間生計を維持するには3マウの水田が必要だったというから(菊池 1978:59)、その零細な経営規模がわかる。

農民の生活レベルは向上せず、農業の主要作物である稲の一人当たりの生産量は、生存維持レベルを割り込んでいた。1932年に、北部では一人あたりの年間籾生産量は217kgであったが、生存維持には240kg(グールー[Gourou 1936:406]の計算では277kg)が必要であった(Murray 1980:414;610)。その他の作物や手工業は、あくまで補完的な収入源としてのレベルにとどまった。植民地当局は農業水路の建設や、農業信用制度を設けて、農民特に小農の農業経営の安定と向上を図ろうとしたことも事実であるが、効果をあげることはできなかった。水路建設による増産は人口増加に相殺され、農業信用制度は担保に乏しい小土地所有者が利用することができず、結局は高利貸しの資金源として利用された(Murray 1980:183;410-411)。

またベトナム村落には、もともと国家が分給し、課税する公田があったが、19世紀には分給の主体は、事実上は村落、それも村政を牛耳る有力者に握られており、彼らが優良な田を優先的に配分を受けたり、占有することが行われていた。仏領期になると、植民地当局は入植者のために近代的な土地登記制度を導入したり、時効取得を認めて、入植者や土

地払い下げを受けた者、経営権の保持者等に便宜を図ったため、共有地である公田は個人により取得・登記され、大幅に減少した。1929-31年の植民地当局による調査では、北部における水田に対する公田比率は21%にすぎなかった(Henry 1932:213)。

②植民地期の税制・専売制・賦役

植民地財政をフランス本国に依存せずに、植民地が自前で財源を確立するために創設された各種の税金、特にアルコール、塩、阿片の専売制度は農民を苦しめた。アルコールと塩の専売は、それを生産する農民の収入の機会を奪い、自給を破壊した。アルコール専売は省ごと、村ごとに購入額のノルマが決まっており、植民地期以前のように、農民が自家製造することは密造と見なされて、投獄の対象となった。塩専売は、生産者が代理店に、国家が定めた価格で強制的に納入し、国家がこれを生産者からの買い上げ価格の6-8倍で消費者に販売するものであった(Murray 1980:77)。

また、人頭税や地租が金納化されたことも、農民の貨幣経済への依存を強めた。人頭税は、村の人丁簿に記載された成人男性に課されるもので、納税と引換えにIDカードであるカルドが発行された。これなしでは日常の移動や経済活動に支障を来すほか、罰金・投獄の対象とされた。植民地期以前は漏丁(村落が課税対象者の人数を偽って申告すること)がひろく行われていたが、カルド制導入以降は国家による個人への管理・統制が強化された。⁽⁴⁾ 1921年に人頭税は、平均的耕作者の三ヵ月分の米消費量に相当する額であった。

地租は、土地の等級ごとに課税されるものであったが、税額は1893年に10%、1894年に10%、1897年に23%値上げされ、さらに1903年には省ごとに10-30%の上乗せが認められた(Murray 1980:79)。

さらに賦役は、1886年には年48日が課されており、以後徐々に日数の削減や金銭による代納が認められるようになったが、その劣悪な労働環境は多くの死者を出した。最終的には年10日を残して人頭税に吸収されるが、金銭で代納できない貧困層への負担となった(Murray 1980:81-87)。

③村落内有力者層の伝統的権威・正統性の動揺

ベトナム北部村落内部では、書目(ky muc)と呼ばれる村政・村事を牛耳る有力者層と、白丁(bach dinh)と呼ばれる一般農民層に別れていた。前者は、現役または旧正副総⁽⁴⁾ 旧正副里長、退職官吏、職色(科挙の進士、副傍、拳人。文官の九品、武官の卒隊以上の

人々など)、その他の試験合格者、賦役を免れる特権を購入した者、正副総の地位を買った者(Phan Ke Binh 1990[1915]:123) などからなる。

彼らは書目会同を形成し、その地位はむらびとの中から選出される里長(ly truong=村長)・副里(pho ly)よりも高かった。里長・副里が国家の出先機関にすぎないのに対し、むらの財政や祭祀の役割分担に関して、里長は書目会同の筆頭である先紙・次紙に報告しなければならず、書目会同が相談してものごとを決めていた(Phan Ke Binh 1990[1915]:127-129)。また、国家から課される人頭税や地租は地簿と丁簿に基づいて課税されることが原則であったが、実際には国家は納税者一人一人から徴税を行っていたわけではなく、村落が行っていた。里長は毎年国家から旨牌という村全体の税の総額を示され、先紙・次紙にそれを示して、税の割り振りの日を決める。当日になるとむらびとを亭に集め、里長が旨牌を見せて、書目が丁簿に基づいて一人一人に割り振っていった。その際むらによっては、国家规定とは異なる独自のやり方で課税したり、地租と人頭税を一つにまとめて徴収したり、徴収漏れの分を予め見込んで上乗せして徴収するところもあった(Phan Ke Binh 1990[1915]:147-148)。このようないわば村請け制は、ダオ・ズイ・アイシ(Dao 1985[1938]:83)にも指摘されている。また、里長は書目より劣位に置かれていたとはいえ、一般のむらびとに対しては権力をふるい、濫用することは書目と同様であった。

里長を含む村落内有力者層は、こうした税徴収の権限を利用して私腹を肥やした(Truong & Vo 1974[1937]:94-97)。また、彼らは公田の優先的分配を受けたり、公田が少なすぎむらびとに分配できず一括して賃貸にした場合に、その賃貸料を私的的に使用したり公田分給の権利を握っていることでむらびとから賄賂を取ったりした(Truong & Vo 1974[1937]:78-83)。

このような村落内有力者の腐敗と前述の階層分化の激化は、村落内での階層間対立を招くとともに、村落内有力者の伝統的な地位・権威に動揺をもたらすことになった。

フランス植民地当局も朝廷も、村落エリートと、その村落エリートを数百年に渡って支えてきた儀礼の不変性が、村落を革命から遠ざけるものと確信していた。村落エリートは個人的な利益ではなく、大義のために競争を受け入れ、その理想化された礼節がフランスの侵略者に対する武器となると、植民地当局は信じていたのであったが(Woodside 1976:133-134)、前述のように腐敗した、或いは植民地支配に迎合し、無抵抗な村落エリートが従来の正統性・権威を保持し続けることは困難であった。1920年代に現れた、社会革命とナショナリズム革命の双方を視野に入れた革命勢力が、村落エリートのライバルとなった

のである。共産主義者は「耕す者に土地を」と主張した。

ただし、序論第一節で、ルオン(Luong 1992)の説を紹介した通り、伝統的エリートの全てが、腐敗、或いは植民地支配に無抵抗であったわけではなく、革命運動は多様な社会階層からなっていたことも忘れてはならない。実際、ヴィエムサー(炎舎)社には里長でありながら革命に協力し、抗仏戦で、革命勢力に税を運ぶ途中で仏軍に捕まり銃殺された地主、グエン・ヴァン・ファイ(阮文派)のような人物もいたのである。

次に革命運動とその村落への影響を次に述べる。

II. 反植民地・民族主義運動

植民地当局は、フランス領インドシナ連邦が成立して、植民地制度・機構が確立した後、ベトナム人の植民地体制への反抗に常に悩まされた。こうした反植民地・民族主義運動は、その運動の目標や志向する脱植民地後の体制などの違いによって、いくつかの段階に区分することができる。

〈第一段階〉フランスの侵略が始まってから19世紀の終わりまでは、運動は官人や地方の文紳によって指導されていた。彼らは科擧試験合格者であり、その教養は儒学によるものであった。その目指すところは、フランスをベトナムから追放し、阮朝皇帝の支配を回復することである。1885年にフエの宮廷を脱出し、山地に籠もった咸宜帝が出した詔勅に従う「勤王運動」はその頂点である。これらの官人・文紳主導の勤王運動は、フランスに対してだけでなく、ベトナム人キリスト教徒への虐殺「教案」として荒れ狂った。勤王運動は、フランス側が同慶帝を擁立し、鎮圧軍を差し向けたことにより、名文を失った文紳層が帰順・投降して崩壊した(桜井 1991a)。

〈第二段階〉この時期の運動は、20世紀初めのフランスに屈した朝廷を見限った科擧知識人、いわゆる開明的士大夫たちによるものである。代表的な存在であるファン・ボイ・チャウやファン・チュウ・チンはいずれも、科擧に合格しながら、フランスに屈した朝廷に仕官することを潔しとせず、植民地体制打倒の道を探り、ベトナム国内を行脚して同志を糾合しようとした。また彼らは中国の洋務・変法期の「新書」を通じて西洋の政治思想に触れ、「民智」「民権」の振興、商工業の育成などを唱えた。これらの主張の具体的展開として、チャウは東遊運動(独立のための人材育成としての日本留学運動)を唱え、チンはハノイに東京義塾を設立し、近代化のために必要な知識を学ばせようとした。例えば東京義塾では、クオック・グー(ベトナム語のアルファベット表記)教育を中心に、仏語

・数学・衛生学・自然科学・歴史・文学などの科目が設置され、西洋思想・制度の紹介が行われ、儒教や科擧は迷信と並んで、ベトナムの近代化の障害と見なされた。

またチャウは、「国」と「君」を分離し、従来の臣民に変わって「国民」という概念、また「君主」に対して「民主」という概念を用い、独立後の政体を当初は立憲君主制、中国の辛亥革命以後はその影響を受けて、共和制とした。ただし、チャウの「国民」概念には、社会の下層にいる貧しい農民は入っていないという限界があった(白石 1993a:167-288)。

東遊運動は1907年の日仏協約で、日本政府が在日ベトナム人の取締りに乗り出したことにより、チャウや留学生が離日して終わった。また東京義塾も1908年に閉鎖され、チンは同年に中部で起きた抗税一揆に連座して投獄、のちフランスに出国した。チャウも中国でベトナム光復会を結成したが、1910年代の反仏・民族主義運動は、散発的な武装蜂起が短期間の内に鎮圧されることの繰り返しに終わった。

〈第三段階〉こうしたいわば、手詰まりの状況に変化が訪れるのは、1920年代になってからである。ロシア革命や孫文の三民主義に影響を受けた民族主義運動が生まれてくる。1924年には、広州を訪れたインドシナ総督メルランに、ベトナム人抗仏政治団体タムタム(心心)社のメンバーが爆弾を投げつける事件が起こり、ベトナム国内の政治運動の急進化に大きな影響を与える(古田 1991:97)。タムタム社の中でも急進的なメンバーは、グエン・アイ・クオック(当時、コミンテルンの東方部委員で南方局の責任者であった、後のホー・チ・ミン)が1925年に結成したベトナム青年革命同志会に合流した。このベトナム青年革命同志会は①ベトナムの独立回復だけでなく、社会改革のプログラムを持ったこと、②労働者・農民などの大衆を組織しようとしたこと、③指導者個人の威信や地縁・血縁でなく、革命理論の共有を基礎にしたことなどが、従来の民族主義・抗仏運動とは異なっていた(Huyhn 1982:63-89)。また、グエンは広東に集まったベトナム人青年のために、政治訓練クラスを開き、機関紙『青年』を発行し、『革命の道』というテキストを著した。そこで彼は民族革命と世界革命の二段階革命論を取り、世界革命を「世界のどんな国のどんな場所であろうとも全ての農民、労働者がみな一つの家の兄弟のように互いに連合して、世界の全ての資本を倒し、どの国、どの民であろうとも幸福で、天下を大同にする」(Nguyen Ai Quoc 1977[1927]:24)ことであるとされた。また、ロシア革命の意義を高く評価し、ベトナム革命に成功するためには、マルクス・レーニン主義に従い、第三インターナショナルに頼らなければならないとした。

このような同志会の活動は、他の民族主義政党にも大きな影響を与えた。例えばベトナム中部ゲティンの「興南会」は、1926年に同志会と接触した後、会名を「ベトナム革命同志会」(グエン・アイ・クオックの「ベトナム青年革命同志会」から「青年」を取った)に改め、民族革命と世界革命の二段階革命を目指す綱領を採択した(Gouvernement Général de l'Indochine, Direction des Affaires Politique et de la Sécurité Général 1933:12-13)。また1928年には新越革命党と改名し、「大同世界民主革命」を主張する(Dan g Cong San Viet Nam Ban Chap Hanh Trung Uong 1977:167)。以後、新越革命党はベトナム青年革命同志会と合同を模索する一方で、激しい勢力争いを演じ、多くの党員をベトナム青年革命同志会に奪われた。しかし、ベトナム中部における民族主義政党の柱になり、1930年のベトナム共産党の結成に加わる三政党の一つ、インドシナ共産主義連盟の母体になる。また、1927年にハノイで結成されたベトナム国民党もその綱領に民族革命と世界革命の二段階革命論をとっていたが、この綱領はグエンから、新越革命党経由で国民党にもたらされたものであった。ただし、国民党には大衆の支持基盤が欠けていた(Huynh 1982: 92-93)。

ベトナム青年革命同志会や新越革命党は、工場、学校、農村に浸透して大衆組織を作りその主張を広めていった。1929年にはベトナム青年革命同志会の影響下にある農民会が結成され、150名の会員数を数えた(Huynh 1982:112)。

このような大衆を組織しようとする運動方法は、1930年2月に結成された共産党にも引き継がれていく。1930年4月から10月の間に400の農民デモが行われ、31万413名の参加者があったとする報告もある(Huynh 1982:112)。メーデーに合わせた共産党によるデモの呼びかけに応じてのことであった。特に中部ゲティン地方では、当初のデモンストレーションや請願行動の枠を越え、次第に実力行使を伴って、それぞれの村の抱えている問題(不当に占拠された入会地や公田の回収など)を解決するようになった。1930年9月に入ると、里長が逃亡して、共産党指導下の農会が自治を行うようになった。いわゆるゲティン・ソヴィエト運動である。これらの村々では、公田の回収、迷信・窮俗の廃止、識字運動男女平等、小作料の減免などが実施されるようになった。こうした農村自治は、フランスの弾圧によって崩壊する31年後半まで続いた。

共産主義は、農民にとって惨めさ、抑圧、搾取からの解放を、また革命は単に抽象的なナショナルな自由ではなく、十分な食料があり、尊敬をもって生きることを意味した(Huynh 1982:102-103)。

ただし、これらの共産主義運動の浸透は地域によって差があり、一律ではない。北部では紅河デルタの下部タイビン、ニンビン、ナムディンの諸省、中部のタインホア、ゲアンハティン、クアンビン、クアンチ、クアンガイ、クアンティンの諸省で影響が大きかった(Huynh 1982:104)。またさらに言えば、同じ省でもむらごとに事情は異なると言えるであろう。実際ヴィエムサーでは、共産主義運動の影響は1930年代後半までであられない。

次節では、調査村ヴィエムサーの概略を述べる。

第四節 調査村及びバクニン地方の概略

I. むらへのアクセス⁽⁵⁾

筆者が調査村として選んだのは、バクニン省(1963年4月1日から1996年12月31日まで)はハバック省[Tinh Ha Bac]であったので、本論文では時期によって使い分けている)イエンフォン県ホアロン社ヴィエムサー村(Tinh Bac Ninh, Huyen Yen Phong, Xa Hoa Long, Thon Viem Xa)であり、紅河デルタ中にある。紅河デルタは、標高10メートルから0.3メートルほどの広大な沖積平地である。同村は首都ハノイから東北に35km、省都バクニン市から北へ約5kmの距離にある。ハノイからは中越国境へと向かう国道1A号線をバクニン市まで走り、市の入口にあるバクニン教会を右手に見ながら、左手に折れ、鉄道の踏切を渡り、バクニン市からイエンフォン県の都を向かう省道に入る。右が敷き詰められているが、アスファルト舗装はされていないこの道を、街並みが途切れるまで走り、木工所のある三つ角で、田の間の畦道に入る。この道は堤防へ出る近道だが、雨が降ったときには、ブレーキをかけると横滑りするので自転車では通れない。この道を数キロ行くあいだにもむらの亭を二つ通過する。手前にあるのは、トウオンドンという中国からの移住者のむらで、亭の中には由緒ある碑文があるが、なぜか未だ写真に写せた者はいないという。二つ目の亭が右手に見える頃には、ポンプ・ステーションと堤防にたどり着く。堤防上の道(これも舗装されていない)を少し走れば、すぐに竹で作られたヴァリエ(遮断機)を通過し、ホアロン社の最初のむらスアン・ヴィエン(春園)である。ヴァリエは通過する車から通行料を徴収するためのものであろうが、遮断機が下りているのも、竹で作られた詰所一といっても簡単なベッドだが「防衛(bao vie)」が詰めているのも、ほとんど見かけないのはなぜだろう。道は堤防を外れ、坂道を下り、市場となる三つ角を過ぎ(ヴィエムサーのむらびともここで野菜を売る)、スアン・アイ(春園)、クア・カム(果敢)とむ

ら過ぎていき、どん詰まりがヴィエムサーである。左手に「山」（実際は丘）が見える。そのふもとは、ベトナム特有の女神である聖母神のやしろ（デン[den]）と、本殿前の井戸があり、これがむらの入口である。本殿前のスラブ建ての建物は「安置所」で、慣習でむらの外で死んだ遺体は、むらの中に入れてないので、ここで葬儀を行うのである。安置所はまた「休憩所」とも呼ばれ、むらの中から出てきた葬列は義庄（一次葬墓地）へ向かう前に、必ずこの安置所の前で小休止する。「死者と生者がともに憩う場所である」とは、むらのある老人の言葉である。

「山」のふもとにも家が密集して建っているが、ここは1970年代以降に開かれた、いわば新開地であり、むらの下位単位であるソムとは呼ばれない。ソムは現在合作社の生産隊となっているが、各世帯はここに家を建てる前に所属していたソム（生産隊）に属する。聖母のデンを過ぎると、すぐ目の前左手に寺が見える。右手は池と芝生で覆われた広場、池、そして亭である。亭はむらの守護神を祀る、むらの信仰生活の中心であり、亭はまた農業合作社の大会や保寿会（老人会）の総会が開かれる場所である。亭を真ん中にして左右すなわち東西に、集村形態でむらの家々が建っている。むらのメインストリートとなるコンクリ舗装の道は東西南北に走り、そこから南北に路地(ngo)が何本も出ている。路地は幅2メートルも無く、各家の門はその路地に対して開く形でつけられているが、ふだんは戸は閉じられており、壁は高く、中を覗き込むことはできない。しかし、家屋どうしは密集して建っており、家の北側の壁が、すなわち隣接する屋敷地との境であり、その壁についている小窓を開ければ、北隣の中庭は丸見えで、プライバシーを保ちにくい。1970年代後半から80年代前半の経済的苦境の時代に、隣家に肉を食べていることを知られないように、包丁ではなく、はさみで肉を切って音が出ないようにしたという話があるほどだ。耕地は集落の東西南北四方に広がるが、むらの北東・東・南東にある耕地は低く、水が付きやすい。カウ河はむらの北側を流れ、これを越えれば、バクザン省ヒエップホア県、ヴィエットイエン県である。

II. むらの概略

ヴィエムサーむらは、上述の通り、行政単位としての村(thon)と一致する。1945年以前はひとつの社(xa)であった。一般にむら(lang)は集落・耕地・宗教施設などから構成され、城隍神の信仰圏、婚姻圏ともなっており、家族や親族とともに、社会生活の基本的な単位をなしている場合が多い。特に、バクニン地方は、領域的には村=合作社=1945年以

前の社である場合が多く、1945年以降、本来国家の正式な行政単位でなかった村に、村長を置くところが全村の2割(古田 1996b:161)に及び、行政単位としての村と人々の生活圏であるところのむらの領域も一致する。同じ紅河デルタでも、デルタ下部のナムディン省コックタイン合作社と旧百穀社のように、合作社と現在の社、1945年以前の社がかなりずれてしまっている所もあり、そういう所に比べると、人々にとってのむらはかなりはっきりとした境界を持って存在していると言える。ひとびとは、むらに生まれ、むらに住みむらの耕地を耕し、むらびとと結婚し、むらの城隍神を拝み、同じむらの者とそれ以外を区別し、後者には警戒感すら抱くことがある。

現在の村の人口は約3,100人(700戸)であるが、現役の国家公務員、公共企業体職員、軍人、教員などは、村内に居住していても戸籍(ho khau)が村に無い。その場合、農業合作社員とはならないので、1992年の耕地交付を受けなかったし、合作社幹部の選挙・被選挙権が無い。しかし、夫が公務員で単身赴任、あるいはむらから通勤していても、妻や子は合作社員として耕地交付を受けている場合が多いから、合作社や村の行政と全く関わらないむら内居住者はいないと言ってよい。

合作社員として耕地の交付を受けながら、自分で耕作せず賃貸して、商売を専業にしている世帯は、合作社が把握しているのは現在4戸だが、実際はあと数戸はある可能性もある。しかし、稲作を中心とする農業がむらの主要な産業である。その他に養蚕、養豚、木工、豚の仲買、小商い、電気修理、煉瓦作り(農作物への煙害のため、1997年旧暦の大晦日を最後に禁止)、建設労働者などの副業を営んで現金獲得を目指すのが普通である。しかし、第一節で述べた「インコーポレーション型」戦略の説明でも述べたように、それはあくまで主業としての農業への資本と労働の投下を妨げない程度にしか許容しない。合作社の報告では、村内人口の80%が農業に携わり、商業など他の産業に従事するのは20%にすぎない。また、商業などである程度の収入をあげた者は、営業税を国家に支払わなければならないが、ヴィエムサーでは、営業税を国家に納入しなければならないほどの経営規模が大きい世帯は数十戸というから、全世帯の10%前後でしかない。次に主要な産業である農業について述べる。

III. 農業

①稲作

稲作は主に二務(務[vu]は収穫期のこと)、すなわち二期作、冬春作(チエム作)と

夏から秋にかけての作（ムア作）が行われている。1945年以前は一務の耕地が多かったが、1960年代の水路建設、土地改良で二務の耕地が増えた。国家の定めた土地等級と期作の関係、面積は以下の通り。⁽⁶⁾

一等地	稲二務(2 lua)、野菜一務(1 mau)頑張れば二務 総面積184,824㎡
二等地	稲二務、野菜一務、総面積198,381㎡
三等地	稲一務、野菜一務、総面積188,462.4㎡
四等地	稲一務、総面積191,408㎡
五等地	社員には交付されておらず、入札地（第6章で詳述）として耕作されている。総面積196,693㎡
六等地	苗代用または、稲一務、野菜一務、総面積206,828㎡
七等地	苗代用、総面積194,229㎡

計1360,825㎡

— 28,690㎡

総面積 1332,135㎡⁽⁷⁾

(a)冬春作(vu chiem)

冬春作早場米(xuan som)のDT10、DT13、X21種は、95-96年は播種を11月15-20日(九月二十三日-二十八日)、96-97年は11月20-30日(十月十日-十月二十日)に、移植を95-96年は1月15日-30日、96-97年は1月25-2月1日に行うことが合作社の農事暦に表示された。

C70、C71、CR203等の通常の冬春作物種(xuan ching vu)は、播種が95-96年は11月20-30日、96-97年は12月1-10日に、移植を95-96年には1月30-2月20日、96-97年には2月5日-2月28日に行うこととされた。農民の知識では、播種は冬至を避け、移植は立春(2月4日)の前後一週間に行うのが良いとされる。収穫は、気候が温かければ100日後、寒ければ120日後である。

春作遅米(xuan muon)のタップ・ザオ5([Tap Giao 5]中国種)、NR11は、播種が95-96年は1月20-30日、96-97年は2月1-2月10日、移植が95-96年は2月中に、96-97年は3月10日前に終えることとされた。

(b)ムア作(vu mua)

合作社の農事暦によれば、1996年のムア作はCR203や中国種は6月5-6月10日に播種、6月20-7月10日移植。主要品種であるCR203は115-130日で収穫。

CR203、もち米は6月10-6月20日播種、7月10-20日移植。

モック・トゥエン(Moc Tuyen。140-150日)、バオ・タイ(Bao Thai。140-150日)(ともに中国種)、X22、6月10-6月20日播種、7月10-30日移植。

タム・ソアン(Tam Xoan)は6月10日前に播種、7月20日前に移植。

バオ・タイ、モック・トゥエンは6月25-7月15日播種、8月20日以前に移植。

(c)夏秋作(vu he thu)

ヴィエムサーでは1960年代の水路建設以前に行われたが、現在は、生産経費に反収が引き合わないで、通常行われない。

平均反収等については、第5章「生存維持の倫理1 農業合作社」で触れる。

②野菜

α) トウモロコシ(ngo)。1-4月と9月20日-12月。1996-97年の冬作では、栽培面積は46マウ(1mau=3,600㎡)、平均反収はサオ当たり(Isao=360㎡)76.5kg、収穫量は35,222kg(合作社大会報告。1997年5月。以下同様)。

β) ジャガイモ(khoai tay)は年二務。一務は75日。9月-1月が主で、2月以降は少しだけ。合作社大会報告(1997年5月)によると、最初の投資に15-20万ドン(1米ドル=11,000ドン)かかると言われており、その割に売値が安定しない(期の初めはキロ1,800-2,000ドン、最後は800-1,200ドン)ので、二期作面積の20%しか生産されない。栽培面積21マウ2サオ、平均反収は概換算でサオ170kg、収穫量は36,040kg。

γ) サツマイモ(khoai lang)は90-100日。9-11月、寒いときは11-12月に植える。投資額は少ないが、反収は低い。食用、養豚の飼料用、販売用として消費される。耕作面積は、49マウ4サオ11トウオック(1thuoc=24㎡)。平均反収は概換算でサオ75kg。収穫量37,100kg。

ε) 味噌用豆(dau tuong)。1-4月。

野菜は他にキャベツ(bap cai)、コールラビ(su hao)、空心菜(ザウムオン[rau muong

])、トマト(ca chua)、ねぎ(hanh)などがよく作られるが、ニンニク(toi)などの市場価値の高い野菜は、資本不足であまり作られていないという。その中で、投資が少なくて済み市場価値が安定しているのは、いんげん豆(dau long chau)で、サオあたりの収入は70-80万ドンになるという。

農業は他に桑栽培・養蚕があるが、これについては、第5章、農業合作社の人札契約の項で触れたい。

筆者は以上のような概略を持つヴィエムサー村で、1996年2月から1997年6月まで調査を行った。ただし、現在のベトナムでは原則として、村落での外国人の住み込みが許可されていないので、筆者は5 km離れたバクニン市から、朝にむらに向かい、夕方に帰るといふ通いの調査を行った。

以上で序論の説明を終え、次章以下で本論に入っていく。第1章では、序章第3節のベトナムの植民地化を受けて、植民地時代のヴィエムサー(炎舎)社の政治・経済・社会について述べる。第2章では、植民地からの独立をもたらした民族革命である八月革命と抗仏戦、「反封建」革命の土地改革、社会主義化である農業集団化(農業合作社設立)で、ヴィエムサーの村落構造がどのように変わったかについて述べる。第3章以下は、現在のヴィエムサーである。すなわち序論第1節で述べたインコーポレーション型の戦略を取り、成員が相互に依存し、コーポレートな集団を形成する家族を第3章で、親族を第4章で扱う。第5章では農業合作社、第6章では保寿会(老人会)という、むら全体の規模で、成員の生存維持を図ることを目的として運営され、むらの建設に重要な役割を果たしている二大組織について分析する。第7章は結論として、①植民地期から現在に至るヴィエムサーの村落構造の変化、②ベトナム北部村落社会の組織原理について、筆者の見解を示す。

注)

(1) *The Journal of Asian Studies*, (vol. 42:4, 1983).

(2) 注(1)の各論者(Keyes, Brocheux)、ブロックとバリー(Block & Parry 1989)などはそうした立場を取っている。

(3) ただし、カルドは頻りに売買された(Murray 1980:523)というから、植民地当局による人丁の把握も完全ではなかった。

(4) 総は社の上の行政単位で、正副総はその長ということになるが、次章でも述べるよう

に、仏領期には金銭でその位を置くことが一般化していたようである。

(5) 社(Xa)、村(thon)は国家によって設定された行政単位である。しかし王朝時代から、社や村は、厳格な成員権や独自の規約である「郷約(huong uoc)」を持ち、村落共有田である公田を自らの手で分給し、社の守護神である城隍神(thanh hoang)を祭祀する祭祀圏と、村内婚を規範として村外婚を規制する婚姻圏を共にする堅固な団結を維持していた。つまり社・村は耕地と集落をともにし、信仰・婚姻の範囲である点で、その成員にとっての生活圏であった。このような領域を、行政単位である社・村とは別に、人々は「むら(lang)」という言葉で呼んだ。そこに暮らす人々も、また「むらびと」として、共同体的意識を持っていたのである。1945年以前は、社の長である里長も、むらびとの中から選ばれ、さらに実質的な権力は、むらの有力者層からなる耆目会同(choi dong ky muc)が握っていた。1945年の八月革命後、こうした耆目層を解体するために社の統合が行われたが、かつての社の範囲は、依然として信仰圏、婚姻圏であり続けた。本論文では、行政単位としての社・村と、人々に意識されている生活圏としての「むら」を使い分けて記述する。

(6) 1994年作成のヴィエムサー農業合作社作成の「総耕地簿」によるが、その後、法律改定で六等級までに、段階分けが変わった。

(7) ハバック省指示275号決定により、堤防建設のために耕地から収用された面積があるため、その分を引いたものが、現在の総耕地面積である。収用面積の内訳は、一等地15.575㎡、六等地13.116㎡である。

はじめに

本章では、1945年の八月革命以前のヴィエムサー村（当時は北寧省慈山府武江鎮針溪郷炎舎社）の状況を述べる。炎舎社は、トンキン理事長官府が置かれたハノイから東北に35 km、北寧省の省都北寧から北に約5 km、カウ河沿いにある。ベトナム村落は漢語名とノム（チュノム）の二つの名を持つが、炎舎社のノム名をジエム(Diem)という。⁽⁴¹⁾

19-20世紀に書かれた風土記の類を見ても、炎舎社に関しては何の記述もなく、どこといて特徴のないむらであつたらしい。⁽⁴²⁾ このことは反植民地主義、民族主義、共産主義運動においても同様で、ヴィエムサーの名は、ハバック（現バクニン）省の共産党史にも出てこない。

しかしヴィエムサーを現在、全国的に（或いは世界的に）有名にしているものがある。それはまず亭（むらごと）にあり、城隍神を祀り、集会場を兼ねる）である。梁に「正和拾參年陸月貳拾五日良時上梁」、前祭（前庭）のカイフォン（cay phuong=線香を供える石柱）に「新造正和拾貳年臨辛閏閏月□（一字不明）日」と刻まれていており、それぞれ西暦1693、1692年にあたる。この亭はその彫刻が特徴的なものとされ、独立以後の地誌にも紹介されている（Ty Van hoa Xuat Ban-Hà Bac 1973:65-73）。有名なディン・バン(Dinh Bang)村の亭と並んで、バクニン地方で三指に入る亭であるとも言ふ。亭は現在もベトナム政府の「歴史遺跡(di tích lịch sử)」に指定されている。

さらにもうひとつ、炎舎社はバクニン地方独特のクアンホ民謡を伝える48カ村（49カ村とも）のうちのひとつであり、地理学者ピエール・グールーの名著『トンキン・デルタの農民』にもそのことは記されている（Gourou 1936:504）。『世界的に』と言ったのは、そのことである。

さて本章では、まず1945年以前の生業・土地所有状況を概観し、村落の政治生活、社会生活を年齢階梯制と地位獲得競争(status competition)⁽⁴³⁾という観点から分析する。その過程で、むらの政治制度や社会生活にも触れる。

第一節 生業・土地所有状況

1. 私田—土地所有の零細性と集中・偏在

紅河デルタ（グールーの言うトンキン・デルタ）の中流域にあるバクニン地方は、稲作を主要な生業とする農業地帯である。

炎舎社の阮朝時代の地簿は、現在ハノイの国家資料館第一局に保存されていると考えられるが、閲覧は許可されていない。また、仏領期の地簿（1930年代後半から45年までのもの）はやはり第一局に残されているが完全ではなく、その利用に制限があり、1945年以前の土地所有状況についてその全貌をつかむことができない。⁽⁴⁴⁾

ただ、むらびとの回想から、当時むら全体で500-600マウ（1マウ=3,600㎡）ほどの耕地があり、その約半分が公田であったこと、また土地改革期（1955-1956年）に地主・富農と分類された土地所有者の所有状況を知ることができる。

またグールー（Gourou 1936:360）による、北寧省の5村の土地所有状況によれば、2,179人の丁数（18歳から60歳までの人頭税納入者）中、33.7%が土地無しである（表1）。ただし、土地無し丁数の割合は、ラクトのように全丁数の47%に達するところもあればギアチーのように13%にしかないところもあり、偏差が大きい。

また、女性を含む1,672人の土地所有者数のうち、3マウ以下の土地所有者は全体の91.3%を占めている。つまり、圧倒的 majority が自給できなかったか、自給ぎりぎりであったことがわかる。このような零細土地所有者は、自己の所有する零細な土地を耕作する一方で他の土地所有者の小作人になったり、手工業や物売り、荷物担ぎなどで収入を補わなければならないとした、土地なし層は、小作人や農業労働者として地主に依存しなければならなかった。

炎舎社の革命前の土地所有状況はどのようなものであったらうか。むらびとの回想によれば、土地改革初期の1955年段階で、地主と階級分類（1956年に修正）された人々の土地所有状況は（表2）の通りである。所有面積は、一人の土地所有者についても、複数のむらびとの記憶が一致しないことがあるので、その平均値を計算上の仮の所有面積とした。その上でグールー（Gourou 1940）やデュモン（Dumont 1936:348）に依拠して、農業期に定期的に雇用労働を必要とするのは、5マウ程度の土地所有者であるという菊池（1978:61）の説を採用して、5マウ以上の所有者を上層農民と見なし、仮所有面積の総和を求める（それ以下の面積所有者[表中の⑤、⑥、⑨、⑬]は除外する）。⁽⁴⁵⁾ さらに地簿に記されている村外地主1人（人頭税をイエンマン社で納め、炎舎社に側室[vo le]を持っていた）の、1942年当時の炎舎社での所有面積6マウを加え、⁽⁴⁶⁾ 土地所有者の仮所有面積の和を私田の推定総面積（250-300マウ）で割る。一方、5マウ以上の世帯数を土地改革期の

推定世帯数241⁽⁷⁾で割る。

ここから、少なくとも(土地改革初期に地主と分類されなかった5マウ以上の土地所有者がいた可能性が皆無ではないので)全世帯の4.1%が、全耕地の22.7~27.2%の耕地を所有していたという、耕地の集中がわかる。また、農業だけでは自給できない零細土地所有者・土地無し層の存在をうかがわせる。実際、むらびとの回想によれば土地改革以前に「十分食べられた(du an)のは数家族」であり、それ以外は様々な手段で生計を補わなければならなかったという。

2. 公田及び村落共有地

公田は全耕地の約半分、250-300マウ程度あったと推定される。16歳で入村(vao lang 後述)した男子にまず2サオ(1サオ=360㎡)分給され、年齢があがるにつれて、面積が少しずつ増えていった。この他に里長、亭の守り、管社に与えられる公田や、むらから出た兵丁への兵田があり、これらは面積(里長、亭守りについては後述)、等級(兵田は一等田)において一般に分給される「官田供給(quan dien cung cap)」よりも条件が良かった。通常の公田はむらの北東から東に広がる低湿地であり、一期作で反収も低く、二等田、三等田であった。前述したように、分給を行うのは国家ではなく、むら(それも首目や里長などの有力者)であり、割換えも国家规定とは異なり、毎年行われることになっていた。

また役職者を除いては、反収も悪い数サオが与えられるに過ぎず、零細土地所有者や土地無し層には生存維持を保障するものとはなり得なかった。このため、多くの零細土地所有者や土地無し層、病弱者、農機具や水牛を所有していない者は、分給された公田を期限付きで売りに出し(典売)、小作人になるか、農業労働者などの賃労働に出た。公田の売却価格はサオあたり年3ドンほどであった。ただし、むらびとの回想では、典売期間は1-3年だったというから、割換えがむらの規定通りに毎年行われていたわけではなく、購入者(実際には中規模土地所有者以上であつたらう)に一時的に占有される状況があった。

このように公田は、むらの正式な成員である成人男性に年齢階梯原理に基づいて分給されるものである。この条件を満たす限りでは、年齢に従って平等に分給される。また、耕地の全てが私田である状況と対比すれば、炎舎社の公田維持の行為は、何らかの公共意識を見ることができると言えよう。しかし、その平等、または公共意識は、スコット(Scott

1976:43)が考えたように貧者や寡婦、孤児救済の観念は持っていなかった。

但し20世紀にいたっても老人・孤児・寡婦に対する公田支給の慣習を持った村落は存在した(桜井 1987:137:230)。また嗣徳十八(1865)年には、社村民や公田の収穫の一部を納めさせて、村落の公共の倉に貯蔵する「義倉」が初めて規定され(Nguyen Si Giac 1993[19?]:212-216)、実際に郷紳でその設立や、凶作・飢饉・疫病流行時に、困窮者を救済する「公義(cong nghia)」の目的のために使うことを規定した村落も存在した(Phan Ke Binh 1990[1915]:178-181)。ベトナム北部に、弱者救済の観念を含む生存維持倫理が全く欠如していたわけではなかった。

公田の他に、むらは別種の村落共有地を所有していた。そのひとつは、后田(hau)である。これは、死後自分を祀ってくれる子孫がいない者や、特に信仰心の厚い者が死後の祭祀と引換えに、亭や寺に田を寄付するものであった。炎舎社では、この后田はむらの地縁組織であるソムが管理していた。ソムは、毎年寄託者の忌日祭祀を行うことと、1ドンを納めることを条件に、ソム内の甲(giap)の成人男子に分給した。例えば、ソム・ドン(xom dong)では、30人に9トオウクから1サオが分給されていた。后田の管理簿があり、甲の書記である「文書(van thu)」がこれを持ち、忌日の前日に、耕作者に祭祀を行うように伝えに来た。祭祀を行わないと2ハオの罰金(後述するように、男性の農業労働者の平常時の日当は1ハオから1.5ハオ)を取られた。また后田とは別に、むらの寺の所有地である寺田があった。

3. 小作人・農業労働者及びその他の賃労働

前述のように、公田は、それだけで零細土地所有者や土地なし層の生存維持を保障するものではなく、これらの層は公田を期限付きで売りにだし、小作人になるか、農業労働者その他の賃労働に出た。南部のプランテーションに働きに行った者もいた。

一般に、ベトナム北部の小作には定額小作(to dong)と分益小作(to re)の二種類があった(Vien Kinh Te 1968:36-40)。グループによれば、小作人は収穫の1/3-1/2を地主に払い、不作のとき地主は小作料の減額に応じるという(Gourou 1936:377)。炎舎社でも、事情は同様であった。すなわち、当時の反収はサオ当たり概60-100kgで、小作料は20-50kgであったという。また水牛の賃貸料は3マウで概100kgが相場で、数時間単位(1 buoi)で借りても、概数十kgを取られた。しかしむらびとの回想では、隣社に比べて炎舎社では小作人そのものは多くなく、ほとんどが小作人よりも不安定な農業労働者や賃労働に従事

した。その理由は、①地主が供給するのは土地だけで、肥料、家畜、種籾は小作人が用意せねばならなかったこと、②5 kmしか離れていない省都北寧に火薬工場や製紙工場などがあったことや、カウ河を挟んで北側に陶器や酒作りで有名な土河（トーハ Tho Ha）社などがあり、農業以外の現金収入獲得の手段に、比較的恵まれていたことによるものであろう。ただし、機会が多いことは必ずしも生活の安定をもたらさなかった。工場労働も、働きが悪いと判断されるとすぐクビになり、そうなればすぐ次の仕事を探さねばならなかった。現在、賃労働に就いていた老人たちが当時を回想して、異口同音に言うのは「できることは何でもやった」ということである。日雇いの者は、仕事が終わるとむらの亭の横にある市場で、米をポー（1 bo=400g）ごとに買った。農業労働者の日給は1ハオ（10スー）から15スーで、10スーなら8ポー（3.2kg）の米が買えたが、夫婦二人子供四人なら日に9ポーの米が必要であったというから食べるにはギリギリであった。⁽⁹⁾ 火薬工場は更に安く月給が1ドン（=10ハオ=100スー）日割にすると3〜4スーで、米は2〜3ポー（800g-1.2kg）買えるだけであった。

農業労働者には、日雇い、月雇いのほか、年雇いがあった。年雇いは家族同然の扱いを受け、しばしば世代を越えて一人の地主に奉仕した（Gourou 1936:375）。炎舎社では、年雇いは賃金わずか1ドンで、服二着（一着3ハオ）と三度の食事がついた。この食事がつくことで、年雇いの労働者として雇われることは「とても嬉しかった」という。また、炎舎社ではこのような場合は、地主のコンヌオイ（con nuoi=養子一種）となることがあった。

（事例）ゲン・ヴァン・ズオンは、20歳ごろに父が亡くなったため、ゲン・ヴァン・ヴィエットのコンヌオイとなり、ヴィエットの家で農作業に従事した。ズオンは結婚し三人の息子をもうけたが、1942年に死亡したため、その三人の息子はヴィエットの実子であるティンのコンヌオイとなった。三人はティンの家に住み込み、食事をし、農作業をした。ティンはコンヌオイに対して「実の親のように接」し、土地を買って家を建ててやり、結婚の世話をし、生計（lam an）をたてる道を教えた。

このようにズオン父子は、二代に渡って、同一の地主のコンヌオイとして、住み込みで働いた。養親は衣・食・住から、家を建てたり、婚姻、生計の道に至るまで面倒を見た。炎舎社ではもう一つ、コンヌオイが遺産として、養親が複数所有していた家屋敷のうちの

一つを相続した例がある。

しかし、このような場合のコンヌオイは、その境遇に同情した「情感」から出たものであるとはいえ、嗣子として財産相続や祖先崇拜の地位継承を目的とするものではなく、軍人としての駐屯先で、主に食事の面倒を見てもらうが、除隊すれば故郷に帰り、その後は主に婚姻や葬式に際して、婿に準ずる形で参加するというような関係でもなく、あくまで労働力確保としてのコンヌオイであったことを忘れてはならない。

その証拠に、先の事例で言うなら、地主ヴィエットの実子ティンは北寧の仏越学校に通い、当時のむらの水準としてはかなり高いレベルの教育を受け、その実子トアンも1954年のジュネーブ協定以前に北寧教会が開いた学校に通っていたのに対し、コンヌオイであるズオンとその三人の息子は、教育を受ける機会がほとんどなかった。実際、労働力としてのコンヌオイであった人々は、養親の家族に対してアンヴィバレントな感情を持っている。一般に養親の実子たちは、自分の親がコンヌオイを育て、婚姻や家の世話をしたことを誇りに思い、コンヌオイに対して優越感を持ち、彼らのことを「実の家族」「自分のソンの一員」と述べるのに対し、コンヌオイの側は、自分からはコンヌオイであったことを筆者には言わないし、養親に感謝の念を持ち、養親の実子たちと結婚式や葬式、または経済的な互助関係を維持しながら、養親のソンの一員とは決して思っていない。

さらに、女性の労働力が家計の補填に貢献していた。農業においては、苗床から本田への移植は、主に女性によって行われ、一日に4-5スー（食事付き）か、8スー（食事なし）を稼いだ（Truong & Vo 1974[1937]:29）。土河で荷担ぎに雇われる女性もいた。

しかし、女性の才覚が最も発揮されるのは物売り、小商いの領域であった。泊まりかけで20数キロ離れたバクザンや、鉄道に乗って30キロ離れたハノイまで商売に行く女性もいた。後者は他に蟹やタニシを捕まえて売った。ある老女は、こうして貯めた金で家族を養い、亡夫（死別。彼女は再婚）の父の葬式まで出したのが自慢である。

こうして、零細土地所有者や土地無し層はさまざまな手段で家計を維持しようとしたが、生存維持も難しい貧困や、冠婚葬祭への出費や買官・買職（後述）、小作料を人頭税・地租を払うためなどの理由から、高利貸し（しばしば地主が高利貸しを兼ねた）から借金して債務超過に陥り、零細な土地を失ったり、高利を返すために無報酬で働かねばならないという隷属的な地位に置かれることが多かった（Gourou 1936:379）。

以上1945年以前の生業、土地所有状況、経済について述べてきた。少数の上層農民に土地が集中し、零細土地所有層や土地無し層は、小作人、農業労働者や手工業村の下働きや

荷物担ぎ、工場労働者などの不安定な内労働で家計を補いながら、その日その日をしていっていた。一方で、上中層農民にとって、土地を集積し、経済的に上昇することは、単なる経済的な意味以上のものを持っていた。村のなかでの政治的・社会的な上昇が、経済力を前提としていたからである。次節以降では、その地位獲得をめぐる競争と、それと併存する形でむらの秩序を作りだしていた、年齢階梯原理について述べる。なお叙述上の都合で、後者を先に述べる。

第二節 年齢階梯制

1945年以前のベト族村落については、デュムウティエ(Dumoutier 1907:306-310)によって、村落内の権力のありようが朝廷の与えた官職・品級によって決定されるタイプ(いわゆる王爵vuong tuoc村)と、年齢によって決定されるタイプ(天爵thien tuoc村)があることが指摘されている。⁽⁹⁾

こうしたむらの中での権力のありようの違いは、亭(dinh)(城隍神を祭り、むらの集会場も兼ねる、むらのシンボルの建築物)における祭祀や宴会の席次(ngoi thu)に表象されることも、多くの論者によって言及されてきた(Malaney 1993:106-107;124-127など)。

すなわち王爵村においては現職・非現職を問わず、朝廷から官職・品級を与えられたり村の役職についた者が席次の上位を占めるのに対し、天爵村ではむらびとの最高位にあるトウチー(thu chi)⁽¹⁰⁾の地位や席次は年齢によるものであり、老人に権力が与えられるとされ、年齢階層ごとに席次と役割が定められていた(Dumoutier 1907:306)。⁽¹¹⁾ こうした天爵村の成人男性集団のあり方は人類学でいう、年齢階梯集団であると考えられる。

一方こうした二分法に疑問を呈したのは嶋尾(1992:112-153)である。嶋尾は19世紀後半に二度にわたって編纂されたハノイ近郊の一村落の掟、いわゆる郷約の内容を検討することにより、むらが、年齢原理と朝廷に裏付けを得た官職・品級または学位による権威との間で、席次やむらの秩序をめぐってバランスを取ろうと腐心する過程を明らかにした。

本節ではこうした先行研究の成果を継承しつつ、席次の点から見るとは天爵村でありデュムウティエが指摘したように、年齢階梯原理によって権力が与えられるという特徴が見られる一方で、席次以外の局面でむらびとが、権力や地位獲得のための競争をくりひろげた炎舎社の事例を示すことにより、むらの権威・権力・地位が一元的に席次に収斂しな

いこと、年齢原理だけが村落生活を支配するのではなく、異なる原理が共存していたことを明らかにする。また時代は30年ほどずれるが嶋尾(1992)の紹介した事例が、村落内の識字(漢字)層からなる斯文会が、村落生活全般において指導的役割を果たしていたのに対し斯文が本来の意味を失い、こどもでも金銭で入会資格を得ることができたという別のタイプのむらがあったことを示す。

本節では、まずIで亭における席次、甲(giap)、同年会の年齢階梯集団的な特徴を示した後、次節では地位獲得競争を説明する前提として、1945年以前のむらの行政・政治制度を概観し、さらに炎舎社のむらびとを強く規制し、むらに結びつけていた成文規約であるいわゆる郷約(huong uoc、炎舎社での呼び名は「券」)の内容を検討する。

I. 年齢階梯集団

1. むらの席次

炎舎社では旧暦八月、数えて16才になった男子が入村(vao lang、vaoは入る、langはむらの意味)といって亭に線香、酒、ビンロウ樹の実とキンマの葉を持っていき、城隍神を拝んだ。またこの時、むらの名簿に記録され、以後公田を分給され、むらの仕事を割り振られたり、亭で行われる宴会に参加できるようになった。

宴会の席次は、炎舎社ではほぼ完全に年齢順であり、国家から与えられた官位・品級・学位や、村落内での役職、金銭で買った地位などで決定されるものではなかった。つまり村長たる正副里、着目層を構成する先紙、次紙、正会(これらはいずれも正副里経験者であることが、その地位に就任する或いは地位を買う前提である)や正副廳⁽¹²⁾なども、自己の年齢を飛び越えて高い席次につくことはできなかった。

席次は盤(han)で区分される。最高位は一盤で、その中は6つのmam(mam(円形の大盆)に分かれており、1mamを4人で囲む。つまり一盤は24人である。二盤も同様に6mam計24人で、以下三盤、四盤と続く。現在は取り払われているが、八月革命以前の炎舎社の亭内は、高床式(san)になっていて一盤が最も高く、以下各盤ごとに段差が付けられていた(亭内の各盤の配置については[図1]を参照)。

以上の四盤までが亭内に座ることができ、官員(quan vien)と呼ばれた。語の本来の意味を失って、高齢者層を指す言葉になってしまっている点が興味深い。席次がほぼ年齢順になっているためにこのような語意の逸脱が起こったのであろうか。⁽¹³⁾ また五盤以下は

ダイハ(dai ha = 大下?)と呼ばれ、亭の建物の外の前祭(lien te。ただし1945年以前は屋根があったという)に座って宴会のごちそうを食べた。入村した者なら誰でも宴会に参加することができた。

官員たちの重要な役割は、亭やデンでの祭礼を主催することである。祭礼の初日に城隍神を招く入席(nhap tich)⁽¹⁴⁾、その後の正礼(le chinh)、祭礼の最後に行われる出席(xuat tich)(=礼謝le ta)などテ(=祭)⁽¹⁵⁾の際に、官員は黒や青(最高齢のク・トウオンcu thuongは赤)の礼服に身を包み、冠を被り、亭の祭壇に捧げ物をし、漢文の祭文を読んだ。具上が祭文を読み、四柱と呼ばれる長老が祈りを捧げる役目を負った。一盤から三盤までは、「72人の翁(bay muoi hai ong)」と呼ばれ、官員の中でも最下位の四盤と区別して考えられていた。後述するように、一盤から三盤までの中から一人ずつ「善役(ky dich)」が選出され、善役は官軍の応接(後述する郷約の②条)、兵丁選出のための名簿作り(⑤条)、公事・会合への参加義務(⑧条)など、一定の公務に携わった。

また四盤は祭礼の準備などの実務を指揮する役割を負うほか、旧暦三月三日に村のデン・タン⁽¹⁶⁾にある井戸を渡うという重要な宗教的行事を担当することになっていた。⁽¹⁷⁾ また官員は、むらびとの葬式に招かれてテをした。これに対し死者の遺族は官員らに「分」として水牛や豚の肉、ハム(gio)を贈らなければならなかった。一方、低年齢層は祭礼の時に旗、太鼓、神輿(kieu)、日除けの傘(tan)を担ぐ仕事をし(但し後述するように、金銭でそれを免除してもらう方法があった)。

さらに公田は、里長、兵丁、亭守などの役職者を除いては年齢順に分給され、年齢が上がるほど、面積が増えた。

このように炎舎社の亭における成人男性集団の席次は、社会全体を通じた厳しい年長序列関係の制度化とともに、重要な社会的役割を集団的に順次、分担する階梯システムである(高橋 1987:572)という年齢階梯制の特徴を満たすものである。しかし、同時に年齢階梯原理からの逸脱も見られる。

席次についての例外は、亭の守り(dinh damまたはquan damと呼ばれる)の正副二人が一盤に座ることである。そして前年の正副二人(亭の守りは任期一年)は、そのすぐ下の席に座るのである。⁽¹⁸⁾ 亭の守りは、亭における祭礼で主祭(chu te)を務める重要な役目を負う。また村の規約である成文郷約には「一例、何人始入未得参代與人横廢再回不擇舉祭」、至徒上老只在肆項下、不得登上老依例(何人も[むらに]入って未だ参代にならない者と、邪な者、体の悪い者は亭の守には二回選ばない。徒老・上老に至っては、肆項[

訳注。むらびとによれば四盤の意味]より下に置き、上老に登ることができないこと例に依る。)と席次や亭の守りの役職につくのに制限が設けられていた。⁽¹⁹⁾ この、むらに移住して三代を経過していない者に対する差別待遇の規定は、ベト族村落に広く見られるものである。

公田の分給も年齢階梯原理が徹底していたわけではない。16歳で2サオ(1サオ=360㎡)が分給されるのに始まり、年齢が上がるほど多く分給面積が増えるのが原則だったが、例外があった。最も優先されるのはやはり亭の守りで、インフォーマントの記憶は1から3マウ(北部では1マウ=3600㎡)とまちまちなのだが、彼らはいずれも正副里長に分給される公田を5サオから1マウだったとしており、亭の守りが正副里より優遇されていたと回想する点では一致する。⁽²⁰⁾ また、むらから兵となった者には「公田軍給」として一等田5サオが分給された。⁽²¹⁾

さらに末成(1996b:46)が南定省百穀社の甲(giap)(後述)の例で指摘するように、炎舎社でも年寄り組に入るのに一定の寄付が必要であったことは、成文郷約の「一例、社内何人在第五盤而陞肆盤稿望。全民折錢拾陸貫捌陌、苗民依例(社内、何人も五盤から肆盤に上がる者は、稿望を行い、錢拾陸貫捌陌を納め、民に留めること例による。)」や「一例何人蒙賞何職及登上老稿望。全民應折錢拾貳貫、苗民依例(何人も賞を得たり、職を得たり、又は老上[訳注。むらびとの回想では80歳以上の者]に登ったものは稿望を行い、銀拾貳貫を納め、民に留めること例に依る。)」という席次や地位が上昇する者が、稿望(khao vong=宴会)を開くことを義務づける条文からもわかる。

このように炎舎社には純粋な年齢階梯集団が存在したわけではなかった。しかし、席次に年齢以外の要素がほとんど入らないむらであったこともまた事実である。前述した一部の者を除いて、誰でも年齢を重ねるにつれて、上位者が死亡することにより席次が上っていくのである(例えば1908年生まれのあるインフォーマントは16歳で十二盤に入り、1945年には四盤であった)。年寄り組(炎舎社では官員)に入ることに伴う宴会である稿望と、金銭を村に納めることは、あくまでも席次の上昇によってはじめて生じる義務であって、このことによって年長の者を飛びこして席次が上がることはない(義務が果たせない者の席次が上昇しないことはありえるとしても)。つまりダオ・ズイ・アイン(Dao 1985[1938]:129)が描写したように、席次をめぐる「上位で食べ、前に座る(an tren ngoi truong)のために、激烈に争いあう」わけではなかった。

亭の守りを除いて、年長者から順に上席を占めるという点においては、1945年までの炎

舎社はデュムウティエ(Dumoutier 1907:306)の言う天壽村と見ることができよう。郷約には「一例、毎年擇舉參盤普役參人同與正副里承行公務。不辰如有、官軍抵社內質問何事、必須出面應接、由不拘正副里在家或寂往(毎年、參盤の普役を參人選舉して、正副里とともに公務を承行する。官軍が社内に来て何事が質問した時には、正副里がいるいないにかかわらず、必ず出迎えて応接すること。)」とあり、インフォーマントはこの「參盤普役參人」を「各盤から一人ずつ計三人」と記憶する。⁽²²⁾里長とともに公務を行うのであるから年齢階梯原理によって選ばれた者が一定の権力を与えられ、国家の官職保持者と協同して権力を行使するということになる。しかし、席次に表れる年齢階梯制だけが炎舎社の地位のヒエラルキーではなかった。それは亭内の席次には表れず、それ以外のところに表れていたのである。

この問題について考察する前に、炎舎社の年齢階梯制度に関連するさらに二種類の集団甲(giap)と同年会(hoi dong nien)について検討する。

2. 甲(giap)

甲については地縁集団説、血縁集団説、年齢階梯集団説とさまざま説が出されてきた(嶋尾 1992:151)。炎舎社の甲はいずれの要素も含んでいる。

すなわち地縁的性格としてはむらの中の九つのソム(xom)全てに甲があり、16才になった男子はソムごとにある土地神を祭ったデイム(diem=店)に行き、ビンロウ樹の実とキンマの葉を供えて、甲長(=ソムのク・トウオン=男性の最高齢者)に礼をしてもらう。その際、文書(van thu)が甲の帳簿に名、生年月日、甲に入った年などを記入した。毎年旧曆十二月にはソムごとに別々の日に、デイムで宴会をした。これをチャップ・ソム(chap xom)と言う。また、男子或いは子孫のない者が、死後の祭祀を条件にむらや寺に田畑を寄付する后田は、ソムがこれを管理し甲の成員に分給した。例えばソム・ドン(xom dong)では、30人に9トウオック(1トウオック=24㎡)から1サオが、寄託者の命日を祭ることと毎年収穫の中から1ドンを納めることを条件に分給された。後者の金銭は年末のチャップ・ソムの費用に使われた。また途中で別のソムに移住しても、元のソムとのつながりは切れるわけではなく、甲に対する権利や儀礼などで関係を保ち続けた。⁽²³⁾

甲の血縁集団的要素は、地縁集団的要素ほど直接的なものではない。分割相続の習慣から兄弟が親の屋敷地を分割して相続するため、近隣、特に同じソム内に住む場合が多かった。例えばソム・ズア(xom giua)にはグエン・ヴァン族とグエン・キム族、ソム・チュ

ア(xom chua)にはゴー・ヴァン族が多かった。特定の族がひとつの甲の全成員をしめるわけではないが、前述したように移住しても以前の甲と関係は切れるわけではないので、甲はあくまで間接的にだが、親族の居住の近接を通して血縁集団的要素を持っていた。

次は年齢階梯集団的要素についてである。甲という言葉聞いて、何人かのインフォーマントは、とっさにそれは「上の者は上に、下の者は下に」座るとい意味だと答えた。甲における序列が年齢階梯制になっていたことは、甲長とともに甲を管理する甲長班(ban giap truong)が、漢字を知っていることが条件の文書以外には、年齢順になっていたことからわかる。

また、デイムで土地神を祭るとい宗教集団的な機能も持っていた。

3. 同年会(hoi dong nien)

同じ年に入村した者が同年会を構成した。1945年以前の同年会で特徴的なことは、成員間の関係が平等でなかったことである(これは現在の同年会組織と異なる)。会内での序列は、親(特に父)の年齢による。すなわち本人が16歳の時に、父の年齢が一番高い者が最高位を占めた。父が既に死亡し母しかいない者は、父が生きている者の下になり、両親とも死亡している者は最下位になった。つまり同年会内での地位は、親のジェンダーと年齢で決定され、父方優位であった。また地位決定は16才で入村した時に行われ、以後の変更はなかった。

同年会は毎年旧正月に、成員の一人の家を会場にして宴会を開いた。会場は持ち回りで毎年変わった。その際の食事作りなども最高位の者が指示し、序列に従って地位の低い者ほどきつい仕事を割り振られ、それに逆らうことはできなかった。現在もなお、そのことに対する屈辱と怒りを露わにしながら語るインフォーマントがいる。

現在のむらに見られる同年会組織と異なるもうひとつの点は、互助組織としての性格が希薄だったことである。成員が一定額を持ち寄り、必要な者がそれを借りるというチョイ・ホ(choi ho)は1945年以前の同年会では行われていなかった。葬式があれば礼物を持って弔問(phung vieng)に行くものの、冠婚葬祭に必ず同年の者を招かなければならないという規範もなかった。葬式にしても、内族や姻族がおこわ(xoi)や鶏一羽を持っていったのに対して、同年会の者はこうした援助はしなかった。

このように1945年以前の炎舎社における同年会は、同年の者が旧正月の宴会という形で結合し、それが永続する点で人類学で言う年齢組に当たると考えられる。しかしその内部

に、親の年齢という年齢階梯原理によって成員間の地位に格差があった。

次節では、炎舎社における地位獲得競争のありかたを検討する前に、1945年以前のむらの政治・行政制度を概観する。

第三節 1945年以前の炎舎社の政治・行政制度

1. 政治行政制度

1. 里長・副里 (ly truong · pho ly)

1945年以前の行政単位は上から、省 - (府) - 県 - 総 - 社である。里長は社における、国家行政の代表者である。明命九 (1828) 年以前は社長と呼ばれ、もともとは黎朝期の洪徳十四 (1483) 年に正式に設置され、儒生徒あるいは良家子弟のなかから府県官によって選ぶことが定められていたが、18世紀に国家権力が衰退すると、その選任は村落の自主性に委ねられ、この明命九年に至って、村落による選任は公的に認許される (桜井 1987: 43-8-440)。里長は、徴税・徴兵などについて責任を負うとされる (Phan Ke Binh 1990 [1915]: 127)。炎舎社のむらの掟である「郷約」⁽²⁴⁾ (炎舎社での呼び名は「券」khoan) に記されている里長の役目は、

- ①堤防改修などの労役をさぼった者を記録すること
- ②書記とともにむらびとの「生死嫁娶」を記録すること
- ③徴税に関する事務。税額をむらびとに通知し、帳簿を作成し、実際に税を徴収して領収書「編米 (bien lai)」を交付すること
- ④毎晩むらの中や耕地をむらの自警団とともにパトロールすること

である。里長は印章を持ち、売買契約書などに押し、また署名して証明する (Ory 1894 [n. d.]: 5)。副里は里長を補佐する。

しかし、里長の権力は一般に、むらの有力者層からなる耆目会同に従属するものであるとされ、むらの財政や祭礼の役割分担 (Phan Ke Binh 1990 [1915]: 127-129) や徴税 (Phan Ke Binh 1990 [1915]: 147-148) についても、耆目の筆頭である先紙、次紙の指示・協力のもとに行っていた。しかし、一般のむらびとに対しては、ともに権力を振るう存在であり公田を優先的に自己や自己の家族・親族に分給したり、税の上前をはねて私腹を肥やすことがあった (Truong & Vo 1974 [1937]: 78-83; 94-97)。炎舎社でこのような事例があったかどうか確認できない。前述の郷約には、里長と副里に対して、1マウずつの田を分給することが定められていたが、これはその職務に対する職田である。里長は徴税に責任を負い

規定額が徴収できなければ、借金しても納めなければならなかった。そのため、税が払えないむらびとの家財を差し押さえたり、賦役の義務を果たさないむらびとを殴ることもあったという。

炎舎社では、里長・副里は郷長 (huong truong) と呼ばれる、現職・引退した耆目によって選出されていた。⁽²⁵⁾

2. 書記 (thu ky)

郷約には「一例、保举書記壹人、須擇課生或識字底人克辨、以便助里長、編記諸事各、及生死嫁娶、並全民公錢、應酌除雜役 (書記一人、必ず課生か、字を識り、人に道理を説き明かして、里長を助けることができる者を選ぶ。書記は、生死や婚姻などの諸事を記録する。また書記には公錢を支給し、雑役を免除する。)」と記されている。「課生」は、科挙とは別に学問振興のために設けられた「課士法」という試験制度の合格者を指すものであろう。書記は職務上、当然読み書き能力が求められていたわけである。里長を助けて「開生、開死、婚姻」その他のむらの記録を担当する。郷約の記述から、報酬を受け取っていたこと、雑役免除の特権があったことがわかる。また、この書記は耆目会同の役職であり、甲の「文書」とは別の役職である。

3. 管社 (quan xa)

むらの安寧・防衛の責任者。むらの中や田畑を見張る。むらびとは管社に対して、さつまいもの畝 (luong) 10 に対して 1 畝、稲はサオ当たり 6 斛、タロ芋 (khoai so) は畝当たり 2 本を報酬として支払った。しかし、むらびとが生産物の盗難にあったら、管社が弁償しなくてはならない。管社の下には 6-10 人がいて、実際の見張りをした。郷約にある「巡番 (tuan phien)」とあるのが、それであろう。

4. 先紙・次紙 (tien chi · thu chi)

先紙は耆目会同の筆頭者であり、次紙はその補佐である。両者は里長経験者でなければ就任することはできない。19世紀末のオリイの記述によれば、「正式な職務ではないが、その権威は大きく、全てのことについて相談され、その人々はその意見に常に従う。社の申告や請願に最初に署名するのは先紙である。その称号はこの特権に由来する。というのは先紙・次紙が最初に署名するからである。先紙のクライアントは多数にのぼるので、む

らの会議では、自己の思うがままに多数の賛成を得ることができ、場合によっては、公共の利益に反対することも可能である」(Ory n. d. [1894]:11) という。1915年にファン・ケー・ビンも、徴税やむらの祭礼の役割分担に関して、里長は先紙・次紙の指示に従っていたとする(里長の項参照)。

フランス植民地当局は、このような着目の権力を抑えようとし、1921年の郷村改革で、むらの中のゾンホ(dong ho=父系親族集団)の代表者からなる族表会同(hoi dong toc bieu)を設置して、着目に代えようとした。ところが、この試みは成功せず、1927年に着目会同を正式に設置して、族表会同と併存させた(Woodside 1976:139; 桜井 1987:10)。以降、先紙は里長とは別に独自の印章を持った。

着目会同には他に、里長経験者が務める正会・副会(chanh hoi・pho hoi=炎舎社では特別の任務を持たない)、守櫃(thu quy=金庫番)、掌簿(chuong ba=土地台帳、人口台帳管理)などがいた。

5. 族表会同(Hoi dong toc bieu)

1921年、植民地当局が着目に対抗させる目的で設置したが、その目的は達せられず、1927年からは正式に設置された着目会同と併存した。炎舎社では「族の代表者の会議」としての族表会同は、機能しなかった。むらの老人たちの回想によれば、族表会同とは「9ソム(むらの下位単位、地縁組織)だから、九族だ」ったというが、その「九族」として、九つのゾンホを挙げることができる人は一人もいなかった。つまり炎舎社では、族表を地縁組織として機能させたということになる。こうした、むらの文脈による国家制度や規定の「読み替え」は、後述する1945年以前の官員や、ドイモイ政策下でのむらによる「バオカップ」にも見ることができる。

6. 正総・副総(chanh tong・pho tong)

正副総は、本来は行政単位である総の長である。明命三(1822)年には府県または鎮の官吏が派遣されることになっていたが、明命九(1828)年より「外委副総」が設置され、里長のなかの敏幹なるものを選んで、これにあてることにされ、阮朝後期では、ほとんどが里長のなかから選任されたらしい(桜井 1987:441)。さらに20世紀の北寧省では、どうやら里長経験者が金銭で贖って、手に入れる職であったらしい。植役は数百ドンで、もし二人の里長経験者が同時に買おうとした場合、県の役人は多く金を払ったほうに与えた

いう。

II. 郷約(huong uoc)

1945年以前のベトナムの村落は、むら独自の規約を持っていた。名称はむらごとに異なるが、現在は術語として「郷約」として総称することで、ほぼ研究者の一致を見ていると言ってよいだろう。

炎舎社では「券」と呼ばれていたこの郷約は、現在、ハノイの社会科学通信院という図書館に保存されている。保大十七(1942)年七月初壹日の日付があるが、もともとは成泰拾玖(1907)年参月初日に、公使(公使は省のフランス行政機関の長Résidentのこと)に提出したものを、再筆写したものである。

「券」は前文と二十五ヶ条からなる。二十五条の内容は以下の通りである。

①(正副里選出に関する規定)。社内で、財力があって才があり賢く、字を識る者を正副里に選ぶ。正副里に選出された者には、銭貳百貫と公田貳畝を給す。斯文に入っている者は、貳年を一期(一課)の任期とし、未だ斯文に入っていない者には、参年を一期とする。また亭の祭りの期間中の徭役を免除する。(以下意味不明)何人も例を満たさざる者は、銭を毎月陸貫、多いものは多く受け、少ないものは少なく受け、民に留めて公に支出すること例に依る(村民のための財源として貯蓄し、公共の目的のための支出するの意と解すべきであろう。以下の条文でも同様)。

②(書役を選出して正副里とともに公務を行うこと、公務をおろそかにした者への罰則規定)。毎年、参盤の書役を参人選挙して、正副里とともに公務を承行する。官軍が社内に来て何事か質問した時には、正副里がいるいないにかかわらず、必ず出迎えて応接すること。また何か事があって、省や衙に赴くときは、日ごとに、一人ごとに銀1ハオ5スーを給すること、並びに堤防改修の労役免除を許す。もし何人も理由無くして(公務を)おろそかにすることが、一・二度の場合には、里長はその民を詳しく記録する。何人も公務をおろそかにすることが、三度に至る者には銀4ハオの罰金を科し、民に留めて公に支出すること例に依る。

③(書記選出とその職務に関する規定)。書記一人、必ず課生か、字を識り、人に道理を説き明かして、里長を助けることができる者を選ぶ。書記は、生死や婚姻などの諸事を記録する。また書記には公銭を支給し、雑役を免除する。

④(徴税に関する規定)。毎年、税を課すにあたって、里長は民に通知し、亭で会合を開き、税紙をもとに、務ごとに税銀を計算して割り振る。丁田は等級によって、どのくらい税を課すかは帳簿による。民は税の清算にあたって署名し、一本は民に、一本は里長に交す。何人も納税したら、(里長は)領収書を備え、税額をはっきりさせて納税者に渡し、証拠とする。民は、正副里長が銀拾元を徴税の費用とすることを許す。

⑤(兵の選抜に関する規定)。兵丁を務める力が十分にある者について、書役は名簿を作って、詳細に人数を数える。その際、職色(むらの役職者)・書役(前述②条参照)・老饒(60歳以上の者)・黄丁(入村はしたが、二十歳未満の者であろう。次の文参照)・残疾(障害者)を除く。社内で何人も式丁以上いる家の者で、年齢が式拾歳から参拾歳までの者は、みな亭に行き、卜籤を引き、兵の字を引き当てた者式名を、後の期の兵として交代させる。交代する者に兵田5サオを給するのを許す。何人も兵の任期中に理由無く逃亡した時は、上官が罰銭を科す。責めはその兵の妻子、或いは親、親族がこれを受ける。何人も兵役期間を満了した者には賞を与える。

⑥(社内の安寧)社内の巡防は、正副里が一人ずつ一年間にわたって、毎晩、巡番を連れて内郷外野を行巡する。もし盗みが起こった時には、鼓鐸を叩いて社内に知らせる。丁社は一斉に助けにかけつけなければならない。何人も姿を見せなかった者は、罰銭参貫。何人も奸徒に打たれて重傷を負った者は、拾五貫を賞として与える。軽傷の者は陸貫を与え、薬を服用させる。若し何人も不幸にして命を落とした者には、饒(亭の祭礼で、礼服を着て祈禱をする権利。本章第四節1参照)を一代に限って許す。子があれば饒を許し、子が無ければ、亭に后(むらが亭で死者の祭祀に責任を持つ意であろう)を許し、並びに埋葬のために錢を給す。

⑦(農産物の維持に関する規定)。社内の稲(霜粟)は、内耕(意味不明)は敵ごとに錢参陌を取って、その利息(花利)十分の一を取る。外耕(意味不明)も同じとする。牛は一頭五陌、牛(意味不明)は参陌。もし農産物を守ることが厳密でなければ、正副里と巡番に倍額の責めを負わす。

⑧孝忠諸事(訳注。むらの古老によれば葬式のこと)については、大例は銀拾元、小例は銀五元を納めなければならない(大例と小例の区別については不明)。關街(訳注。婚姻に際して、社に納める金銭)は本社を娶った場合は一貫式陌、別社を娶った場合は拾元⁽²⁹⁾と、美留(訳注。ビンロウ樹の実)・酒を納め、公に用いる。この錢も民のために公に用い、先次紙は奉守して、必ず記録して、領収書を渡し、証拠とす

る。毎月の朔望(陰曆一日と十五日)ごとに会合を開いて、清算する。節に遵って使う錢を少なくして奢費の弊を避け、会合に際しては、ただ美留を用い、飲酒してはならない。公錢は帳簿を作って会計を明白にして、民に留めて公に支出する。

⑨(社内の安寧と違反者に対する地位上の制裁)。社内、何人も酒に溺れ、阿片や賭博に溺れる者で、現行犯で捕らえられた者は、上官は罰銭を科す。何人も奸徒をかまわって、現行犯で捕まった者は、官に引き渡し、民はこの者と同坐しない。

⑩(生・死・嫁娶のむらへの報告の義務)。何人も生・死・嫁娶などがあれば、期限内に里長・書記に詳しく報告する。もし何人も令に従わず、これを隠し、里長が知るところとなった場合は罰銭五陌を科し、これを民に留めて、公に支出すること例に依る。

⑪(斯文の輜望)。社内、何人も斯文に登った者は、輜望(宴会。以下同様)を行う。その者は錢を納めなければならず、銀式拾元を取って、民に留めて公のために支出すること例による。

⑫社内の挙人・秀才は毎年、(亭の祭礼の)出入席に際して、(豚の)首または足を贈ることは例に依る。

⑬(輜望)。社内、何人も五盤から肆盤上がる者は、輜望を行い、錢拾陸貫捌陌を納め、民に留めること例による。

⑭(輜望)。社内、何人も正副里に選ばれた者は輜望を行い、銀拾五元を納め、民に留めて公に支出する。

⑮(輜望)。社内、毎年朔月拾捌日(亭の祭礼の時には)、神主祭式人が輜望を行い、銀拾五元を納めること例に依る。

⑯(老人への贈り物)。社内、何人も七十歳以上の者には、鶏肉一羽を、毎年(亭の祭礼の)入席の時に贈ることは、旧例による。

⑰(社内のもめごとを官に訴えることの禁止)。社人は何人も不平がある時には、何事も、まず本社に詳らかにする。もし従わずに官に訴えた(投句)者は、本社より罰銭五貫、民に留めて公のために支出すること例に依る。

⑱(書役の会合、公事に参加する義務)。會合、公事がある時は、鼓を打って、書役はみな亭に赴いて會合する。もし何人も欠席した場合は、罰銭参陌。民に留めて、公に支出すること例に依る。

⑲(私生児妊娠への制裁)。何人も私生児を妊娠した者は、罰として銀拾元。(その私生児を)葉で墮胎したことが発覚したものは銀式拾元。民に留めて公に支出すること例

に依る。

㉑(輜望)。何人も賞を得たり、職を得たり、又は老上(訳注。むらびとの回想では80歳以上の者)に登ったものは輜望を行い、銀拾貳貫を納め、民に留めること例に依る。

㉒社内、何人も郷長(訳注。現役・引退した耆目)に登った時には、銀拾五元を納め、民に留めて公に支出すること例に依る。

㉓(孝や倫を乱す者への罰則)。何人も忤逆にして、不孝、乱倫の者は、罰銭として拾貫を科し、民に留めて公に支出すること例に依る。

㉔(公共事業参加の義務とその不履行に対する罰則)。堤防や道路を築くこと、諸公事にあたっては、社内の人丁は各々例に従い、欠席した者には罰として笞打ち、銭参陌を科し、民に留めて公に支出すること例に依る。

㉕(券を年一度読み聞かせること)。毎年一度會合し、上下の民は券を読まなければならず、人民はともに戒めの言葉を知らなければならない。何人も用事がある時は、欠席を告げなければならない。もし理由無くして欠席した場合には、罰銭参陌。民に留めて公に支出すること例に依る。

㉖(むらに住んで三代にならない者の役職・地位の制限)。何人も(むらに)入って未だ参代にならない者と、邪な者、体の悪い者は亭の守には二回選ばない(訳注。一回は選ばれるということか?)。従者・上老に至っては、肆項(訳注。むらびとによれば四盤の意味)より下に置き、上老に登ることができないこと例に依る。

炎舎社の郷約の特徴は以下に要約できよう。

- (1) 社の役職者(正副司・書記・耆役・兵丁など)の選出規定・給与(金銭・公田)・職務内容(巡番を含む)・特権(雑役・労役免除)・賞罰を規定する。
- (2) 社に属する者の義務、賞・罰(多くは罰金)を規定する。義務には私的な問題に関する義務(生死・婚姻に関する届け出、~~寺~~關街銭納入、輜望)と、公共的性格を持つ義務(納税、堤防改修の労役、兵の選出のくじ引きに参加すること、外部からの侵入者・盜賊の捕縛・秩序維持、亭での會合に参加すること)がある。
- (3) 安寧秩序、農産物の防衛。
- (4) 社の公共目的の基金の存在。罰金や婚姻・葬式・地位の上昇などにさいして社に金銭を納入して民のために支出することの規定。また、この財政の明朗化規定。
- (5) 輜望、すなわち地位の上昇に関して開く宴會を、細かく規定している。

(6) 刑法の規定。飲酒・麻薬・賭博・犯人隠匿・兵の逃亡に対する禁止と罰則。

(7) 道徳の規定。不孝・乱倫・私生児の出生に対する禁止と罰則。

(8) 社の行う贈り物の規定。祭礼の際に、老人に対して。

(9) 社内のもめごとを官に訴えることの禁止。

00特に新参者に対する地位の制限。

01地位(席次)に関わる制裁規定。(⑨条)。

02むらのために死んだものをむらが祀る(亭の后)規定。(⑩条の盜賊捕縛で命を落とし、子の無い者に対して)。

03國家の徴税に関する履行義務。

郷約は、このように多方面に渡って、義務、行為規範、禁令、罰則を設け、集团的規範で強くむらびとを規制していることが、一見して見て取れる。

また、輜望を行うべき場合が事細かに規定されていることから、地位のヒエラルキー秩序形成と、地位上昇への強い関心を見ることができる。また一方で輜望は、富の再分配を意味していた。例えば後述するように、斯文会に入る場合の輜望は百數十人分、それに伴う「分(phan=みやげ)」も、同人數分を用意しなければならなかった。さらに、犯罪者を官に引き渡すことや、官軍の応接を一方で規定しながら、むらの中のもめごとを官に訴えることを禁ずるなど、自治的性格を見ることができる。「公事」とは必ずしも國家の課す徴税や賦役・兵役ばかりではなく、社の安寧や農産物の防衛などの「村事」も含まれる。

以上で、1945年以前の炎舎社の政治・行政制度の概観を終え、地位獲得競争と年齢階梯制から、むらの政治・社会生活を見ていきたい。

第四節 地位獲得競争

I. ムア・ニエウ(mua nhieu: 饒を買うこと)、斯文会

饒とは通常は雑役などの免除特権を指し、朝廷の秩序、すなわち文人や官人としての地位を持つ者の席次を年齢よりも優先する王爵の村では、これを買うことがむらの中で席次を上昇させ、地位を高めるのに極めて重要であった(Phan Ke Binh 1990[1915]:123)(Dao 1985[1938]:125;129)。⁽²⁷⁾

しかるに亭内での席次がほぼ年齢順で決定されていた炎舎社では、饌を買うことは席次の上昇ではなく、斯文会に入ることの意味した。斯文会はもともと科挙試験合格者や、少なくとも漢字の知識を持つ者から構成される会であった。また正副里や正副総なども含む場合もあった(Huu Ngoc 1995:663)。しかし炎舎社では金銭が入会の条件であり、漢字を知っているかどうかは問題にされなかった。⁽²⁸⁾

では炎舎社では饌を買い、斯文会に入ることによつてどのような利点があったのだろうか。それは亭の中で礼服を着てテー(前述)⁽²⁹⁾をすることと、ズオック(ruoc = 御輿を担いで旗や日除けの傘、太鼓、鑼などを伴い、神を亭やデンに迎える行列)に参加する権利を得ることであった。饌を買えないからといって16歳の時に入村ができないとか、亭での宴会から締め出されるとか、公田の分給が受けられないということはなかった。しかし亭でテーができないばかりか、ズオックの時には御輿かつぎや太鼓かつぎ、日除け傘かつぎをしなければならず、これらの役割はズオックに参加したとはみなされなかった。そしてそれはきわめて恥ずかしく、現在70代のある老人によれば「社会でいちばん下層」であると考えられていたのである。⁽³⁰⁾

驚くべきことの第一は、饌がきわめて高額であったことである。老人たちの回想ではその額は30ドンから40ドン以上(筆者の聞いた最も高額の購入者は42ドン50)もした。彼らの回想では1ドンが榎1ガイン(1 ganh thoc=竹の棒にやはり竹製の大きな籠(thung)を前後に吊るして運ぶこと。炎舎社では榎1ガインが50kgとも60-64kgとも言われる)であったというから、饌の値段は少なく見積もっても実に榎1500kg、多ければ2500kg以上に相当したということになる。⁽³¹⁾

第二に、多くのインフォーマントがきわめて低年齢(5-7歳)のうちに親が饌を買ってくれたと語ったことである。実際に亭でテーをしたり、ズオックに参加するのは16歳で入村した後のことになるにもかかわらずである。あるインフォーマントは「当時、族内に男子は私一人しかいなかったで、族のお爺さんたちは貧しかったにもかかわらず、無理して饌を買ってくれた」と語った。この言葉は注(30)と併せて、饌を買うことの重要性を裏付ける。

第三に饌を買ったからといって、無条件に斯文会への入会が認められたわけではなかった。そのためには餉望をおこなって斯文会のメンバーを招いて飲み食いさせ、帰日には「分(phân)」としてバン・チュン(banh chung) (もち米を固め肉などを入れた、本来は正月料理)を持たせてやらねばならなかった。あるインフォーマント(1933年生まれ)

は数え7歳で斯文会に入ったが、両親は餉望用に40マム(1マム4人とすれば160人)と「分」用にさら40マムを用意したという。また1908年生まれの老人は18歳でやっとな望望をしたが、20マムに200ドンを出費した。⁽³²⁾

このように斯文会も本来の意味を失って、漢字を知らぬ子どもでも、定められた手続きをふめば、その成員になる資格を得ることができた。親たちは、息子が「社会の最下層」の者としてむらびとに蔑まれないように、争って饌を買い餉望をした。炎舎社の地位獲得競争は席次においてではなく、このような形で行われていた。しかし経済的な裏付けを必要とし、誰でもできたわけではない。むらには1945年にこの制度がなくなるまで、ついに斯文会に入れなかったと語るインフォーマントがいる。

さらに斯文会に入るとは、むらで権力者になる前提条件を整えることでもあった。すなわち正副里は斯文会に入っていなければ、事実上当選はできなかったという。次節ではその里長選挙におけるむら内での対立に焦点をあてる。

II. 里長選挙

正副里はむらびとの中から選出されるが、その主な役割は国家からむらに課される徴税・賦役・兵役などの義務を履行すること、むらの秩序を保つことであった。⁽³³⁾正副里はむらにおける国家のエージェントであり、国家から支給された印章を持っていた。通常は先紙や次紙からなる書目層よりもむらでの実際の権力は小さく、地位も下だと考えられていた(Phan Ke Binh 1990[1915]:126-130)が、仏領期のフランス人の報告では、しばしば公金を横領したり、公田を不当に占有したりして私腹を肥やす例が報告された。

炎舎社でのそうした事例を、筆者は知るができない。しかし里長は税を滞納した者から公田を回収したり、強引な里長になると滞納者の家財を差し押さえて自宅に持ち帰ったり、賦役の義務を果たさないむらびとを殴ることもあったという。⁽³⁴⁾また一般のむらびとはたとえ自分が年上であっても、里長には「翁里(ong ly)」と呼びかけ、自らは「コン(con子どもの意)」と称さねばならなかった。⁽³⁵⁾このように里長は実際の権力を持ちむらびとに権威ある存在と見られていた。また正副里経験者でなければ先紙・次紙、正会・副会(これらは書目層を形成する一後述)になつたり、正副総の位を買うことができなかった。書目層は、里長がむらにおける国家権力の出先という性格を持つのに対し、実質的なむらの権力機関であった。むらびとが契約を交わした時、先紙がまず署名したし、むらのことについての決定権は先紙・次紙にあり、何をするにも先紙・次紙に聞いてからや

らねばならなかった(Phan Ke Binh 1990[1915]:126)。⁽³⁶⁾ このように正副里になることは、むらを牛耳る最高権力者になる前提条件であった。炎舎社では正副里を選挙するのは現職・または退職した書目や書記などの村の役職者、すなわち一括して郷長(huong truong)と呼ばれる一握りの人々であり、選挙に勝てるかどうかは、これら郷長の票をどれだけ集められるかにかかっていた。親族や姻族、友人などが郷長の中に多くいればそれだけ有利だったというが、金銭を使った買収作業もしばしば行われた。⁽³⁷⁾

こうした選挙戦に耐えうる条件(上述したように大金をはたいて餽を買い、さらに騎望を行って斯文会に入っていること、漢字を知っていること、注(34)でも述べた3マウの耕地を持つことが、立候補の前提であった)を持つ者は限られていた。そしてそこから、正副里をよく出す族と、まったく或いはまれにしか出さない族との分化がおこった。選挙はしばしば族と族との対立を生み、若者どうしの小競り合いが起こることもあったという。

そのような一例として、1934年頃行われた里長選挙をあげることができる。この時、里長には阮文瑛(Nguyen Van Ty)(図3③。以下図2、3、4参照)と阮廷新(Nguyen Dinh Tan)(④)が立候補した。瑛はむら最大の名族の族長であった。この族は現在もほぼ完璧な漢文家譜(保大元[1926]年編纂)をもつ。

それによれば始祖から現在までは18代、或いは19代で、そのうち下から10代までは連続して家譜上でたどることができ、彼の他にのべ人数で里長5人、副里2人、正副総5人を出していた。一方、新の族もまた父グエン・ヴァン・カウ(Nguyen Van Cau)(①)が里長・正総異母兄グエン・ヴァン・ズオン(Nguyen Van Duong)(②)は里長を務めていた。新の息子によれば、新は買収で票を得よう(muà phieu)とし、派手に金を使ったのに選挙に破れ書記にしかならなかった。さらに買収で金を使いすぎて、自己所有の土地3マウを全て失った。以後、金持ちであった母の妹や他の親族に助けられて糊口をしのいだという。しかも副里の地位に、実弟の阮有造(Nguyen Huu Tao)(⑤)が就いたことは、長幼の序を重んじるベトナム社会にあっては、大いに新のプライドを傷つけたにちがいない。しかし族としてみれば、副里の地位を手に入れることはできたわけだから、体面は保てたことになる。

次の選挙はその造とゴー・ヴァン・ティ(Ngo Van Thi)(⑨)の間で争われた。ティの一族もまた里長・副里を多く出していた。選挙は造が勝って里長に、ティは副里になったが数ヶ月後に死亡し、前里長程の内族である阮文珍(眞?) (Nguyen Van Tran)(⑩)がティに代わった(以後、造は里長を教期務めた。また1942年に成文郷約が官に提出された

時、彼は次紙として署名している。その時の先紙はやはり登の内族で、里長、副総、正総を歴任した阮文體(Nguyen Van The)(⑭)であった。⁽³⁸⁾

さらに選挙で決着が着かないこともあった。例えば1945年にいわゆる「政權奪取cuop c hinh quyen」で朝廷・フランスの行政機構が解体された時、炎舎社には副里が3人いた。すなわち前述のグエン・ヴァン・ズオン(②=新の異母兄)の一人息子グエン・ヴァン・フィン(Nguyen Van Huynh)(⑥)、阮徳蒲(Nguyen Duc Bo)、阮有謙(Nguyen Huu Khie)の三人である。フィンは最年少であるにもかかわらず、筆頭副里であった。年齢原理はここでも通用しないものであった。

正副里は前述したように、前述のように公田1マウや銭を支給される。また職務に関する役得もあったであろう。しかし、当選時には「一例、社内何人蒙保為正副里稿望、全民折銀拾五元、岫民公支(社内、何人も正副里に選ばれた者は稿望を行い、銀拾五元を納め民に留めて公に支出する)」と郷約に規定されているように、むらに金を納め、稿望を開かねばならなかった。さらに前述したように滞納者に代わって納税義務を負ったり、けして楽な仕事ではなかった。それでもその地位をめぐる買収作業をとまなう激しい競争が起きたのは、正副里それ自身がステイタスであるとともに、さらに高い地位へと昇るためにはどうしても経験しておかねばならぬ役職だったからである。

以上のように、炎舎社ではむらの実質的権力者である書目になるためには、里長を経験していることが必要とされ、里長になるためには一定の財力、リテラシーが必要とされ、さらに、亭の城隍神の祭祀に参加することができる官員でなければ、実質的に当選はできなかったという。そして、官員になるとは、大金をはたいて餽を買い斯文会に加入することであった。つまり、経済力が最も根本的に重要な条件とされたのである。

しかし本来、官員とは文字通り官位保持者を意味し、斯文会とは、科挙合格者、受験生などの学識者の会である。このような意味の逸脱がなぜおこったのか、炎舎社における学問・教育・学識の意味を検討せねばならない。

Ⅲ. 学問・教育・学識

1) 伝統的教育及び科挙

ベトナムの諸王朝は、中国の科挙制度を取り入れていた。植民地下の阮朝では、ベトナム北部(トンキン)では1915年まで科挙が存続した。また、その他に学問振興のための課士法という試験制度もあった。

むらびとの記憶・伝承には、炎舎社出身で科擧に合格し、大官になった者はいない。実際、阮朝期を通した擧人（郷試合格者）の名簿である高春育の『国朝郷科録』には、炎舎社出身者はいない(Cao Xuan Duc 1993)。

ただし擧人まで行かなくても、郷試の第二段階である二場合格者に、阮有禱(Nguyen Hu u Dai)と阮維梅(Nguyen Duy Mai)の二人がいたことは、それぞれ家譜の記述と伝承から知ることができる。

このうち禱は1928-31年ごろ里長を務めた。禱の父阮有味も6年間里長を務め、先紙にもなったことが家譜に記されており、また土地改革期には土地10マウという、炎舎社内最大の土地所有者であった(彼の悲惨な最期は、第2章「革命」で触れたい)。

一方、梅は1980年まで長生きし、1945年以降の革命と戦争の混乱で失われた、むらの各ゾンホの家譜の修復に手を貸したり、タイクン(祈禱師)を務めるなど、むらびとから敬意を受けていた。しかし、彼は里長を務めていない。

この二人の二場合格者の里長職についての違いは、経済力の違いからきているものと思われる。前述したように、禱は炎舎社の最大土地所有者であるのに対し、梅の父である聘(Sanh)は教育熱心で、梅は二場合格、次男樹(Thu)は仏越学校(truong Phap-Viet)を出てハノイの法律学校に学び、植民地制度下の裁判官になったが、聘はその教育費用捻出のために土地をほとんど売ってしまった。聘の四人の息子たちは、土地改革期に誰一人として地主・富農に階級分類されていない。

このように炎舎社は大官どころか、擧人すらも出ないようなむらであった。官員や斯文が本来の意味を失ったのは、そもそもそれに該当する者がいなかったからであった。

しかし、そのことは炎舎社において教育が軽視されていたことにはならない。例えば、むらの最大の族である阮文族では、ゲアン省出身の教師を招いて、私塾を開き、族内の男子に学ばせていた。希望すれば、族の者でなくとも学ぶことができたという。

むらの中には、こうした私塾を開いていた教師(thay do)が数人いた。貧しい家の男子でも、父と教師が知り合えば学費が安くなるか無料になるので、学ぶことができたという。こうした、科擧や課士法に合格する程ではないくらいのリテラシーが、経済力の次に、むらの役職者になる条件であった。

また炎舎社内には、公的學校として郷師校(truong huong su)があり、クオックゲー(ベトナム語のアルファベット表記)、数学、歴史、生物、地理、仏語を学んだ(漢字は学習せず)。学費はならず、学生の負担は教科書、ノート、筆だけで、その他に元旦、五月

五日、十月十日に教師に砂糖や果物を贈った。学習しおわり、試験に合格すると「初学要略」の学位を得ることができた。(99)

(2) フランス式教育

植民地当局は、植民地行政を担うベトナム人の下級官吏を養成するために、従来の儒教とは異なる西欧近代式教育機関を設置した。科擧の廃止後、1920年代になると、こうした教育を受けた人々が新しい知識層、「新学」知識人として現れる。

炎舎社では、こうしたフランス式の学校である北寧の仏越学校を卒業した者が、10人ほどいた。前述した阮維樹はその一人で、その後ハノイのブイ校(truong Bui)で学び、「秀才(バカロレア)」の学位を持った、当時の炎舎社最高の知識人であった。彼はその後法律学校に学び、植民地制度下の裁判官になり、また革命にも参加した。1945年にベトナムが「政権奪取」した時の最初の革命側の社主席、呉文貴(ゴ・ヴァン・チャック Ngo Van Trach)は、むらから最も早く革命に参加(1939年ごろ)した一人であるが、仏越学校を卒業し、以後は北寧の火薬工場で事務員をしていた。このように革命運動への参加は、都市での給与生活者経験によるものである。1936-39年は、フランス本国で人民戦線内閣が成立したことにより、共産党が合法化された時期でもあった。

これらのいわゆる「新学」知識人は、むらびとの尊敬を受けたが、彼らが炎舎社で行政実務に携わるようになるのは、1945年3月の日本軍による「仏印処理」の後である。

以上のように、炎舎社では、学位はそれだけでは、むらの里長や着目になる条件にはなり得なかった。官員や斯文は本来の意味を失い、むらの文脈を読み替えられたのである。

第四節 むらの「自治」における「公共」領域

八月革命以前の炎舎社の村落構造は基本的に不平等なものであった。しかし、特に社会的・政治的な面での不平等性を作りだしている高額な饗の代金は、むらの建設資金として使われた。この基金から一定の「公共の福祉」的な目的に支出が行われたこともまた事実である。その一例として、1944年の亭の門の建設を挙げることができる。また1945年以前のむらには、亭を中心に東西それぞれに輿があり、葬式の際、棺を載せて担ぐために使用されていた。輿を使うのに費用はかからず、貧しい者でも使うことができた(ただし、葬式の後に棺の担ぎ手や、官員を招いて飲み食いさせるという習慣があり、貧者には大きな負担になっていたことは事実である)。

また、寺で49日儀礼が催される場合、むらの老婆たち（ベトナム北部では女性が仏教信仰の主たる担い手である）が一人1ハオずつ掲出して、5人のタイクン（祈禱師）とともに、これを行ったという。49日は、死者の魂が最終的にあの世(the gioi ben kia)に行く日である。炎舎社では去り行く死者の魂を、遺族とともにむらが送っていたことになる。

さらにむらの亭や寺に財産（耕地）を寄付した者、郷約に規定されているように、むらに侵入した泥棒の類を捕らえようとして、命を落とした者に対しては、后田の形でむらがその祭祀に責任を持った。

マラーニー(Malarney 1994)は、革命前のベトナムには、地位獲得競争のヒエラルキーに見られる不平等性と、「情感(tinh cam)」に基礎づけられた平等性が共存していたと述べるが、炎舎社では平等性は単に情感の領域にとどまらず、葬式の際の興や、49日儀礼のありかたに見られるように制度化されていた。ただしスコット(Scott 1976)が、モラル・エコノミー論で想定したような、むら全体にかかわる弱者救済機能は存在しなかった。

第五節 小結 1945年以前の炎舎社の村落構造

20世紀初等から1945年までの炎舎社は、以下のような特徴を持っていた。

①むらの中には、耕地面積の25%近くを所有し、これを賃貸して小作料を得たり、農業労働者に耕作させるごく少数の上層農民（全世帯の4%）と、これらの地主の土地を耕す小作や農業労働、その他の貧窮働に従事する、生存を維持するのがやとの零細土地所有者や土地なし層、この両者の間に位置する中農などの階層分化が存在した。

このようなむらの成員間の不平等は、経済的な面にとどまらず、経済力を主要な背景とする地位のヒエラルキーにも見ることができた。すなわち、むらの男性は、争って饑という資格を大金をはたいて幼いうちから買い、さらに輪望を行って斯文会に入って官員となり、亭の祭祀に参加する権利を得ようとした（饑、斯文、官員は本来の意味を失い、むらの文脈に読みかえられた）。城隍神は「むら全体の歴史、習慣、道徳、法のシンボルであると同時に、共通の希望」であり(Dao 1985[1938]:207)、ゆえにむらびとは城隍神を敬いその加護を信じた(Toan Anh 1992[1968]:275)のである。亭の祭祀に参加できないことは「社会の最下層」と見なされた。

さらに官員の資格は、正副里長や耆目、正副總の地位を手に入れてむらの中で権力を振るう前提であった。郷約には、地位の獲得・上昇ごとの輪望に関する義務が詳細に規定

されており、むらびとの、地位のヒエラルキーに対する並々ならぬ関心を示している。

ただし、この地位のヒエラルキーは、炎舎社では通常言われるように亭での席次に表れるのではなく、亭の守りを除いて、年齢階級秩序によって決定されていた。高齢者の中からは耆役が選出され、官軍の応接、兵丁選出の名簿作り、会合・公事への参加などの職務が義務づけられていた。また四盤は祭祀の実務を取りしきった。このような年齢階級制はむらの正式な成員であれば、席次は年齢を重ねることに上昇し、年齢（席次）に見合った公田の分給を受けたり、祭祀実務を取りしきる四盤を務めることができ、基本的には誰でも、前述したような職務を持つ耆役に選出される権利を持つことができるという意味で、平等性を持つものであった。このように、むらの権力は経済力を主要な背景とした地位のヒエラルキーと、平等主義的な、年齢階級秩序の併存により保持されていた。⁽⁴⁰⁾

しかし正副里長、耆目、正副總などは韓国両班やインドのカーストのように、世襲が前提となる（末成 1987:45-48;69-76）生得的な地位ではなかった。阮文登の族が役職者を多く出したといっても、それはあくまで個人の努力（買収ですらも）に負うところが大きかった。この点で炎舎社は、東南中国にしばしば見られるような、有力リネージが村落を経済的・政治的に支配する（フリードマン 1991）むらとは異なっていた。

②むらは独自の規約を持ち、むらと農産物を自衛した。また饑の代金や才閨街銭、種々の罰金を財源とする独自の財政を営んでいた。すなわち、むらは一定程度の自治を行っていた。その自治の内容には、「公共の福祉」的な、むらびとの経済的・社会的地位の如何を問わず適用される、平等主義的な側面があった。すなわち、むらの亭や寺に財産（耕地）を寄付した者、むらを盗人から守るために命を落とした者で子のない者に対しては、后田の形でむらがその祭祀に責任をもった。このような家族・親族の枠を超えた、むら全体によるむらびとへの福祉の側面は、葬式の興や、寺で老婆たちによって行われる49日儀礼にも見ることができる。このように、むらびとの間には経済的階層差、地位の差がありながら、一方で集団的規範に縛られ、相互に強く結びつけられていた。

では、集団的規範に結びつけられたむらびとの間に生まれる心性はどのようなものであろうか。ベトナムにおいて、人と人を結びつける心性については、既にベトナム内外の研究者によって、「情感(tinh cam)」という概念が提出されている。

例えばマラーニーによれば、情感とは「親密で、感情的な他者との紐帯」であり、「敬意、関心、他者の幸福を望むこと」「自分を犠牲にして、他者を助け、他人に幸福をもたらすこと」である。二人の人間のあいだの情感は、社会的な不平等を薄め、相互の尊敬と

義務の関係を示し、どんなジェンダーと地位の人との間にも存在しうる。情感関係によって、人はその地位の差異にも係わらず、平等に結びつけられる。また、マラーニーは、情感は義務と責任を伴い、そのことによって道徳的共同体としてのむらに道徳的な殻を形成したとする(Malarney 1994:186-189)。

「情感」は、確かに日常的によく使用される言葉である。ベトナム人の研究者が、それが彼らにとってあまりに当たり前の概念であるためか、ベトナム人にとって「情感」がいかに大切かを述べても、定義については明確さを欠きがちであるのに比べ、マラーニーの定義は周到に考えられたものであると評価できるし、大筋で合意できる。しかし必ずしも義務と責任を伴うとは言えないのではないか。例えば、貧しい寄宿舎住まいの学生を家に呼び、毎日家族同然に食事をさせるということはよくあることであり、それが「情感」に基づくものであると説明されるのもまた、よくあることだが、それが「義務」であり「責任」であるとは言えない。また、マラーニーの定義の場合、二者関係から共同体規範へ一気に飛躍しており、結果として「情感」が二者関係に基づくのか、インコーポレーション的な関係性を持つものなのか、わかりにくい。例えば、東北タイにおける家族のような「2人関係の累積体」として認識される、「損得相互依存の感覚、相互に相手を思う気持ち」を価値ありとする「間柄の論理」(水野 1981:110)などと、どう違うのか判然としない。

ベトナム北部村落においては、ある集団(家族、親族、むら)に属する構成員相互が、お互いの存在を良く知り、「情感」や義務によって、強く結びつけられているのであって二者関係の累積の結果として、まとまりがあるのではない。例えば東南アジア社会の組織原理としてよく言及されるパトロン-クライアント・システムが、一人のパトロンの下に複数のクライアントが存在したとしても、クライアントどうしに関係はなく、お互いの存在を知らないことさえある(Scott 1977:128)のとは異なる。この違いを(図6)に示してみた。

ベトナム北部におけるこのようなインコーポレーション的関係のあり方を、筆者は「団結(doan ket)」という概念と呼んでみたい。その内実、ある集団(家族、親族、むら)に属する構成員相互が、お互いの存在を良く知り、「情感」や義務によって強く結びつけられており、また一人の利益が皆の利益であり、皆の利益が一人の利益であるという、一対多、多対一の関係の中で、自己利益と相互利益の増進をともに目指すというものである。この概念は1945年以前からベトナム人にとって、強く意識されていた可能性がある。

例えば、ヴィエムサーのある家に、朝廷が従物品百戸を与えた賞状が伝えられている。嗣徳拾七(1864)年拾壹月拾叁日付けのその文書は、盜賊・どろぼうの類をむらびとが集団で捕まえたことに対するものと考えられる。

北寧省慈山府安豊縣針溪總炎舍社、此次團結民勇捕務、預有定狀、經北寧省員推舉茲兵部、聲叙準爾賞授從物品百戸、用示獎勵欽哉。

(訳。北寧省慈山府安豊縣針溪總炎舍社、この度、團結して民が勇んで捕務を行い、実状があったので、北寧省員を経てこれを兵部に推挙し、賞として汝に従物品百戸を授けることを明白に記載し、勧め励ます事例として示す)

と、朝廷がその「團結」を褒めたたえて、捕務の指揮者(文書が破れており、その名は確認できない)に品級を与えている。

このような心性が、1945年以前からの集団の規範の強いむらと、その内部にある親族集団や、講にあたるチョイホ(choi ho)、互助組織である「会」(ヴィエムサーでは「杯の会(hoi chen)」、「金[かね]の会(hoi tien)」などと呼ばれる)を支えていた。ただし、このベトナム的な集団内部の成員間の関係は、1945年以前には必ずしも平等なものでないことは、既に述べた経済的、政治・社会的差異からも明らかであろう(しかし、1945年の八月革命以後は、「平等」「衡平」の概念が加わって、農業合作社や保寿会、同年会互助組織である「同性会」などを支えることになる)。

以上のようなむらのあり方は1945年の八月革命で一変した。1946年まで入村の儀式は残ったが、席次は廃止され、盤ごとの地位の高低を表象していた高床も取り払われた。亭の祭礼は簡素化され、ズオックや亭内での宴会、礼服を着て行うテーは、1947年から行われなくなった。阮朝・植民地体制の行政制度内に位置づけられていた正副理、正副廳はもちろん、甲や饒、斯文会、先次紙など、むらびとの間に社会的・政治的地位や経済的差異を作りだす制度、役職は廃止された。公田は土地無し農民に優先的に分配され、50年代の小作料引下げ運動や土地改革から、農業合作社による集団耕作へと続く社会主義化の過程で「平等(binh dang)」「衡平(can doi)」が追及されることになる。次章では、炎舍社における革命と社会主義化の過程を分析する。

注)

(1) 通常、むらびとは漢語名よりもノム名を使って、むらを呼ぶ。すなわち「ジエムむら (lang Diem)」という言い方の方が、一般的である。

(2) 『北寧全省地輿誌』(1891)、『北寧省誌』(1875)、『北寧省地輿』(1814-1815) など

(3) ここでいう地位獲得競争とは、里長選挙のように具体的な役職をめぐるむらびとが争う場合だけではない。マラーニー (Malarney 1993) が言うような、葬式や婚礼を盛大に催すような場合も含んでいる。つまり、こうした行為によって他のむらびととの間で差異化をはかり、自らの優位を示そうとすること (例えば後述するように饗を買い、斯文会に入って亭で礼拝[テ-レ。後述]をすること) なども含む。またこれらの地位獲得競争は原則的にはむらの正式の成員と認められた成人男子の間で行われるものであって、女性は参加できなかった。

(4) 土地関係の文書が閲覧・複写の制限を受ける理由は、国家が土地所有権を保持するという社会主義の大原則に関するものであろう。すなわち、1950年代から60年代初の集団耕作化で、農民が私有地を失った後も、池などが慣習的に使用権が認められてきた経緯がある。ドイモイ以降、農民が土地使用権の相続・譲渡が認められるようになり、その結果、土地は商品化したと言える。国家の側は、自らの所有権が曖昧になることを恐れ、こうした慣習的に農民に使用が許されてきた土地の管理徹底を行政や合作社に指示した。その結果、長い間、農民に使用権を認めてきた土地や池が、国家の所有権を楯に、使用が禁止されるケースがある。農民の側はその際、もともとは自分の私有地であり、集団化以後も、慣習的に使用が認められてきたことを根拠に、これに抵抗する。集団化以前の土地文書がその理由に制限を受けるのは、このようなケースが裁判に発展した場合、証拠として裁判所などに提出されるのを、避けるためではないかと思われる。

(5) 土地改革における地主、富農などの階級区分の基準は、単に所有面積だけではない。第2章「革命」で詳述する。

(6) 仏領期の炎舎社の地簿は、一部が残っているだけであり、炎舎社の土地所有状況の全貌を知ることはできないが、膨大な情報量があり、複写が禁じられている現在では、分析が困難である。今後の課題としたい。

(7) 当時の炎舎社の戸数については、250戸と232戸という二つの情報があるので、平均を取った。

(8) 植民地下の農民の経済的苦境については、前章第三節を参照。

(9) デウムウティエが言う天爵村のヒエラルキーは、

①官人 (mandarinats) 一品から九品までの者。

②60歳以上の老人。

③耆目 (ki muc) 選挙で選ばれた (fonctionnaires)、里長、副里、正総とその経験者。conseil des notablesを招集し、国家やむらに関することを審議し、里長や副里が会議で決定されたことを実行するかどうか監視する

④斯文 (tu van) むらが売りに出した斯文を買った者

⑤ (hoang dinh) 黄丁? 17歳から59歳までの名簿登録者

一方、天爵村は、

①60歳以上の老人 耆老会議 (conseil des vieilles) を形成。

②官員 (quan vien) 12人 むらの名簿の記載順で決定され、選挙によるものではない。通常はむらの義務を果たせるようになってから名簿に記載されるが、金持ちは子が小さいうちに名簿にのせる (筆者注-金持ちは子の義務をかわりに果たし、子を早く名簿に載せる)。このため「むらの民主主義は破壊」される。正副里とともに実質的な村落会議 (conseil communal) を形成し、それはむらの法的、行政的権力である。

③三盤 (ba ban) 18人 ①②を補佐し三盤会議 (conseil des trois notables) を形成

(10) thu chi は漢字で書けば恐らく首紙であろうが、先紙 (tien chi) もよく使われた。炎舎社でも先紙の呼称が使われていた。

(11) 注(9) 参照。

(12) 当時の行政単位は、省- (府) - 県- 総- 社である。正副総は総の行政を担当する役職と考えられるが、むらびとの記憶では里長・副里経験者が金銭でその地位を買うこともできたし、そのほうが一般的であったようだ。本章第三節「1945年以前の炎舎社の政治・行政制度」参照。

(13) 注(9)の天爵村でも②の官員は、やはり本来の意味から逸脱しており、炎舎社だけが特殊な例であったわけではないことをうかがわせる。

(14) 入席は通常、祭礼の日の数日前に行われる儀礼とされている (Phan Ke Binh 1990 [1915]: 86-87) (Nguyen Van Khoan 1930: 121-122) が、炎舎社では祭礼の初日に城隍神を招く儀礼をさすようだ。

(15)ベトナム語辞典(Tu dien Tieng Viet.Vien Ngon ngu hoc 1995[1988]:873)によれば
テ-*(te)*とは「盛大で厳肅な儀式にしたがって、礼物を捧げて祈ること(通常祭文を洗んだり、ドラや太鼓を伴う)」とされている。またグエン・ヴァン・コアン(Nguyen Van Kh oan 1930:125)は神や仏に対しておこわ、肉、果物などの主要な供物に加えて、ビンロウ樹の実、酒、線香、水を必ず供えなければいけないクン(*cung*)の簡単なものをレー(礼*le*)複雑で厳肅なものをテ- (祭*te*)と区別する。またグエン・ヴァン・フエン(Nguyen Va n Huyen 1938:80:90)はテ-を*les grandes ceremonies*と訳している。筆者の経験からもこれらの定義は妥当なもののように思える。レーとテ-を内容で区別するのはきわめて難しい。

(16)ベトナム固有の女神、聖母(*thanh mau*)のひとり上岸聖母とともに、玉容公主、水晶公主の二神を祭る。この二公主は李朝期(11-13世紀)に虎退治をしたと伝えられる。

(17)ベトナム村落における年齢段階集団の宗教的役割は、日本の宮座と共通点を持っているように思える(高橋 1978)。しかし後述するように、少なくとも炎舎社の年齢段階集
団は村の政治にも関与した。

(18)あるインフォーマントによれば一盤の席次はク・トウオン、亭の守りの二人(*quan da m. pho dam*)、前年の亭の守り(それぞれ*ba. tu*と呼ばれる)の順である。

(19)この成分郷約はハノイにある社会科学通信院に所蔵されている。1942年に炎舎社が提出したものだが、もともとは1907年に官に提出したものを再筆写したもので、1907年7月1日の日付けとともに当時の提出の事情が記されている。内容は本章第三節Ⅱ参照。

(20)成文郷約には「一例、社内應擇何人物力敏幹職字保爲正副里。全民給錢式百貫公田武畝(後略)」と規定されているが、ある漢字の読めるインフォーマントは「正副里それぞれ1マウずつ計2マウ」であったと回想する。また同郷約には亭の守りに関する公田分給規定はない。郷約の全訳は本章第三節Ⅱ参照。

(21)炎舎社では通常の公田「官田供給」が二等田であったのに比べ、優遇されている。なお成文郷約には「(前略)全民(くじ引きで兵の字を引き当てた二名の者一筆者注)給許每兵五高(後略)」とされている。本章第三節Ⅱ参照。

(22)インフォーマントが記憶するように一盤から三盤まで、それぞれ一人ずつ番役を選出するなら、一盤選出の番役はかなりの高齢ということになり、「公務」執行は、無理ではないかとの予断を禁じえない。三盤から三人ということであれば、年齢的にも、また一般に年齢段階制が必ずしも長老支配でないことから、うなずけるような気がする。し

かしここでは、この規定がデウムティエの言うように三盤が輔佐的役割(注9天爵村の③)を果たしていた可能性を指摘するにとどめる。

(23)炎舎社の甲がこのように地縁集団の要素が強いことは、甲に対する村人の記憶を曖昧にさせる。1945年以降甲が廃止され、デイエも抗仏戦期の「焦土抗戦作戦(*khang chien thieu tho*)」によって、ベトミンを支持するむらびとが自発的に破壊したことによる時間的、物理的なものが最大の理由であろうが、むらびとはしばしば甲の役割をソムのそれと混同し、炎舎社には甲は存在しなかったかのように言うことがある。

(24)郷約の内容については本節Ⅱ参照。

(25)末成(1998:118)の調査村では、郷長とはむらの治安維持の役目を司る者であり、そのほうが一般的であると考えられるが、炎舎社では現役・引退した番目を指していた。

(26)一元は二貫、一貫は錢六百である(*Truong & Vo 1974[1937]:vi;45*)から、別社の者を娶った場合の~~子~~闖街は本社の者を娶った場合の15倍にもなる。このような村外婚を規制する規定は、ベトナム北部村落に一般的なものである。

(27)饒はもともと老饒とも言い、老人(60歳以上)に対する雑役や税の免除を指したという(*Huu Ngoc ed. 1995:371*)が、仏領期には60歳になる前に饒を買うことが一般化していたようである。

ただし、炎舎社では金銭で買わなくても饒を与えられる場合があった。すなわち成文郷約には、むらの中や耕地に泥棒が出たときに、それを捕らえようとして「若何人不幸命没全民許饒壹代、有子許饒、無子許后亭並給理葬錢。」との規定を設けている。「全民許饒壹代」といっても既に死亡しているわけだから、子に饒が一代に限り与えられると理解したほうが自然であろう。

(28)注(9)の王爵村でも、斯文は買うものになっている。官員の意味の逸脱とともに、炎舎社が特殊な事例でないことを示している。

(29)官員たちの行うテ-と、斯文を買った者が行うテ-の違いは、恐らく官員たちは入席正礼、出席などで集団的にむらを代表して行うのに対し、斯文保持者は官員たちがテ-を行ったあと個人的に、或いは家族を代表して行うという点にあると考えられる。

(30)炎舎社内のみエウ・クワン・ロンという廟では阮准賢大將軍という神が祀られているが、実は大將軍ではなく貧乏な農民で、亭の祭りに着ていく礼服がないのを苦にして首を吊ったのだという。また1996-97年、筆者が調査を行っていた当時のむらのク・トウオンに対して、二番目の年寄りのコン・ヌオイ(*con nuoi*) (養子。ベトナムのコン・ヌオイは

必ずしも日本の養子のように、血筋を絶やさないようにするための存在ではなく、そのありかたは多様である。その一例は本章第一節1の3、小作人・農業労働者の項を参照。)の末亡人とその息子は「彼(今のク・トオウン)は16歳で饒を買えなかったでしょう。うちのお爺さんのほうが先に饒を買ったのだから、本当のク・トオウンは彼ではなくて、うちのお爺さんだよ。」と筆者に語った。二つのエピソードは、饒を買えないことや亭でテーができないことが、いかにむらの成人男性の地位にとって深刻な事態であったかを物語る。

ただし、饒を買わない者でも30歳をこえるとズオック(ruoc)に参加でき、40歳をこえるとテーができるという、いわば救済策があったと語るインフォーマントもいる。

(31)ニエウの代金は寺の改修などむらの建設資金に充てられたという。また、むらが至急に大金を必要としたとき、饒ではなくカン(can)を売ったという。カンを買った者は輪望をしなくてもよかったが、カンは値段そのものが饒の数倍した。

また1932年、北部ベトナムにおける初生産量は一人頭217kgであり、年間の最低必要量は240kgであったという(Murray 1980:414;610)から、饒がむらびとにとっていかに高額であったかわかる。一方グールーは、年間最低必要量を稈277kgとする(Gourou 1936:406)。

(32)成分郷約には「一例、社内何隴斯文稿望、全民應折錢、取銀貳拾阮、亩民公支例」とある。この錢は輪望にあたって納めるというより、饒の代金と考えるべきではないか。インフォーマントたちは斯文会に入る際に金銭は納めなかったと回想している。そのうち、貳拾元がむらの公共の支出のためにプールされたのであろうか。

(33)成分郷約中に記されている里長の役目は、

- ①堤防改修などの労役をさばった者を記録すること。
- ②書記とともにむらびとの「生死嫁娶」を記録すること。
- ③徴税に関する事務。税額をむらびとに通知し、帳簿を作成し、実際に税を徴収し、領収書(編米)を交付すること。
- ④毎晩むらの中や耕地を村の自警団とともにパトロールすること。

(34)里長がこのような行為に訴える理由の一つには、むらびとが税を滞納すると、借金しても里長が代わりに納めなければならぬという事情があった(同様の事例はマラーニ-Malarney 1994:151でも報告されている)。炎舎社では、里長選挙に立候補するには最低3マウの土地を持っていることが条件であり、その土地は「抵当(the chap)」だったと

いう。

(35)同様の事例はルオン(Luong 1992:78)の調査したヴィンフー省の村でも報告されている。また、正副里長や正副総を経験した人を、むらびとは「職名+個人名」で呼ぶことがあった。例えば1942年成文郷約提出時の里長阮文派(Nguyen Van Phai)は、後に正総を務めたので「翁総派(Ong Tong Phai)」と、また1928年から1930年頃里長を務めた阮有輝(Nguyen Huu Dai)は「翁里輝(Ong Ly Dai)」と呼ばれた。

(36)フランス植民地当局は、着目層の村落内における権威と権力の取り込みをはかり、1927年着目会同(hoi dong ky muc)を成立させた。先紙は、里長と別に村の印章を持っていった。

(37)炎舎社でも先紙、次紙は里長よりも地位が上であると考えられていたようである。また成文郷約は「一例、孝忠諸事、全民應折納銀、大例拾元、小例五元、至如 闡折納、別社拾元、本社壹貫貳陌、與笑留酒以為公用、其這錢充公用、先交次紙奉守、須有編記交事執照、毎月因有朔望會合、全民在享亭并壹次(中略)、其會合只用笑留不得酒、至如公錢得干應修一簿、編明計白、俟全公支」とする。①孝忠諸事(インフォーマントによれば葬式などのこと)や婚姻に際しては(闡街)むらに金を納め、先次紙がこれを管理し、支出を領収書を書いて証拠とすること、②毎月(旧曆)の一日と十五日に、先次紙の一人が亭で民に会計報告をすること、③こうして得られた錢を公錢として計算し帳簿に記録して公共のために支出することが定められている。

また里長はいつも選挙で選ばれたのではなく、これら郷長の話し合いで決定されることもあったという。いずれにせよ、着目や正副里長、正副総などの地位に就いた経験のない一般のむらびとは、里長選出の過程から排除されていた。

(38)1942年提出の成文郷約の最後の部分に26人が署名している。うちわけは副総及びその経験者2人、里長及びその経験者6人、副里及びその経験者6人、書記1人、先紙1人、次紙1人、職役9人である。

これらのうち阮文廷の内族は、舊副総・阮廷為(⑧)、副総・阮文賞(筆者注—これは阮文珠⑨の改名である)、副里・阮文池(⑩)、先紙・阮文體(⑪)、書記・阮文鏡(⑫)、さらに里長・阮文派(Nguyen Van Phai)(家譜には記載されていないが、戦乱の時期に系譜関係が不明になった五代の間に直系の祖先が阮文族に在るとの伝承を持ち、始祖の命日に参加する)まで含めると、6人が同時にむらの着目を務めていたことになる。一方、次紙阮文造(⑬)の族は、この時点では彼1人しか署名していない。ゴー・ヴァン族は呉

文門（職役）1人、阮伯族から阮伯和（舊副里）、阮伯義（旧里長）の実の兄弟二人が署名している。その他については、現存しているむらびとの記憶に残っていない人物も多く系譜関係ははっきりしない。また職役が9人署名しているのは、9ソムの代表ではないだろうか。

(39)成泰十八(1906)年の「學法試法」では、「幼學公場由各社村自行設立」(Nguyen Si Giac 1993: [197?]:374)とあり、村落レベルの学校は社村が設立することになっている。1926年にも村落レベルの学校の支出は、村落が自らこれを行うものとされた(Kelly 1975: 55)。「初学要略」の学位は三年学習した後の試験で得ることができた(Nguyen Q. Thang 1993:151)。

(40)年齢自体は個体が生存する限り平等に増加してゆくものであり、年齢原理の貫徹している社会での集会の発言や運営は「民主的」であり、長老政治や上下の身分差別の厳格な社会とはほど遠い(末成 1998:153)性格を持つ。

(表1) バクニン省5村の土地所有状況(グールー[Gourou 1936:359]より作成)

村名	丁数 ¹⁾	土地所有者数 ²⁾	土地無し者数 ³⁾	女性土地所有者数(所有者総数)	土地所有面積(対土地所有者総数)					
					-5材	5材-1材	1-3材	3-5材	-10材	10材-
トノカト(Thuong Cat)チナム県	303	217 72%	86 28%	19(236)	154 65%	38 16%	39 16.5%	5 2%		
チトイ(Gia Thuy)同上	328	211 64.3%	117 35.6%	28(239)	164 68.5%	25 10.4%	36 15%	9 3.7%	3 1.2%	2 0.08%
アイ(Ai Mo)同上	472	352 74.6%	120 25.4%	69(421)	328 78%	46 11%	37 8.8%	4 1%	5 1.2%	1 -
ラト(Lac Tho)トクソン府	799	423 53%	376 47%	57(480)	286 59.5%	61 12.7%	87 18.1%	26 5.4%	15 3%	5 1%
チチ(Nghia Chi)チエンフ県	277	241 87%	36 13%	45(296)	121 41%	40 13.5%	66 22.2%	41 13.8%	25 8.4%	3 1%
	2179	1444 66.2%	735 33.7%	(1672)	1053	210 75.5%	265 91.3%	85 96.4%		

1)原注。18歳から60歳までの人頭税納入者。

2)丁数中の土地所有者数とその割合。

3)丁数中の土地なし数とその割合。

(表2) 土地改革初期・路線修正以前(1955年)に地主と分類された人々の土地所有状況

名 前	所 有 面 積 (計算上の仮所有 面積)	(1945年以前の役職) 路線修正後の階級分類	血縁関係等
① カウ(グエン・ヴァン・テ未亡人)テ1947年死	8-10マウ (9マウ)	テ(里長・副総・正総・先紙・九品)地主	テ-は②の実兄
② グエン・ヴァン・ゾン	3-7マウ (5マウ)	(1942年書記)地主	①の実弟
③ ゴー・ヴァン・ホアイック	6-7マウ (6.5マウ)	(1945年里長)中農	⑨の実兄
④ ゴー・ヴァン・チュン	3-8マウ (5.5マウ)	1945年ホシ参加・国民党?54年南部へ逃亡	⑤の息子
⑤ ガオ(ゴー・ヴァン・ルアン母)	3-4マウ (除外)	中農	④の母
⑥ デイ(グエン・ヴァン・チュウの母)	3-5マウ (除外)	中農	
⑦ グエン・キム・トック	4-7マウ (5.5マウ)	地主	
⑧ グエン・タン・ティン	5マウ (5マウ)	1945年ホシ政権参加中農	
⑨ ゴー・ヴァン・チャイック	3マウ (除外)	1945年ホシ政権主席 土地改革で国民党として銃殺 後名誉回復	③の実弟
⑩ ニヤン(グエン・ヴァン・ファイ未亡人)	8マウ (8マウ)	ファイは1942年里長、正総、ホシに協力、土地改革以前に私軍に射殺 抗戦地主	

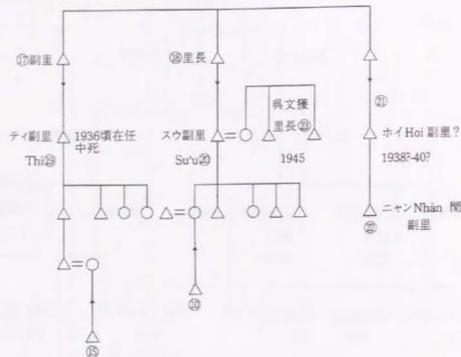
⑪ チャン(ゴー・ヴァン・カン母)	7-8マウ (7.5マウ)	チャンの夫は元副里?地主
⑫ グエン・ヒュウ・ダイ	10マウ (10マウ)	1928-30年頃里長、ホシに協力 1955年自殺 富農
⑬ グエン・ヴァン・ダー	3マウ (除外)	革命幹部 土地改革期に国民党と階級分類

計算上の仮数値で見た 6.2マウ
5マウ以上の土地所有者の和(5, 6, 9, 13(除外))

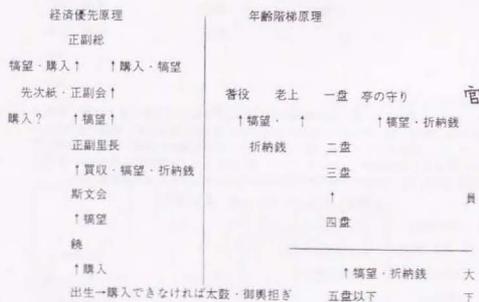
1945年地簿の5マウ以上所有者
グエン・ティエン・トアン 6マウ

計 6.6マウ

私田推定面積 250-300マウ
土地改革期の推定世帯数 241戸

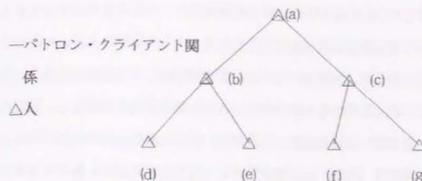


(図4) ゴー・ヴァン(呉文)族



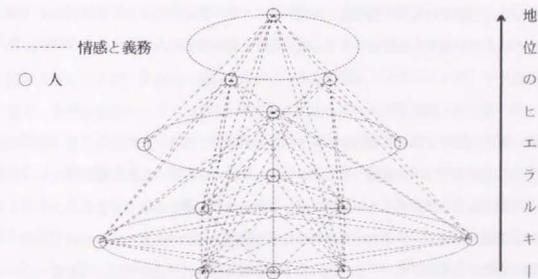
(図5) 1945年以前の炎会社における地位を決定する2つの原理

(1) 東南アジア社会のパトロン・クライアント関係



(a)は(b)、(c)のパトロンであるが、クライアント(b)、(c)はお互いに関係は無く、或いはその存在すら知らない。(b)は同時に(d)、(e)のパトロンであるが、(d)、(e)の関係は(b)、(c)と同様、関係がないか、お互いの存在すら知らない。パトロン(c)のクライアント(f)(g)の関係も同様。スコット(Scott 1977)より作成。

(2) 1945年以前のベトナム北部村落における一対多、多対一(または「団結」)関係



パトロン・クライアント関係と違い、成員どうしがお互いをよく知り、義務と情感によって結ばれているが、同時に成員間には地位のヒエラルキーも存在する。

(図6) パトロン・クライアント関係と1945年以前のベトナム北部村落における一対多、多対一(または「団結」)関係の違い

第2章 革命

はじめに

本章では、前章で叙述した1945年以前の炎舎社の村落構造が、1945年8月のホー・チ・ミン率いるベトミン（ベトナム独立同盟）とその中心勢力である共産党による、いわゆる八月革命以降、抗仏戦、土地改革、農業合作社による農業集団化などの民族民主革命、社会主義化などを経て、どのように変化してきたかを扱う。さらに農業集団化の破綻と、国家が政策の方向転換を行い、各世帯に経営権を徐々に容認し、現在の農業合作社が1992年に土地使用権証書付きで、合作社員（農民）に土地を交付し、独自の運営方法を採用する前までを扱う。

具体的には、①序論的な1945年以前の炎舎社と抗仏・民族主義運動から、②共産主義運動の浸透と八月革命、抗仏戦の民族革命段階、③その後の本格的な民主革命である土地改革と、1945年以前の村落構造の一次的逆転、④農業合作社による農業集団化の成果と破綻⑤国家政策の転換に対する農業合作社の対応までを扱う。さらに、⑥共産主義運動がなぜ受け入れられ、1945年以前の政治的・社会的・経済的不平等を内包した村落構造から、「平等」「衡平」が追求される構造に至ったかを考察する。なお、1945年に朝廷が廃止されたことにより、従来の公用文字であった漢字はローマ字表記のクオックグー（*quoc ngu*）に取って代わられることになったので、八月革命以後の地名・人名をカタカナ表記、例えば「炎舎」を「ヴィエムサー」と記述することにする。

第一節 1945年以前の炎舎社と抗仏・民族主義運動

フランスによるベトナム侵略の目的の一つは、河伝いに雲南への交易路を開くことであった。当初はメコン河が考えられていたが、紅河のほうが適していることを知ったフランスは、貿易商人デュピュイ（Dupuis, Jean）に河川探索を行わせ、デュピュイは1872年8月カウ河を遡り、北寧城郊外のダップ・カウや炎舎社の対岸にある土河社に現れている。フランスは、この時北寧の地理的重要性を認識したという。1882年春ハノイがフランス軍に占領されると、これに乗じて中国の清朝軍が北寧地方を占領した。フランスはこれに対し、1883年11月から軍隊を差し向け、北寧省の各地方を占領していった。そして1884年3月12日、炎舎社の隣社である果敢社や北寧城近辺を砲撃して、清軍を城から追い払った。翌年からダップ・カウには仏植民地軍が常駐することになった。また1895年10月インドシナ総督は北寧省を、北寧省と北江（バクザン）省に分割し（Hoi Dong Lich Su Tinh Ha Bac

1886:169-171）、炎舎社は北寧省に属することになった（炎舎社の属する針溪総はこれより前の成泰二（1890）年、北寧省慈山府安豊県から同府武江県に編入されている [Nguyen Van Huyen 1996:64]）。

序章でも触れたように、フランスは北部占領後、植民地制度を確立した後も、ベトナム人の反抗に悩まされた。北寧地方も例外ではなく、1880年代の北部占領、勤王運動期にはグエン・カオ（Nguyen Cao）が武江県を含む平地一帯で1873-87年、カイ・キン（Cai Kinh）が1882-1888年の間抵抗した。1888年に勤王運動が収束した後も、ドイ・ヴァン（Doi Van）が1884-1891年、トゥアン・ソー（Tuan So）とデー・ヴァン（De Van）が1886-1899年の間、抵抗を続けた（Hoi Dong Lich Su Tinh Ha Bac 1986:183-187）。

中でも最大のものは、北江省の山地イエン・テー（安世）県に割拠したホアン・ホア・タム（黄花探）で、フランスとの停戦協定期間まで含めると1913年まで、イエン・テー一帯を半独立国状態とした（桜井・石澤 1977:59）。

このような状況のなかで、炎舎社にも抗仏・民族主義運動の影響が及んだ。ホアン・ホア・タムの義軍には、むらから3人が兵士として参加したとの伝承が残っている。また1909年にタム討伐を命じられたレー・ホアン（Le Hoan、北寧総督？）は、何度も北寧城からイエン・テーへ向かうため炎舎社からカウ河を渡るうち、炎舎社の者と知り合いになり、一族の女性の一人が、炎舎社に嫁いだという。

また、20世紀初頭のファン・ポイ・チャウによる日本への東遊運動（序章第三節、民族主義運動の第二段階参照）の際には、むらからグエン・ゴック・ザン（阮玉簡）という教師をしていた青年がこれに呼応し、日本に渡ったという。彼は、1907年の日仏協約でチャウやほとんどの留学生が退去させられた後も日本に留まり、日本女性と結婚した。その息子は1940-1945年の日本軍の「仏印進駐」期に日本軍兵士としてベトナムに渡り、北寧省の「山（実際には丘）のふもとに井戸のあるむら」という、父から聞いた故郷の地理的特徴をたよりに炎舎社を探し当て、一族のグエン・ゴック・チャック（Nguyen Ngoc Trac）という少年と会ったという、夢のような話がある。二人の邂逅は1942年だった。当時10代後半だったチャックは、筆談を交えながらザンの息子である日本帝国軍人と話をしたという（以上は、チャック老の筆者への直話による）。

このように、炎舎社にも抗仏・民族主義運動の影響は及んでいたのであるが、炎舎社は民族運動史に残る英雄を生んだわけではなかったし、カウ河を挟んで北隣にある土河社の

ように、革命運動の拠点となったわけではなかった（土河では1927年にベトナム青年革命同志会の支部が(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang Tinh Ha Bac 1970:11)、1929年には共産主義運動の影響下にある農会が設立され、また同年12月に土河で開かれたインドシナ共産党の会議にフランスの密偵が踏み込み、5人の党員が逮捕されている(Hoi Dong Lich Su Tinh Ha Bac 1986:210,214-215)。むらびとの記憶の中では、炎舎社で同志会やベトナム国民党(1930年にイエンバイ蜂起を起こした)に参加した者はいない。

第二節 共産主義運動の浸透と八月革命、及び抗仏戦(1939-1954)

I. 炎舎社における共産主義運動の浸透

最初にむらから革命運動に身を投じる者が出るのは1939年頃、ちょうどフランス本国で人民戦線内閣が成立し、インドシナ植民地でも共産党が合法化された時期(1936-39年)である。この時期、共産党は北寧・北江地方で、工場やむら単位の互助会・愛友会(ザーラム機関車工場、順成府柳溪社、柳岸社、諒江府三山邑、洽和県黃連社、同血社、パーフエン邑)、伝統民間音楽の愛好会(八音会、チョンクアン会。順成府柳溪社、柳岸社)、農業労働者(tho cay)の会(嘉林県桃川社、順巽社)、読書会(慈山府亭榜社、北寧市、ラントウオン府)などの大衆組織の形を取って、公開・合法的に組織を上げ、工場ではストライキ、農村では減税・納税延期要求運動などが行われた。⁴¹⁾ また、読書会では共産党の機関紙、マルクス主義の初歩的テキスト、チュオン・チンとヴォー・ゲン・ザップの『農民問題(van de dan cay)』などが読まれた(Hoi Dong Lich Su Tinh Ha Bac 1986:20-221)。また、孝会、喜会(それぞれ葬式、結婚式の互助組織)、養豚の「坊(phuong=やはり互助組織)」、武術の会、クオックグー伝播会、サッカー・チームなどを利用して組織拡大が試みられた所もある(Ban Nghien Lich Su Dang 1987:58-59:68)

このような組織方法は、ウッドサイドの言う「愛着(attachment)に基づく小集団」によって、共産主義運動を上げようという、ベトナム共産主義者の組織法である。ウッドサイドによれば、この方式は、共産主義運動組織の存立基盤を個人的な愛着に求め、その集団(工場やむら)の固有の問題を解決することによって、支持を獲得しようとするもので、1920年代の共産主義運動初期から、北部の社会主義化・工業化、抗米戦期の南ベトナム民族解放戦線にまで引き継がれる(Woodside 1976:179:213:262-263)。

1927年にゲン・アイ・クオック(後のホー・チ・ミン)は『革命の道(Duong Kach Me nh)』というテキストを書き、その中で農民を組織する方法として、伝統的相互扶助組織

を利用せよと述べている(Nguyen Ai Quoc 1977[1927]:75)。北寧・北江の共産主義運動は以上のような組織方法を実践したのと言えらるであろう。

また共産党は、フランス本国でダラディエの右派内閣が成立すると、インドシナ植民地での共産主義弾圧を予想し、秘密保持のために拠点を農村に移す方針を打ち出し、第2次世界大戦の勃発を機に実行した(Hoi Dong Lich Su Tinh Ha Bac 1986:222)。

前章「革命前のむら」でも触れたように、ヴィエムサーで最初に革命運動に参加したうちの一人ゴー・ヴァン・チャイック(呉文責。1909年生)は、北寧の仏越学校を卒業した後、北寧市郊外のダップ・カウ火薬工場で事務員(1934-45年)をしていた。また、「秀才(パカロレア保持者)」ゲン・ズイ・トゥ(阮維樹。1911年生?)は、北寧の仏越学校を卒業してハノイで法律を学んだ後、仏植地制度下で裁判官(1938年任官)になったが彼も革命運動に参加している。このように、むら出身で革命に参加した青年たちの中には都市で教育を受け、給与生活者という非農民的生活を経験した者もいたが、ゲン・ヴァン・ヒー(阮文偉)のように1939年頃から革命運動に参加したが、特に高等教育を受けたのではない者も含まれていた。彼はむら最大のゲン・ヴァン族の出身で、長兄は1934年の里長選で、激しい選挙(買収を伴う)戦を勝ち抜いて当選した阮文廷(前章参照)であった。ヒーは1941年頃むらから姿を消し、地下に潜った。1940年末から始まった弾圧を避けるためであったと考えられる。以後、二度とむらに姿を見せることはなかったが、現在では1952年頃戦死したことが確認され、国家により烈士に認定されている。また、ゲン・ヴァン・ファイ(阮文派)のように、1942年、炎舎社が郷約を仏当局に提出した際(前章「革命前のむら」参照)に里長を務めながら、同時に密かにベトナムに参加していたような、フランス式教育に基づく教養というよりは、儒教的教養の持ち主であった者もいた。ヴィエムサーでは1942-43年頃ベトナム傘下の「救国会」が組織され、当初の会員は15人ほどであったというが、その出自、教養などの背景は異なっていた。

II. 八月革命

1945年8月15日、日本が連合国に無条件降伏すると、ホー・チ・ミン率いる共産党中央は総蜂起を指令し、全土でいわゆる「政権奪取」が起り、8月末皇帝バオダイは退位、9月2日にホー・チ・ミンがハノイで独立を宣言、ベトナム民主共和国が成立した。

ヴィエムサーでは1945年に入ると、むらびとの多くがベトナムを支持し、青少年の中には、「遊撃隊(du kich)」に参加する者もいた。特に1945年3月9日の日本軍による「仏

印処理」でベトナムに名目だけの「独立」が与えられた後、共産党が「突撃宣伝隊」を組織して、武江県でも宣伝活動を強化したこと(Ban Nghien Lich Su Dang 1987:95)による効果であろう。

ヴィエムサーでも「政権奪取」は行われたが、それは一切の流血や暴力を伴わないものであった。すなわち、最後の里長ゴー・ヴァン・ホアイック(吳文獲)から権力を「奪取」したのは、実弟のゴー・ヴァン・チャイック(1で触れた、むらびと最も早く革命に参加した一人)であった。「政権奪取」の当日、ベトミンの活動家らは、当のホアイックの家に集まり、そこから「政権奪取」に向かったという。このことは、ヴィエムサー内部で積極的にベトミンに反対する者がいない、すなわちベトナムの独立がむらびとに支持されていたことを物語る。

新しく生まれた民主共和国の行政機構としてのヴィエムサーの臨時主席には、最後の里長ホアイックの実弟チャイックが選ばれ、彼はそのまま最初の主席に横着りした。

この新体制の下では、さまざまな改革が行われた。阮朝・フランス植民地体制の制度内に位置づけられた正副里、正副総などはもちろん、甲や饒、斯文会、先次紙などむらびとの間に政治的・社会的・経済的差異を作りだす制度、役職は廃止された。1946年まで入村の儀式は残ったが、席次は廃止され、盤ごとの地位の高低を表象していた高床も取り払われた。亭の祭礼は簡素化され、行列を伴うズオックや亭内での宴会、礼服を着て行うテーは1947年から行われなくなった。これらは1946年から始まった一連の「文化改革(cai cac h van hoa)」の過程で行われた。また1946年には、むらの耕地の約半分を占めていた公田が、土地なし農民に分配された。さらに識字運動である「平民学務(hoc vu binh dan)」も行われ、いままで勉強する機会に恵まれなかった人や女性も、字を覚えた。これらの指導にあたったのは、仏越学校の卒業生や、課士や科挙の二場合格し、元里長であったグエン・ヒュー・ダイ(阮有燾)ら、新旧の知識人たちであった。

この頃、革命に参加した青年たちは、ある種の熱狂に支配されていたようである。ヴィエムサーの「政権奪取」は、一切暴力を伴わないものであったが、その代わりにとでも言うべきか、自分の家に伝わる漢籍などを「封建文化」の象徴として焼いた者もいた。

従来の眷目会同を形成した村落有力者層を解体する目的で、行政単位の改革が行われた。社の統合が行われ、1947年からは炎舎、春園、果敢、斗韓、有執、春同、春諷ら7社が合併して、ホアロン社(Xa Hoa Long)が置かれ、旧来の社は村(thon)と呼ばれ、国家の正式な行政単位ではなくなった。ただし、社会生活では旧社の枠組みは依然として重要な

役割を果たし、簡素化されたとはいえ城隍神を祀り、ほとんどの婚姻は旧社の枠内でおこなわれ、旧社の枠組みが、むらびとにとつての「むら」の枠組みであり続けた。また農業集団化のために設立された農業合作社も、ホアロン社では、村=旧社単位で組織され、全社級の合作社はわずかに1977-81年の4年間だけであった。

八月革命は、1941年の共産党第8回中央委員会の方針を受けて、帝国主義打倒、ベトナムの独立、すなわち「民族解放革命(cuoc cach manh giai phong dan toc)」を主目的にし、これを支持する全ての人々(労働者、農民、小ブルジョワジー、民族ブルジョワジー)を糾合するものであり、「反封建」革命つまり土地改革などは棚上げされ、共産党支持者でなくてもベトミンへの加入が認められていた(Huynh Kim Khanh 1982:260-267)。

そのため、ヴィエムサーの政権においても、前章で挙げた、耕作に労働力雇用が必要な5マウ以上の上層土地所有者であるグエン・タン・ティンやゴー・ヴァン・チュンが、書記として入っていた(前章表2参照)。また元里長グエン・ヒュー・ダイも、社のリエン・ベト(共産党色の強いベトミンに参加していない人々を結集するため、1946年5月に結成された統一戦線組織)委員長、キンバック(京北=バクニン)地区リエン・ベト代表、イエンフォン県文化委員として、新政府に参加した。民主共和国政府とベトミンは、必ずしも共産党とその支持者で組織されていたわけではなかった。

共産党は、ベトナム北部に「進駐軍」として入ってきた中国国民党軍の要求を受け入れて、民主共和国政府にベトナム国民党員を入れ、さらに1945年11月に「自発的解放」を行った(古田 1996a:124-127)。しかし、これは偽装解放であり、依然として共産主義者は民主共和国内部に影響力を持ち、ベトナム国民党と激しい主導権争いを演じた。

バクニン・バクザン両省では、八月革命以前から、親日の大越党や親蔣介石のベトナム国民党の活動があり、1946年1月の国会議員選挙でも、ベトナム革命^{同盟会}や国民党はベトミン宣伝を繰り返した(議会総定数350のうち70議席が、最初から国民党など反共党派に割りあてられていた[桜井・石澤 1977:187])。両省では103人のベトミン推薦候補が立候補したが、当選したのは12人にすぎなかった(省の共産党史はベトミンの勝利を強調するが、両省の議員定数は明らかにされていない)。また1945-46年は両省各地で、ベトミンや共産主義勢力は、中国国民党軍、ベトナム国民党、ベトナム革命^{同盟会}、中国国民党の威を借りる華人や「土匪」との武力衝突に明け暮れねばならなかった。さらに日本軍のジェート強制栽培や天災で深刻な飢饉が起こっており、対策を講じ、飢饉民を救い、生産を向上させる必要があった(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang 1987:126-137)。ヴィエムサーでも

1945年には、100人以上が餓死、病死した。

ヴィエムサーでも、新政権内部で、共産党を支持するか否かで分裂が起こったようである。前述のグエン・タン・ティンとゴー・ヴァン・チュンは1947年に、恐らくヴィエムサーが新しく成立したホアロン社に編入されたのを機会に、政権から外れハノイに戦を見つけて、むらを出た。ティンの耕地は、親子二代に渡ってコンヌオイ（養子的一種）をしていたグエン・ヴァン・パンら小作人が耕した。一方、最初の主席を務めたゴー・ヴァン・チャックは、後に県の幹部に抜擢された。

Ⅲ. 抗仏戦(1946-1954)

1945年9月2日の独立宣言と民主共和国の成立を認めないフランスは、早くも同月23日には南部で、民主共和国の地方政権の強制排除に出た。また、翌46年3月には、フランスのベトナム復帰を支持していなかった中国国民党軍がベトナム北部から撤退し、フランス軍は、1952年までのフランス軍の撤退を定めた民主共和国との協定を無視して、北部にも進駐する。ハノイには3月18日フランス軍が無血入場した。民主共和国とフランスの外交交渉は決裂し、同年12月19日、ホー・チ・ミンは「全国抗戦アピール」を発表し、対フランス独立戦争が本格化する(古田 1996a:124:128)(桜井・石澤 1977:188)。

バクザン省には、1946年6月20日にフランス軍が入り、市場を脅かしたり、女子校を占拠した。8月3日には、民兵とむらの民兵の間に衝突が起こった。バクニン市には、8月1日にハノイからフランス軍が侵入し、ベトミン軍と衝突を繰り返した。このような状況下でも、偽装解党した共産党は発展を続け、八月革命時にバクニン・バクザン両省の党員数は100人程度で、支部数は20弱であったのが、1946年末には党員数は10倍、支部数は7倍に増えた。しかし、工場や企業の支部はわずか10、党員数に労働者、女性が占める割合は2%以下で、党員や支部の大部分は農村部に集中していた(Ban Nghien Cuu Lich Su D ang 1987:138-143)。

12月19日のホー・チ・ミンによる「全国抗戦アピール」発表に呼応して、バクザン省では同日深夜から、バクニン省では翌20日からフランス軍に対する攻撃が始まった。1947年2月6日、ホー・チ・ミンは「広く、深く、フランス軍が利用できないように破壊しよう。同胞の鐘の一振りは、兵士が敵陣に打ち込む一発の銃弾に相当する」と呼びかけ(これがいわゆる「焦土抗戦(khang chien tieu tho)」であろう)、バクニン省ではこれに 대응して、寺、亭、教会、廟、家屋、道路などフランス軍に利用されそうな建築物は、自発的に

破壊された(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang 1987:146)。

ヴィエムサーでも、ソムごとに土地神を祀ったディエム(店)は全面的に破壊され、寺は鐘楼と門、建物の1/3が破壊され、鐘は武器製造のために供出された。亭では、前祭(中庭)に立っていた線香を供える石柱まで破壊された(これらの破壊は、未だ完全に復旧していない。亭は1953年、1992年に再建されたが、寺の規模は、破壊された当時のままであるし、ディエムは一つも再建されず、そこで行われていた宗教儀礼やソムの宴会[ソム・チャップ。前章参照]は途絶えたままである)。

こうした抵抗に、フランス軍はバクニン、バクザン両市からハノイへ一旦は撤退したが本国からの増援を受けて、1947年1月、戦車、飛行機を伴って、バクニン省南部のドウオン河、5号道路沿いに攻勢をかけた。これらの地域では、フランス軍によって、「会斉(hoi te)」と呼ばれる親仏行政機構が作られた。「全国抗戦アピール」後、1947年4月までのバクニン地方では激しい戦闘が続き、戦線は省南部の5号道路地域と、東北地域に二分された。1947年10月までに「会斉」の設立されたむらは、285村にのぼった。ベトミン・共産党側では、この「会斉」の解体工作を組織した。しかし、これが必ずしもうまくいかず、戦況が不利であったことは、1948年2月9日のホー・チ・ミンによる両省党委員会への批判、すなわち「敵が侵攻してくれば、少数の例外を除いて、軍隊が逃げ、遊撃隊が逃げ、機関が逃げ、幹部が逃げてしまい、民を慌てさせ、苦しみ、損害を与え、恨みの気持ちを持たせる」という言葉に表れている。ベトミン軍が攻勢を撃退し、フランス軍の力が弱まるのは1951-52年頃である(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang 1987:147-152;155:188-195)。

バクニン・バクザン地方は、ベトミン側が支配する「自由地帯(vung tu do)」、フランスとベトミンの二重支配状態の「遊撃地帯(vung du kich)」、フランス側の支配下にある「暫占(tam chien)村」に分断された。

ヴィエムサーは、1948-50年初まで、遊撃隊を残して、全村がカウ河を渡って北数キロの自由地帯に避難していたが、1950(51?)年から「会斉」が任命されるようになった。この時期、むらから数人の少年がバクニン市にあるカトリック教会の学校に通っている。しかし実質的には、ベトミンは秘密活動を行っており、「会斉」も、ベトミン側の「社委」がわざと老人などを選んで、就任するようにさせていた。このような政治権力の二重構造は、1954年のジュネーブ協定でフランスが撤退するまで続いた。また、むらから自由地帯には穀などの物資が運ばれた。グエン・ヴァン・ファイ(1942年に里長を務めていた時代

からベトミンに協力していた)は、この運搬中にフランス軍に捕まり、銃殺された。

第三節 土地改革

ベトナムの共産主義者は、当初からその目標に①民族・民主主義革命、②社会主義革命を挙げていた(白石。1993b:1-20)。しかるに抗日・抗仏戦段階では、反帝国主義の民族革命に重点を置き、「反封建」の民主主義革命は、「封建的」生産関係における主要な生産手段である土地を、地主から取り上げて分配する土地革命を標榜した(その具体的な方針決定は、1941年の共産党第8回中央委員会)。

民主主義革命、すなわち「反封建」闘争に重点を移すという方針転換が行われたのは、ベトナム労働党(1945年11月に偽装解散した共産党は、再結成にあたって党名を変更した)第2回大会からであった。具体的には土地政策条例、農村住民階級区分令、特別人民法廷設置令、違反地主処罰条例が1953年3-4月に国家主席令として公布された。当時は未だ抗仏戦中であったので、まず安定したベトミン支配地域で、1953年4-8月から小作料引下げ運動が実施された。また、1953年1月の中央委員会第4回会議で小作料引下げ運動とともに、実施が決定された土地改革は、同年党中央委5回会議と全国会議で開始が決定され、土地改革綱領が採択、同年12月の第1期第3回国会で土地改革法が採択、同月末にまず6村で実施(第1波)された(白石 1993b:46-51)。

こうした土地改革には、まず地主、富農、中農、貧農、雇農とは何者であるのかという定義が必要である。上述の農村階級区分令は、その基準を示したものであろう。筆者はこの法令を入手できなかったが、1955年3月に首相府が公布した「農村における階級判定条例」によれば(Vien Kinh Te 1968:147;150-151,159;161)(Vickerman 1986:84)以下の通り。

①地主

地主とは多くの土地を所有し、自らは主労働に参加しないか、副労働のみに参加し、

(2) 主な収入源を、耕地を貸出すか、労働力雇用で農民を搾取することに依存している者である。地主には金貸しや商工業を兼業している者があるが、地主の主たる、また通常の搾取の手段は、耕地を貸し出して租を取ることである。

一人当たりの所有面積が、その地方の一人当たりの平均面積の3倍になる世帯(ho=戸)(世帯が1、2人しかいない場合は地方平均の4倍)や、主労働従事者がいても、

一人あたりの貸出し面積や賃貸料が、自作地・労働雇用面積収入の3倍を越えたり(例えば、自作・労働雇用面積が2マウで、貸出し面積が6マウである場合)、穀400kgを越えた場合は地主と分類する。

コンヌオイ、側室(vo le)の生活水準が貧農に近い場合は家族労働力と見なさない。

②富農

標準的な富農とは十分な耕地と農具を持ち、自ら労働に参加するが、主たる収入源の一部または大部分を、雇用労働あるいは土地を貸し出して租を取ることに依存する者である。また自らは少しの耕地しか所有せず、他人の耕地を借りて耕作し、労働力も雇用する富農もいる。富農の主たる搾取は、一般的には労働力(nhan cong)の搾取である。富農は主労働に参加するが、みな搾取する。より詳細な規定は、以下の通り。

(a)自ら主労働に参加して、同時に年間2人を雇用する(年間1人あたり120労働日、合計240日)。

(b)自ら主労働に参加して、同時に、2人の農民が通常耕作する面積に相当する耕地を貸し出す(原著[Vien Kinh Te 1968:147]注。つまり年間2人を雇用することに相当する)。

(c)自ら主労働に参加して、同時に労働力を雇用・土地貸出を行い、労働力雇用・土地貸出しが合計1年に2人(の労働日)に相当する。

③中農(搾取の程度が富農の程度に達しない者は、中農である[Vien Kinh Te 1968:159])。

中農は十分な労働力、牛・水牛、農具があり、自活しており、労働力を売らず、他人を搾取しない。

中農には自作しながら、一方で他人の耕地を借り、他人に地租や債務を搾取されている者がいる。また労働力を雇用したり、少面積の土地を貸し出す者もいるが、搾取はいへん少ない。

④貧農

耕地と農具が十分でなく、耕地を借り、地租や債務、労働力を搾取されている。

⑤雇農

一般に耕地と農具を持たず、あるいは少しの耕地と農具しか持たず、完全にまたは主に労働力を売って生活しなければならず、年ごと、収穫期ごと、月ごと、日ごとに雇われて生計をたてる。

というものであった。

ジュネーブ協定で、フランス軍が撤退するまでフランスとベトナムの二重支配が行われていたヴィエムサーでは小作料引下げ運動は1955年初めから、土地改革は1955年旧暦四、五月（五月十日説あり）から（土地改革第3波）、しかも圧倒的に後者に重点を置いて始まった。

一般的に、土地改革はまず、村外の人間で構成される「工作隊」（むらびとは「改革隊」とも呼ぶ）が、むらに入ってきて、以下の段階を踏むとされた（岩井 1992:76-77）。

①貧農・雇農と「共に食べ、共に住み、共に働く」というバー・クン(ba cung)を実践し、その過程で改革の推進役(cot can)として適している者を選ぶ。これを「根をつかむ(bat re)」と言い、彼らに思想教育を施し(xau chuai)、彼らを中心にして農会を設立して、農民に「苦しみを打ち明けさせ(to kho)、打倒すべき地主を告発させ、訴えられた地主は「特別人民法廷」で裁かれる。

②上述の条例に基づいてむらびとの階級区分を行う。

③地主の耕地・財産の接収を行い、それを分配する。

④農村党支部委員会、行政委員会、農会執行委員会の選挙を行い 各組織の指導部に残存する搾取分子を一掃し、指導部の2/3は貧・雇農が占める。

ヴィエムサーでは土地改革はかなり性急に行われた。土地改革が始まって、最初の処刑（後述するゴー・ヴァン・クー。六月八日処刑）が行われるまで二ヵ月（五月十日から始まったとすれば、一ヵ月）ほどであった。

むらに入ってきた工作隊がまず行ったことは、むらの既存の党支部の実質的解体であった。彼らは「一に隊、二に天(what doi, nhi troi)」、つまり工作隊がすべての権力を握ることを宣言したのである。党員であっても地主、国民党員の嫌疑をかけられた者の中には、足かせを嵌められ三ヵ月も拘束された者もいれば、一年近く軟禁された者、バクザンに移送された者もいた。特別人民法廷は寧で行われた。貧・雇農から選ばれた推進役が裁判官を務め、15人の地主と何人かの国民党員嫌疑者を裁き、2人を隣のクアカム（果敢）村との境にある「山」の頂上で銃殺した。

銃殺されたうちの1人は、1945年八月革命の際、実兄の里長から無血「政権奪取」を行

い、ヴィエムサーの臨時主席、初代主席を務めた、あのゴー・ヴァン・チャイックであった。彼は主席を務めた後、県の幹部になり、むらを離れていたが、土地改革が始まると呼び返され、拘禁されたのちに、国民党員で同時に地主であるとの判決を受け、銃殺刑に処せられたのだった（五月二十二日逮捕、家に監禁後、八月二十六日処刑）もう1人は、前述のゴー・ヴァン・クーで、彼も革命運動に参加していたが、同様に国民党員として銃殺された。

ヴィエムサーの土地改革の痛ましきは、2人が無実の罪（土地改革の路線修正後、2人の処刑は間違っていたとされた）で処刑されたことにとどまらなかった。

課士試験や科挙の二場の合格者であり、革命後はリエン・ベト代表、県の文化委員を歴任し、むら最大の地主（10マウ）の一人であったゲン・ヒュー・ダイは、人民法廷で死刑判決を下されることを恐れて自ら首を吊った。さらに、若い母親と幼い子供の心中もあった。工作隊に、舅が地主であったことを理由に脅されたのだと、むらびとたちは回想する。(3)

地主と判断された人々は、ベトナムに協力してフランス軍に銃殺されたゲン・ヴァン・ファイが抗戦地主として宅地の没収を免れたほかは、耕地・宅地・家財を没収された。それ以外にも、「親が地主だからお前に耕す土地は無い」と、工作隊に耕作を妨害されるといった日常生活上の不利益を被った者もいる。

15人の地主（前章表2参照。ただし、表には所有地1マウだけの1人を入れていない）は、所有地は1マウから10マウと幅があった。もちろん、前述の階級区分条例では、土地所有規模が、主たる判定基準ではない。しかし、ヴィエムサーの土地改革において、この条例が厳格に適用されたわけではなかった。ヴィッカーマンは、条例は、日々変化する家族サイクルのなかで、どの時点を取って階級区分を行うのかが曖昧であり、無理があると指摘する(Vickerman 1986:88)。

むらびとが当時を回想して口々に言うのは、最初から地主は15人出すことが指示されていたので、誰かを地主と階級分類するしかなかったというのである。さらに注目すべきは土地改革にあたって外部から乗り込んできたのは、工作隊だけではなかったことである。ホアロン社には、中国共産党の顧問団がいたという証言がある。これまで、ベトナムの土地改革が悲惨な結果を招いたのは、中国の土地改革の方法を機械的にベトナムに適用したからだと言われている（村野、1976:113）。北中部のゲアン省では、土地改革に反対する農民の暴動が起き、軍隊が出動して発砲し、多数の死傷者が出たと言われている。実

際はヴィエムサーのように、むらのレベルにまで中国共産党の指導が及んでいたと考えられる地域もあった。

地主から没収された土地は貧・雇農に1人あたり3サオを基準に分配された。また、地主は住んでいた家から追い出され、家財(漢籍・家譜、祖先の祭壇を祀る道具など)は持ち去られた。1947年に政權から外れてハノイに出た仏越学校出身者のグエン・ミン・ティンは、むらの亭よりも古いとの伝承を持つ家を追い出されて、茅葺き屋根の家に住まざるを得なかった。また、前章で登場した阮有造(前章表2⑤)。副里、里長、次紙を歴任し1949年死去)の息子、グエン・ヒュウ・チュウは、耕地と家屋を没収され、生計を立てるために、カウ河対岸の手工業村であるトーハ(前述の土河)へ行って雇われた。河の渡しを渡る船賃にも事欠く状態だったので、行き帰りには河を泳いだという。チュウの叔父阮廷新が1934年の里長選挙で、買収が原因で破産した時には、親族や姻族が助けてくれたがこの土地改革期には、地主・富農と分類された者には、親族であっても難を恐れて近づかず、援助を期待することはできなかった。

一方、すんでのところ難を逃れた人もいる。むらの最大の族グエン・ヴァン(大度系。前章、及び「親族」の章参照)の族長、グエン・ヴァン・トウと妻ザイン(ザインは、最初に処刑されたゴー・ヴァン・クーの実姉である)の家にも工作隊が乗り込み、地主である証拠を探そうとしたが、里長を務めた前族長阮文珪の土地は、1946-48年に既に分けてしまっており、トウは族長といえども、耕地1マウと祭祀財産である池を所有するのみであったので、地主に分類することはできなかった。

土地改革は、このように「反封建」の革命であり、同時に共産党の反対勢力と見なされた人々を物理的に抹殺するものであったが、それだけに留まらず、むらびと一人一人を、「階級(giai cap)」という新しい観点で分類し、分断するものであった。

階級概念は、むらに入り込み、むら、親族、家族、姻族の結びつきに楔を打ち込んだ。処刑された者の葬式は行われず、家族が遺体を密かに埋葬した。通常行われるはずのファンヴィエン(弔問)に訪れる者は誰もいなかった。「苦しみを打ち明ける」際には、嫁が舅・姑を告発した。これは、土地改革期によく見られた現象であったが、ヴィエムサーではさらに一步踏み込んだ措置が取られた。すなわち、妻が貧・雇農に、夫が地主・富農に分類された場合、工作隊は離婚を勧告した。首吊り自殺したグエン・ヒュウ・ダイの実弟で富農と分類されたグエン・ヒュウ・カー夫妻は、その一つの事例である。また、嫁による舅・姑に対する告発がもとで、夫婦間に感情的な亀裂が生じ、離婚した夫婦も何組があっ

た。

地主・富農には「態度改造処分」という措置がこうじられ、実際には何が行われるわけではなかったが、親族や姻族ですら「処分」が終わったとされるまで近づかなかった。

むらの政權、党支部から地主・富農の多くが排除され、貧・雇農に取って代わられた。土地改革期に、ホアロン社の主席に就任したクアカム村の男性は、文盲だったと言われる。この時期、むらは、1945年以前はむらの政治機構である耆目会同や正副里長になれなかった、経済的基盤やリテラシーに欠ける人々によって支配され、ちょうど1945年とは逆転した。この逆転現象は、土地改革後の土地所有状況からも裏付けることができる。

すなわち、ハノイの統計出版社から出されたグエン・シン・クック(Nguyen Sinh Cuc)の『ベトナムの農業 1945-1995』により、土地改革前後の一人当たりの平均所有面積を階級別に比べると、地主、富農が大幅に減少しているのに対し、中農、貧農、雇農は増加、特に後二者の大幅な増加、地主と他の階級の所有面積の大きな不均衡が明らかになる。

(表1) 北部農村における土地改革前後の各階級ごとの1人当たりの平均耕地面積⁽⁴⁾

m²/人

階級	土地改革前	土地改革後
地主	6,393	738
富農	3,345	1,547
中農	1,257	1,610
貧農	490	1,437
雇農	262	1,413

(Nguyen Sinh Cuc 1995:15) より作成

ただし、ヴィエムサーではこのような面積による地主への差別政策は行われず、階級に関係なく一人頭3サオが与えられたが、地主には家から遠い、反収の低い耕地が与えられるという形で差別が行われた。

土地改革により、1945年以前に存在した経済的不平等・格差が、地主を除いては小さくなり、1946年の公田分配と相俟って、以前の土地無し農民は耕地を得て、経済的基盤を獲得した。むらでは今でも、土地改革で耕地をもらってうれしかったことを語り、「党の恩を忘れず、ホーおじさんの恩を忘れない(nho on Dang, nho on Bac Ho)」と述べる農民がいるのである。

しかし、土地改革は今まで述べてきたように、深刻な事態を招いたのも事実で、それはヴィエムサーだけにとどまらず、土地改革一般に広く見られた現象であった。労働党がこの事態に気づき、土地改革の路線を修正する必要性を感じはじめたのは、1956年後半であったと言われる。同年10月の党中央委員会第10回会議で、土地改革の基本的成功を宣言するとともに、特別人民法廷の解散、誤謬の是正工作、すなわち土地改革の過程で、不当に土地・財産を没収されたり、処罰された人々の名誉と権利を回復する運動を行うことが決定された(白石 1993b:53)。

ヴィエムサーでも階級の再分類が行われ、地主との「濡れ衣を着せられた(qui oan)」人々のほとんどは、中農や富農に再分類され、宅地や池を返還されたが、耕地は返ってこなかった。2人の処刑は間違いでであるとされた。

しかし、この是正工作は、党の意図に反して、土地改革の最後の悲劇を生んだ。処刑された者、自殺に追い込まれた者の遺族は、土地改革の特別人民法廷の裁判官を務め、誤った判決を下したむらびと(4人も5人も言われる)を恨み、危害を加うようとする者もいた。実際には、深刻な暴力などは起こらなかったが、この裁判官たちは、相次いで病死してしまったのである。そのうちの2人は、全く同じ症状、すなわち口がきけない失語症状態になり、衰弱して死んだと言われている。土地改革期に迫害を受けた側の人々は、今でもこれを「報天逆地」「亭で法に逆らう間違いを犯し、聖神に違反した」「失徳」の報いであると述べる。「才があっても、徳の無い者は、誰も助けない」とも言う。

このように、土地改革期に持ちこまれた階級概念は、むらびとを分断し、人々はお互い疑心暗鬼になり、異様な雰囲気かむらを含み、それは土地改革の是正工作後も続いた。むらびとは同じ階級に分類された人々としかつきあわず、婚姻などに際しても、まずお互いの家族の階級が考慮された。

また、階級判断の基準となる「出身成分」は公的な面でも重要な役割を果たした。すなわち、労働党への入党資格は、入党を申請する本人を含めて直系三代(祖父・祖母の世代)に至るまで、経歴に問題がないかどうか審査された。そして、貧農、雇農の出身者でなければ、農業合作社主任などにはなれなかった。土地改革以前に入党した人を除き、ヴィエムサーで中農出身者が黨員になったのは1968年であり、また中農出身者が農業合作社主任になるのは、1981年であった。つまり、土地改革期に、階級概念はむらの中に入り込み、家族、親族の人間関係を破壊したけれども、以後は逆に、家族概念によって、階級は固定されたとと言える。

しかし、むらを覆った異様な雰囲気は、長く続かなかった。1959年から農業合作社が設立され、農業集団化が始まり、むらびとが富の指標である耕地や農具、家畜などを拠出して、合作社に入り、生産手段が集団所有になり、集団耕作が始まると、むらびとの間には再び、一体感が生まれるようになった。階級概念が支配する領域は、主にむらの外部にある領域(入党資格、進学、就職)に限られた。⁽⁶⁾

第四節 農業集団化

労働党は是正工作を経て、土地改革が基本的に成功したことにより、民族民主革命の段階は終了したが、経済は依然として、異なる階級による小規模な生産(個人による農業、小商人、小規模工業生産者)に支配されているとして、社会主義的改造が必要であるとの見解を打ち出した。農業部門では、それは農業合作社による農業集団化を意味した(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang Tinh Ha Bac 1970:76)。

ジュネーブ協定後に、完全に「解放」された地域であるヴィエムサーは、ごく短期間の互助組による労働交換を経て、1959年4月から農業合作社が設立された。当初は67戸、4生産隊(第1生産隊はソム・ドン、ソム・ズア、第2生産隊はソム・ディン、ソム・ディンソム・ズア、第3生産隊はソム・ソム、ソム・サウ、ソム・チュオック、第4生産隊はソム・ドー、ソム・チュア、ソム・タイ)で始まった。耕地や牛・水牛、農具をどれだけ持っているかを申告し、それを拠出して合作社に入った。

拠出した土地・家畜・農具は最初は有償であった。耕地については5%の利息を払い、家畜は体重別に、農具はその善し悪しに応じて分類し、榎で払った。61年から「公有(cong huu)」になり、64年まで6務に渡ってその代金を支払った。水牛はA類が1頭220ドン、B類は180ドン、C類は140ドンで、牛はA類が200ドン(B類以下は不明)であった。

しかし、これら耕地・農具・家畜の価格は実勢の1/10にすぎなかったという証言もある。また、16歳以上の者が一人30ドンを出資することを義務づけられた。

設立当初の合作社の管理班は主任以下計13名からなっていた。すなわち、主任1、副主任2（建設・生産計画担当1、水利担当1）、副業（煉瓦、養蚕、手工業）担当1、経理長1、副経理2、あとの6人は生産隊を直接指導した。60年頃から、合作社加入運動（クオン・チエウ＝巻潮？）が行われた。富農1戸が党と国家の政策に従わないという理由で「態度改造処分」を受けており、加入を許されなかった以外は、全ての世帯が加入した（省の党史は、1960年春の結党30周年記念に際し、合作社化を完了したとする[Ban Nghien Cuu Lich Su Dang 1970:76]）。富農、地主は「労働改造」を受け、出身の「成分」が下げられ、本人が自発的に加入を申請すれば管理班が社員大会を開き、同意が得られれば参加できた。社員大会が決定機関であって、管理班には決定権はなく、50%以上が挙手で賛成すれば決定であった。

この頃は、ヴィエムサー合作社には13生産隊があり、1つの生産隊は20-30戸程であった。

当時村長職はなく、村には「村負責委員会委員」が行政を担当した。村の党書記は別になっていたが、合作社主任が党の基礎級委の長であった。

合作社幹部の給与は、主任が最高労働点数の85%、副主任と経理長は80%、生産隊長は50%、それ以外の管理班幹部が60-70%であった。

農業合作社の集団工作においては、個々の社員（農民）は、生産隊長に仕事を割り振られて労働し、その労働に労働点数が与えられ、その労働点数に基づいて、報酬やサービスを享受する。労働評価の方法は、生産隊長と副隊長による評価と自己申告である。例えば、ある作業を3サオの面積で3人が行うことを労働点数計30点とする。3人が均等に働けば1人あたり10点だが、もし1人が早くから働き、1人が遅れて働きはじめたとすると一日の終わり（夜7時）に報告する時、自己申告する。また、生産隊長と副隊長も自分の仕事のかたわら、午前、午後の二回見回りをしてチェックし、1人は12点、1人は8点と調整（binh cong cham diem）を行う。労働点数に関しては平均主義ではなく、労働に応じて受け取る方式であった。

生産隊長は労働人口の管理、仕事の割り振り（phan cong dieu hanh）、毎日の労働が終わると隊長の家で、生産隊員からその日の労働の報告を受けて、明日の分の仕事の割り振りを行う。また、生産隊20-30戸に対して、9戸ほどしか水牛を飼育していないので、そ

の割り振りも決めなければならなかった。ヴィエムサーでは集団飼育が行われたのは豚だけで、水牛・牛は社員世帯に飼育が委託された。

農業合作社による集団化は、それが廃止された現在では、否定的な評価が下されることが多いが、ヴィエムサー合作社の歴史を見ていると、なかなか評価は難しい面がある。合作社創立当初の数期間は、生産は向上していた。1960-63年ごろ、平均反収はサオあたり95kgになり、1962、63年と農業省のコンテストで「3つの上手（収量が多く、野菜・果物生産が多く、家畜飼育が上手である[nang xuat cao, hoa qua nhieu, chan nuoi gioi]）」に選ばれている。ところがその同じ時期の61-62年に約40戸が、労働点数評価が生産諸経費に引き合わないという理由で合作社から脱退した。省の党史によれば、1960年末から63年まで、党員の間にはさへ合作社化（＝農業集団化）への懐疑がひろまり、合作社員の総農民数に対する組織率は1960年97.4%、1961年88%、1962年87.2%と徐々に低下した。1962年末には18,231人が、1963年の最初の9か月間に9,127人（うち党員は204人）が合作社から脱退し、28の合作社が破綻した。省党委員会はこれに対して、合作社を「防衛」する対策を取った。省の党史は、①合作社の規模の拡大、②労働と耕地の間の矛盾や、耕地の多い社員と少ない社員の間での矛盾の解決し、労働に応じて受け取るという社会主義の原則を実現すること、③階級路線・政策・合作社化の原則を実行するにあたっての誤りを発見し、是正することで克服したとする。その結果、1965年に組織率は全農民の95%にまで回復した（Ban Nghien Cuu Lich Su Dang Tinh Ha Bac 1970:83-85）。しかしヴィエムサーに関して言えば、脱退した農民が合作社に再加入したのは、1962-63年と水路建設が行われ、また、合作社員であればポンプ灌漑を受けることができるという、実際的な理由だったようである。

さらに、脱退した農民が再加入して組織率が上がっても、そのことが、合作社運営がうまくいっていることを意味するわけではなかった。1965-67年には、ヴィエムサー合作社員が集団耕作をさぼって、副業に力を入れるという傾向が極端になった。副業は5%地と呼ばれる自留地（生産物を生産者が自由に処分できる）や、小商いであった。バクニン市とカウ河北側のヒエップ・ホア県の間を泊まりがけで往復しては、野菜と米の商いを営む者もいた。合作社はこれに対抗するために、集団耕作で100労働日を越えないと、副業を認めないことにした。ただし、自留地での経営はこの制限の適用範囲から除外されたため農民は自留地での経営に力を注いだ。集団耕作が始まる前の、朝の涼しい時間に自留地で働き、それから集団耕作に行ったという。合作社はさらに、家族の連帯責任制を取り入れ

て、家族の成員が集団耕作を怠けると、家族全体への労働点数を減点するという方法で、これに対処しようとした。

しかし、一般的に言って、1960-70年代の自留地などでの副業は、農家世帯の収入の50%前後に相当したという(白石 1993b:102)から、集団耕作は農民のインセンティブを喚起することができなかった。

一方で合作社は、1945年以前のむらにはなかった、公共サービスや社会政策を実現した。その一つが、「分配調整(dieu hoa phan phoi)」である。これは、成人に平均毎月15kg、こども12kgを基準にして、正当な理由で労働点数が基準に満たない者、烈士、傷病兵兵士の家族、病人、未熟児、国家の仕事をしている(ので耕作の時間のない者)に、1/3価格を割引して穀を売る(3ハオ/kg。自由市場では5ハオ/kg)制度である。そのため穀は余剰がある世帯から回す。これは「相互扶助の精神」で行われる。「今は我が家は穀が余っていても、数年後には老いて病気になるかもしれない」からである。

この平均主義的措置は正確に言うところ二つの段階に別れ、①1973年以前は合作社が対象者に対して合作社基金から穀を供出する、すなわち安価で販売することによって、②、①の時期以降はさらに極端な平均主義、すなわち前述のように一人あたりの平均糧食を越えた人から余った分を安く買い上げて、足りない人に安く売り渡すことによって、「衡平(can doi)」を図ろうとした(百穀通信研究会特別号 1995:16)。土地改革期の貧農・雇農を頂点とする、1945年以前とはちょうど逆転したヒエラルキーを持った村落の構造に代わって「衡平」「平等」が追求されることになった。

この他に社のレベルで教育や医療のサービスが提供され、またヴィエムサーでは、劇団や、伝統的に受け継がれてきた民謡であるクアンホ団が合作社によって組織されるなどの文化活動も盛んに行われた。これらの費用はバオ・カップと呼ばれる、いわゆる国家丸抱え制によって支えられていた。

第五節 国家の農業政策の転換に対する農業合作社と農民の対応

戦争と天災、また構造的に農民の生産意欲を刺激することができない集団農業は、ベトナム戦争中の1960年代から生産向上に関して、不安定要因を抱えたまま運営されていた。それでも破綻を免れなかったのは、抗米戦に勝利して、民族解放と国家の統一を果たすという大義に基本的に農民が協力していたこと、また中国・ソ連など社会主義友好国の援助があったからである。しかし、戦争が終結して、その後の対中国関係悪化に伴って援助が

減少する一方で、戦争による破壊からの復興が思いどおり進まなかったことや、連続する凶作によって、集団耕作の継続が困難なことがはっきりしたことから、党・国家の農業政策は79年以降、徐々に合作社員の経営自主権を容認する方向へ転換した。

1981年の共産党書記局100号指示では、蒔種(gieo trong)、管理(cham soc)、収穫(thu hoach)の三つの段階は、合作社員が合作社から請け負う(khoan) ことになり、請負量を上回れば、その分の最終処分権を合作社員が持てることになった。しかし、残りの段階(水利・耕起・品種選択・肥料の分配・防虫剤の散布・収穫期の管理)は合作社が依然として担当すること(つまり集団で行うこと)とされ、全ての段階を社員に任せられる「白紙契約(khoan trang)」は禁じられた(桜井 1989:135-136;1991b:314-315;318)。この「白紙契約」は、ハバック省では、筆者が確認できる資料では既に1968年には、社会主義的生産を逸脱するものとして問題化していた(Dang Lao Dong Viet Nam Ban Chap Hanh Dang Bo Tinh Ha Bac 1969:20)。

100号指示以後、この「白紙契約」は急速に広まり、合作社間、合作社内部の社員間の貧富の差の拡大、生産管理の欠如を生み、合作社を解体に追い込んだ例もあり、党機関紙などで厳しく批判された(桜井 1989:136-139;1991b:318-320)。

ヴィエムサーでは、100号指示に対して、合作社は極めて現実的な対応を取った。すなわち、水利(ポンプ灌漑)と収穫期の管理(田畑の防衛)以外は、事実上、個々の社員世帯による労働に任せられた。耕起に関しては、1981年から数戸(労働人口20人)ごとに水牛、牛が分配され、そのうちの戸が飼育に責任を持ち、耕起が必要で労働力がある世帯は自分で、労働力の無い世帯は、水牛・牛飼育世帯に作業を委託するという方式が取られた。また、肥料分配は合作社の配給ではとても足りないもので、自由市場で買っていたという。つまり、ヴィエムサー合作社は1981年から事実上「白紙契約」で運営されていたことになる。ただし、このことは合作社の解体をもたらすことはなく、社員間の「衡平」や「平等」を図ろうとする意識は維持され、第5章で言及するように、農民世帯の経営自主権を完全に認めた、1988年のいわゆる党政治局10号決議を経て、1992年からの合作社員の「生存維持」を合作社の最重要任務と位置づける倫理観に基づくディン・ムック制度(後述)による、土地分配、入札代金をその財源とする合作社独自のインフラ建設、一般社員の税・諸経費・水利費軽減、社会政策へと引き継がれていくのである。

第六節 農民による共産主義思想の受容と村落構造の变化

前章で述べたように、1945年の八月革命以前のヴィエムサー（炎會）の村落構造は、①年齢階梯制と②饑などの富の再分配機能、③葬式の興など誰もがアクセスできる公共財の存在という、平等主義的側面を持ちながらも、経済力とリテラシーを持った一握りの層が社会的・政治的に優位な立場にあり、実質的にむらを支配するという地位のヒエラルキーを持つ不平等なものであった。

1955年から始まった土地改革はこうした「封建的」な構造を打破する革命であり、従来の構造を一時的に逆転させるものであった。そこでは、1945年以前には、むらの権力機構から排除されていた貧農・雇農が権力を握り、この時期のホアロン社主席が文盲であったように、リテラシーが欠如した者が権力の頂点に立つこともあったのである。この時期むらびとは、階級と出身成分で分断され、従来の家族、親族、むらの人間関係は破壊された。同じ階級の者としか婚通・つきあいをせず、異様な雰囲気かむらを包んだ。

この異様な雰囲気に終止符がうたれるのは、富の指標である耕地や家畜、農機具を農業合作社に拠出して、集団耕作が始まった1960年代になってからである。

この集団耕作は、社会主義的生産の顕現であり、それを正当化する論理として「集団主権の行使(lam chu tap the)」という概念が打ち出された。党中央政治局がこの観点に基づく指示を出したのは、1961年である(Ban Nghien Cuu Lich Su Dang Tinh Ha Bac 1970: 86)。この頃、ホー・チ・ミンは以下のように述べている。

労働人民は、全ての物質と文化の集団主人(nguai chu tap the)であり、権利と義務について平等である。ゆえに「自らは皆のために、皆は自分のために(minh vi moi ngu oi, moi nguoi vi minh)」という思想を深く理解しなければならない。個人主義は自らを利して他人を害し、自由気儘(tu do)で、組織性が無く、無規律で、他の欠点とともに社会主義の危険な敵である(「社会主義的人間の建設」1961年3月[Ho Chi Minh 1993:21])。

さらに、1980年制定のベトナム社会主義共和国憲法(いわゆる80年憲法)に、初めて「集団主人権」が規定され、その中で以下のように規定された(ただし、92年憲法では削除)。

(54条) 市民の権利と義務は、勤労人民の集団主人制度をあらわしており、社会生活の諸要求と個人の正当な自由とを調和的に結合したものであり、一人は万人のために万

人は一人のために、の原則(下線筆者)に応じて、国家、集団、個人の利益の一致を保障する。市民の権利は、市民の義務と不可分である。国家は、市民の諸権利を保障し、市民は、国家と社会に対する自らの義務を完遂しなければならない(鮎京 1993:124)。

「集団主人権」は、その理解が極めて困難な概念とされているが、その特徴は①義務と権利の不可分性、②市民(公民)の権利・義務が、国家や個人にあるのではなく、「共同社会」における一員の地位に由来するものとして、位置づけられることなどである(鮎京 1993:126)。

この「自分は皆のために、皆は自分のために」という論理こそ、ベトナム北部社会の「団結」を規律するものであった(前章「革命前のむら」で、炎會社がどろぼう・盗賊の類を捕まえたことに対して朝廷から、その指揮者に対して従八品百戸が与えられたことを述べた)。特に1945年以降、「平等」「衡平」を追求する過程で、この論理は「革命道徳(dao duc cach manh)」として、優先されなければならない規範としての地位を占めることになった。以下の章で見るように、家族、父系親族集団であるゾンホ、互助組織、保寿会、農業合作社はいずれもこの論理を追求するものとして組織されている。

それでは、ヴィエムサーのむらびとが「自分は皆のために、皆は自分のために」や「平等」「衡平」という論理を家族、親族のレベルだけでなく、むら全体に関する公共事業や社会政策で実現し、ひいては八月革命から抗仏戦を経て、抗米戦や集団化に部分的には抵抗(集団耕作に手を抜いて、自留地経営や副業に力を入れたり、集団耕作そのものを解体してしまう「白紙契約」を行う)しつつも実行したのはなぜであろうか。言い換えれば、ベトナム北部農民が社会主義、共産主義思想を受容したのはなぜか、何が彼らを魅きつけたのであろうか。

この大きな問いに、現在、筆者は正面から答えることはできないが、ベトナム農民が共産主義・社会主義思想を理解するにあたって、彼らが従来から持っていた理想社会と、共産主義・社会主義のそれが、一致する点があったことだけは指摘しておきたい。

ベトナムにおける社会主義・共産主義思想は、なによりもまず組織論として受け入れられた。本章第二節Iで指摘したように、ゲン・アイ・クオック(後のホー・チ・ミン)は、伝統的相互扶助組織を利用して、運動を拡大せよと説いた。序章でも述べたようにベトナムの抗仏運動・民族主義運動で、一般の農民を組織・動員の対象としたのは共産主義者、またはその影響を受けた人々(新越革命党など)で、1920年代からであった。

グエンはまた、その同じテキスト、『革命の道』で、革命を①被植民地が帝国主義を駆逐して、自民族の自由と平等の権利を勝ち取る民族革命と、②世界革命の二つに分け、後者を以下のように定義づける。

世界のどの国、どの場所の農民、労働者であっても、一つの家族のように連合して世界の全ての資本家を打倒し、どの国、どの民も幸福にして天下を大同にすること、それが世界革命である (Nguyen Ai Quoc 1977[1927]:24)。

大同とは、儒教の基本的テキストである『五経』のひとつ、『礼記』礼運篇に描かれるところの、一種の道徳的ユートピアであり、「大道が行われるときは、天下は公である。そこでは賢者が選ばれて相互に睦み合い、人々は自分の親や子だけを大事にするのではなく老、壮、幼がそれぞれ所を得、矜(おとこやもめ)、寡(おんなやもめ)、孤(おやなきこ)、独(こなきおや)、廢疾者らも皆養われ、財貨は自己一人に蔵せず、能力は自己一人のために用いず、その故謀略も^竊盗、乱賊も起こらず、外出時には戸締りの要がない。これを大同という」とある(戸川・蜂屋・溝口 1987:412)。

中国では康有為、譚嗣同、孫文、無政府主義者劉師培らによって、さまざまに解釈されながら、目指すべき理想とされてきた(戸川・蜂屋・溝口 1987:359-360;412-414)(白石 1993b:496-497)。

ベトナムではグエンの他に、東遊運動の創始者であるファン・ボイ・チャウが晩年に著した『社会主義』で、社会主義を大同世界としている(今井 1992)。

このように大同は、儒教の大伝統として、ベトナムの知識人に受容されていたのであったが、それだけにとどまらず、農民に小伝統としても受容されていた。マールによれば、ベトナムには伝統的に、全ての誤りが正され、皆が平和に、仲良く、豊かに、美しく生活する未来である大同世界を信じる、仏教、道教、アニミズム、宗教的治療、儒教の影響を持つさまざまな信仰があったという。これらの信仰は僧、隠遁者、靈媒や宗教的な病氣治療を行う者に指導されていた。それらは朝廷から異端、潜在的に反逆的なものと見なされていたが、植民地支配が人々に悲惨をもたらすものとして認識されるにつれ、この種のシンクレティズムの信仰が、19世紀末から20世紀にかけて再び流行した。人々は、阮朝がもはや与えてくれない団結、正義、救済をそこに求めた(Marr 1981:302-303)。例えば、南部メコンデルタ農民に広まった新興宗教であるホアハオ教(1939年創立)にとって、大同

の世は理想世界として了解されていた(今井 1994a)。

北部ではその一例として、『大同経寶』という経文を挙げる。この経文は亭祖社⁽⁶⁾というむらの善心壇(おそらくむらの宗教的な組織)が著したもので、維新戊申(1908)年に印刷された。内容は、文昌帝君、關聖帝君、孚佑帝君、陳朝顯聖などの神々が大同について論し解説するのを筆記した、いわゆる童筆(神が人に降臨して、筆記させる)である。その内容は多岐に渡り、またそれについて解説・検討を加えることは本論文の趣旨を越えるので、簡単な紹介に留めたいが、そこでは大同が、

論して曰く、大同は其れ人の大本であり、同風(筆者注。天下が統一されること)である。天下は和平で、人心は正直で、堯舜の世の如くである。日出づること光華、中庸は極大である。四海が皆、徳を仰ぐこと天の如く、仁を望むこと日の如し、此れ所謂、大同なり(後略。關聖帝君論)。

或いは、

嘗て聞く。居善、行善、□(一字不明)善の三者は、古えの舜・堯・周公なり。聖賢の善事が遍く天下に及び、天下は皆、善人となる。即ち大同の實義、これを見るか。夫れ、善は先ず心を正し、後に身を修め、平治に施す(後略。古人爲善引)。

のように定義されている。

20世紀初めの紅河デルタの村落で、このように大同を理解していたむらびとにとって、共産主義者が説く共産主義社会、社会主義社会の理想はきわめて理解しやすいものであったと考えられる。

実際、結党間もないベトナム共産党が北中部で起こした蜂起である、いわゆるゲティン・ソヴィエト運動では、次のような宣伝詩文が作られた(Ninh Viet Giao 1977:62)。

プロレタリアとともに 新しい社会を築こう 新しい社会を築こう
ひとつの道をともに歩もう
革命の道は広い
戦いの鐘が響く
自由の太鼓が何度も打ち鳴らされる

平(等)権(利)のたいこが何度も打ち鳴らされる

帝国主義者どもは打倒されなければならない

封建主義者どもは掃討される

田畑を取り上げて 農民兵士に分配する

工場を没収して労働者兵士に分配する

すべてのことは労働者兵士政府を樹立することを考えなければならない

共産党は我々の兄弟を解放する 我々の姉妹を解放する

その後には社会主義建設を成功させる

将来は大同世界(下線は筆者)

輝きは人道に変わり

輝きは人道の路に変わる

(後略)

ベトナムの共産主義者は、歴史的に見て共鳴されやすい大同概念を、ある時は共産主義の究極の弁証法的段階、またある時は、現在の理想、現実とさえ主張したが、その主張のヴァリエーションの一つが「自らは皆のために、皆は自らのために」であり、このスローガンはベトナム時代から使われていた(Marr 1981:132;324)。ヴィエムサーの元遊撃隊の老人の回想では、「大同世界は紅軍に進む(Dai dong the gioi tien len hong quan。下線筆者)」という宣伝歌があったという。

「自らは皆のために、皆は自らのために」、すなわち自己の利益を多の利益とし、多の利益もまた自己の利益であるという、一対多・多対一の関係性の中で相互利益と自己利益の増進を目指すことや、平等という概念は、このように小伝統としての理想世界である大同世界を媒介して、むらびとに受容されたのであった。

また、つけ加えておかなければならないことは、農民の外国による侵略に対する抵抗の歴史である。歴代の中国王朝は、一度はベトナムに侵攻している。その際、朝廷や官吏、郷紳に動員され戦ったのは農民であった。フランスに対しても本章の第一節で述べたように、抵抗が行われ、ヴィエムサーからも3人が、ホアン・ホア・タムの義軍に参加している。歴代中国王朝の侵略は、ベトナムの農民にナショナリズムを植えつけた。ただし、その農民が、新たに独立を回復したベトナムの主人公であると位置づけたのは、共産主義者が初めてであった。むらの老革命幹部に、独立回復と社会主義革命とどちらに共鳴したの

かと問うと、それらは切り離せない問題であり、どちらか一つを選ぶことはできないと答える。大同世界を媒介した共産主義社会への共鳴とともに、ナショナリズムが農民を動員したもう一つの大きな要因であることを忘れてはならない。

第七節 小結

本章では、1945年の八月革命から抗仏戦までの民族革命、小作料引下げ運動から土地改革までの「反封建」の民主革命、農業合作社による農業集団化という社会主義化の過程でヴィエムサーのむらびとの意識や、村落構造がどのように変化してきたか分析してきた。八月革命後の文化改革で、従来のむらびと間に社会的・政治的差異を作りだすような制度や習慣は廃止された。土地改革は一時期、1945年以前の村落構造を逆転させ、むらや家族・親族を階級という新たな観点で分類、分断した。しかし、その後の農業合作社設立に伴う農業集団化・社会主義化とともに、1945年以前のむらびと間の差異を作りだす原因であった経済的な差異を小さくした。

農業合作社による農業集団化・社会主義化で、人々が耕地・農具・家畜を提出したことと、「集団主権の行使」や「集団主人権」という概念が打ち出されたことにより、「自らは皆のために、皆は自らのために」という、一対多・多対一という関係性の中で、相互利益と自己利益をともに増進することが目標となり、また1945年以前のむらにはなかった、むら(=合作社)全体の平等と生存維持を目指す施策が実行された。これらは、1945年以前から理想されたい大同世界という儒教的観念を媒介にして、農民に了解された面がある。

以上で革命がヴィエムサーにもたらした影響についての考察を終え、現在のむらを分析の対象にすえる。

注)

- (1) 地名の漢字表記はグエン・ヴァン・フエン(Nguyen Van Huyen 1996)による。
- (2) 主労働とは、耕起、均平、移植、除草、収穫、灌漑であり、副労働とは家畜の世話、果樹・野菜の取り入れ、除草の手伝いであり、主労働に従事してもそれが年間120日未満なら副労働と見なされる(Vickerman 1986:84)(村野 1976:83)。
- (3) 土地改革の過程における自殺は、1954年に既に多く発生していた。党中央はこれを問

題視してはいたが、当初はその原因を敵の陰謀と捉えており、路線を正しく理解・実行すれば解決できるとの見解を発表していた(Doan Cai Cach Kuong Dat cua Trung Uong 1954 so13:5)。

(4) 社会科学院の経済院が1968年に出版した『ベトナムの土地改革』の表(Vien Kinh Te 1968:212)にも同様の数値が掲載されており、その数値が、是正修正後に中央土地改革委員会の112社と31村での調査に基づくものであると述べている。ただし、この『ベトナムの土地改革』の表では、土地改革前後の中農・貧農・雇農の所有面積変動のみが掲載され地主・富農が大幅に所有面積を減らしたことについては言及されていない。

(5) ヴィエムサーのものではないが、次のような事例がある。1970年代半ば、ハノイ郊外のあるむらの青年が、大学入試に合格した。ところが、彼の父が革命前にハノイで、商人であったことを理由に、むらの行政または党支部が、大学に彼を入学させないように圧力をかけた。彼がやっと入学できたのは、他の学生よりも数カ月遅れてだった(本人の筆者への直話による)。

(6) 19世紀初めの『各鎮總社名備覧』によれば、亭祖の名を持つ社・村は、山南上鎮の亭祖村、海陽鎮の亭祖社、京北処の亭祖社・亭祖村がある。いずれも紅河デルタ中であるが経文を見る限りでは、このうちのどこにあたるのか不明である(Vien Nghien Cua Han Nom 1981)。

第3章 家族—核家族と大家族(一枚のコインの表と裏)—

はじめに

本章では、ヴィエムサーを事例として家族について分析する。第一節では、ベトナム北部の家族のありかたについて、同一層敷地に居住する「共住家族」という家族概念を提出する。第二節では現在のヴィエムサーの家族経済について触れ、家族間に経済的格差が生じていることや、ヴィエムサーが自給自足の村落とは言えないことを述べる。

第一節 「共住」家族

ベトナム北部の家族形態については、「核家族」が優越的あるいは基本であるとする説(Houtrat & Lemerciner 1984:103) (岩井 1995:265)と、これを疑問視して「拡大世帯」(three-generation extended household)が40%以上と推定する説が出されてきた(Luong 1989)。ただし、後者は、老人が各世帯に1~2人同居しているはずだとの推定に基づいて世帯総数に割り振った結果として導き出された結論であるらしく、実証性に欠ける。またこれらの議論は家族周期や家族史的アプローチを取っておらず、静態的であるので、本論文ではこれらのアプローチを導入して、ベトナム北部の家族を分析してみたい。

ヴィエムサーの事例の分析結果から言うと、二つの説は、実はひとつの現象を別の角度から見ているにすぎないものであり、それはまるで一枚のコインの表裏のようなものであることがわかる。また、儒教イデオロギー的な、長男による親の同居・扶養・祖先祭祀義務についても検討の余地がある。

I. 家族分析の指標

家族分析の指標としては、①「家族(gia dinh)」、②「世帯」=ホ(ho=漢字では「戸」)、③「層敷地(tho cu=土居)」、④「炊事場(nha bep)」、⑤「かまど(bep)」、⑥「鍋(noi)」などが挙げられる。これらの要素が複雑にからまりあって、さまざまな家族形態を形成している。

II. 居住形態の多様性

居住の形態も多様である。両親と息子夫婦の居住の関係をタイプ別に示すと、

①同一屋敷地の同一家屋に住み(o chung)、炊事場を同じくし、調理も同じかまど、鍋で行い(nau chung)、共食する(an chung)。(図1、II①参照)

②。①と屋敷地、家屋、炊事場を同じくする所までは一緒だが、かまど、または鍋を別にして調理し(nau rieng)、食事も時間をずらしたりして別々に取る(an rieng)。

③同一屋敷地の同一家屋に住むが、正間と脇の小屋屋(buong)との間を、煉瓦などで塞いで、家屋の中では行き来ができないようにする(o rieng)。このような場合には、炊事場の内部も二つに分けて入口を別々にし、別々に調理し(nau rieng)、別々に食べる(an rieng)。この③以下の状態になることを、「世帯を分ける(tach ho)」と言う(図1、II③)。

④同一屋敷地内に、別の家屋を建て、炊事場も分ける。

⑤。④の状態から、屋敷地内に壁を作って、屋敷地そのものを分割する。ただし、壁は他家との間の壁よりも低く作ってあったり、往来がしやすいように、壁の一部に人が通れるくらいの穴がある場合が多い。

⑥。⑤のように隣接して住むのではなく、別のゴー(ngo=路地)や別のソム(むら[lan]の)下位単位でいくつかのゴーからなる。現在は農業合作社の生産隊と一致する)に屋敷地を買って住む。この場合、両親が新しい屋敷地に出ていく場合と、息子夫婦が新しい屋敷地へ出ていく場合がある。

このように、居住形態は多様であり、後述するように家族経済、親扶養の形態も様々である。

III. 家族周期、家族サイクルから見た「共住家族」形態

次に家族周期、家族サイクルの視点を導入して見た場合、ヴィエムサーの家族のあり方がどのように見えてくるかについて述べる。対象とするのは、ヴィエムサー農業合作社の第二生産隊(旧ソム・ズア[xom giua])内の60世帯である。調査期間は1996年5～6月の間で、両親と子夫婦の前述の「土居」に焦点をあて、「同一屋敷地共住」に関して調べてみた。未成(1998:228)も指摘している通り、「土居」における同一屋敷地共住が可視的に捉えやすく、それ以外に生活単位として範囲を限定できるものが、見えにくいという現実があるからだ。調査の時点での居住形態を見ると、以下の通りであった(なお、ここで言う両親との「同一屋敷地共住」とは、息子夫婦のものであり、娘の両親とのそれが判明

しているのは1例にすぎなかった)。

(表1)「同一屋敷地共住」形態 その数

長男・長男未亡人 ・最年長息子との	16例
長男・最年長以外の 息子との	11例
一人息子との	8例
一人娘との	1例
核家族世帯(子あり)	18例
その他	6例(一夫多妻同居1、老人独居または老人夫婦4、その他1)

この数字だけ見ると、「核家族」が30%を占め、ウターラ、また岩井が述べるように「核家族」優越が正しいように見える。ところが家族史、家族サイクルを調べてみると、異なる姿が浮かびあがってくるのである。

①まず「長男・長男未亡人・最年長息子との共住」の16例中、

(a)長男或いは最年長息子(長男が死亡)が、婚姻後に一旦両親との「共住」を解消して、他屋敷地に出てから、一定期間後(すぐ下の弟の婚姻、又はその弟夫婦の出産が契機となる場合が多い)に、また両親のいる屋敷地に戻ってくるか、両親のほうに、長男が出て行った先の屋敷地に移って「共住」する例(これを「長男分離・復帰合流型」と呼ぶことにする)が6例。

(b)長男が婚姻後、一度も両親との「同一屋敷地共住」を解消することなく、次男以下

が別の屋敷地に出て行ったケース（これを「次男以下排出型」と呼ぶ）は3例である。

(c)次男以下未婚が2例。

(d)こうした家族史や家族サイクルについて、筆者が情報を得ることができなかった場合が4例ある。

②長男・最年長息子以外との「同一屋敷地共住」11例中、

(a)末息子との「同一屋敷地共住」は8例（うち1例は、末息子が未婚）

(b)次男とのそれは3例

③核家族世帯18例中、両親との「同一屋敷地共住」経験について、全く情報が得られなかった1例を除くと、

(a)長男が「共住」したのは6例で、その解消の理由は、親か長男夫婦の移住によるものが5例で、これは他の息子夫婦と親夫婦の「共住」の可能性を感じさせる（解消理由不明1例）

(b)一人息子4例（全て親の死亡による解消）

(c)非長男との「共住」経験は5例で、「共住」解消の理由は全て親か息子の移住による。この5例の「共住」期間は、一カ月1例、一年1例、少なくとも二年1例、四年2例で、一カ月の1例は、多分に父系イデオロギーによる嫁の生家からの離脱と、婚家へ編入し、また家風を教えるという象徴的行為（後述）であろうが、残りの事例は「共住」期間が比較的長く、二年の1例は、長男が屋敷地を分割して出ていき、四年の2例はその期間、長男は隣接していない別屋敷地へ出ているので、長男同居・扶養義務という儒教規範は必ずしも実行されていないことがわかる。

(d)また、非長男が結婚する前からすでに、親が家屋敷を用意していた例が2つあり、この場合は、親夫婦との「共住」経験が、全くないことは無いにしても、極めて短期間だったと推定される。

以上、ヴィエムサーの事例分析の結果から、家族の「同一屋敷地共住」形態に①「長男分離・復帰合流型」と②「次男以下排出型」の2タイプがあることがわかる。しかしいずれの場合も、息子の婚姻後、一定期間両親と同一屋敷地で「共住」した後、それを解消して、別の屋敷地に移るといふかたちを取り（「長男分離・復帰合流型」の場合は、両親と

「共住」する息子夫婦の組み合わせが次々と変化する）、一つの拡大家族世帯（直系家族あるいは短期的には傍系家族）から、次々と核家族世帯が生み出される過程として、とらえることができるのである。婚姻後、一定期間の両親と息子夫婦の「共住」という集合のベクトルと、分裂のベクトルの両方を併せ持つ。本節の冒頭で「核家族」優越または基本説と、「拡大世帯」優越を一枚のコインの表と裏のようなものであると述べたのは、このことである。

「長男分離・復帰合流型」の例を（図2）に示した。

（事例）グエン・ヴァン・ニューは妻との間に5男1女をもうけた。長男ティン(Tin)は1974年に結婚（ニューはこの時すでに死亡していた）し、母と未婚のキョウダイと「共住(o chung)」・共食(an chung)した。1975次男弟トー(Tu)の婚姻に伴い、ティンは別屋敷地へ移り、トー夫妻が母と未婚のキョウダイと「共住」「共食」した。1978年トーが別屋敷地へ移った（78-80年は母と未婚子のみが、元々の屋敷地に住んだ）。

1980年に一人娘と三男シン(Sinh)が結婚し、シン夫妻が母と未婚子と「共住」「共食」し娘は婚出した。1984年にシン夫妻と母（と未婚のキョウダイ）はかまどを分け、調理、食事、家計を別(nau rieng, an rieng, cua rieng)にし、同一屋敷内にかまどが二つ設けられたのである。1985年に四男のクイ(Quy)が結婚、一カ月間母（と未婚の末息子）と「共住」した後、母と末息子は長男ティン夫妻の屋敷地へ移り（母と長男が「合流」）、三男シン夫妻と四男クイ夫妻が、元々の屋敷地を分割した。末息子クアンは1986年結婚、一カ月母と長男夫婦と「共住」した後、別屋敷地へ移った。

以上の事例は、長男が別屋敷地に移ったのち、親が「合流」する型であるが、「復帰型」は、一旦別屋敷地に移った後、次男の結婚、または次男夫婦の出産を機会に、長男夫妻と次男夫妻が入れ代わるケースが多い。

また、忘れてはならないのは、前述の統計からもわかるように、長男夫婦との「共住」(16例)に対し、末息子夫婦との共住も7例にのぼっており、決して無視できない数であることだ。むらびとはこれを、いずれは末息子と長男が交代して、長男夫婦が親を扶養すると言うが、実際にそうなるかどうかは何とも言えない。すなわち、長男の扶養義務という、儒教規範は必ずしも実行されていないのであり、さらに、これが家族サイクルの一時的な過程であるとも言い切れない。実例を挙げる。

(事例1) 父チャン・ミン・スアン(1928年生)の長男は、1977年に結婚した。翌78年に長男夫婦を残して、スアン夫妻は全ての未婚子(男5女1)を連れて、新しい屋敷地(第7生産隊)に移った。79年に次男(タイクホは85年)、82年に三男、85年に長女86年に四男が結婚した。87年に長男が父の屋敷地に移り、父夫婦と未婚子と「共住」。長男が78-87年に住んでいた屋敷地には、三男夫婦が移った。1994年、職業軍人である長男は勤務の都合で妻子を連れ、ハノイに移住。父夫婦の屋敷地には、前年93年に結婚した末息子夫婦が「共住」している。現在、末息子夫妻は自己の屋敷地を別持っているが、両親の面倒をみるため同一屋敷地に「共住」している。一般に、定年退職したら故郷のむらに戻るのが普通であり、スアンも長男が退職して戻ってきたら、この屋敷地で「共住」すると言うが、首都ハノイと村落部の生活程度の格差が拡大しつつある現在長男夫妻があっさりと戻ってくるかどうか。現在は祖先崇拜は、スアンの責任において行われているが、将来長男夫婦は、生活の快適さと祖先祭祀責任との間の折り合いを、どうつけるだろうか(図3参照)。

(事例2) スオン老(76歳)には、4人息子がいるが、次男はハノイで外務省に、三男はバクザンで鉄道関係の仕事について、むらにはいない。四男はベトナム戦争中に戦場でエージェント・オレンジを浴び、その影響で体が不自由で、国家から傷病兵の認定を受けている。スオン老夫妻は、もともと住んでいた屋敷地を長男夫婦に明け渡して四男夫婦と「共住」している。スオンの父母の祭祀は、スオンが現在住んでいる家屋に祭壇を設けて行っている。長男夫婦が住んでいる屋敷地には「土公・土地神(tho cong than dat)」を祀る(この事例のみ第5生産隊で、[表1]の統計外である)。

(事例3) ゴー・ティ・チュックの亡夫ズン(10年前に死去)は、もともと第4生産隊に祖先伝来の屋敷地を持っていた。現在その屋敷地は、チュックとズンの長男夫婦が住んでいる。チュックは生家の屋敷地を相続したので、第2生産隊に移った。その際、次男夫婦も一緒に移ってきたが、2年前に屋敷地分割して高い壁を作り、往来はできないようになっていく。チュックは分割した屋敷地に、新たに家屋と牧草場を建て、未婚の末息子と住む(図3参照)。

もちろん、長男の「復帰・合流型」の場合には、儒教規範が実行されているのであるがこの規範が支配的とは必ずしも言えないことが、以上の事例から明らかであろう。

このような屋敷地での共住を焦点にした家族のあり方を、「共住家族」と名づけてみたい。次に、この「共住家族」が形成される理由を考えてみる。

IV. 「共住家族」形成の理由

前述したように「共住家族」には、「共住」と「分裂」というふたつの特徴を持つ。「共住家族」形成の理由は、この両面から考えていかねばならない。

①共住

(a) 婚姻儀礼の嫁迎え(don dau)に象徴される父系イデオロギー。婿は自分の親族・友人とともに、嫁を迎えに、嫁の生家を訪れて、共に祖先の祭壇に祈りを捧げ、婚姻の許可を請い、または「報告」する。それから、双方の親族・友人とともに、婿の家に向かい、婿の祖先に許可を請い、「報告」する。花嫁は生家から分離され、婿家に編入されるのである。

(b) 嫁に家族の「家風(nep)」を教えるという家族イデオロギー。

(c) 婚姻後間もない息子夫婦を援助するという親の義務。息子に対しては、しばしば「教育・結婚・住居」を用意するのが親の義務であると言われる。また、息子夫婦の側からは、親を助けるという規範がある。経済的に見ても、ベトナム北部の村落は家族全員で働いてやっとなら食べていけるというのが現実であるので、二組の夫婦が経済的に相互に依存することには利点がある。

②分裂

(a) 経済的必要。息子夫婦が婚姻後一定期間を経て、ある程度経済的に余裕が出てくると、独立したほうが経済的に有利な場合がある(これについてむらびとは、「家が一軒なら庭で豚を三匹しか飼えないが、二軒なら六匹飼える」などと言う)。

(b) 前述の親の三大義務の一つ「住居」の問題。親は息子の数だけ住居を用意しなければならない。一人息子なら、現在親が居住している屋敷地を相続させれば良いが、そうでなければ、息子が幼いうちから次男以下の人数分だけ、屋敷地を取得し、条件さえ整えば、息子の結婚前から家屋を建てようとする傾向がある。

なお宅地は1960-81年は無償。1981-85年は国家に手数料納入。ただし、男子が結婚

適齢期になったときにのみ、取得できた。現在は有償である。

(c)生活時間帯の違い・若夫婦のプライバシー尊重。Ⅱの居住形態の多様性の②、③でも示したように、特に同一家屋、炊事場において、鍋やかまどを分けたり、家屋内での行き来ができないようにしたりするのがこれにあたる。農作業の分担などによる生活時間帯の違いや、プライバシー尊重(むらびとの言い方を借りれば、若夫婦が自由に「遊びに行けるように(di choi)」するようにするためである。

また「長男復帰・合流型」は、以上の独立を促す要因と、長男の両親扶養・祖先祭祀義務との折衷的解決方法であるように見える(ただし、この義務が必ずしも規範化され、むらびと全てに共有されているわけではないことは、末息子との「共住」の事例が、無視できないほどの数で見られることからわかる。一般に両親が生きている場合は父親が、父親が死亡した後は、末亡人が祖先祭祀に責任を持つ)。族長または支長系に関しては、「次男以下排出型」が見られるようであり、これらの人々には、儒教規範が強く意識されており、それ以外の人々にはそれほどではないという傾向があるようだ。次章「親族」でも述べるが、例えば、族の始祖の忌日などを非族長・非支長系の老人に尋ねても記憶しておらず、しばしば「そういうことはわからない。(彼らよりも若い)族長に聞いてくれ」という答えが返ってくることから裏付けられる。

V. 親の扶養、親(夫婦)と息子夫婦の相互依存の形態

前述した通り、ヴィエムサーにおいては、通常、親(夫婦)と一組の息子夫婦とが同一屋敷地に「共住」する。しかし、その「共住」のありかたは、Ⅱで述べた通り、同一家屋内で「共住」・共食するもの(Ⅱ①)、家屋・炊事場を共にするが、かまど、鍋を別にして、食事も別(Ⅱ②)、同一屋敷地内に別家屋を建て、炊事場も別にするもの(Ⅱ③)まで多様で、親(夫婦)と息子夫婦の相互依存関係も様々である。一般に、(Ⅱ②)の状態から、息子夫婦が経済的に独立すると考えられる。

(Ⅱ①)には二つの場合が考えられる。親がまだ元気で十分働ける場合には、家族経済の決定権は親の側にあり、息子夫婦は、親に自分たちの稼ぎを渡す。

(事例) ゴー・ヴァン・ダム(1936年生)は、同一屋敷地内に長男夫婦が別家屋・別炊事場を建てており、また同一家屋内に、末息子夫婦が住む。長男夫婦は、居住・調理・

食事・経済全て別(o, nau, an, cua rieng)。末息子夫婦とは家屋内で行き来でき、炊事場も共にしている。末息子は日雇い(tu doanh)の建設労働者として、仕事がある時は月60万ドンの収入があり、ダムに渡す。

ダムはハノイの建設物資会社に勤務(1961-64年)していた。年金は月11万5千ドンだったが、期限付き支給で現在は無い。また病弱者(mat suc)として合作社から貸与された耕地も期限付きなので、いずれ回収される。現在耕地は6サオで、95年冬から96年春の収穫では粳1トン(米にすれば670kg弱)あったが、合作社に納入する税金・諸経費70kgと生産諸経費を除くと、自家消費(ダム夫妻とダムの母、末息子夫妻、の5人)には足りず、96年は10月までにすでに米200kg(36万ドンくらいか?)購入していた。

養豚は年4頭で、1頭(100kg)が100万ドンで売れるが、飼料代や予防注射費など経費を引くと、純益は1頭あたり50万ドンで、養豚の年間収入は200万ドンである。養蚕も行っているが、純益は年90万ドンほどである。その他、野菜売りも行っている。現金支出は食費が月20万ドン、電気代は月1万ドン、服は年2回ズボンとシャツを4万ドンで購入、合計8万ドン/年×5人=40万ドンである。現金支出は年あたり計300万ドンほどか。¹¹⁾

また、親が年を取り十分働けなくなると、家計は息子が管理するようになるが、その場合でも、扶養は様々な形態をとる。すなわち、①「共住」する息子が、老親を完全に扶養し親が交付された耕地(2006年までの有効期限付きの耕作権を付与されたいわゆる「交付地」と、集団耕作時代の自留地の名残である、いわゆる%地の二種が、ひとりひとりの合作社員に交付されている。詳しくは「生存維持の倫理1 農業合作社」の章を参照)を耕作する場合と、②「共住」する息子夫婦の家族に事情があって、親の耕地を耕すことができず、「共住」していない子(ほとんどの場合息子)が、親の耕地を耕作し、収穫を親に渡す場合、③「共住」している息子夫婦が主に親を扶養するが、その他の息子が援助する場合などがある。

上記の②の事例は、

(事例1) グエン・ドック・ドアン(1945年生)とグエン・ティ・チュン(1945年生)は、ダンの母(1911年生)と同一家屋内で共住する。炊事場は一つで、共食する。しかし、ダンの家族は労働力が十分でないため、ダンの母の耕地を耕作できないので

「共住」していないドアンが、母の耕地を耕作する。その際、農業・肥料などは弟が負担するが、収穫は全て母に渡す。

(事例2) ニー婆(1923年生)は亡夫との間に、3男2女を設けた。そのうち、2男1女が現在むらに居住する。ニー婆は長男夫婦と同一家屋に「共住」し、炊事もともにするが、「ニー婆が自由に耕作にいけるように」、かまどを別にして、別食する。ニー婆が交付された耕地は、むらに居住する2男1女が耕作を手伝う。むらに住む1女は既に婚出しているが、生家の母の耕作を手伝う。農業・肥料は子の負担で、収穫は全て母に渡す。

このように、親のかわりに耕地を子が耕す事例は多く見られる。その場合、一人の子だけで耕作するのではなく、しばしば婚出した娘も含めて複数の子が協力しあって耕作する。一般に、婚出した後も、娘は生家の農作業を手伝いに来る。その場合生家では食事を出す。また、孫を生家に預けて農作業に行くことも普通のことであり、生家との結びつきは婚出後も緊密である。

また、上記③には次のような事例がある。

(事例) ラー婆(1937年生)は、末息子夫婦と同一家屋に「共住」している。長男は既に戦病死。むら内に次男夫婦、三男夫婦、四男夫婦が居住する。ラー婆は靈媒である婆童(バードン)なので、宗教儀礼に現金を必要とする。三男、四男、末息子が定期的にお金をくれるが、「次男は妻に経済を管理されており、ラー婆を援助しない」とラー婆は言う。

さらに(II⑥)のように、息子が隣接した屋敷地に住まず、離れた別屋敷地に住む場合でも、親夫婦と息子夫婦との間に依存・協力関係が緊密に維持される場合がある。

(事例) グエン・ヴァン・チー(1967年生)は合作社の会計担当であるが、父グエン・ヴァン・チン(1939年生)の家(第5生産隊)とは離れた場所(第7生産隊)に家を買って妻子と住む。合作社の会計は週3回午後合作社事務所に出動して、合作社支出や社員の税・諸基金納入に領収書を発行しなければならず、さらに自宅でも計算や会計報

告書の作成を行わなければならない。それと同時に耕作や、副業である養蚕(チン氏は自宅で糸引きまでやる。チーはこれを手伝うほか、糸を引いた後の繭を食用に、15km離れた隣県の町まで売りにいく。この時は朝3時に起きる)や自宅で豚を飼っており、多忙である。そこで、チーが田畑や合作社の仕事に行っている時は、父チンがチーの家の豚の世話をし、食事を作る。父チン宅で食事をすることも頻繁である。また、父チンと息子チーは基本的に家計をともし、息子チーが管理している。

さらに、二人の息子でそれぞれ老親の一人ずつと「共住」し、扶養を分担する例も見られる。

(事例) グエン・チョン・トアン(1960年生)は次男で母(1936年生)とむらで「共住」し、かまどは1つだが別食。別食の理由は「習慣」による。息子夫婦が朝早く働きに行くのに、老人が時間をあわせるのはつらいから。父は5km離れたバクニン市で建築資材店を営む長男と住み、用事があるとむらに帰ってくる。1992年に合作社が土地交付した時に合作社が作成した台帳には父の名がないので、92年の時点で戸籍はむらになかった、すなわちバクニン市の長男の所にいたものと考えられる。

このように、「土居」を焦点とする家族の様態は、親の扶助、家族経済のあり方でもきわめて多様であるが、「土居」を異にし、家計を別にしても、親の扶養、家を建てる際の借金など(次章「親族」で詳述)で、家族が緊密に相互依存していることがわかる。また「土居」を焦点とする「共住」のあり方は多様ではあるが、マレー社会の「屋敷地共住集団」と比較する(口羽・前田 1980:186-205)と、ベトナムの「共住家族」は、父子関係を中心とする父系の直系によって形成される傾向が強い。

第二節 家族経済の格差

合作社が集団耕作をやめ、世帯が経営の主体であることが公認されてから、ヴィエムサーでは世帯間の経済的格差が広がってきた。筆者はこの問題に関する統計的資料を持ち合わせていないが、長らく合作社の監査・顧問を勤めた人によると、世帯の10%が年収2,000万ドンで豊かな部類に入り、30%が1,000万ドン前後で普通程度、40%は少し足りず、残りの20%は貧しい部類に入るといふ(全世界帯が約700世帯であるから、それぞれ約70世

帯210世帯、280世帯、140世帯ということになる。

一方、1997年5月の合作社大会で発表された『農業合作社管理班1995-97年任期総括報告』では「人民の生活についての結果」の項で、国家のドイモイ政策で、一般的に人民の生活は向上したとしながら、ヴィエムサーではまだ貧困を脱していないと述べ、人口の80%は農業が専業で、商売 (dich vu) に従事できる資本を持つのは、20%にすぎないとす。そして、むら内部における貧富の格差について、一人当たり (一口[mot khau]) 当たりの年間平均収入で分類している。

豊か(giau co)(上記の額が100万ドン以上)	40世帯(ho)	全体の5.7%
まずまず(kha)(70-90万ドン)	270世帯	38.5%
平均(trung binh)(50-60万ドン)	360世帯	51.0%
平均以下(trung binh yeu)(20-40万ドン)	30世帯	4.8%

一方1994年の国家統計総局によれば、貧富の指標である一人当たりの年間収入での分類と、⁽²⁾ 紅河デルタでの貧富格差を示すと以下の通りである(Phan Dai Doan 1996:41)。

豊か(giau)(360万ドン以上)	紅河デルタ人口の5.46%
まずまず(kha)(180-360万ドン)	37.50%
食べるのに十分(du an)(48-180万ドン)	48.01%
貧困(ngeho)(48万ドン以下)	9.02%

両者のタイム・ラグが3年間あること、ヴィエムサーの合作社が言う「収入」とは、現金収入だけを指し、農業により収穫分を現金換算していないであろうことを考慮しなければならぬが、貧富格差の度合いだけを比べると、ヴィエムサーは紅河デルタ中では、標準に近いが、貧困層の割合が少し分だけ、標準よりやや上と考えられる。

また現在のヴィエムサーは人口約3,100人、約700世帯であるから、単純計算で4.43人/世帯となり、豊かな世帯は最低でも現金年収440万ドン(400米ドル)以上、一方、貧しい世帯では年収わずか88万ドンしかないことになる(ただし、個々の世帯の経済状況の実態調査を精密に行わないと、貧富の格差の正確な度合いは解明できない)。

この格差に対し、農業合作社は第5章で詳述するように、合作社の管理する耕地を入札

にかけてその収入を財源とし、合作社独自の社会政策を実行して、合作社の最重要任務と自ら位置づける、社員(むらびと)間の「衡平」を図ろうとしている。

また、現在のヴィエムサーは自給自足的な農村ではなく、市場経済、現金経済とのむすつきが不可欠である。このことを、農業の中心となる稲作の実態で示そう。

(事例) 夫グエン・ヴァン・ティエム(1933年生)と妻グエン・ティ・クイ(1932年生)は、4サオの農地で稲作を行っている。末息子が農業大学に寄宿して勉強している以外は、子は全て結婚・独立している(末息子には月30万ドンの仕送りが必要)ので現在は老夫婦二人暮らし。年間に粳1,500kg(米換算で1,000kg)を生産するが、それだけでは足りないので年間100kg(32万ドン)の米を購入した。合作社に納入する粳は50kg/年。生産にかかる経費はサオあたり60,800ドン(種籾、肥料、農薬。水利費は合作社納入分に含まれる)と考えられ、粳換算で約34kg、4サオで136kg(表2)となるから、合作社納入分と諸経費を引いて粳1,314kg(米867kg)を手にするようになる。老夫婦二人と寄宿生活を送っている大学生一人で、さらに米100kgを購入する必要があるのは、養豚で米を消費するためと考えられる。この世帯では年間2頭飼育している(100kgの生きた豚は100万ドンで売れる)。そのほかに養蚕、養鶏を行っている。この収入は不明。

このように、主食である米も、現在では現金獲得のための養豚により、自家生産ではとていり足りず、購入する必要がある。それが大量になると、自家生産よりも、購入する粳のほうが上回る場合すらある。

(事例2) グエン・ヴァン・トゥアン(1964生)は妻、子(3人)、母、姉とその子の8人世帯である。交付地は約7サオ、入札地5サオ(1,800m²)を経営する。務ごとに粳5トンの収穫があるが、養豚をやっていることもあり、さらに務ごとに6トンの粳を購入する。

第三節 小結

以上、ヴィエムサーにおける家族の様態について述べてきた。筆者は、従来のベトナム北部研究に欠けていた家族サイクル、家族史の視点を導入し、また屋敷地である「土居

」に家族分析の焦点を置き、屋敷地をともにする「共住家族」という概念を提出した。その際、従来、ベトナム北部の家族研究では、対立する概念であると考えられていた「核家族」と「大家族」が、「共住家族」の観点から見ると、必ずしも矛盾する存在ではなく「長男分離・復帰合流型」で言えば、婚姻後息子夫婦が一定期間、親夫婦と同一屋敷地で「共住」し、その後、次の息子の婚姻などを契機に別屋敷地に出ていき、新たに婚姻した息子夫婦が親夫婦と「共住」という不断のサイクルを繰り返すことにより、「大家族」から次々と「核家族」が生み出されていくという両者が表裏一体となった家族のあり方を示した。また、儒教規範的な長男が親を扶養する義務が、上記のサイクルにより、親と「共住」する息子が次々と入れ替わることから、必ずしも実行されず、さらにこのサイクルが末息子が親夫婦と「共住」という時点で止まる例があることも示した。しかし一方で、族長・支長系の家族では、次男以下が婚姻により、次々と定位家族から「排出」される様態があること、さらに「長男分離・復帰合流型」のように、長男が親の屋敷地に末息子と屋敷地を交換して戻り、親と「共住」する型、長男が出て行った屋敷地に親が移っていき「共住」する型もあることを示した。

このように、ヴィエムサーにおける家族のあり方は多様であり、そのことは、親の扶養や親の耕地の耕作が、必ずしも「共住」している息子夫婦のみによって行われるのではなくしばしば婚出した娘を含む、子らの協同で行われることにも現れている。親子は「共住」の有無に係わらず、相互依存（親の側は、子らが親の耕地を耕している間、孫の世話や食事の提供や婚出した娘が婚家でも営む雑貨屋の店番などで、対価を支払う）するのである。

さらに、①現在のヴィエムサーで、家族・世帯間に経済的格差が生じていること、②ヴィエムサーが自給自足的農村とは言えないことを家族経済の観点から示した。しかし、村言っておかなければならないことは、1945年以前との対比で言うなら、こうした経済的な格差が、むらにおける地位の格差としては現れていないことである。むらびと間の関係は基本的に平等である。以上で家族についての分析を終え、次章では親族、さらに村落生活における姻族の役割を検討する。

注)

1) さらに、祖先崇拝や祭礼に対する支出も考慮に入れなければならないが、調査不足で知ることができなかった。

2) 国家統計総局の指標は、正確には一人当たりの月収で示されているので、筆者はこれを単純に12倍した。

(表2) グエン・ヴァン・ティエム家の稲作生産

(1) 収入

自家生産 稲1500kg (米1,000kg)

(2)

(a) 合作社納入 50kg

(b) サオ当たり産経費

窒素 (6kg/サオ 2,800ドン/kg) 計16,800ドン

リン (20kg/サオ 1,000ドン/kg) 計20,000ドン

農薬 5,000-6,000ドン/サオ×1-2回。4回の時もある。

計12,000ドン (2回) 24,000ドン (4回)

種稲 4kg×3,000/サオ 計12,000ドン

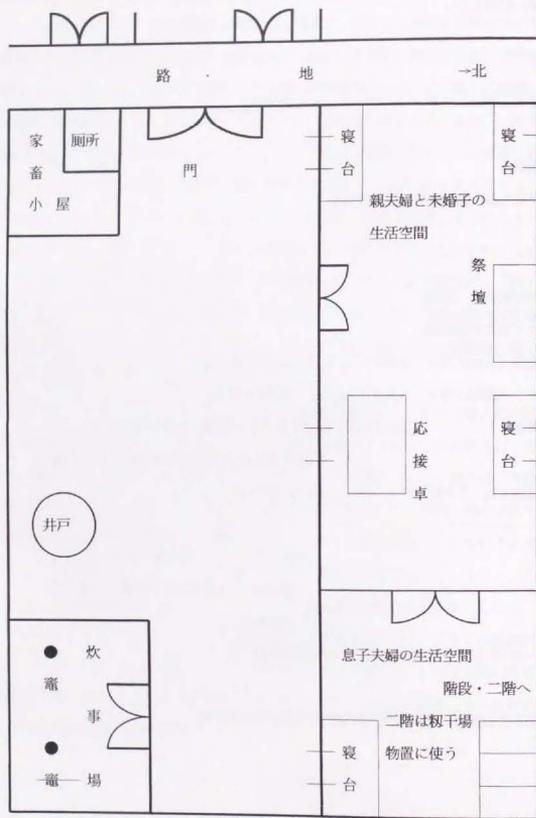
計60,800ドン (-74,800ドン)

≒ 稲34kg (キロ1,800ドン換算) × 4 サオ

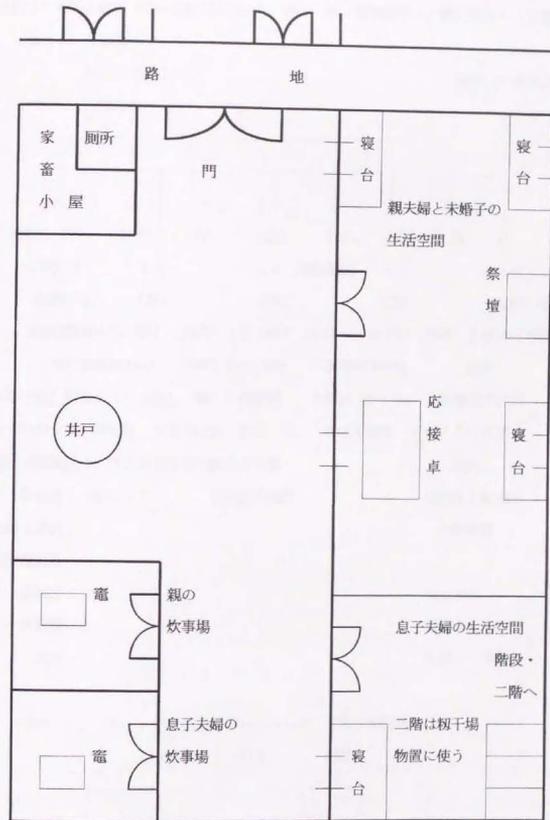
= 136kg

(1)-(2)=1,500-(50+136)=稲1,314kg (米867kg)

年間米消費量は、自家生産米867kg+購入米100kg=967kg



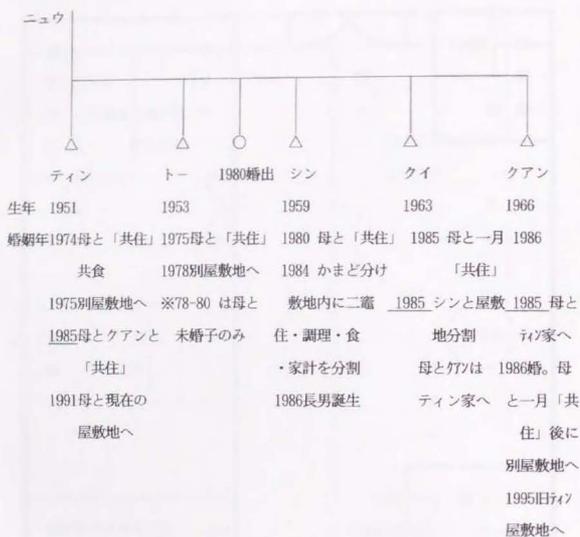
(図1) 「同一屋敷地共住」。Ⅱ①のかまどを分ける場合。炊事場の入口は一つでかまど、または鍋を、親夫婦と息子夫婦で分ける。また居住空間に関しては、両者の部屋は、屋内で行き来できる。



(図1) Ⅱ③の場合。炊事場の中が仕切られており、入口が別々で、竈も別々。親夫婦と息子夫婦の居住空間も仕切られており、家屋内部で行き来できない。

(図2) 「長男分離（・合流復帰）型」の例

1971死▲=○69歳

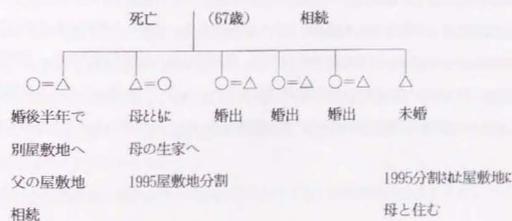


(図3) 末子と親の「同一屋敷地共住」

(事例1)の場合



(事例3)の場合 10年前▲=○ゴ・ティン・タイ 生家の屋敷地を



第4章 親族

はじめに

本章では、親族組織を中心に、社会生活における姻族の重要性についても言及する。ベトナム北部のキン族の親族組織のありかたについては、ハノイ近郊の村落に関して、末成(1998)の詳細な研究がある。しかし、同じ北部においても地域における差、さらに言えば村落ごとの差が大きいのであり、ここで異なる事例を示しておくことは、比較やベトナム北部のキン族の親族組織のより普遍的な姿を知るために重要である。

第一節 ゾンホの組織

ベトナム北部のキン族の親族組織でまず第一に特徴的なことは、儒教倫理に影響された父系親族集団ゾンホ(dong ho) (または族[loc]、あるいは内族[noi toc]。これに対して姻族は外族[ngoai toc]の存在である。しかし、一方でそのあらわれかたには同じベトナム北部でも、地方ごと村落ごとにかんがりの差がある。

現在のヴィエムサーでは、むらびとに「むらにはゾンホがいくつありますか」と聞いても答えることができる人は少ない。人口の恐らく8割ほどがグエン〔阮[Nguyen]〕姓と、ゴー(呉[Ngô])姓で占められており、そのほとんどがグエン・ヴァン〔阮文[Nguyen Van]〕とゴー・ヴァン(呉文[Ngô Van])であることで、ミドル・ネーム(本節3参照)での区別もできないためだ。だからといって、自分がどのゾンホに属するのか知らない者は、少なくともものごころつかない幼児を除いては存在しない。問題は、自分のグエン・ヴァン族と他のグエン・ヴァン族がどういう関係にあるのか、一般的には三代から五代さかのぼると、もはやわからないのである。ゆえに、北部では五代前の祖先まで祭祀義務があるとか、五代を過ぎると祠堂(tu duong)で祭祀されるという説(Protectrat du Toinkin 1930: Question 1: Question 321)は、ヴィエムサーに関してはあてはまらない。

前者は規範としてはむらびとの意識のなかに存在するが、必ずしも実行されるわけではなく、後者はヴィエムサーでは祠堂そのものが、族長宅にある祭壇を指すので、五代以上前の祖先を、それより近い祖先と同じ祭壇で祀ることになるのである。このように祖先祭祀のありかたは祠堂の存在のありかた、また家譜(gia pha)の形態によっても制約されている。

1. 族長(truong toc, toc truong)

末成(1998)によるハノイ郊外の調査村チエウフック(潮曲)に比べて、ヴィエムサーはゾンホの組織結合がよりゆるやか、または希薄である。末成(1998)の調査村であるハノイ郊外の村では、むらびとが村内のゾンホの数、その規模(人数)を具体的に言い表すことができる。しかし、ヴィエムサーでは、このようなことはできない。

族長は原則として長男系の嫡孫がなり(ヴィエムサーでは、1956年に死去した族長の未亡人が現族長として実際の役割を果している族がひとつある。未亡人の長男は実務は担当しても、その地位は未亡人よりも低い)、祖先祭祀の責任をもち、対外的にも形式的な代表者である(末成 1998:45)ことは、ヴィエムサーでも同様である。しかし、その具体的な役割は外からは見えにくい。

第一の理由は、祠堂に関するものである。ヴィエムサーでは、住居から独立した祠堂がほとんど存在しない(同じ屋敷地内にあり、住居に隣接する例がひとつある)。族長、または支長の住居の正間に設置されている祭壇を「祠堂」と呼ぶのであり、族長の父母、祖父母が写真や香炉(bat huong)で識別できるのに対して、それ以上の祖先に関しては大きな香炉で集会的に祀るだけである(位牌は革命前は裕福な家のみがこれを作ったというのが八月革命から土地改革期にほとんど失われ、以後は作る習慣がなくなった)。このように祠堂が族長の家あるいは屋敷地内にあるということは、その維持が、ゾンホ全体というより、族長の責任であるという面を強くする。

第二の理由は、ヴィエムサーではゾンホの始祖(thuy to)の忌日(gio to)に大がかりな宴会を催すことはほとんど行われないからである。忌日における宴会を催す義務はエゴの配偶者、または両親に対してが最も重視される。それ以外の祖先に関しては忌日祭祀を行っても、祭祀を担当する家族の成員のみが参加し、1マム(大盆)を供えるだけであり、大規模な宴会は行われない。

よって宴会を伴う忌日祭祀とは、通常は死者の配偶者、息子の家で、彼らの主催によって行われるのであり、その際、最も重要な折り(しばしば祈願の言葉や、女性が泣くことを伴う)を捧げるのも生存配偶者(亡夫に対しては未亡人)、息子である。また、後述するように葬式の「発喪の礼」、或いは改葬に際して、一次葬の墓から遺骨を掘り起こす前の礼についても、族長よりは内族、外族を問わず、長老格の男性が行うのであって、族長の存在はほとんど目だたない。

始祖の忌日祭祀が、宴会を伴う大がかりなものでないのが普通であることは、ゾンホの

老人たちに、始祖の忌日を尋ねても、しばしば「そういうことは族長に聞いてくれ。我々にはわからない」と答えることからわかる。ただし、全く行われなかつたかというのではなく、「大きく催すときは大きく、小規模なときは小規模に」という答えを聞く。要はその時々¹の経済状態であるらしい。主催者（長男、族長など）がその経費を負担するのが規範とされているが、出席者から一律に会費を徴収することになっているゾンホもあるし、それ以外に、次男以下や婚出した女性が、供物や米を抛出(dong gon)することもある。始祖に対する祭祀の実質は、忌日にごく小規模に供え物をすることと、墓がわかつていればそれを煉瓦やコンクリート作りにすることであろうか（大規模な宴会が催されるとすればそうした墓の修築の時である）。また「始祖」という語も、判明している一番古い祖先に対して使われるのが一般的であり、入嗣祖やそれ以前にさかのぼれるほうが、むしろ稀である。

埋葬、葬式後の宴会、結婚式での嫁迎え(don dau)の時や宴会に際して、「意見発表(p hat bieu y kien)」するのは、族長や支長の時もあるが、少し遠い親族・姻族であっても地方の幹部や公務員経験者で、人望があり、演説慣れている人が選ばれる場合もあり、この条件を講たす限りでは、女性でも差し支えない。

2. 支(chi)

ゾンホの内部が分節して支に分れることがあるが、分節が必ずしも対称的なものになるとは限らない。次男系のさらに次男以下の系統が、ある代で突然ミドル・ネームを変え、分節を主張することもある。その理由は、分節の提唱者が科挙試験の初級段階に合格したり、学問をよくしたりして、ゾンホのあり方に対し独自の見解を持ったり、自己の優越性を主張しようというものである。

一方で、支を単なる親子の分岐としてのみとらえ、集団として認識していない場合（「私に4人息子がいれば4つの支だ」というような）もある。

3. ミドル・ネーム(ten dem)

ミドル・ネームは、グエン・ヴァン（阮文）とグエン・フィ（阮輝）など、ゾンホどうしを区別するためのものとして使用されることが従来指摘されてきた（ファン 1995:178 など）。その場合、グエン・ヴァンとグエン・フィには血縁関係がなく、それぞれの成員がミドル・ネームを共有することで、同じ一族であるという共通の意識を持ち、他のゾン

ホとの差異を意識するという、いわば対外的な意味を持つと考えられてきたように思う。

しかるにヴィエムサーでは、ミドル・ネームがゾンホを区別する指標にならない場合がある。例えば、グエン・ヴァン族は連続で10代（現族長の世代からは、その世代を含め7代）さかのぼれる漢文家譜（保大元=1928年修譜）を持っているが、その内部にグエン・ディン（阮廷）とグエン・ズイ（阮維）の二つの異なるミドル・ネームを持つ支派がある。かといって、この二支とグエン・ヴァンとの血縁関係は歴然としているので、ゾンホではなく、ゾンホは何かと聞かれれば（チャン族やゴー族、グエン・ドック[阮徳]族との対比で）「グエン・ヴァン」だと答えるし、族長は誰かと聞けば「（未亡人である）ザイン婆である」と答える。

同様にゴー・ヴァン（呉文）族の家譜（というより家系図に近い。クオックグー版）でも、ゴー・ヴァンの現支長の5代前（字福祿）から記述が始まり（始祖）、4代前にゴー・コン（呉公=族長系）、ゴー・クイ（呉貴）、ゴー・ヴァンにわかれたとされる。福祿の忌日には三支が集まる（必ずしも毎年宴会を開くわけではない）ので、同じゾンホであるという意識は持っているが、ミドル・ネームは異なる。

以上の二例で、ミドル・ネームが他のゾンホから自らのそれを区別する対外的な識別機能を持つのではなく、ゾンホ内部の識別に向けて使用されていることがわかる。このように使用される理由は、いくつか考えられる。

一つは、末成(1998:310)が指摘するように、北部ベトナムでは村内婚がノルムであるため、配偶者選択の幅が狭くなるので、ミドル・ネームを分けることによって、意図的に外婚単位を作りだし、通婚を可能にするということである。革命前のヴィエムサーの郷約である「券」（1907年に省のフランス人行政長である公使に提出、1942年に再筆写して再提出）にも、村内婚と村外婚ではむらに納める「^村街」の額が、後者は前者の実に15倍もの格差がつけられていた。

もう一つは通婚とは別の理由で、他の支派との差異化をはかりたい時である。前述の阮文族では祖考大度とその息子大勝、大計以下数代が戦乱のために五代（七代とも）法節まで事績がわからなかった。その孫の代から甲丁二支に別れ、丁祖阮文才の子阮廷福からミドル・ネームが変わる（図1参照）。ここまではごく自然な分節である。一方、最初に阮維を名のった阮維梅は、長男系（「甲枝長」）の分節である「甲枝次」から、さらに自己の系統の分節化・差別化をはかっている。彼は学問を良くし、科挙の郷試二場（郷試は四場まで）に合格したと言われている（阮文族には、他に科挙の実績が家譜に記載されてい

たり、伝承を持っている者はいない)。このような学識に裏付けられた独特のゾンホ観やプライドが、あらたにミドル・ネームを名のることを選択させたと考えられる。

なおベトナムでは中国の漢族のように世代字をつけることはない。

第二節 ゾンホの共有物

1. 祭祀財産

祠堂についてはすでに述べたので、特に祖先祭祀のための財産について述べる。

土地改革以前には、ゾンホによっては祖先祭祀のための不動産(田、池)を持っていた。ただし興味深いことに、ヴィエムサーでは、これら祖先祭祀のための不動産を香火(huong hoa)とは呼ばない。⁽¹⁾ 前述の大幅度を始祖とするグエン・ヴァン族(以下グエン・ヴァン族[大幅度系]とする)では、土地改革以前に祭祀財産として池5サオがあり、族外の者に貸して、その賃貸収入と、ゾンホ内からの米や現金拠出で祖先祭祀の費用を賄っていた。ゾンホ内の拠出を仰がねばならない点に、祭祀財産の零細さを見ることができる。

他には、祭祀財産である田をゾンホ内の者に分配して耕作させたり(チャン陳[Tran]族)、分配はせず族長の管理に任されていた(グエン・ヴァン族[福焉系]など)ゾンホもある。

土地改革でこれらの不動産が没収されてからは、グエン・ヴァン族(大幅度系)では、始祖大幅度の忌日に毎年、ゾンホ内からお金を集めて忌祭を行っていた。また社に信用合作社があった頃(1975-1993年)には、毎年ゾンホの者一人一人が穀10kgを貯蓄して、始祖の忌日に供えていたが、信用合作社の出納係で隣村の男が金を持ち逃げして倒産してしまっただので、それまでのゾンホの貯蓄は全て失われてしまった。このように、ゾンホは革命以後もコーポレイティブな財産を持っていた。ただし、現在ではグエン・ヴァン族は、忌日の前に会議を開いて出席予定者を招き、族長ザイン婆が出席者[一家族から代表一人が基本]の負担を決定して行うやり方を取っている。

2. 家譜(gia pha)

現在、漢文家譜が完全な形で残されているゾンホは数えるほどしかない。1945年の八月革命の熱狂は、一部の青年たちを植民地体制・封建文化の象徴として家譜を含む漢籍の廃棄という行動に駆り立てた。同年の洪水もそれらが失われる原因となった。さらに、抗仏戦時に親フランス村落の者がむらに攻めてきて持ち去ったと語る者もいる。しかし、決定

的に影響を及ぼしたのは1955年の土地改革である。反革命の証拠になりそうなゾンホについての事績は、自発的に廃棄された形跡がある。さらに、こうした文書を保持する傾向にあった富裕層は地主と認定され、耕地・家屋は没収され、貧農に分配されたが、その際に家譜は価値ある家財道具とともに持ち去られた。

前述のように阮文族(大幅度系=族長ザイン婆)は十数代(途中の断絶が三代とも五代とも言う)、三支に渡る記述を持つ家譜を維持しているが、これほど詳細な家譜はヴィエムサーでは唯一のものである。この阮文族家譜は現在、三支のうち少なくとも二支に保持されており、微妙に内容が異なる。

①族長系写本

写本の最初に、ハタイ省に住み、現在も交流を続けている二代目の大計の系統から始まる「弟の支派」の側に保存されている対聯が書かれている。その後、始祖考大幅度が妻阮氏と出会い、阮文族が始まった経緯について述べられている。

かつて聞くとところによると祖母阮號慈心は十八歳で、鄭氏の鄭松が黎の世宗を扶け莫氏を滅ぼそうとして、洪寧元(筆者注1591)年に莫茂治と、慈心の故郷である貴會市(原注一今の山西省国威府安山縣貴會社)で交戦した時、戦乱に巻き込まれた。⁽²⁾ 財物は略取され民は散乱してしまっただ。祖母は京北直慈山府安豊縣(原注一今の北寧省武江県)針溪総炎會社まで逃げ、始祖考阮大幅度號玄豊の所に身を寄せた。大幅度は金持ちであったが、祖妣の性格が忠厚にして誠なのを見て(中略)、妻として娶り二男を得た。慈心は夫に、次男大計号福廣を取って旧貫に連れ帰り、外祖を祭ることを請うた。長男大勝は、父と共に本貫に住み内祖を祭った。ここに夫婦は常に往還して、その途中で柳橋(原注一今の嘉橋社)に暫く居住した。そこに田池を置き、往来する子孫がそこに留まって、食事することを許した。⁽³⁾ 祖考は炎會で没し、祖妣は玉遷で没した。五代より以前は常に往来して忌日を祭った。五代より以後は、玉遷社の子孫は密かに祖考の骨を取って母貫に持っていき、葬って奉祀した。後に賊寇によって破壊され、これより後、往来がなくなった。人の道の為めに切に念ずることには、興隆することは全て前祖の遺澤であり、祖宗の貫址と宗人の忌日を省みない者は、人間ではない。故に本族の子孫らは、庚申五月に炎會において事跡を詳らかにし、族長號徒免が、奉祀して全ての祖考妣の事跡を詳らかに編み、一本を族長に執守させる(中略)。

保大元年(筆者注1924年)歲丙寅春三月吉日、山西省国威府安山縣石炭總玉遷社の阮

族族長阮文盛が祖跡を奉抄して、北寧省武江縣針溪總炎舎社の阮族の孫阮文珪に交し、詳敬する。

このように保大元年版の家譜は、山西省（現ハタイ省）玉灘社にいる「弟の支派」からヴィエムサーの「兄の支派」に対して贈られたものであった。後述するように、阮維系写本では、この始祖考と祖妣の由来が欠けているので、族の起源についての伝承は、ヴィエムサーの「兄の支派」においては、長く伝えられていなかったようだ。逆に、戦乱で途切れた系譜以降がヴィエムサーでも保持されていたことは、後述する1908年に編まれたとされる阮維系写本の族譜と、この1924年版のここに引用した後の部分の内容が、ほとんど変わらないことからわかる。いずれにせよ、阮族（大度系）がむらでは例外的に始祖について伝承を現在も保持している理由のひとつは、むらを越えた密接な親族関係を維持しているためであった（後述するようにこの関係は現在も維持されている）。そして、ヴィエムサーの阮族が、むらの外の親族によって、族の歴史についての知識を得ることは、実はこれが始めてではない。家譜によれば、1924年当時の族長文理の父の正妻号妙心が、「（前略）成泰辛丑（筆者注1901）年。故住山西省石灘總玉灘社。詳查本族家譜（山西省石灘總玉灘社に行き、本族の家譜を詳査した）」と家譜を調べに行ったことが記されている。また妙心には息子が無く、二人の娘と家の財産を削ったこと、その他の子孫は死んでしまったこと、庶室が生んだ男子孫が成長し家を修めてようやく家内が平らになったことを記述する。

恐らく、長らく絶えていた両支派の交流が復活したのは、この1901年の妙心の玉灘訪問によってであろう。家譜は「玉灘族阮文盛、阮惟業、常々往来一年一例」と、族長が毎年往来することが慣行とされていたことを伝え、また1932年の妙心の死にあたって、玉灘側が対聯を贈ったことが追記されている。

また家譜が現在まで維持されたもう一つの理由は、抗仏戦や土地改革などの混乱期にも家譜を守った族長一家（特に亡き族長の後を継いだ未亡人ザイン婆）の努力によるものである。

阮文族家譜は男子を中心に、その名、字、忌日、墓の場所、葬られている方向などの記述とともに、妻や妾の名、号、忌日、墓の場所、葬られている方位、生んだ子の名、女子についてはまれに結婚した夫の名、族名、息子の名などが功記されている。さらに興味深いのは長寿で死んだ者に関してはその年齢、またむらの役職、官位、官職、学問の程度、

「生前巨富」などの経済的成功、息子を得るために神を祭り、家内に祭壇を作った経緯、橋の建設などむらの事業への貢献、長寿を祝ってむらびとやソンホの者が対聯を贈ったことなど、詳細な記述がなされている。また漢字による記述は、少なくとも1970年代後半までは継続された。記述が途切れるのは漢字を知る者が族内にいなくなったからである。以後は1988年に作られたクオックグー版に引き継がれている。

②阮維系写本

阮維系写本は、阮徳尋（阮文明）と阮徳^擇（阮文拒）の二人（阮維梅の祖父の世代）が奉抄したもので、阮維梅の息子によれば、この写本が最初に書かれたのは1908年であるという（現在保存されている族譜は、梅が後に再筆写したものである）。この写本には、族長系家譜が伝える、始祖と祖妣の出会いについての記述がない。1924年に提供された、始祖と祖妣に関する挿話が付け加えられる前の家譜を筆写したためであろうが、阮維梅が後に再筆写する際にも、この挿話を付け加えなかったのは、自分の支派についての関心が先立ち、他派への関心がうすかったからであろう。例えば、族長系写本が伝える妙心の経済的苦境、男子に恵まれず、庶室が男子を生んでから家が安定したこと、1901年の玉灘訪問について、この阮維系写本は何も語っていない。また、族長系写本の忌日一覧には、族長系で祀る祖先の忌日のみが記載されているのに対し、阮維系写本では、自己の系統で祀る祖先を併せて記載している。家譜の記載内容は、族長系写本と変わらない。また漢字の記述は、阮維梅の死（1980年）までは続いた。族長系同様クオックグー訳があり、以後の記述はクオックグー版に引き継がれていくのであろう。

阮族（大度系）家譜は、三支十数代（戦乱で系譜が不明な代数が三代とも五代とも言われているが、前者であれば始祖考以来15代、後者であれば18代）に渡って記載しているが、このような家譜は、現在のヴィエムサーでは、あくまで例外に過ぎない。

前述したように1945年以降、多くの家譜が失われたと考えられるが、現在残存する家譜は、それが漢文であれ、クオックグーであれ、直系中心の記述であり、次男系以下の子孫には言及されないものが多い。また世代深度も10代を越えるものは管見の限りでは、他に紹治元(1841)年立家譜の記載があり、1948年に再編集された阮有族の家譜があるのみである。

この家譜は始祖について、丁朝の將軍阮^昌の末裔で、10世紀にヴィエムサーに来たこと

を述べているが、⁽⁴⁾ 途中二度系譜の断絶があり、連続してたどることができるのは現族長の7代前(1948年当時の族長からは5代前)である。この5代という数字は祖先祭祀の範囲の規範と一致する。仮説だが、祖先祭祀の範囲を越える祖先は、その祭祀の断絶により、家譜の記述からも除くという規範があったのではないだろうか。ベトナム家譜が忌日と墓の場所に詳しい(末成 1998:281)という、祖先祭祀のための記述中心であることが、それを裏付けているのではないだろうか。またこれは婚姻規制の規範とも一致する範囲である。こうした規範が、家譜に祖先として記述する範囲に対しても影響を与えていた可能性を指摘しておきたい。阮文族(大度系)にしても、1908年に阮徳尋らが家譜を編纂した時点では、連続して4代さかのぼれるだけだったのである。但し、族によっては5代までさかのぼる以前に、記憶が曖昧になり祭祀が行われなくなることもある。

3. 墓

現在ヴィエムサーでは、一次葬は村の一角にある共同墓地(nghia trang)に葬ることが義務づけられている。一次葬の墓は大きく土盛りをしただけのものである。通常死後二年で改葬(cai tang)が行われる。二次葬の墓は耕地の中にあり、ゾンホごとに幾つかの墓が集まっている墓地を、村内の数カ所に持っている。バクニン省では土地改革後も、ゾンホ専用の共同墓地を維持させた村もあるが、ヴィエムサーではそうしたことはなく、田や畑の真ん中に墓が散在している光景が見られるだけである。

改葬にあたって風水師を雇って卜墓(hoc mo)することはあまり行われないう。既に改葬された祖先の近くに葬るのが普通で、そうした場所は、風水上で良い場所が選ばれているからである。ただし、風水師を雇う風習がなくなったかというそうではない。革命後、風水は「迷信異端(me lin di doan)」として禁止の対象になってははずであるが、完全に禁止することは不可能だったようであり、規制が緩和された90年代以前、ベトナム戦争中にも風水師が雇われた例がある。

開放経済体制になって人々に経済的な余裕が生まれてから、墓を修築する事がブームになった。簡単な墓は土盛りをしただけのものであるが、その周囲に煉瓦を積みコンクリートで覆うことや、もっとお金があれば石棺の形の墓を作る。

こうした墓の修築の後には、宴会が行われる。修築費用は内族で拠出する 경우가多いが外族でも気持ち次第(随心[tuy tam])であるが、内族のほうが、外族よりも、より大きく、直接的な貢献(金銭など)を求められる。

内族が費用、外族が労働を提供し、実質的に双系的祭祀集団が形成される場合もある。そのような事例としてグエン・ティン・タイックとその妻ボンとの墓の修築を取り上げてみたい。

1996年の清明節に行われた夫妻の墓の修築は、長孫であるグエン・ティン・ティンが費用を担い、タイックとボンとの8人の子全ての子孫が参加して修築が行われた。(図2参照)

8人の子のうち、上4人は全て娘であるが、修築にあたってはその子全てが参加し、労働提供(三女トウンの息子グエン・マイン・トアンは息子を連れて参加した)を行った。タイックの忌日には、8人の子(現在全て死亡)の生存配偶者や内孫・外孫の最低一人が代表として参加するという。トアンは「自分たちの世代が死んだら、息子たちが祀る」と外族による祭祀の継続性を明言している。一方、妻ボンとの生家からは墓の修築には誰も参加しなかったが、忌祭には招く。また、墓の土地神に対する祈禱師を務めることを依頼されたのはティンの妻のキョウダイであった。

このように、タイックとボンをフォーカルな祖先とする双系的祭祀集団が形成されており、この集団はこの清明節の約二ヵ月後に亡くなった、タイックとボンとの長男(故人)の妻(長孫ティンの母)ティエンの葬儀でも、葬儀の実務を取り仕切るという重要な役割を果たしたのである(後述)。筆者はかつて19世紀の相続文書から、双系的祭祀集団形成の可能性を指摘したことがあるが(宮沢 1996:338-339)、フィールド・ワークによってもその存在が確かめられた。ただしこの集団は、父系親族集団のコーボレイトな性格に対して、その永続性(現在のところわずか二世代であり、三世代目に引き継ごうとする意志は感じられるが、実際そうなるかは現時点では何とも言えない)や共有財産の面で結合の弱さがある。したがって、特定の目的のために集まるアクション・グループと考えるのが妥当であろう。また、どれだけ普遍的であるかについても、さらに事例の収集と検証が必要である。

4. ゾンホの規約

グエン・ヴァン族(カウ系)には「内族の兄弟、すなわち曾祖父ティン・ビンの子孫の規約」というゾンホの規約が1996年の旧正月に制定され、成文化されている。曾祖父ティンはその名前前に「総」がつくことで、正総か副総の経験者であることがわかる。正総か副総は、王朝時代に社の上の行政単位であった総(tong)の長であるが、むらびとの記憶の範

閉にある20世紀には、里長経験者が金銭で買うことが一般化していたらしい。前文では「各翁、各婆、各姑、各伯、各叔ら曾祖父総ビンの子孫は暮らし向きも良く(kha gia)、団結してお互いに助け合い、尊卑の秩序、上下、忠誠の伝統がある。現在22人の男子曾孫は、祖宗を思い返し、お互いに底い合い、論しあい、助け合って、昔人に相応しく、故郷・本貫に威風を逞しくする美しい伝統を維持・発揮しなければならない。上記の目的を実現するため、ひとりひとり他の21人のために、21人はひとりひとりのために、以下の規約を良く実現しなければならない」と、ゾンホの団結の根拠を、革命前にむらの有力者であった祖先の事績に求めている。具体的な内容を以下に挙げる。

①内族が族長の下に一致結束し、祖先を祀る。族長は先頭に立ち、内族の活動を招集指揮する

②毎年初春に族長の家で会合を開く。内族の規約実現について見直し、ゾンホの成員に関する問題を決定し、規約を修正し補う。ゾンホの基金の決算を行う

③成員のひとりひとり、(ゾンホ)全体(tap the)は祖先の伝統を維持し、可能な限り助け合う責任を負う

④成員は規約を実行する義務を負う。実行しない者に対しては、内族は規約を実行せず、援助しないし、(冠婚葬祭に)出席しない

⑤成員の産みの親、妻、または本人が病気になったとき、或いは入院した時には、内族を代表してミルク2缶と砂糖1キロを贈る。成員の家族に災難が起きた時には、他の成員はその能力に応じて助ける責任を負う

⑥内族は成員の産みの親の寿の祝いを組織し、それぞれがチュオン(布製の掛け軸のような飾り)1枚と米50キロに相当する贈り物をする⁽⁴⁾

⑦成員の産みの父母が亡くなった時には、内族全員が弔問に行かなければならない。内族は花輪、チュオン、米50キロに相当する礼物を贈る

⑧成員の子の結婚に際して、成員は出席し、能力に応じて贈り物をしなければならぬ。長子あるいは主人から申し出があった子に対しては、各成員は米10キロ相当分を援助する

⑨毎年正月元旦に、各成員は内族の兄弟の両親を訪ね、正月を祝わなければならない

⑩各成員は病人を見舞う時などに、ゾンホの基金に拠出する責任を負う

このようにゾンホの規約は、族長の地位の優越、ゾンホの団結、ゾンホ共有の基金、相互扶助と規約の実行の義務を定めている。筆者の知るかぎり、このグエン・ヴァン族(カウ系)の規約は、成文のものとしては、ヴィエムサーで唯一のものである。しかし、この規約は完全には遵守されていない。問題は①である。前述の通り、族長、原文は正確には「血縁のつながった族長(truong de)」の下に一致して祖先を祭祀するはずであった。しかし、この項目は規約が定められた約二ヵ月後の、族長グエン・ヴァン・フィンの一週忌に早くも破られた。事情は以下の通りである。

フィンには亡き前妻との間に一男一女があり、後妻リックとの間に二男二女があった。リックは姑(フィンの実母)と仲が悪く、フィンは新たに家を買って、リックとその実子をそこに住ませ、自身は実母や前妻の子らと、実母の死まで同居し、それ以降はリックの家で、リックとの間に生まれた子と同居し、そこで死んだ。規約に従えば、フィンの死後、「血縁の族長」とは、後妻リックかその息子フオンではなく、前妻の長男チュオンとならざるべきであり、フィンの一週忌はチュオンの指揮のもとで、チュオンの家で行われるか慣習的に未亡人であるリックのチュオンに対する優位を認めるとしても、チュオンの同意の下に行われるべきものであったはずだ。しかし実際には、チュオンとリックはフィンの祭祀について合意には達せず、双方が別々に祀ることとなった。内族も分担して両方の家を訪ねたという。この対立状態は、翌年のフィンの改葬にまで持ち越された。改葬に際して、チュオンは遺骨の掘り起こしに参加せず、ただ二次葬の墓の前で遺骨が運ばれてくるのを待っていただけであった。その後リックの家で行われた宴会にも参加しなかった。この件について、族の長老たちは双方の主張を一致させることはできず、またどちらかが④によって、内族の行事から排除されることはなかった。

この規約は、その成立の時期と「血縁の族長」とわざわざ規定していることから見て、むしろこの対立を回避するために、成文化される必要があったのだが、期待に反して、ゾンホ内部の対立を解決することはできなかった。しかし、逆に言えば問題の解決を先送りにして、とりえず「団結」を維持し、ゾンホの協同を行っているともとれる。

第三節 ゾンホの活動

1. 忌日祭祀(ngay gio)

(a)始祖の忌日

前述のように、始祖の忌日に宴会を開くことは必ずしも行われるわけではなく、その年

の経済状態に左右されることも多い。ここでは、ヴィエムサーで例外的に毎年祖考大度の忌日を大規模に組織しているグエン・ヴァン族（阮文族＝大度系）の例をあげる。

大度の忌日は毎年旧暦五月十五日に行われる。毎年、事前に族長のザイン婆が、出席予定者としてザイン婆の息子の世代（ザインの夫の世代は男性が全て死亡しているので）の内族と外族の一部⁽⁶⁾を招集し、出席者の拠出額を決める。1996年は一人一万五千ドンであった。

グエン・ヴァン族は、前述のように祖考大度の次男大計が母の故郷であるハタイ省ゴックタン（玉灘）村に帰ったとされ、その子孫が現存し、毎年100km離れたゴックタン村から族長以下代表がやってくる。1996年には約20人が、前日の昼頃にヴィエムサーに到着した。30歳代の族長と長老格の第三支長、数人の老婆の他、ちょうど夏休み中であったこともあり子供が目立った。この年には事前に参加者を村内50人とゴックタン20人の計70人、総費用70万ドンで15mamを予定していたが、実際には村内からの参加者が40人とどまった（ゴックタン側は若干の礼物を持参するだけで、現金は拠出しない）。

旧暦五月十五日当日には、朝9時には族長の家は訪れる人でいっぱいになった。ハノイからバイクを飛ばして一時間の道のりを飛ばして帰ってくる人もいる。族長ザイン婆は時々準備の様子を見に行く以外に接客をしている。長男は金銭の管理を行い表には出てこない。

10時50分ごろに料理の準備ができると、祭壇に料理を載せたmamが供えられ、ザイン婆がまず祭壇（ここが祠堂と呼ばれる。対聯や詩が刻まれた扁額がある立派なもの）に線香を供えて祈るが、孫、曾孫たちは平気でテレビを見つけており、その音にかき消され、咬くようなザイン婆の祈りは聞き取れない。続いてゴックタン側を代表して、長老格の第三支長が祈る（30代の若い族長は祈らなかった）。この二人が祈り終わると、他の参加者が二人、三人と連れ立って祈るが、他の祖先祭祀（一周忌、49日など）儀礼同様、中年や老人の男性の中には座ってお茶を飲み、煙草をふかしたまま全く祈らない者もいる。一方女性は、普通のお茶ではなく、甘く口当たりの良いニャンチャン茶（催眠効果があり、婦人病にも効くとされる）を飲み、ビンロウ樹の実とキンマの葉に石灰を塗ったものをガンビルとともに噛むが、立ち上がって祭壇に祈りを捧げる。祈る者が一通り終わると宴会である。宴会は二時間足らずで終わる。食べ終わった者は、次々と新たにやってくる者に席をあけて帰っていく。最後の者がいっせいに引き上げるのを潮に、宴がなすすじに終わるのも他の祖先祭祀儀礼と同様である。韓国の祖先祭祀に見られるような、式次第のつ

とった儀礼（ジャネリ & 任 1993[1982]:127-135）は見られない。

このように毎年にわたって始祖の忌祭を大がかりに開くゾンホは少なく、ふつうはその年の経済状態に応じて、または墓の修築（これも経済状態に左右される）の際などに行っている。こうしたゾンホでは、始祖の忌日に族長宅で1mamを供えるだけである。ゾンホの老人たちも長男系でなければ、始祖の忌祭に招かれて始めて意識する程度で、始祖の忌日をふだんは憶えていないこともある。

またザイン婆のグエン・ヴァン族のように十数代前の始祖の来歴が伝承されているのは種であり、普通は記憶している一番古い祖先を始祖としたり、連続してたどれる祖先の上に、もはやつながりのわからなくなった伝承上の始祖を、忘れられた祖先を無視してつけたと考えられる例もある。⁽⁷⁾

(b) 配偶者または父母の祭祀

内外族または友人を招いて宴会を行うのは通常、配偶者または父母に対する祭祀である。葬式（別に述べる）を除くと、中でも大がかりなのは49日（または50日）、一周忌（gio dau）、改葬（cai tang＝二年目の忌日）である。忌祭の規模は、経済状態、被祭祀者や祭祀者の持っている社会関係、祖先祭祀に対する意識、参加者の被祭祀者に対する感情（「情感（tinh cam）」）にも左右される。通常の忌祭（上記の49日、一周忌、改葬以外）は参加者20-40人ほどである。また父母のどちらかが生存中は、その配偶者に対する忌祭を大がかりにやるが、ともに死んで子に祀られるようになると規模が小さくすると答えるインフォーマントもいる（「情感」については、第1章第5節「小結」で詳述した）。

配偶者または父母に対する忌祭は、始祖の忌祭に比べて、家族による祭祀という性格が強くなるため、費用は生存配偶者、死者が生前最後に同居していた息子（長男の場合が多い）が主に費用を負担し、息子の兄弟も拠出（dong gop）するが、その額は生存配偶者、主催する息子よりも少なく、婚出した娘の拠出も義務ではない。主催者以外の息子の拠出額、また婚出した娘の拠出の有無は「随心（tuy tam）」とされている。

忌祭の準備は前日の夕方から生存配偶者、主催する息子の家で始まる。キョウダイや親族の一部が自発的に米や野菜などを持ってくる。生存配偶者や息子たち、その嫁が下ごしらえに加わり、これらの下ごしらえ参加者とごく親しい親族がmamに盛ったごちそうを食べたり、一緒にお茶を飲んで故人を偲ぶこともある。

当日は息子の第一トコや嫁のキョウダイも手伝いに来て準備をする。始祖の忌祭と同

様に訪問する男性は祭壇に祈ることもなく、茶を飲み、煙草を吸ったままおしゃべりに興じているだけの者もいるが、女性は祭壇に祈りを捧げる者が多い。

男性の命日であれば、最も重要な地位にあるのは未亡人である。もし健康であれば、未亡人は亡夫の忌祭の費用の大部分を負担し、当日は息子や嫁に宴会の準備を任せ、自分は接客に専念する。通常の忌祭であれば食事が出来上がり、ママに盛られて祭壇に捧げられるとき、最も先に祈るのは未亡人である。

結婚式でもそうだが、宴会の席次には年齢とジェンダーが大きく影響する。食事前のお茶のときから、男性と女性は同席はせず、宴会でも別のママを囲む。年齢の高い男性は家屋の奥、祭壇横のベッドの上にしつらえられたママに座り、中壮年男性と老齡、中年女性は床にござ(chieu)を敷いて座る。また女性は家屋の両脇の小部屋(buong)でママを囲むこともある。手伝いの若い男性は両脇の小部屋や軒下で、嫁と子供たちは中庭で露天のまま、上位の客に食事を出しおわったあとにママを囲む。宴会は午前10時すぎから始まり、食事が終わると人々はしばしばお茶を飲んで談笑するが、午後1時すぎには終了する。

忌祭にあたっての墓参りは、ほとんど行われない。逆に必ず行われるのは、宴会の前に中庭に土地神に対するママをしつらえて祈ることと、衆生([chung sinh]=孤魂[co hon])に対して中庭で線香を供え、色紙で作られた衣服、ターバン(khan)、靴、金紙などを燃やす、すなわちあの世に送ることである。衆生には、しばしば粥(chao)も供えられる。

さらに配偶者や両親の忌祭を大がかりに行うことで、始祖以下の忌祭に代えたり、父の忌日に生存している母の寿を祝う宴(mung tho)を行ったり、一族のなかの夭折者である婆姑(ba co)、翁猛(ong manh)も同時に祀ることがある。

婆姑・翁猛信仰はベトナム独特のもので、これらは一般の祖先とは別に祭壇が設けられているが、忌日がわからないことが多いので、一般の祖先の忌祭の時に祀られる。その際色紙で作られた衣服、婆姑であれば笠(non)や装飾品、翁猛であればターバン、時計、筆などが宴会が終わったあとに中庭で燃やされる。

これらの夭折者は、幼い子供を自分の祭祀者にするために、あの世に連れていくとして恐れられる(Cadiere 1958[1930]:71) ゆえに祀られるというが、逆に子孫を保護し、幸運をもたらすとも考えられており、⁽⁸⁾ 御利益のある夭折者は、数代にも渡って祀られる。また夭折者はしばしば、ベトナム独特の女神信仰の体系である、聖母(thanh mau)の四府公同のヒエラルキーの中に位置づけられる。これらは聖母に仕える公主(cong chua)や姑(co)や舅(cau)であったり、さらにその従者であると考えられており、祭壇を設けるにあ

たって、祈禱師ダイクンや霊媒であるオンドン(翁童)、バードン(婆童)の助けを借りて、夭折者の四府公同での役割や名を調べ、祈禱することもある。

最後に配偶者または父母の忌祭に集まる親族の範囲であるが、被祭祀者のキョウダイとその配偶者、それらの子(被祭祀者の子の第一イトコ)、被祭祀者の配偶者のキョウダイとその配偶者、それらの子、被祭祀者の子(婚出した娘を含む)とその配偶者、その配偶者の親(通家[thong gia]、被祭祀者のコンヌオイ(con nuoi。養子的一种)、⁽⁹⁾ 被祭祀者の子の養親血縁や婚姻関係はないが近所の特に親しいもの(これはごく数人)が集まるのが普通である(図3参照)。49日、一周忌、改葬を除くと、これらの人々以外の者が招かれるのはまれである。しかし、土地神などに対する祈禱を行うときには、少し違っても血縁や婚姻関係のある者で、そうした知識に通じているものに依頼する傾向があるようだ。

(c)上記以外の祖先の忌日祭祀

上記以外の祖先の忌日祭祀は、通常は極めて簡単に行われる。祭祀義務を負う家族が1ママを祭壇に供えてる程度であるか、上記の(b)配偶者や親の忌祭にまとめて祀ることもある。一例を挙げる。

1996年旧暦十一月十八日に行われたグエン・ヴァン・チュアン氏(1955年に45歳で死亡)の忌祭は、未亡人グエン・ティ・ヴォンの主催で行われた。ヴォンは祖先の祭壇前に跪くと、亡夫の父母、祖父母、曾祖父母、誰も祭る者がいない族長とその二人の妻、チュアンとヴォンの娘である烈士(婆姑で、ランソンの聖母信仰の聖地バックレで玉花公主に仕えているという)や、抗仏戦でフランス軍に銃殺された子のいない祖先の名と字、号を詠みあげ、誠心から家族の平安を祈ることを告げた。ヴォンによれば、忌祭には、このように全ての祖先(翁婆具忌[ong ba cu ky])を招くという。

(d)葬式

周知のようにベトナムは最南端の儒教社会であり、葬送儀礼は儒教の強い影響を受けており、18世紀には「壽梅家礼」のように儀式による儀礼書も書かれた。

革命後、国家と党は葬送儀礼に規制を加えようとしたが、マラーニー(1994)も述べるように、完全にそれに成功したわけではなかった。さらにドイモイ政策後、規制されていた

習俗は一部復活し、現在のヴィエムサーでも葬儀は基本的に儒式で行われている。

儒式の葬送儀礼では遺族の死者に対する関係の遠近によって喪服の着衣、期間が定められている。

現在、ヴィエムサーで喪服をつけるのは配偶者、直系卑族と姻族、擬制的親族であるコンヌオイ（養子的一种）に義務づけられているのみである。

すなわち妻（夫？）、息子、娘、嫁、婿、コンヌオイが白いガーゼの喪服をつけ、腰を麻紐で縛る。葬儀用の白いガーゼの頭巾(khan)の巻き方は、妻、息子、娘、嫁は後ろに長く垂らす、両親の一方が生存している場合は、後ろに垂らす二本の長さを左右対称にせず、差をつける。婿は頭巾を垂らさず、鉢巻き状に頭に巻き付ける。コンヌオイは婿に準じる。また死者の妻、娘、嫁は頭巾とともに大きなガーゼの布で頭を覆う。孫は喪服を着ないで白い頭巾を鉢巻き状に巻くのみがあり、特に幼い場合はそうである。曾孫の頭巾は黄色、玄孫は赤である。それ以外の親族、姻族は白い頭巾を鉢巻き状に巻くのみで、喪服は着ない。また杖(chong gay)、草帽子(mu rom)は革命以後規制の対象になり、バクニン市内では復活している所もあるが、ヴィエムサーでは今のところ見られない。

これらの喪服や頭巾は死者が棺桶の中に安置された後、⁽¹⁰⁾家屋の入口に設置された祭壇の上に置かれ、葬儀の実務を取り仕切る男性親族によって配られる。これを「発喪の礼(le phat tang)」と呼ぶ⁽¹¹⁾。配られた頭巾の数は、筆者が参加した二つの葬儀では、それぞれ250、230であった。

これらの頭巾を巻く親族、姻族の範囲にはかなりの幅があり、儒教の儀礼書に規定された範囲を大きく越える。このことを前述のゴー・ティ・ティエンの葬儀を例にとりて見てみよう(図4参照)。

死者ティエンは96年6月3日に死亡した。80歳であった。葬儀にあたっては死者の一人息子ティエンを始め、その妻、死者の娘=ティエンの姉妹、その夫、またベトナム戦争中に村に駐屯してその時にコンヌオイとなったハタイ省(ハノイの南西)の男が喪服と頭巾、女性は大きなガーゼの布で頭を覆い、さらに頭巾をつけた。これらの人々のうち、男性(死者の息子ティエンと婿、コンヌオイ)は軒下に設置された祭壇の左右に並び、弔問客が訪れるとガーゼのハンカチで口を覆い、弔問客に一礼する。喪服を着けた女性は、その他の親族の女性とともに屋内に安置された棺桶の傍らに座り込み、嘆きつづける。外に出てきて男性遺族のように弔問客に挨拶することはない(ただし未亡人は、亡夫の弔問客にあいさつする)。

直系の遺族が弔問客への挨拶や棺桶の傍らで哭くことに追われるので、葬儀の実務はその他の親族が担当することになる。ティエンの葬儀で実務を差配したのは、ティエンの夫の末弟の長男であるラック(図中葉、☆印)氏であった。彼は発喪の礼で230枚の頭巾を配り、弔問客を軒下より一段下がった位置で出迎え、故人の病状や最期の時について「報告(bao cao)」し、弔問客に対して礼を述べた。この他に食事の支度や全体の進行に気を配るのも彼の役目である。

ラックの立ち位置より更に一段低い中庭には、ティエンの夫の姉の子、ゴー・コン・カイが立ち、訪れる弔問客に礼をし、場合によってはラックの代わりに死者の最期の時を説明した。また弔問客が誰であり、何を礼物として持ってきたか記録したのは、やはりティエンの夫の姉の子、グエン・メイン・トアンである。このリストは埋葬後の宴会の招待客リストとして極めて重要な役割を發揮する。それだけでなく「これらの人たちに何かあった時にお返しをするため」に使われる。カイやトアン、そしてイーら故人の夫の姉の息子たちはいずれも頭巾をしていたし、その妻や息子も頭巾をつけていた。

きわめて興味深くまた重要なことは、これら故人の夫の姉の子や、その妻子には儒教の規定では喪服の義務がないことである。グエン・ヴァン・チエウによる『壽梅家礼』のクオックグー抄訳には「母の弟の妻、母の妹の夫は喪服しない、同居している時は三ヵ月喪する」とある(Nguyen Van Chieu n. d:52)。またファム・コン・ソンの著書『家礼一昔と今一』によれば、「父の妹の夫、母の弟の妻、母の妹の夫、この三人のうちに死人があっても喪に服さない(chong co, vo cau, chong di, trong ba nguoi ay, chet thi khong tang)」ということわざがある(Pham Con Son 1996:205)。カイ、トアン、イーの三人にとって、死者ティエンは母の弟の妻(vo cau)にあたり、本来喪服の義務を持たない。しかし、前述のグエン・ティエン・タイクをフォーカル祖先とする双系的祭祀集団が、その焦点となる祖先の祭祀のみならず、その成員同士の喪服にも儒教規範を越えて作用するのである。さらに、その妻子までもが頭巾をつけ、喪に服していることを表していた。

また喪服と頭巾が配られる前の折りを、故人の息子とともに捧げたのは、故人の内縁の人間ではなく、前述のグエン・メイン・トアンの父(故人の亡夫の亡婦の夫)であったことも付け加えておかなばならない。彼は現在むらで二番目の男性高齢者である。故人の夫方(阮文族)にはこの世代の男性親族は生存していない。葬儀における代表者として、父系血縁より世代、年齢が優先された結果であると考えられる。⁽¹²⁾

ヴィエムサーにおいてはこのような事例は決して例外的なものではない。あるインフォーマントは、村外に住む母の弟の妻に服喪することについて「母の生家の祖先を祀ってくださるのだから服喪は当然」「嫁は子、婿は客(dau la con, re la khach)」と語った。

また1996年11月24日に行われたある女性の49日でも、死者の夫の姉や兄の嫁の中には父母に対するように頭巾を左右に長く垂らしている者がいた。これらの事例は、正しい知識の欠如による逸脱や革命による伝統の断絶というより、服喪がもともと死者との親族・姻族関係により自動的に決まるのではなく、死者と生者の個別具体的な親近感、「情感」によって左右される性質のものであることを表していると考えられる。実際、また別のある葬式で、頭巾の巻き方が、原則に合致していないのではないかと問う筆者に、ある老婆は「(故人との関係は)遠いので、本来は頭巾をしなくていいのだが、(私は故人の妻である養童—霊媒の弟子にあたるので)『情感 tinh cam』があるから父母に対するような頭巾の巻き方をした」と答えた。この「情感」が服喪に大きく作用するのである。

ただし、こうした「情感」による、頭巾の巻き方に見られる儒教規範からの逸脱は、無制限に行われるものではない。逸脱が前述の母の弟らに対するように、規範化されている範囲もあれば、頭巾を巻くか否かが、個人の選択に任せられる範囲もある。一般に女性は「情感」によって逸脱し易いものに対して、男性は比較的厳格であるように見受けられる。例えば、婿どうしは頭巾を巻かないとされているが、この規範には逸脱が見られない。

(9) 婚姻

前述したような内外族の関係を作りだすが、婚姻である。1945年以前のヴィエムサーでは、他の多くの北部ベトナム村落がそうであるように、村外との婚姻に際して、村内のそれよりも、むらに納める^掛街銭を高額に設定して、村外との婚姻を不利にし、規制しようとしていた。すなわち、成文郷約には^掛街折納銀、別社拾元、本社一貫式陌と規定され、別社の者との婚姻は、実に本社の15倍になる。1945年にこの郷約は廃止され、以後このような規制はなくなったにもかかわらず、村内婚は現在も優勢を占めている。筆者の調査期間中(1996年2月から1997年7月)に20組を超える婚姻があったが、村外婚は、同ヒホアロン社内の別村との間の2例だけであった。「村外の嫁をもらったら、ばかにされるではないか」と語る40歳代のインフォーマントもいる。このように婚姻連帯による姻族関係は、村内に限られることが多い。このほか内族間の婚姻を禁じ外婚制を取る儒教的規範、「門当戸対mon dang ho doi」のような、経済的、社会的、文化的につり合う家族

の中から、子の配偶者を選ぶべきであるという意識が、婚姻を規制する条件としてあげられる。1945年以前の婚姻においては、このような場合の「門当戸対」とは、経済的な面のみでなく、学問などの文化的側面も含む。すなわち、金持ちが、貧乏だが学のある家庭の者に娘を嫁がせ、嫁の持参財と、その生家による婚姻後の援助によって、花婿が経済的に上昇するという事例が見られた。グエン・ティン・タイックは、婚姻時に娘に持参財を与え、婚姻後も援助を続けた。タイックに対する外孫たちの追慕の念は、このような事実にも由来している。

また1945年以前のむらの政治においては、ゾンホヤその外族との連携は、むらの中で一定の役割を占めていた。有力なゾンホヤがむらの要職を占めることがあったし、外族や友人と派閥を形成し、里長選挙などでその力を発揮することもあった。しかし、ごく少数の族だけでむらを完全に政治的に支配することはできなかった。

第四節 姻族の役割

ヴェイエムサーから見てくる親族集団の特徴は、世代を越えた、父系出自に基づく、成員権がきわめて明確な集団の存在である。また、この集団は現在でも、家譜、墓、共通の基金などのコーポレイトな財産を持つ場合がある。しかし同時に、父系以外の要素も混入してくることは今まで見てきたとおりである。服喪や墓の修築においては、父方親族と婚出した娘の子孫では、役割に差があるものの、しばしば父系原理を基盤とする儒教規範が定める範囲を越えて、アクション・グループの性格を持つ双系的祭祀集団が形成される場合があることが確認されるのである。父母や配偶者などの葬式や忌祭においては、父方母方のキョウダイ、イトコが参加し、どちらかに偏るという傾向は見られない。また妻の父母やキョウダイも参加し、特に後者は葬式や忌祭の労働力としての役割を果たす。

内族と外族の区別ははっきりしているが、両者の融和を図ろうとする意識は、そこそこに見られる。前述のグエン・ティン・ティエンの葬式では、内外族が共にお金を拠出して一つの花輪を贈った。また、ある家には「内外の義情は万秋に克つ」という、内外の関係の永続性を称揚する対聯が掲げられている。ただし実際には、こうした内外関係は、内族におけるほどの長期の関係を維持するわけではないが、理念としてはその永続が望まれているわけである。

このような関係は、日常生活の助け合いにおいても、きわめて重要な役割を果たす。家の改築や病気の時に借金するのは、内族、外族、友人の順であると言われるが、特に父方

・母方の第一イトコと並んで、妻のキョウダイから借りることが多いようである。

また合作社が管理する農地の入札においても、数人で資金を出し合って耕作権を得たあと、その出資額に応じて、耕地を分配することが広く行われるが、その際にもこうした関係にある者が集まる傾向がある。最も基本的な相互扶助の綱の目も、自己を中心に父方、母方、妻のキョウダイなどに対して拡がっている。

前者の借金については、グエン・ティン・タイックの曾孫グエン・ティン・ザン（図2中の民）の事例を挙げると、

（事例）借金が必要な時には、父方イトコのラック（図2中の楽）やティン、母方イトコのトアン、実弟のサー（図2中の社）から借りる。期限は1-2年とするが、実際はある時払いで少しずつ返していく。利息は取られない。96年にザンが家を新築した時、ザンは建設費用2500万ドンのうち、内外族5人、友人7人から1000万ドンを借金した。内訳はトアンは70万ドン、サーは100万ドン、実姉が50万ドン、妻の親族が150万ドンである。金を貸した全人数の1/3にすぎない内外族4人だけで、借金額全体の42%を借りていることになる

また、入札における共同について、やはりザンの事例を以下に見る。

（事例）当初、ティンとその妹の夫ヒエン、ティンやザンの第二イトコにあたるパオの三人で始めた。全部で9サオ入札して、3サオずつ分け、代金はそれぞれ1/3ずつ合作社に納入する。途中でティンがやらないことになったので、残りの入札期間をザンが引き継いだ

このように内外のイトコとの相互扶助は頻繁に行われ、その関係は緊密である。

第五節 小結

ヴィエムサーの親族組織は、家譜を持つゾンホが少なく、持っても世代深度が浅く記述が長男系に限られることや、祠堂が、独立の家屋を持たず長男系の祭壇が「祠堂」を兼ねるというあり方にも制約されて、父系のコーポレイトな集団を形成しながらも、他地域に比べて、結合が緩やかで、ゾンホ間の競争も目立たない。

また現在のゾンホは、1945年以前のゾンホが、里長選挙などで発揮したような政治的側面を見せることはないが、儀礼や墓の維持を通じて、行動の規範や価値を子孫に伝達する重要な機能を果たしていることは変わりはない。

注目に値するのは、グエン・ヴァン族（カウ系）が制定したゾンホの成文規約である。そこでは、焦点となる祖先の男子曾孫22人全てが、「ひとりひとりが他の21人のために、21人はひとりひとりのために」、「お互いに庇いあい、論しあい、助けあ」って、ゾンホの「団結してお互いに助け合い、尊卑の秩序、上下、忠誠の伝統」を維持・発揮しなければならないと規定されている。この「ひとは皆のために、皆はひとりのために」という規範は農業合作社、保寿会、相互扶助組織の組織原理ともなっているのである。次章以下では、むしろ全体のレベルで、この組織原理を体現している、農業合作社や保寿会（老人会）の活動に焦点をあてる。

注)

(1) ヴィエムサーでは、香火は、跡継ぎがいない者が、不動産を親族（特に内族）に与えて死後の祭祀を依頼することの意味と解されている。

(2) 陳莉和氏編校の校合本『大越史記全書』本紀巻之十七、興治十四年（莫改興治爲洪寧初年）十二月三十日の条に、「節制鄭松督諸營、進兵至黃舍市、駐營一箇月、下令諸營兵渡紅江、破毀賊壘、削爲平地。」とある（1986:889）。

(3) ヴィエムサーとハタイの両グエン・ヴァン族の人々の回想によると、嘉禧社は、今のザーラム県にあり、族の家屋と不動産があり、両支が往来の際に宿泊していたという。この財産は、土地改革の際に失われ現在はない。^[4]

(4) 『大越史記全書』本紀巻之一によれば、阮□は太平二(971)年、丁部領によって定國公に封ぜられた。しかし同十年(979)年に、丁部領が死に、その次子諱璋（衛王）が六歳で即位し、その生母楊氏が皇太后、黎桓が攝政になり副王と自称すると、阮□は丁佃、范蓋とともに挙兵したが敗北し、都で斬殺されたとする（1986:181-184）。一方、阮有家譜は阮□は次子とともに炎舎に逃れたとしている。

(5) 原文では、それぞれがチュオン1枚と、米50kgを贈るように読めるが、他の場合の規定に比べて多すぎるので、「内族全体で」と解するのが正しいように思う。

(6) 家譜に記載されている内族の他に、戦乱で系譜が失われた三代（五代とも）の間に祖先がいるとの伝承を持つ一派と、外族であるグエン・ヒュウ（阮有）族が招かれる。

(7) あるグエン・ドゥック族では、「始祖」のすぐ後に「いちばん近い始祖」（現族長のGGGF）がいることになっている。この二人の「始祖」は、実際にはつながっていない可能性がある。

(8) バクニン市内のある男性（1959年生）の経験。1979年の中越戦争に出征した彼は、ある夜夢のなかで、実際には会ったことのない二人の婆姑に会い、明日の戦場での危険を前もって告げられた。彼は忠告どおり戦場に行かなかった（？）ところ、戦死せずに帰還することができた。彼は感謝の気持ちから、長男の家で祀っていたこの婆姑二人を自分の家で祀ることを申し出て、自宅に祭壇を作り、現在も祀っている。

(9) 後述するように男性のコンヌオイの場合、その葬儀の着衣は婿に準じる。また服喪や婚礼などの家族の祭事における義務も同様である。

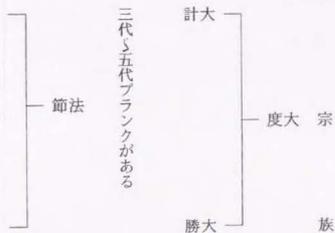
(10) 死者は死亡後、入棺までの間、新しい衣服に着替えさせられ屋内のベッドに安置される。その上から毛布で遺体を覆い、紐で縛る。足も袋状の物（洗剤などのビニール袋のこともある）で覆う。遺体は家屋の出口のほうを頭にして安置され、遺体の上にはチャウカウ、ベッドの上には香炉、ランプ、チャウカウが供えられる。また、ベッドには蚊帳と同じような布が吊るされる。棺桶（現在は合作社が遺族に提供する）は楽隊（これも現在は合作社が準備する）の演奏とともに屋敷地内に運び込まれる。中には黄色い紙が敷きつめられ、二つの茶碗が裏返しに置かれ、遺体の頭を支える。あの世に行く途中に魔物を払うため、鎌が棺桶に入れられる場合もある。入棺は中庭で行われ、その後再び屋内に運び込まれる。棺桶の上には碗にいた卵、線香を立てた香炉、蠟燭が置かれる。

(11) マラーニーによれば葬儀は五つの段階に別れ、発喪の礼はその第二段階にあたる。第一段階は死そのもので、遺体の準備と柩への安置、第三段階はフンヴィエン(phung vie ng)、むらびとが死者の家族を訪れて死者に敬意をあらわし、遺族と悲しみを分かち合い(chia buon)、供物を捧げること、第四段階では最後の弔辞と葬列が出発して、埋葬を行うこと、第五段階がその後の宴会である(Malarney 1994:341)。ヴィエムサーの葬式もこれと同様である。

(12) さらに彼が祈禱師ではないものの、祈禱に通じていることも選ばれた理由であろう。

阮族宗圖

圖



阮族系図

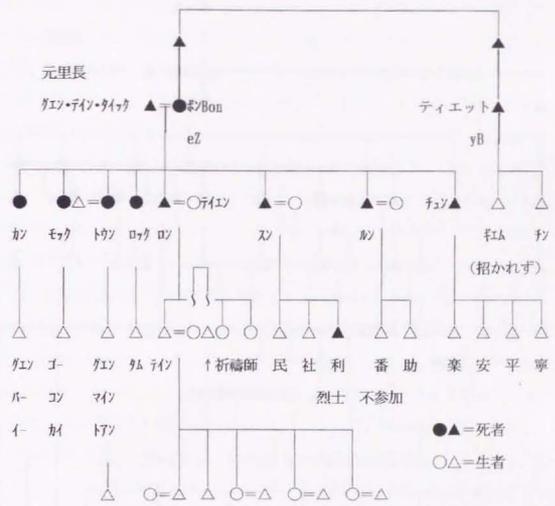


図2 グエン・ディン・タイクと妻ボンの墓改修の参加者 (1996年清明節)
女性は改築後の宴会の準備に参加

はじめに

本章では、ドイモイ政策以降の農業合作社、とりわけ、1992年に土地権利証書とともに耕地が分配されてから現在に至る、合作社が行う村落の運営と建設について検討する。前章で述べたように、農業合作社はもともと社会主義的所有に基づく集団所有の一形態として、設立されたものである(白石 1993b:12)(村野 1984:60)。そこでは、加入する社員が耕地、家畜、農機具などを合作社に拠出して集団耕作を行う。若干の自留地での生産物を除いては、社員は生産物を自由に処分することはできず、労働に対する報酬は、合作社管理班が計算した労働点数にもとじて受け取る。この方式は、農業合作社が成立した当初(ベトナム北部では1950年代末から60年代初めに多くの合作社が成立した)から社員を生産意欲刺激や労働評価、管理の面で問題があり、インフラ建設などで一定の成果をあげたものの、それが必ずしも生産の向上につながらなかった。しかもベトナム戦争中は戦時下の様々な要因によって農業生産はさらに悪化した。それでも農業を主とする当時の北ベトナム経済が破綻を免れたのは、抗米救国戦争といういわば「非常時」の状況下で、「民族解放と国家統一」という大義に農民が進んで協力したからであり、中国など社会主義諸国からの援助があったからである。

このような条件下、前述のように合作社はインフラ建設(水利施設建設、電化)などで、農業生産増に貢献する一定の成果を挙げたことも事実である。また正当な理由で労働点数が基準値に満たなかった世帯に対して、安価に食料・糧食を販売する社会政策を履行し、序章でも述べたようなスコット(Scott 1976)的な意味での合作社(ヴィエムサーに関してはむらの範囲と一致)全体の生存維持を図るという、八月革命以前のヴィエムサーの村落行政機構(里長・副里や実質的権力機関である春日会同)には見ることができなかった政策を実施していた。

しかし75年に抗米戦争が終結し、その後の対中関係悪化にもなって援助が減少する一方で、戦争による破壊からの復興が思いどおり進まなかったことや、連続する凶作によって、集団耕作は継続が困難なことがはっきりしたことから、党と国家は79年から徐々に合作社員の経営自主権を容認する方向へ転換、81年の共産党書記局100号指示を経て、88年の党政治局10号決議で社員が農業生産の経営主体であることを完全に公認するに至った。さらに、92年から合作社員に対する土地使用権証書の発行が始まり、93年の土地法では使

用権の譲渡、相続、賃貸借、また抵当権が認められた(第3条2項、第73条3項、第74条～第78条)。(41) このような状況のもとで農業合作社は従来の役割を失い、社の行政に吸収されたり、解散したところもあるという。(42) しかしヴィエムサーでは合作社が社や村政権に代わって、実質的に行政機関の役割を果たしている。(43) 合作社幹部は村長(村の共産党支部書記が兼任することが慣例になっている)とともに、むらびとに「地方政権(c hinh quyen dia phuong)」と認識されているのである。

さらに、ヴィエムサー合作社は自己の財源を持つ実質的な行政機関として、序章でも述べたようなスコット(Scott 1976)的な意味での社員(=むらびと)全体の生存維持、すなわち後述するようにフォークな概念としては「平衡(can doi)」を、以前のように国家丸抱えによる「バオカップ」ではなく、自己の財源による「バオカップ」で実現しようと、誠実に努力している。また、それを支えているのは、完全には言わないまでも、社員(=むらびと)に共通の了解が存在していることによる。

第一節 現在の合作社の管理機構

(1) 合作社管理班

現在のヴィエムサー合作社は、領域的には行政単位としての村(thon)と一致しており、また村の範囲は、1945年以前の炎舎社の範囲と一致している。即ち、旧社=現村=合作社の範囲である。ただし、合作社の社員数は1997年5月の時点で約3,080人(約700戸)であるが、これはそのまま村内の人口と等しいわけではない。現職の国家公務員、軍人、教員、公共企業体職員として給与を受けている者は、村内に居住していても、戸籍(ho khau)が村から「脱離(thoat ly)」したとみなされるので、合作社員ではなく、合作社から耕地(いわゆる交付地。後述)の分給を受けなかったし、合作社幹部の選挙・被選挙権がない。

合作社の管理機構である管理班(ban quan ly)は主任1、副主任2(文化担当1、水利・電気担当1)、会計1、出納1、監査2(監査長は村長が兼任)、植物防衛2(社員1契約1)、水利組12、安寧組8、電気管理組3、生産隊長7(一隊に一人)からなる。また、村内在住の獣医に家畜の予防接種を依頼している。主任、副主任、監査は任期2年、合作社大会で社員による選挙で選出される。(44) これら合作社幹部の給与は、合作社財政の中から支払われている。額は半年につき、主任が概340kg、副主任が主任給与の90%、会計が90%、出納係が70%、植物防衛が60%、耕地統計係が60%、生産隊長が30%である

キロ当たり1,800ドンとすれば、主任給与は61万2千ドンに相当する。

②合作社の業務

現在のヴィエムサー合作社の業務は多岐に渡り、農業生産だけでなく、実質的に行政の役割をも果たしている。以下にその業務を列挙する。

①毎年農業生産・村落建設・社会政策に関して「計画」をたて、それを実行する。この「計画」で最も重要なのは、国家・省・県・社など上級から指示された農業地使用税や諸基金の納入の達成、軍事的義務([nghia vu quan su]=徴兵や民兵の訓練)の完遂である。「計画」は毎年、主に合作社主任が立案し、5月の合作社社員大会で、採決により社員の賛否を問う。しかし、その前に4月の党支部大会(党支部書記・副書記を選出し、村長[党書記が兼任]も選出する)での承認が必要とされる。党は依然として合作社への発言力・影響力を保持している。

②国家から提供される生産に関する情報を社員に周知し、水利、防疫(いわゆる植物防衛[baø ve thuc vat]や家畜の予防接種)に対する有償のサービス提供。水利は、水利公社がカウ河から、合作社の水路へポンプで灌漑・排水を行う(毎年、合作社が水利公社と契約する)、そこから合作社内の水路への灌漑・排水は、合作社員から選ばれた水利組がその任務にあたる。水利組は12名で、1996年の冬春作の給与として、総秘量3,345kg(罰として計50kgが2名から25kgずつ差し引かれた)が支払われた。

③公有地管理とその運用。将来の人口増加に備えて合作社が土地を保留し、⁽⁸⁾経営能力と意欲のある社員に納入させ、代金を徴収する。合作社=村の建設資金であり、「バオカッ」や社会政策を実施する。

④村の安寧維持 村や社レベルの安寧は、その住民によって担われている。村の安寧組は、全員むらびとからなり、政権・人民・合作社から、むらの規約(後述)に違反があった場合、秩序維持、検査、違反行為の阻止、問題の処理の権限を委任されており、合作社から俸給を受け取る。公安(警察官)として正式に養成され、内務省に所属するのではない。村内と耕地を原則として24時間見張る。盗難が起きた場合、その俸給から弁済しなければならない。年末などの警戒強化期間に任務を達成した場合は、ボーナスを受け取る。大晦日や祭礼の時などは、社や県の公安と協力して任務にあたる。安寧組は安寧班とも呼ばれ、班長(退役憲兵中佐)以下計8名からなる。1996年の冬春作の給

与は一人当たり秘360kg(但し一人だけ260kg)。内2名にそれぞれ秘100kg、70kgが割増され(警戒強化期間中のボーナスか?)、また5人が深夜の鶏盗難に関して、弁済のために一人につき秘1.2kgから6.72kgまで計28.04kgを給与から差し引かれていて、これにはほぼ相当する秘が、盗難にあった6世帯に1.2kgから11.4kgまでの幅で支払われている。この割増、賠償を含めると安寧組への秘支払い総量は2,992.06kgになる。

⑤農地使用税、水利費、社会基金、水害基金、民工(dan cong)、⁽⁸⁾電気代(各戸の使用分も合作社が徴収)、家屋税、家畜解体税、5%基金の徴収と国家、電力会社、水利公社への納入。後述するように、社員に対して、農地使用税と水利費を合作社は大幅に減額して徴収している。その他の諸基金も若干補助している。

⑥村出身の社現役幹部の給与の9カ月分負担、社退職幹部の退職年金(huu xa)の9カ月分負担、村長(一部)、合作社幹部(含水利組、安寧組)の給与支払い(表1)。

⑦党支部、少年団、老人会、婦人会、青年団、退役軍人会など祖国戦線の各大衆団体の活動への支出、村のクアンホ民謡団の活動への支出。

⑧幼稚園、保育園への支出、幼稚園教諭への給与支出。

⑨葬式、貧困家庭援助など社会政策目的への支出(後述)。

⑩道路舗装・補修などインフラ建設への支出。合作社大会報告によると95-96年には水路建設・橋の補修・電線敷設で22,264,400ドン(2,024米ドル相当)が、96-97年には道路延長・水路建設・池岸工事で27,000,000ドン(2,454.5米ドル相当)が、インフラ整備費用として支出された。

⑪亭(毎年旧暦八月十六日~十八日)、ヴァバー(王母)のデン(旧暦二月六日~八日)などの祭礼への支出。これらの祭礼以外は、原則として保寿会(老人会)が支出する。ただし、保寿会が支出する祭礼に際して、合作社が招待した客に対する祝宴は合作社の負担で行われる。

⑫放送局の運営 亭の門脇の一室に簡単な拡声装置があり、合作社から委任された放送係が、農業情報や合作社の通知などを放送する。合作社社員大会、保寿会総会、亭や寺の祭礼の疏文や説経もむら中に放送される。

⑬社会組織的側面。生産隊の宗教活動(大官廟[mieu quan lon]での第四生産隊のみ)と調解機能。1945年以前、ヴィエムサーの各ソム(xom=村Thonの下位単位。現在はそのソムが生産隊になっている)ごとに、土地神を祭るディエム(diem=店)という建物があり、祭礼が行われていた。ディエムは抗仏戦中に全て破壊され、この風習はなくな

った。第四生産隊では、かわりにソム内にある大官廟を祭ることで、ソムの宗教的機能を唯一残した。後者は、村長、生産隊長、安寧組、婦人会支部長が村内での紛争を調停するものであるが、これらの人々に問題が持ち出される前に、近隣、長老が仲裁に入るようである。

第二節 ヴィエムサー合作社運営の特色

ヴィエムサー合作社は、その運営においてきわめてユニークな方法を取っている。それを説明するには、まず集団耕作をやめた後の、社員への耕地分配から述べなければならぬ。

(1) 土地分配方法

1988年の共産党政治局10号決議が個人・世帯を農業経営の主体と認定して以来、ヴィエムサー合作社では耕地を(a)交付地、(b)10%地、(c)入札地に分けて耕作・運営している。

(a)交付地。⁽⁷⁾ 社員にのみ交付された耕地で、合作社では主に年齢に応じて、交付面積を決定した。すなわち、1労働人口(男=16-60歳、女16-55歳)に3点(ディン・ムック dinh muc)が与えられ、この3点に1サオ(sao=360m²)が与えられる。労働人口を過ぎた者(男61歳、女56歳以上)には2ディン・ムック(=2 dinh muc=240m²)が与えられた。また労働人口に満たない者(15歳以下)には、年齢に応じて15歳=2.9ディン・ムック、14歳=2.8ディン・ムックのように年齢に比例して与えられた。

また、92年時点で現役の公務員や公共企業体から給与を得ている者は「脱離(thoat ly)」していると見なされ、村に戸籍がないので、交付地は与えられなかった。さらに交付以降の死亡者からは交付地を回収せず、交付以降の出生者に土地は与えない。また、土地使用権証書は世帯ごとに交付され、有効期限は2006年である。交付地総面積は1,360.825m²(378マウ。1マウ=3,600m²)である。ヴィエムサーの耕地は421マウとされるから交付地の割合は89.78%になる。

交付に際しては、主に収量を基準にした土地の等級に関する国家規則に基づいて、⁽⁸⁾ どの世帯にも条件の良い土地から、悪い土地まで均等に分給して「比較的平等」であるようにはかった。

後述するように、交付地からはディン・ムックに基づいて農地使用税、水利費、合作

社管理費、植物防衛費、安寧費などを一本化して徴収している。

(b)10%地(以下%地と呼ぶ)。集団耕作時代の5%地(自留地)の名残。1988年8月1日時点で申請者に交付。現役・退職公務員にも交付。一人(一口)3トウォック(t huoc=72m²)。健康を害している者(mat suc)、革命烈士(本人=死者)とその家族にも交付。交付以降の死者から回収せず、出生者に交付しない。総面積は48,762.5m²(13.54マウ)。

(c)入札地。将来の人口増加や福利厚生、道路などの建設に備えて、合作社は合作社内の耕地の一部を保留しなければならないとされる。⁽⁹⁾ 合作社はこれらを入札にかけて希望する合作社員に耕作・経営させ、入札代金を徴収する。

このように、合作社保留地を入札にかけ、生産意欲・能力・資本を持つ社員に耕作させることそれ自体は、現在多くの合作社で行われており、既にタイビン省グエンサー社(Le Trong Cuc & Rambo 1994)、ナムディン省コックタイン合作社(桜井 1995)(松尾 1998)、バクニン省ティエンソン県チャンリエット合作社(岩井 1996)の事例が報告されている。これらの合作社が、国家に納める農地使用税や水利公社に納める水利費、省や県に納める各種基金に加えて、合作社の運営資金を上乗せして徴収しているのに対しヴィエムサー合作社ではこうした上乗せを行わず、合作社が入札で得た収入を、ほぼ唯一の財源として、合作社による「バオカップ(bao cap)」として、逆に一般社員員の農地使用税や水利費を減額したり、合作社(=村)のインフラ建設を行っている。「バオカップ」とは、日本では「国家丸抱え制」などと翻訳される、資本主義的経済計算制の反対概念である。この合作社による「バオカップ」の詳細は後説に譲り、ここではまず入札の実態を見ていきたい。

入札の種類は①稲作、②野菜、③養蚕、④養魚、⑤煉瓦(1997年2月6日で終了。煙による農作物被害のため)で、入札に参加できる条件は、18歳から60歳のヴィエムサー合作社員で、前科(tien an, tien su)が無く、合作社に対して全くあるいは規定された額以上の債務が無いことである。⁽¹⁰⁾

①稲作。1996年4月28日付け合作社作成資料によれば、稲作入札主の数は73人で、稲作入札地総面積は33マウ8サオ1トウォックである。しかし、この入札主の数はそのまま稲作入札地で耕作を行う戸数を反映しない。なぜなら多くの場合、数人が合資し、その中の一人を代表にして入札を行う場合があるからだ。落札後、出資額に応じて耕地を分け、それぞれの世帯が個別に耕作する。合資した世帯間で労働交換が行われることは

まれである。合資者相互の関係は、家族（キョウダイ）、親族（イトコ）、配偶者のキョウダイなどが多い。経営面積が大きい場合、収穫時に日当15,000ドンで人を雇用する場合もある。

入札稲作の特徴は、交付地と比べて、合作社への納入額が異常に高額なことである。合作社資料によれば、サオ当たりの納入額の最低は概60kg、最高額は282.5kgにもなる。後述のように、交付地からの徴収額はサオ当たり概19.5kgに過ぎないのであるから、これらの入札主は、前者は自己の経営する交付地の経費納入に加えて、その3.16倍の入札代金を、後者は実に14.49倍（合作社資料によれば、この入札主は入札経営面積2サオ7トウオックの代金、概696.8kg分を現金で、一人で納入[実際には期限前に納入した報奨として10%の減額を受けている]している）するのである。

また、入札地の多くは反収の低い五等地であり、このことから合作社が入札という経営努力を必要とする方法で、低反収地の収量を上げ、生産の向上を図る戦略を取っていることがわかる。

②野菜（または豆[dau]と呼ばれる）。入札地は、村内地名ダウ・アイ(dau ai)とダウ・チョー(dau cho)の二カ所に別れる。

ダウ・アイはカウ河沿いにある土地で、水利的に重要な場所にあるため、落札者は水位維持に関しての責任を科される。すなわち落札者は請負契約にあたって、水位保証金50万ドンを払わなければならない。また七月十五日から一月二十日までは、カイ道(duong cai)区内部では、規定された水位を下回るような魚取りは禁止される。水位はアイの水門と河川側の船着場間の交通を遮る程度である。もし合作社が禁止した期間に、排水や灌漑を行って、規定の水位を下回った場合は保証金は返却されない。また、土を掘って煉瓦や煉瓦坯を作ること、灌漑や排水のために土を削ることは厳禁される。請負契約者が故意に河岸を破壊した場合は、破壊された容積の100%を賠償させる。請負契約者は請け負った地区を管理する責任を持つ（この責任は入札全般に適用される）。周囲の地区を保護するために、生産を破壊し、違反したものを捕らえて、合作社事務所へ連行し安寧組に引き渡す権利を持つ。合作社は調書(bien ban)を作り、違反の程度に応じて処理する。すなわち概50から100kgを罰として科し、20%を安寧組に、80%を請負契約者に与える。

冠水や天災で不作になっても、合作社は賠償しないし、合作社への納入量を減免しない。納入期間は7月12日から22日までである。

ダウ・チョー区入札の条件は、18歳から60歳のヴィエムサー合作社員で、合作社に対しての債務が概30kgまたは5万ドン以上でないことである。その他の条件はダウ・アイ区とはほぼ同一である。すなわち請負契約者は、周囲に悪影響を与えてはいけないし、他人に害を与えた者は賠償を科される。請負契約者は逮捕権を持ち、その報奨の配分は、ダウ・アイと同様である。天災や氣候不順があっても、合作社への納入量を減額せず、補償しない。

しかしダウ・アイ区に課せられた厳しい水利保持は、ダウ・チョー区には課せられておらず、水利保証金もない。

③養蚕。1996年1月1日から2000年12月31日までの5年間の長期契約である。39人の請負契約主がいるが、稲作と同様、合資している場合がある。耕地は一等地、二等地、三等地からなる。

一等地は船着場の道からティウ(Thiu, 村内地名)まで13筆からなる。総面積は6マウ4サオ4トウオックである。標準的品質の繭1kgを、農地使用税の規定を満たす質の繭10kgに換算して入札代金を徴収する。また、川沿いの耕地で収穫されたニョー豆(donho)1kgを自由市場価格に換算して入札代金を徴収する。

二等地はティウの道から12号小道まで、9マウ3サオ5トウオック。入札代金の徴収方法は繭1kgを概10kgに換算して行う。川沿いの耕地でのニョー豆1kgは、自由市場価格に換算して入札代金を徴収する。

三等地は13小道から翁客船着場の16小道まで。繭1kgの換算率は一、二等地と同様。川沿いの耕地でのニョー豆の換算率は、一、二等地と同様に自由市場価格で行う。

養蚕入札契約の条件は以下の通りである。登記を行う前に、合作社は入札1票につき5万ドンの手数料を取る。落札できなかった者には、手数料が返還される。納入した手数料は入札代金から控除する。

入札を行うことができる合作社員は男性18から60歳、女性18から55歳で、合作社に対して債務が無く、前科の無い者である。債務がある者が故意に入札した場合、また落札した者が、債務のある者のために、それを行ったことが発覚した場合、合作社は契約は行うが契約条項に故意に違反したものととして、5万ドンから10万ドンの罰金を科す。合作社が計算した最低価格より最も高額を入札したものが落札する。入札票は面積、生産量、反収、姓名、印が正しく記入されていて、規則に合致していなければならない。

安寧組や落札世帯は、落札地を正しく管理しなければならず、桑を抜いて他の野菜を栽培することを禁ずる。入札契約期間が終わっても、桑の根を抜いてはならない。その場合、1サオにつき、概100kg以上の罰を科す。堤防付近では、柵で囲いをして良いが、堤防を掘って水路を引いてはならない。違反者は、現行の国家规定にもとづいて処理する。堤防の損壊者、窃盗犯を請負契約者が捕まえた場合は、逮捕された者は請負契約者に生産量全部を弁済する。更に合作社は逮捕されたものに罰金を科し、それを請負契約者と安寧組で分ける。その分配比率は、野菜入札と同様である。しかし捕まえることができなかった場合、請負契約世帯は、年間生産量の50%を弁済しなければならず、これは繭で計算する。

桑・養蚕請負契約の期間は5年で、毎年一回年末、十一月十日から二十日までに徴収する。請負契約世帯が継続を望みながらも、規定の納入方法に従わない場合は、合作社が入札をやり直して、他の人にその耕地を使用させる。また旧生産量が新請負生産量より低く、請負契約世帯が、新生産量に基づいて合作社に納入することに同意した場合は合作社規定に基づいて、代金を速やかに納入しなければならない。この場合、合作社は入札をやり直さず、その者に継続して契約する。また落札しながら契約を放棄した者には罰金を科す。

このように養蚕契約は、入札代金納入について、厳しい規則を定めて年末の一回で納入させようとしているが、規則どおりに行われているかは疑問である。後述するように合作社は多額の入札代金の未払いに悩まされているからである。

養蚕は、ヴィエムサーの伝統産業と言われている。しかし労働力が十分でない、行えない。蚕には二時間ごとに桑を食べさせないとならず、その桑も新鮮でなければならないので、朝晩二回、桑摘みに行かなければならない。直径2メートルの箕(nong)に入った蚕が一日に700gの桑を食べる。通常、一世帯で一回に5つほどの箕で蚕を飼育するから、それに相応する十分な桑が必要になる。

そのため、労働力が不足している世帯では、養蚕入札を行わず、桑や蚕を自分で育てずに繭を買って、糸引きだけ行って販売するという経営方法を取っており(逆に繭だけを販売し、糸を引かない世帯もある)、そのほうが高収益をあげているようである。それでも、桑と蚕を育てる世帯が無くならないのは、副産物が期待できるからである。すなわち、蚕の糞は肥料(蚕の糞5kgは尿素1kgに相当する)や桑の原料として使用することができるし、桑の間に種々の野菜を植えることができるのである。

養蚕は、堤防外の桑栽培地が水に漬かる夏を除いて行われる。前年に養蚕紙に産卵させておいた卵は23-24日で成長する。経営実態としてグエン・マイン・トアン氏の例をあげる。

(事例)箕1つで繭4kgができる。繭1kgから糸0.7キロが引ける。一回に箕4つで蚕を飼育するので、繭16kg×0.7kg=11.2kgの糸が引ける。糸引きには3-4日かかる。一日につき2万ドン分の糸が引けるので、一回につき6-8万ドンの利益がある。このサイクルを年間7-8回繰り返すので、養蚕での年間収入は約50万ドンになる。

④養魚。合作社に対する納入額が最も多く、これは1995年5月から96年4月までの入札収入の46.7%を占める(表2参照)。しかし未払い額も2,000ドルを超え、合作社が抱える恒常的債務の1/3に相当する。これは94年から二世帯が未納になっているもので回収のめどは立っていない。この一件以来合作社は、養魚に関しては入札代金の完全前納と未納の場合の契約解消を義務づけた。1997年度分の入札は96年11月10日に行われたが、代金納入は11月15日から12月15日までとされた。

入札された養魚池は1995年度に10カ所、1996年度に9カ所である。養魚は納入額も大きいので、複数の世帯が合資して入札する場合がほとんどである。筆者が知りえた7カ所の養魚池中、単独世帯で経営しているのは1カ所に過ぎない。

養魚は水利に影響するため、その経営に関して制限がある。魚捕獲のためのやなは、水門から5メートル離して設置しなければならない。漏し水に合作社がポンプ灌漑する際には、水が通りやすいやなを使用することが望まれる。水利への悪影響や魚が餌を食べた時のために、請負契約者は合作社に水利保証金を納める。魚が餌を食べた時には、請負契約者は実際の被害分を弁済しなければならない。

魚の捕獲をいつ行うかは各地区ごとに、合作社が計画を通知する。排水のために合作社のポンプ使用を申請する場合には、合作社の水利班にポンプ操作を任せ、請負契約者が勝手に操作することを禁ずる。電気代、照明代は請負契約者の負担とし、不注意によるポンプの紛失・破損・故障は請負契約者と水利班の負担とする。ポンプの休止時間に請負契約者が操作しているのが発見された場合には、合作社は一回につき概100kgを科す。ポンプ使用時に岸が崩された場合には、原状復旧しなければならない。

養殖される魚の主な種類は、鯉(ca chep)、ライギョ(ca chuoi)、チョイ魚(ca troi)

）、メーホア魚(ca me hoa)、メーター魚(ca me ta)、ゾー魚(ca ro)、ジエック魚(c a riec) などである。

稚魚の値段と成長後の売値は以下の通りである。

稚魚の値段(kg)	売値(尾)
メー魚 6,000ドン	4,500ドン
チョイ魚10,000ドン	90,000ドン
鯉 18,000ドン	14,000ドン

経営実態として、グエン・ヴァン・フォー氏の1995年の例をあげる。

(事例) フォー氏の他計3人で経営している。養魚池は二カ所で、一カ所は旧暦六月と十二月に、もう一カ所は、年一回捕獲する。粗利益は3,500万ドンで、これから合作社には入札代金および電気代として1,030万ドンを納め、他に稚魚購入費(1t=800万ドン)、糞肥(飼料)購入費(キロ1万ドンで30トン、計300万ドン)、捕獲の際の日当(一人×15,000ドン×二週間〜一ヵ月)を引くと約1,325万ドンが残り、これを三分分すると一人当たりの純益は約440万ドンである。入札代金は生産量から、納入期間中の三日間に一部を納めた報奨金として、478,175ドン、納入期間の10日目に完納した報奨金として1,177,575ドン、合計1,655,750ドンの減額を受けている(表3)。

⑤煉瓦。前述のように、1997年2月6日をもって、煙害による農産物への被害を回避するために、入札契約は終了した。合作社は煉瓦生産地として使用されていた堤防外の土地を新たに入札にかけて分配した。

入札契約が終了する前には、煉瓦は旧暦八月から翌年の六月まで生産されていた(七月八月は堤防外の土地は水没するので、生産できない。炉は4×5×4mほどで、煉瓦を積み上げてきている。煉瓦の原料は、炉の作られた堤防外の泥土であり、それをスコップで掘り起こして、中国製の型取り機(型取り機のみ一台400万ドン、これを稼働させるモーター400万ドン)で、煉瓦の形に成形・裁断して、一週間から十日間、堤防外に放置して乾かす。その後、炉に入れて、三日三晩焼く。燃料は石炭と薪である。

石炭は、カウ河を航行する運搬船(水上生活民が所有するもので、その多くは、ヴィ

エムサーのカウ河を挟んだ対岸にあるカトリックむらの人である)から買いつけ、船から、直接担いで炉に運ぶ。炉主は、煉瓦を焼くあいだ、家に帰らず、炉の脇に作ったテントや小屋に泊まる。一回に5-6万個焼くことができる(一回に石炭は11トン=250万ドンを、薪は50万ドンを消費する)。焼きおわると、炉から出して、買い手が見つかるまで、堤防外に放置する。買い手はトラックで乗り付けて買っていく。一個170ドンが相場であるが、質が悪ければ価格は下がるし、売れずに丸々損になることもある。天候が良ければ、煉瓦を干す日数が短縮されるので、たいていは月2サイクル行うことができる。

どの炉主も石炭や煉瓦の運搬、泥土から煉瓦を成形・裁断するために人を雇っており運搬は主に女性、煉瓦成形や機械の操作は主に男性の仕事である。日当は請負制で(kho an)で支払う。すなわち、省規定の一日最低賃金1万5千ドンが基準であるが、煉瓦の質が悪ければ、日当が下がることもある。

合作社に納める入札代金は、面積6サオに対し、二年間契約で840万ドンであった。社を通じて国家に納入する営業税は、入札代金の中から、合作社が支払っていた。

このような入札制度で合作社が得た実収入は、95年5月から96年4月までの一年間に、266,429,420ドン(24,220USD相当)であり、これが合作社独自のバオカップや社会政策・インフラ政策の唯一の財源になっている。次節では、この合作社独自のバオカップ制度の根本をなす税金・諸基金・諸経費徴収制度について、述べる。

②税・基金・経費徴収方法

1993年の農地使用税とそれ以前の農業税法合では、土地が等級化され、その等級ごとにヘクタール当たりの税額が規定されている。⁽¹¹⁾従って、耕地の等級と面積によって税額が決定される。また農地使用税の他に合作社は、河川から合作社の耕地までのポンプ場による灌漑・排水を省の水利公社に支払わなければならない。その他(表4)に示したように合作社が提供するサービスによる生産諸経費は、1サオあたり概計算で年間38,48kgになる。

しかしヴィエムサー合作社では、実際の徴収にあたってこれを簡素化して、前述のディン・ムックにつき概何kgという形で一本化して徴収し、さらに徴収額を大幅に減額している。

例えば1996年5月の合作社大会では、96-97年度については、年間1ディン・ムックあたり収8kg（五月稲の収穫で4kg、十月稲の収穫で4kgずつ分納）を徴収することが決定されたが、実際には夏に洪水で被害が出たため、一律2.5kgを減額して1ディン・ムック=6.5kgを徴収しただけだった。前述のように3ディン・ムックが1サオであるから、サオ当たりの稲徴収量は19.5kgとなり、18.98kgが赤字となる。また実際徴収量はサオ当たりの平均反収である収252.8kg（五月稲140kg、十月稲112.8kg）の7.7%にあたる。⁽¹²⁾

前述のように国家规定による税額（稲徴収量）は、土地の等級と面積によって決定されるから、合作社全体の耕地に対する徴収量も、これらの基準によって事前に決まっている。また水利公社に納入する水利費も実費を納入しなければならないので、合作社は社員から徴収した分の赤字分を補填しなければならない。ヴィエムサー合作社はこの赤字を入札地〔前述の土地分配方法の(c)〕の収入、つまり入札代金によって補填して国家や水利公社（96-97年度は19,408,300ドン）に納入し、さらに本来合作社員から徴収すべき各種基金（後述）の一部を補填し、一方で村落建設や社会政策に支出している。

前述のように入札には①稲作、②野菜、③養蚕、④養魚の4種類があり（煉瓦は1997年2月6日で終了）、95年5月から96年4月までの入札収入は総額266,429,420ドンで24.220米ドル（1ドル=11,000ドン）に相当する（表2参照）。

このように合作社が社員に対して農地使用税、水利費、各種基金の一部肩代わりを行うことをヴィエムサー合作社では、合作社による「バオカップ（bao cap）」と呼んでいる。バオカップとは中国語の「包給」のベトナム語読みで、本来は必要物資を国家が丸抱えで支給する、つまり経済計算制、利潤概念の導入に対置される意味を持つ（桜井 1991b:343）。しかしヴィエムサー合作社では、入札という経営意欲・能力・資金を持つ合作社員（農民）が、そうでない社員困窮した社員の農業税・水利費・各種基金の負担を軽減し、インフラ建設、社会政策への資金を出すことに意味が変質してしまっている。

それでは、標準的な社員は、収穫量のどれだけを国家や水利公社、合作社に納めているのだろうか。労働人口年齢（前述）にあり、民工義務（男性18～45歳、女性18～25歳）の納入年齢にある者をモデルとして考えると、前述のディン・ムックに基づく徴収量（農地使用税+水利費の合算、これを産[sau]と呼ぶ）収19.5kg、社会基金2kg、%地基金3kg、⁽¹³⁾民工25kgが課されるので、徴収量は49.5kgで、サオ当たりの平均反収の19.58%になる（水害基金は民工義務が終わった年齢の者に課されるので、ここでは除外する）。つまり生産量の約80%が合作社員（農民）の手に残されることになる（表5）。（この中から、

さらに農業などの生産諸経費を支出するわけだが）。労働人口を超える者、またはそれに満たない者は交付面積がこれより少なくなるので、徴収量も減る。また、実際の徴収にあたっては、世帯ごとにディンムックや各種基金を計算した台帳を生産隊長が保持し、徴収に回る。

ここで重要なことは、社員からヴィエムサー合作社が徴収した49.5kgの収のほとんどは合作社の手元に残らないことである。「産」は本来の農地使用税と水利費を、大幅に低く徴収したものであり、合作社が補填して国家と水利公社に納めている。営業税は国家の税であり、宅地税（100㎡=6,000ドン/年）も同様に、国家税の一種として徴収され県の財源になる。民工は国家に納入し、堤防の改修などに使われるので、地元に戻元される可能性がある。家畜解体税はバクニン省（1996年12月31日までは、ハバック省）独自の税である。ヴィエムサーでは1世帯に年一頭として15,000ドンが649世帯に課され、総額は9,735,000ドンであり、このうち30%が合作社に保留されることになっていたが、実際には18%（1,752,300ドン）しか保留されなかった。残りの72%は社の財源になる。なお649世帯とは、1992年の耕地分配時の世帯数であり、その後の婚姻などによる世帯数の増加を勘定にいれていないと考えられる。社会基金と水害基金は県の財源である。前者は烈士・傷病兵・貧困家庭のための「情義の家(nha tinh nghia)」建設に使われ、後者もその目的からして地元に戻元される可能性はある。%地基金は、ヴィエムサーに戸籍がある現職の社幹部の給与と退職幹部の年金（それぞれ9カ月分）の財源であるから、合作社の手元には残らない。一方、社から合作社に支給されるのは、①ヴィエムサーに戸籍がある現職・退職の社幹部の給与・年金3カ月分、②祖国戦線の各大家団体の支部長（農会長=合作社主任が兼務、保寿会長・副会長、婦女会長、共産主義青年団長、旧戦兵会長）、獣医、社の医療ステーションの看護士への給与と支払い。計収380kg。③前述の家畜解体税の18%、④省のクアンホ民話大会への参加など、一定の文化活動への補助、にすぎない。ヴィエムサー合作社運営の主要な財源は、あくまで入札代金なのである。

この点が、農地使用税や水利費の実費を徴収する以外に、合作社運営資金を上乗せしている徴収している他の合作社、例えばナムディン省のcocktain合作社（松尾 1998）やバクニン省ティエンソン県のchanhriett合作社（岩井 1996）とは異なる。⁽¹⁴⁾合作社はこの入札収入からインフラ建設、社会政策に対して、支出を行っている。インフラ建設については、合作社の業務⑩で述べたので、以下に社会政策について詳述する。

(3) 社会政策に対する合作社の支出

社会政策はいわゆる「社会政策対象 (doi tuong chieh sach xa hoi)」に対する国家政策がある。これは傷・病兵、革命烈士家族への恩給と農地使用税減免⁽¹³⁾と、優良な耕地の優先的配分⁽¹⁴⁾などであり、貴重な働き手を持った遺族や、障害を負った人の救済と同時に、国家に功績があった者に対する論功行賞の性格が強い。実際、ヴィエムサーにおいては、定期的に安定した現金収入があるこれらの層は、やはり恩給のある社級以上の退職幹部や、国营企業退職者と並んで、経済的にかなり有利な立場に置かれている。したがって、社会政策対象者＝貧困層とは必ずしも言えない。例えば、傷兵の恩給は毎月1級24万ドン、2級17万ドン、3級12万ドン、4級10万ドンである（バクニン市近辺の一般公務員の月給は30～50万ドン程度である）。

また国家の貧困軽減 (giam ngheo) 政策に伴って、農民銀行から貧困世帯62戸のために、合作社が申請して3,100万ドンの融資を受けた。

一方、合作社が独自に行う社会政策は以下の通りである。

(a) 革命烈士本人に対する%地交付と、傷・病兵、烈士家族に対する宅地取得時の価格割り引き。前者は烈士（抗仏・抗米戦、中越戦争、カンボジア戦争で戦死した兵士）の遺族に、烈士本人分の%地を交付することである。%地台帳には、生存している遺族とともに、烈士本人の名と交付面積が記されている。つまり烈士は%地台帳中に生きており、遺族に恩恵をもたらす。後者は、息子のために家を建ててやる（結婚を準備すること、教育とともに親の三大義務と考えられている）際に、宅地購入で、合作社から割引を受けることである。ある傷兵は、1990年に約7トウオック（約160㎡）を、本来50万ドンのところを半額の25万ドンで取得した。詳しくは「家族」の章で触れるが、親は息子の数だけ、宅地と家を用意する義務があると考えられている。

(b) 病弱者 (mat suc) への耕地貸与。期限付き (mat suc co thoi han) と、永久貸与 (mat suc vinh vien) の二種があり、前者は数年ごとの健康診断の結果次第で回収することもある。

(c) 端境期に糧を食へ尽くした世帯・困窮世帯への糧貸出（96年3月。計3735,0kg。121世帯）。各生産隊に概ね500kgを上限として、糧が貸し出された。各戸が受け取ったのは20kgから79kgまで異なるが、平均すると一戸あたり30,86kgになる。

(d) 水害・煙害時の経費徴収減免。農地使用税法の災害時の減免規定とは別に実施する

もので、1996年夏の台風の影響で冠水した田や、煉瓦炉の煙で被害を受けた農作物に対して、合作社が状況検分を行って、被害の程度に応じて減免する。

(e) 「収入分配 (phan phoi thu nhap)」＝テト手当て(7,000ドン/口。社会政策対象世帯15,000ドン/戸)。ただし、合作社に対して債務がある者、世帯には支給しない。村長（兼党支部書記）はこの点について、筆者に「君は納入義務を果たし、あの家は果していない、なのにテト手当てがともに支給されるのは不公平というのだろうか」と語った。「地方政権」側のこうした論理は、国家丸抱え制度をやめ、市場経済の枠組みの中で独立採算 (hach toan) を追求していこうとする国家の論理と整合するものであるが、むらびとに必ずしも受け入れられないことは、後述する入札代金未払い問題によく表れている。

(f) テト（旧正月）に貧困世帯に対して計320kgの糧援助。

(g) 葬式時の棺桶と埋葬の労務提供、花輪支給、靈柩車 (xe tang) の貸与、楽隊の雇用。埋葬の労務提供と靈柩車の手配は、生産隊長（＝ソム長）が手配する。花輪と棺桶も合作社が提供する。棺桶の支給と靈柩車の貸与は、儒教道徳の影響で、親の葬式は規模が大きければ大きいほど「孝 (hieo)」であるという思想から浪費するのを戒める、八月革命以降の政策の一環であり、逆に言えば合作社が支給した以外の棺桶を使ってはならないということである。靈柩車もこうした政策の一部であるが、ヴィエムサーでは、1945年以前にも、むらびとの葬式に使用するための輿が、むらの東西に一つずつ用意されており（遺体を載せた輿が、亭の前を通過するのを回避するためだったと言われている）、むらびとであれば、無料で使用することができたという経緯があるので、伝統的要素の継承という側面ももっている。

(h) 7月27日の烈士・傷病兵記念日 (ngay thuong binh liet si) に亭で関係者を招いて宴会を開き、それぞれに砂糖1kgを贈った。

合作社の一年間の収支（ただし1995年5月～96年4月）を表6に示した。

こうした合作社独自の政策は、ドイモイ政策で国家が掲げるスローガン「富民強国、公平で文明的な社会 (dan giao, nuoc manh, xa hoi cong bang van minh)」や「貧困軽減 (giam ngheo)」政策に合致するものである。しかし合作社幹部の努力と社員の合意がない限り、このような合作社運営は不可能である。

例えば、紅河デルタ下流のタイビン省では、1997年2月から、省内の約半分の地域を巻き込んで、住民から徴収された課金を、不正に蓄財した社や省の幹部への抗議行動が起きた。タイビン省はインフラや公共設備が比較的整った省として知られ、94年から97年7月末までに約5,000万ドルが投資されていた。そのうち国家予算はわずか6%、省民がさまざまな名目で拠出を義務づけられた基金などからの支出が25%にのぼっていた。しかしこうして集められた資金は、全額が本来の公共投資に用いられたのではなく、一部の地方幹部によって着服・横領された。事件の発端となったのは、社が学校建設資金として200万ドン集めたにもかかわらず、二年たっても一向に建設されないことに怒った農民が、県に訴え出たところ、社が慌てて金を返還し、そのことが同じような問題を抱えた省内の他地域に波及し汚職告発運動やデモに発展したものであった。その過程で県や省側が、抗議行動に対して秩序回復のためと称して警察力を導入したり、汚職追及の場で抗議する農民による暴行・放火が起こった。ハノイから党政治局員が派遣されたほか、様々な調査団が派遣されて汚職幹部の拘束・調査にあたり、農民も不法行為を働いた者を逮捕して、10月頃に事態はようやく鎮静化したという(古田1998)。タイビンほど大規模なものは、やや極端な事例であるかもしれないが、ベトナムの農民は、上からの政策に必ずしも唯々諾々と従うものではなく、合意が形成されなければ、上からの政策は、農民の実力行使による反発を受けることもあるのである。

それではヴィエムサーでは、「なぜ国家の社会政策以外に、合作社がこのような政策を取りなのか。経営能力のある社員は自分の資本や労働を投入し、苦勞して収穫を挙げるのに、それを経営能力や意欲のない社員のために合作社に納めることは納得しがたいのではないか」という問いに対して、合作社幹部は「合作社にとって、もっとも重要な仕事は『公平(can doi)』を図ることである」と答える。前述のように合作社は毎年社員大会で一年間の「計画」を提示し、それに基づいて合作社が運営されていることは、社員の合意の証拠ともいえる(筆者が傍聴した97年5月の合作社大会では、「意見発表」の時間に合作社に対して多くの批判が寄せられたが、この運営方法に関する批判はなかった)。

国家の主張する「公平な社会」という理念を、ヴィエムサー合作社幹部と社員は一つのむら=合作社の枠組みの中で誠実に実行しようとしていられると考えられる。この「公平な社会」という理念は、ベトナムという一国家の掲げる政策にとどまらず、東南アジア、東アジアの農民社会研究で大きな問題となってきた「生存維持の倫理(subsistence ethic)」を農民がどのように考えているかという問いにも深く関連する。

このような合作社運営方法は現在のところ、まがりなりにも機能しているとはいえるが必ずしも安定したものではない。それは端的には、合作社に対する社員の入札代金(国家や水利公社に対する社員の負担を軽減し、村のインフラを建設し、社会政策を行う主要なほぼ唯一の財源)未払い(債務[no])問題として現れている。またヴィエムサー合作社が「農業」合作社であるという構造的な問題点も抱えている。

第三節 ヴィエムサー合作社運営の問題点

(1)債務問題

現在ヴィエムサー合作社は、社員による多額の累積債務(未払い入札代金)を抱えている。合作社の大会報告によれば96年5月には65,838,500ドン、97年5月には66,471,840ドン(内前年度からの繰越し44,382,720ドン)と、約6,000米ドルに相当する(96年秋には約10,000ドルにまで達したが、合作社が回収に努めた)。このような債務が発生する理由は、入札代金が養魚以外は一括前納ではなく、実際に入札地での収穫をあげてから支払うことを認められているからである。このように村落建設のほぼ唯一の財源である入札代金に未払いが生じていることは、「経営資金・意欲・能力に恵まれた社員が、そうでない社員の税金・水利費の負担を軽減し、社員全体のためのインフラを建設し、同時に合作社内の平等を図ろうとする」という合作社運営方法が、はっきりと明示された批判こそないもの実際には社員全体の完全な合意を得ることはできず、いわば「消極的抵抗」をうけていることを示唆している。

合作社幹部はこの事態に危機感を抱いており、回収に努める一方で、思いきった解決策を取ろうとした。すなわち96年5月の合作社大会では、合作社に対し債務がある社員から部分的に耕地を回収するという解決案が合作社管理班から提案され、可決された。しかし実行にあたって、社員の激しい反対にあった。各生産隊レベルで何度も話し合い持たれたほか、合作社管理班が債務を持つ社員の説得にあたったが、耕地回収に関しての社員の合意を得ることはできず、実施は見送られた。さらに合作社にとって筋手だったのは97年1月初め、ベトナム国営テレビの法律相談番組で、合作社によって耕地を回収されたある農民(バクニン省とは別の事例であったと筆者は記憶する)の相談に対して、法律専門家が「現在の土地所有権証書は合作社によって発行されたものではなく、県によるものであり、従って合作社に社員の耕地を回収する権限はない」と回答したことであった。ヴィエムサーではテレビがかなり普及しているから、多くの社員がこの番組を見たと推定される

。結局、合作社はこの問題の解決を県に依頼したが、少なくとも筆者が97年6月に調査を終え村を離れるまでは未解決のままであった。

(2)「農業」合作社の構造的な問題

ヴィエムサー合作社は農業経営の入札によってその運営資金を得ている。入札では、最高請負額を提示した者が当該耕地（または池）の経営権を得る。しかし現在のヴィエムサー合作社は、請負額を非常に高く設定できるほど農業生産発展の条件に恵まれていない。合作社の報告によれば94年度から96年度にかけて、三年連続で一人当たりの籾生産量は計175kg減少(435kg→362kg→260kg)しており、一人当たりの糧食も減少している。⁽¹⁷⁾もちろん人口増加（年率1.5%＝97年合作社大会報告による）や天災の影響を考えなければならぬが、それ以上に構造的な問題が収獲の向上を阻んでいるといえる。

(a)水利問題

現在、合作社内の水路は整備されておらず灌漑効率が悪いとされているが、合作社には資金がなく、すぐには改善に着手できない。さらに合作社が大会報告で自己批判しているのは、合作社水利組に管理能力と責任感が欠如しており、灌漑用水とポンプの電気代を浪費し、また合作社内の水利設備の維持・管理・修理も十分でないことである。水利組は灌漑中に停電してポンプが止まると、そのままにして現場を離れてしまい、再び電気が通じたときにはポンプの側に誰もおらず、水と電気が浪費されてしまう。さらに社員の一部が夏に稲を植えず、水田に水を入れて魚を放流し、水を抜いて捕獲する行為が、周囲で稲作を行う社員の水田に影響を与えるため、社員同士の紛争の原因となるというが合作社は現在この問題を解決できない。

(b)作物問題

80年代後半からベトナムに導入され、リーディング・クロップとなったIR系のCR203はすでに品種的限界に達しており、生産力の伸びは完全に止まり（桜井 1995:11）、新品種特有の恒常的病虫害の被害も出ている。バクニン省ではイエンフォン県に隣接する二つの県でCR203は廃止されたといわれ、イエンフォン県でも冬春作にCR203を栽培しないように指導がなされているが、ヴィエムサー合作社ではそれに代わる新たな品種の導入に成功しておらず、96-97年度は冬春作の作付面積の6割が依然としてCR203であった。試験的にNR11やX23などの新品種を栽培したが、CR203ほどの反

収を得られなかった。「新品種は土壌に合わず、農民は未だ新品種に対応できていない」と合作社報告は述べている。

またヴィエムサー合作社では、付加価値の高い商品作物が導入されていない。養豚はほとんどの世帯で行われ、貴重な現金収入源（100kgの豚一頭が90-100万ドンで売れる）であるが、じゃがいもは資本不足で栽培できない社員がいると、合作社報告は述べており、にんにくなど市場価格が高い作物も隣村に比べて少ないという。

(3)財政問題

以上のように、農業の入札代金に依存する財政体質、累積する債務、有力な副業・手工業の未開拓（煉瓦生産が農作物被害のために禁止されたことはすでに述べた）は、村落建設の主要な、ほぼ唯一の財源となっている合作社収入を不安定にしている要因である。現在、合作社は十分なインフラ投資を行っているとはいえない。緑化、飲料水の水質維持（＝井戸の浚渫）、亭や寺、デンなどの宗教的・文化的施設の管理・維持など、合作社が着手できない領域がある。

ヴィエムサーでは、保寿会（＝老人会）が宗教施設への村内外の参拝者の「功德（congduc＝布施）」を会の主要な財源として、一部の祭礼への支出・主催や、上記の合作社が着手できない領域への投資を行い、合作社の補完的役割を果たしている。このような保寿会の積極的な活動は、合作社とともに「生存維持の倫理」を守ろうとするむらびとの強い意志の表れであると言える（詳しくは次章で述べる）。

(4)電気代問題

合作社は電力会社に代わって、合作社員各世帯の電気代を徴収している。各世帯は自宅に設置されたメーターに基づいて、自分が使用した電気料を知り、合作社に納入する。その際、合作社は亭や寺などの宗教施設、街灯などの公共目的に使用される電気代を上乗せして徴収する（合作社全体の使用料は、親メーターが配電所に設置されていて、その度数で知ることができる）。ところが、むらの中に張られた電線から勝手に電気を自宅に引く盗電が起きており、合作社はこれを防止することができていない。97年5月の合作社大会でもこのことが問題になり、大会の議長を務めた旧戦兵会々長は「誰が、いつ、どれだけ使ったかわからない」と述べていた。実際には使用者不明ということはありません。合作社は誰が盗電したのか把握しているのではないかと筆者は推定するが、結果としては合作社

社は、盗電者からその分の代金を徴収できず、公共使用分と同様に一般社員に上乘せられて徴収されており、合作社の管理能力の欠如として不満を招いている。

(5) 幹部養成問題

97年5月の合作社大会で課題の一つに挙げられていたのは、合作社幹部の養成問題であった。合作社管理班は当然、合作社員の中から選ばれる。また、合作社幹部から社、県の幹部へと抜擢されること、1945年以前の里長、副里も比較的若年層から選ばれる傾向があったという伝統的要素の継承があることから、合作社幹部は20-40代前半が普通である。ヴェムサー合作社は、これら幹部の管理能力向上のために、学校などでの幹部研修を実現したいと考えているが財政的に見通しがたっていない。95-97年任期の合作社管理班中日本の中学に相当する二級卒以上は2名にすぎなかった。一般に三級(日本の高校に相当)卒以上の高学歴者は、村外(バクニン市やバクザン市、或いはハノイ)で国营企業などに勤務することになり、その経済的な安定は現在では、合作社幹部の比ではないので⁽¹⁸⁾ 戸籍脱離となり、合作社員ではないので、管理班への選挙・被選挙権がなくなる。「工業化・近代化」に伴う管理能力の向上を求められているのに、その課題に応えられないのが現状なのである。合作社大会閉幕にあたって、議長団の一人であった村長兼党支部書記は「故郷の建設のため、各家庭は子弟を励まして、できるだけ勉強を続けさせて欲しい」という言葉で結んだが、ベトナム人が「工業化、現代化」し経済成長を続けるなら、高学歴であるほど、都市での安定した雇用を求めてむらから離れていくであろう。⁽¹⁹⁾

以上見てきたように、ヴェムサー合作社は村落のインフラ建設、社会政策の実施によって、社員生存維持、すなわち社会的弱者の救済と社員間の衡平をはかるという役割を果たそうとしている。もちろん、その役割を完全に果たしているとは言えないが、保寿会の積極的な協力もあって、合作社は「社会的衡平」という自らに課した最大の課題を、可能な限り実現しようとしているのである。

しかし先にも述べたように、こうした合作社の活動を支える財政基盤は不安定であり、債務社員からの耕地回収が挫折したことに見られるように、合作社に法的な支援はない。また財政的にも国家、省、県、社からの支援はほとんどない。制度的にも社はその下位単位である村に直接関与するには脆弱である(村の行政は、村長が一人いるだけであることはすでに述べた)。いわば合作社幹部と社員(その全部でないにせよ)の自発的意志、善意を支えられているといえる。その際、社員たちの意識に領域的な枠組みを与えているの

は、むら(ヴェムサーにおいては合作社の範囲と重なる)である。合作社幹部、社員たちの自発的意志は「むらのため」、「むらびとのため」という意識が広く共有されていることによる。それは個人(ca nhan)より、集団(tap the)を優先しなければならないという意識でもある。

しかし、個々の社員または世帯が経営の主体である現在、市場経済がますます浸透するにつれて、こうした意識には変化が起きることも予想される。具体的には、入札代金で村落建設や社会政策、生産諸経費の軽減を行うことに対する、入札世帯からの不満が起こってくる場合がありうる。その際、国家や上級行政機関の法的・制度的・財政的支援がない状況で、どのように「衡平」(ひいては「公平な社会」という国家的目標)が実現されていくのだろうか。

さらに「農業」合作社はその本来の目的として、やはり国家的目標である「工業化、近代化(cong nghiep hoa, hien dai hoa)」に役割を果たすことが求められる。個々の社員または世帯が経営主体であるとはいえ、「それらは依然として小農で、変化に満ちた市場原理による商品経済に対処せねばならず、生産拡大、取引、市場競争力の強化の点で多くの困難を抱えており」、このような状況のなかで「新たな合作社の形態が求められており、実際に設立されている所もある」(Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem 1996:122-123)。この点で、ヴェムサー合作社は現在、農業生産に関する役割(情報の伝達、水利、植物防衛)以外を果たしているとは言えないし、それも十分でなく、より効果的な管理が求められている。合作社管理班には社員からの批判があることは既に述べた通りである。ある社員は盗電問題に触れて、「合作社管理班が汚職などに手を染めていないことはわかるが、彼らには管理能力がなさすぎる」と筆者に不満を述べた。

合作社が、行政管理やこの「工業化、現代化」の課題に対応できない場合、現行の合作社の機能を村の行政に移してしまうということも考えられないことはないが、ヴェムサー合作社ではその兆候はまだ見られない。逆に合作社に現在の役割を任せ続けるなら合作社の行為を法的に根拠付ける制度的支援が必要ではないか。

いずれにせよ「社会的平等」と「工業化、近代化」との両立という、ベトナム全体が直面している困難な課題に最前線に応えることを求められ、その実現に自力で努力しているのが現在のヴェムサー合作社である。次節では、現在の合作社=むらの規約について分析する。

第四節 「文化のむら建設規約(Quy uoc xay dung lang van hoa)」

1945年以前のベトナム北部村落には、むらごとに規約である「郷約」があり、むらびとを強く規制していたことは既に述べた。革命以後、これらはいったん廃止されたが、ドイモイ政策以降、国家の検閲・承認を経ることを条件に、むらごとの独自の規約を作ることが許可されるようになった。ブイ・スアン・ディンによれば、これはドイモイ政策後、①「むら」がそれぞれ独自の組織、風習、心理、信仰を持った、経済的、社会的政治単位であることが再認識されたこと、②行政村である「社」は通常4-5村からなり、人口が6,000-8,000人、或いは1万人を越えることもあり、基礎行政単位としては管理が複雑・困難であることから、旧むら=村が「再建」されたことによる(Bui Xuan Dinh 1993:6)。バクニン省(旧ハバック省)は、この「新郷約」制定が最も盛んに制定されている省の一つである。

ヴェトナムにも、現在「文化のむら建設規約」(以下「規約」と略)がある。以下に内容を紹介する。原文は一般の法律・法令のように簡条書きになっていないが、なるべく整理して叙述したい。

(1)前文

①ドイモイの経済発展、国家と各地方の物質的基礎建設、現在の地方ごとの自主管理の要求の段階における、生活と社会の状況に基づき、法律規定と範囲、村の管理の職権(tham quyen)を基礎に、農村における社会関係の建設・維持を日々堅固に発展させ、「むらの規約を国家法を実現するために使う」という方向で、健全に改善・発展させることが、必要であり、そうあらねばならない。

②京北の古いむらの「淳風美俗」の美しい伝統を発揮し、我が祖先は精神的価値と大切で貴重な物質を残し、新しく進歩的で、正しい人民の意志と願望に合致する社会主義制度の「新文化のむら」の名にふさわしい、文明的で進歩的な新生活を建設する。生活は日々ドイモイされ、発展している。

③ジエムむらは古くから共同生活(cong dong dan cu)を形成し、現在も家族、親族、むらの関係を持つ。その中で、ひとりひとは生きる身体(co the)の細胞の主体である。もし健全でなければ、だんだんと弱り、萎縮するであろう。ゆえに全民、各組織・団体は厳格に(規約を)実現する自覚の精神を高めなければならない。「自らは皆のために、皆は自らのために(minh vi moi nguoi, moi nguoi vi minh)」という生活を送らね

ばならない。庇いあって団結し、経済生活、日常の付き合いではお互いに助け合わねばならない(中略)。何人も違反があった時、それはむらの名声や人格(nhan cach)を侵害したものと見なす。

ここでは、「規約」の制定が国家政策に基づくものであること、「規約」はあくまで国家の定める法律の補助手段であると自己限定している。

また注目し値するのは、むらを人間の身体に例え、むらびとをその細胞であると位置づけていることである。「自らは皆のために、皆は自らのために(minh vi moi nguoi, moi nguoi vi minh)...団結し、助け合わなければならない」という表現が使われている。「自らは皆のために、皆は自らのために」に「団結」し、助け合うことを導ぶ意識は、1945年以降のベトナム北部の各種組織、すなわち家族、親族(同様の表現は、ゲン・ヴァン族の規約に見られる。「親族」の章参照)、合作社、老人会である保寿会、互助組織などを規律している。また、違反をむらの名声や人格(nhan cach)の侵害と位置づけ、外部に対してむらの体面を保とうとする強い意識を感じさせる。

②(具体的な処罰の方法。「規律検査(kiem diem)」)、批判、譴責、警告、むらの放送局を通じての通告、違反の程度・性質に応じた罰または現金による罰、実際に起きた損害の賠償、各団体・組織からの除名。重大な事案に関しては、上級機関への書類送検、法令や法律による処罰を挙げている。「重大な事案」以外は、なるべくむらの内部での処理を目指しているよううかがわれる。そもそも「規約」が制定された理由の一つは、行政単位としての社、村には内務省所属の公安要員が配置されていないことであるから、村落内部での解決に依存しなければならないのは当然とも言えるが、前述の「体面」も影響していると考えられ、1945年以前の「郷約」で、むらのもめごとを上級の官に訴えることを規制した心理との関連を感じさせる。

③「調解組」の設置。政権の指導者(筆者注。村長を指すと思われる)、合作社管理班各組織・団体(筆者注。ソム=生産隊、保寿会、旧戦兵会、婦人会、共産主義青年団など)の代表からなる。特に大きな事件の解決を行う。解決・処理後、関係者に直接通知するか、放送網を使って知らせ、以後の発生の予防措置とすると規定されている。しかし実際に「調解組」に持ち出される前に、近隣、親族、長老などによって解決が図られるというのが一般的である。

④「安寧防衛班」。「合作社管理班は安寧防衛班(筆者注。合作社員の成人男性8人か

らなる)の班長(1996-97年当時の班長は、退役憲兵中佐ライ氏)に解決を委任し、班長は規約違反に対して、概3キロから10キロ、またはそれに相当する罰金を科す。

安寧防衛班は「安寧組」とも呼ばれ、村内や耕地を見張るのが仕事である。また、祭礼やテト(旧正月)、収穫期など、特別な際にも警戒に当たる。合作社から給与を半年毎の収穫(一務[mot vu])時に概で受け取ることは既に述べた。

(5)罰金規定。「公有地の不法占有は、24平米あたり100万ドンを上限に罰金を科すか5%地、耕地を不当占有の程度に応じて回収する。宅地は24平米の不法占有に対して、耕地96平米を回収する。執行は、党支部、合作社管理班、各生産隊、各部門の全体会議の後に「行」う。耕地回収が、合作社員の全体会議による同意の後に行われると規定しているところがポイントである。前述のように、合作社に対する債務を、耕地回収で解決しようとした合作社の意図は、結局合作社員の合意を得られずに挫折した。宅地の不法占有も実際には耕地の回収でなく罰金を科し、以後の不法行為を行わないことを誓約させることで処理された。

(6)再犯、犯罪教唆、公衆に悪影響を与えた者、私的復讐、犯罪の隠蔽、窃盗、酒に酔って公共秩序を乱すこと、公有地不法占有に対する厳罰姿勢の表明。閣僚評議会決定135号政府決定87、88、814号(いずれも安寧秩序、文化・風紀取締りに関するもの)が引き合いに出されている。一方、自首した者、犯罪を告発した者へ寛容な態度を取り、表彰することや、表彰された者の名誉、生命、財産を守ること(いわゆる「お礼参り」、すなわち自首者や告発者への復讐防止の意味が込められていると考えられる)も示されている。

(7)村落建設の目標

①新しい家族の文化。全文を掲載する。

良い社会を望むなら、まず地方ごと、家族ごと、一人一人が良い生活意識を作り上げなければならない。なぜなら家族は社会の生きた細胞であるから。ゆえに以下のように要求する。

各家族は、むらの規約にしたがって、「建設奮闘基準」に署名する。家族の一人一人は、尊重しあい、団結し、睦み合い、幸福に、進歩的に生活し、家風や道徳を維持し、上を敬い、下に譲り、規律正しく、秩序を守り、礼儀をわきまえ、文明的に生活する。公衆の戸戸、水浴び場、トイレの衛生を維持する。父母は常に言動で子の模範となり、子に教える。熱心に学習・労働する。感化、教育が主たる目的である。国家や地方の支

張、政策、法律、納税義務を果たす。正しい方法で経済生活を発展させ豊かになることは生業を多様にし、発展させる。

近隣に対する関係は常に団結し、相互に助け合う。困難、災難に合った者には、人情によって、親切に、周到に助ける。常に社会政策対象や、老弱者、一人暮らしの者、寡婦に気を配り、重視する。家族外の関係は、高齢者、婦人を尊重し譲る。こどもを愛しソムやむらのドイモイを進め、美しく豊かにすることに積極的に参加する。新しい文化という承認できる目標を達成するように総括する。

家族を社会の基本と位置づけ、遵法や人民の義務の完遂、国家政策の実現を奨励すると同時に、道徳的規範を示している。この道徳は、儒教的な道徳と社会主義的道徳が併存する。「団結」と相互扶助、社会政策対象や社会的弱者への配慮は、合作社や保寿会が最も重視し、実行しようとしている目標である。

②安寧秩序

- (a)「憲法と法律にしたがって生活・労働・仕事を行う」という自覚を持ち、実現する。「飢えても潔癖に、服が破れても清潔に」という祖先の教えを守る。
- (b)盗み、賭博、放蕩、危険物の貯蔵・売買・使用、麻薬の吸引・注射、売春、不健全な文化活動の禁止。防火、水害予防。
- (c)殴り合い、罵り合い、むらの団結をそこなうような行為の禁止。
- (d)信仰の自由につけて、霊媒の儀礼、占い、迷信異端やその他の、人々の心理、感情、生産に悪影響を与え、金銭を浪費する行為の禁止。
- (e)夜間往來の禁止。往來が必要な時は、電灯を持つこと。夜間の生産活動の禁止。
- (f)公共の利益と人民の財産を建設・防衛する義務。

ここでは具体的な犯罪行為の禁止が明記され、憲法と法律の遵守、公共の利益を守ることも、道徳的規範が謳われていることが目を引く。

また、霊媒や占い、「迷信異端」への規制は社会主義国ベトナムに特有の問題である。ベトナムの憲法は、「信仰の自由」とともに「不信仰の自由」を規定し、「信仰を人に強制してはならない」ことを規定している。ドイモイ以前は、この「不信仰の自由」規定が

「宗教規制」の根本原則であったと言える。「宗教」・「民間信仰」・「迷信異端」は区別され、特に「迷信異端」は厳禁の対象となってきた。ドイモイ以降は、「信仰の自由」の面が強調され、「宗教」の自由化が制限付きで行われた。また、むらの祭礼は「宗教」行為ではないという理由で自由化されるといふ、迂回した解決法が取られた（今井 1994b:178）。

現在、最も問題になっているのは霊媒、占いなどの「迷信異端」とされ、厳禁されてきた行為である。冷戦構造の崩壊とともに、政治イデオロギーが凋落し、「宗教の再生」が起こるといふ全アジア的な現象（田辺 1995）はベトナムでも起こっている（ただし、ベトナムでは共産党の指導的地位、社会主義という国是は依然として堅持されている）。特に社会主义市场经济体制の下で、現世利益的な風潮が高まっており、霊媒、占いか盛んになっていて、「信仰の自由」との兼ね合いをどのようにとっていくか、党と行政、祖國戦線の諸団体が頭を悩ませる問題である。現在のヴィエムサーでは、霊媒・占いは、事実上黙認されている。

③歴史文化遺跡の保護。むらの公民の義務であり、「水を飲むときはその源に思いををせよ」。「美俗可風」の伝統発掘が規定されている。

④祭礼の施行。「祭礼は年ごとの経済、生活条件、指導部の主張・決議に従って具体的に指示する」。「老人会の男女に中心的な役割を任せ、淳風美俗、習慣、親密な関係、団結して信仰の自由を守り、異端迷信を排除する」。

⑤婚姻。全文をあげる。

a) 国家が施行する婚姻・家族法と地方の習慣に基づいて、自分の意志に基づく婚姻を実現し、一夫一婦制と平等を実現する。青年団に中心的役割を任せ、一人或いは二人しか生まない。父母の子に対する責任、義務を保証する。婚姻手続きを十分に執行する。

b) 強制、早婚、嫁側から婿側に金銭を要求すること(thach cuoi)、爆竹を鳴らすことを禁止する。婚礼で延々と飲み食いし、浪費することを禁ずる。

c) 第三子を出産した場合は、その年の民工義務の免除、権利、政治・経済に関する地方の優遇制度を受けることができない。

現行の婚姻・家族法の基本は男女平等、自発の意志に基づく婚姻、売買婚・早婚の禁止

事実婚でなく法律婚のみを容認すること、一夫一婦制などである。派手な結婚式は、地位の不平等を示し、資源を浪費するため、社会主義建設や抗仏・抗米戦を勝ち抜く総力体制維持の障害として、制限の対象になってきた。マラーニー(Malarny 1994)は、これを革命以前は家族の領域に属していた婚姻を、国家の管理下に置こうとする政策であると位置づけている。また人口政策により、夫婦には一子ないし二子までの出産を奨励し、それ以上の出産を制限する方針が取られている（具体的施策については後述）。

ただし、実情はこの規定どおりにはっていない。売買婚、早婚（法定結婚年齢以前の婚姻）はなくなったが、婿側から嫁側への聘財の習慣はドイモイ以後、復活している。また、村内婚の傾向は現在でも強く、筆者の調査期間中にむらでは20組を超える婚姻があったが、村外婚は筆者の知るかぎり、同じホアロン社内での婚姻が2組あるだけであった。恋愛結婚が主流になったのは、ベトナム戦争終結（1975年）以降であり、現在でも親が反対すれば、結婚はできないとの意識は強い。また村内婚でも、紹介者の仲介による、非恋愛婚も依然として多い。ただし、本人たちの意志に反して強制されることはない。

結婚式の簡素化についてみると、土地改革（1955-56年）期に、集団結婚式を村政権事務所として接収されたデンで、共産主義青年団の主催で行った時期があったが、むらびとから反対の声があがり、政権側もこれを認め、直ぐに廃止した。不満の理由は、祖先への結婚の報告と許可の礼が行えないことであった。以後も、特に1965年ごろ節約令が出されたり、自宅での結婚式より「会場」で簡素に挙げるのが奨励されたり、結婚式を挙げるのできる日が、軍人を除いては毎月の特定の日に制限されるなど、さまざまな規制があった。しかし、現在では「規約」の範囲内においては、ほぼ自由化されている。ただし、一般にバクニン市とその近辺では、末成（1998）が調査したハノイ郊外の村落のように、宴会が何日も続くことはなく、多くの招待客を迎えるのは、結婚式前夜と、当日の嫁迎え（don dau）前の宴会だけである。そのために、中庭に幔掛けして、卓や椅子を配置するのは一晩だけである。ドイモイ以降、革命前の風習がすべて復活を許されたわけではない、またむらびとが全ての風習の復活を望んだわけではない。結婚費用の相場はヴィエムサーでは、婿側700万ドン、嫁側400万ドンである。差額の300万ドンは聘財や、新婚夫婦の新居を婿の両親の家屋内につくるための改装費用、西洋式ウェディング・ドレスのレンタル代などである。

一夫一婦制はほぼ守られているが、男子を生むための復婚はヴィエムサーでは1945年以降も、土地改革期の数年を除いて、黙認されてきた。人口政策も、農村部では第三子出生

に対するペナルティ（ヴィエムサーでは罰金、妊婦に対する民工義務免除が第三子妊娠に対しては適用されないことなど）が、都市部はと厳格（都市部では、職場での降格、失職減給、罰金、共産党員であれば規律検査など、広範かつ厳格である）でないで、守られていない。特に男子が生まれるまでは避妊を行わず、出産を続ける傾向がある。また、男子が二人いても、一人は女子が欲しいという気持ちがある。むらびとには、自分が年若い病気になる時、頼りになる（日常的な介護など）のは娘だという意識があり、実際、病気の老親の食事の世話など、婚出した娘が生家を頻りに訪れてやっている例もあるので一人は娘が欲しいというのは、こうした場合に備えて、という理由からかもしれない。

⑥葬儀。全文を掲載する。

(a)家族に死者が出た場合は、政権、合作社に報告し、これらが遺族とともに、必要な慣習の手続きを解決し、地方の規定による権利・制度を享受できるようにする。

(b)ソムで死者が出たときは、ソム長、その生産隊は相談して、喪主を助け、「安らかに眠れるように」、人と仕事を割り振る。

(c)それぞれ「義死、義尽」（たとえ生前に関係が悪かった人に対しても、その死に際しては、それで全てのことが終わってしまうので、申問しなければならないこと）の感情に基づいて、気づかいあい、互いに申問し合う。

(d)葬儀のために24時間以上、遺体を安置することを禁ずる。忌祭を営むときは、長々と飲み食いし、家族のために浪費をもたらすようなことを禁ずる。

(e)改葬して遺骨をティエウ（改葬で骨を納める容器）に移すときは、義庄の管理人が仕事を円滑周到に行えるように具体的に連絡しなければならない。改葬が終わったら土地を平らにして、衛生秩序を保持するために、整頓しなければならない。義庄への道路上で草刈りや土を掘ることを厳禁する。

(f)墓を作る時は、遺族はできるだけ一、二カ所に集中するようにし、あちこちに分散させることを禁ずる。また土地の所有者の承認を得る責任を負う。

死者に対する社会政策は既に述べた。革命前、葬式は結婚式同様、地位の格差が表象される場であった。革命後は、死者の魂を信じるという「唯心(duy tam)論」と「迷信異端」という観点、総力戦のための資源節約という観点、衛生（親を立派な棺に安置し、それを何日も庭先に置いて「孝」を見せびらかすことがおこなわれた）の観点から、規制の対

象になった。24時間以内の埋葬が義務づけられているのは、これらの理由のためである。マラーニーによれば、ドイモイ前、ハバック省（当時）は、葬列にベテルと煙草を配ること、死者の親族が儒教儀礼にしたがって白い巾を巻くこと、改葬の三つの行為の廃止を奨励しようとした(Malrney 1994:352)が、ヴィエムサーで実行されたのは、巾に使用する布地の長さの制限だけであった。

⑦その他の規定（環境衛生、生産活動に関する規制、護岸、公共財産の収入など）。

(a)豚や各種家畜、家禽を耕地に放し、民の稲や野菜に被害を与えること、道路、公共の場所に放して、衛生環境を汚染すること、疫病を広めることを禁ずる。水牛、牛を稲や野菜が栽培されている耕地に放牧することを禁ずる。

犬を飼っている家族は登録して、定期的に予防接種を受けさせなければならない。

他人の健康、財産、収穫に損害を与えた場合は、飼い主は賠償責任を負い、その他の損害を弁償しなければならない。損害を与えた家畜を実情を確認してから殴打、或いは石などをぶつけて殺しても、（殺した者は）賠償はしない。しかし勝手に食肉にはならず、防衛組に報告しなければならない。安寧防衛組は、家畜を殺した方と殺された方の双方の間で、合意を得る。何人も疫病で死んだ家畜・家禽を運搬して売ることを禁ずる。

(b)動物の死骸、毒物を池や公共の場所に投棄してはならず、環境衛生を維持し、慎重に埋め、処理する。

耕地に投棄された各種物品、ガラス瓶は合作社が定期的回収を組織して、人民の労災を防ぐ。

(c)全民が水門・水路の通りを良くしたり、ソムやゴーの衛生運動に参加し、「清潔なむら—良い耕地—安全」を実現するように、積極的に動員・奨励する。合作社は公共の場所の公共衛生組を組織して、常に活動を維持する。

(d)商店、サーヴィス業は公共の秩序を維持するために、鐘が鳴った以降の深夜の営業を禁ずる。

(e)稲作、野菜作のために、畦を崩して水路を通し、灌漑・排水することを禁ずる。交通・生産のための往來に悪影響を与えてはならない。

(f)照明、生産経営のための電気使用は、国家の電気部門の管理規定を厳格に執行しなけ

ればならない。合作社電気班の目前で違反があった場合は、電気を切り、調書を作って処理する。

㊸国家の堤防防衛法令を、自覚して厳正に執行する。堤防の土手に対する使用要求は地方政権の許可を必要とする。

㊹自動車の重量制限、速度制限。コンクリート舗装を破壊した時の100%の賠償責任。

交通手数料の徴収と、集団が要求した時の寄付の責任。

生活に対するサービス、衛生の保証、交通往來の便のために村内の一角に市場を設置する。

(i) 全員の公共財産に属する収入源

経済契約関係に参加する時は、各種の合作社集団との生産請負については、請負主は請負参加者とともに、契約に規定された義務を厳格に、充分に実行し、集団の公共の要求と利益の達成を保障する。収権を迅速に納めて、明朗に清算し、長引かせず、集団の資本を浪費したり、債務を作ったりして、悪影響を与えない。故意に違反して、大きな損害を与えた場合には、必要ならば、合作社管理班、班、部門、生産隊、ソムの会議の決定の後に、契約を停止、破棄しなければならない。

重大な違反があり、大きな損害を与えたときには、上級機関に書類を送り、職権に従って解決・処理する。

公共の利益を管理、建設、発展させるという目的から、良い成果を挙げた人には、集団は条件をつくるように奨励し、(成果に)相当する表彰を行う。

最後の公共財産に関する収入規定は、合作社の社会政策、インフラ建設のはほ唯一の財源である、入札制度(生産請負)について、契約履行の義務と、履行されなかった時の契約解消について定めたものである。「公共の利益」増進の方針が強く打ち出されているが一方で契約解消には、生産隊やソムの会議を経なければならぬとも規定しており、合作社管理班は一方向的に契約解消を行うことができない。このような規定は「民主的」ではあるが、前述のように、合作社債務問題解決の手段としての耕地回収が、一旦は合作社大会で承認されたものいざ実行という時になって、生産隊レベルでの話し合いで、反対論が優勢を占めて、見送られたことに表れているように、問題解決を阻害する要因になっている。

最後に現在の「規約」が、1945年以前の「郷約」とどのように異なっているか、または

類似しているかを比較しておこう。

1. 類似点

(1) 紛争をなるべくむら内部で解決しようとする事、外部に対してむらの体面を気にする意識(「郷約」の、むらの揉め事を村外に持ち出すことの規制(「郷約」①③条)。第1章第三節Ⅱ参照。以下同様)。「規約」の詳細な罰則規定と、違反を「むらの名声、人格侵害」とみなす前文の文言。

(2) むらの安寧防衛についての制度規定(「郷約」⑥⑦⑧条)と、「規約」の安寧秩序規定(⑦⑧)。特に安寧防衛組が、盗難があった時に給与の中から弁済しなければならない(本章第一節②③参照)ことは、1945年以前の制度中の里長・副里・管社・巡番のパトロール義務と、むらびとのこれらの者への報酬支払い、盗難時の弁済義務(「郷約」⑦条と第1章第三節Ⅰ3参照)と全く同様である。伝統的要素の復活と言える。

(3) 国家の課す義務・政策の遂行。「郷約」では徴税(④条)、徴兵(⑤条)、「公務」への参加義務(同②③条)が、これにあたる。「規約」では、前文以下、そここに国家の刷新政策に合致する目的で、「規約」が制定されていることが見て取れる。

(4) 「郷約」の周知(「郷約」②条では、毎年一度の会合で、民が「郷約」を読まねばならないことが規定されている)と、現在の年一回の合作社大会での「規約」の朗読(大会で、改定への意見を募るという目的で、安寧防衛班長が朗読する)。

(5) 何度も言及してきたように、現在のむらの収入源は、合作社管理地に対する入札収入である(「規約」では⑦⑧(i)参照)。一方1945年以前の「郷約」には、むらの収入源に関する明文規定は、各種罰銭や地位上昇に際しての納銭、^罰街銭など多岐にわたり(②⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔条)、「民に留めて公に支出すること例に依る」と規定されている。さらに亭の祭礼に礼服を着て参加する権利を得るために、男子がむらに払う饗、またはカンがあったことは、第1章第四節Ⅰと同注(31)で述べた。むら内部の「取れるところから取って、全体にまわす」という意味では、1945年以前のむら財政と、集団耕作時代のバオカップ(国家丸抱え制)廃止後のそれは、極めて類似している。あるいはヴィエムサー合作社がこのような特殊な運営方法(他の合作社のように、税金・諸経費に合作社基金分を上乗せするという方式を取らない)を行い、それがむらびとの支持を受けて、運営を可能にしているのは1945年以前の経験が影響を与えているのかもしれない。とすると、ブローデル(1989[1958])流に言えば、1945年以前の八月革命と、その後の土地改

革などの社会主義化の試みは「事件(evènements)」の領域に属し、むらびとのむらびとのように運営していくかという意識は、「コンジョンクチュール(conjoncture=「中期持続」「複合状況」「変動局面」などと訳される、中期的な時間の持続)または「長期持続(long durée)」に属しており、比較的長い時間持続して、「事件」によって一時的に表層から消えても、条件さえ整えば再び顕在化してくるもの(全く変化しないとは言わなくても)と考えることができるかもしれない。

(6)道徳的規定。「郷約」(19(2)条)の儒教道徳的規定は、「規約」(7)(1)の「新しい家族の文化」規定中の上下秩序、家風、道徳の維持などにも見られる。ただし、「規約」は「ドイモイ促進」に結びつくような、「新しい文化」を作り上げるという社会主義的道徳も含まれる。

相違点

(1)「郷約」の内容の中心であった、むらびとの間に差異を作りだす規定、それに伴う希望、納税の義務(11~16、20(1)5条)、むらに移住して三代を経ない者に対する地位・役職の差別規定(26条)は「規約」から姿を消し、婚姻、葬儀など革命前には、地位の差異を表象する機会となっていた行事に対しては、浪費を戒め、できるだけ簡素に営むことで地位をめぐる競争を防止しようとする方針にかわっている。

(2)特権に関する相違。「郷約」には、役職者に対する徭役(1条)・堤防改修及び労役(2条)・雑役(3条)免除、兵役期間満了者への賞(5条)、饗及び后(6条)、亭の祭礼での豚、鶏の贈与(12(2)条)が規定されており、その多くは地位に関するものだが、「規約」では、このような地位に関する特権は廃止され、特権というよりは、犯罪の自首・告発者、公共の利益増進に貢献した者への賞、社会政策に見られる社会政策対象、弱者への救済策に性質が変化している。

(3)罰則に関する相違。「規約」は、罰金(2(5)(6)(7)(9)(10)(11)(13)(19)(23)(24)条)、笞打ち(28)、官への引き渡しと亭で同坐しないこと(9条)が規定されている。罰金の比重が大きいが、「規約」では笞打ちのような体罰はなく、「規律検査(kiem diem)」、批判、譴責、警告、むらの放送局を通じての通告、初または現金支払い、損害賠償、各団体・組織からの除名、重大な事案に関しては、上級機関への書類送検、法令や法律による処罰、第三子出生に対するペナルティ(罰金や、妊婦に対する民工義務免除を行わないことなど)、合作社との経済契約の解消など、罰則が多様化している。

(4)社会政策。「郷約」には、弱者救済など、相互扶助に関する規定が欠如している。「規約」では、前文でむらに人間の身体に例え、むらびと一人一人をその細胞と位置づけ、細胞が健全でなければ身体が衰えるとして、むら全体に関わる弱者救済機能を明文化している。基本的原則は「自らは皆のために、皆は自らのために」に「団結」することであり(前文③)、具体的には「庇いあって団結し、経済生活、日常の付き合いではお互いに助け合わなければならず(同)、困難・災難に遭った者、老弱者、一人暮らしの者、寡婦に配慮・重視し、高齢者、婦人を尊重しなければならない(7(1))とされる。

第五節 小結

ヴィエムサー合作社では、合作社が保留する耕地を入札にかけて、経営能力・意欲・資本に富んだ合作社員に耕作させ、これらの社員が合作社に納める代金を元手に、一般合作社員が納める農地使用税水利費の大幅減額、インフラ建設、社会政策を行っている。いわば、経営能力・意欲・資本に富んだ合作社員がそうでない社員を支えるという運営方式を取っており、1945年以前には、むら全体のレベルでは存在しなかった弱者救済という側面を含む「生存維持の倫理」を維持・実行しようとしていると言える。その際のむらびとの行動規範になっているのは「自らは皆のために、自らは皆のために」に「団結」しなければならないという意識である。この規範は、家族、父系親族集団ソンホ、農業合作社、保寿会、相互扶助組織の行動規範にもなっている。

このようなヴィエムサー合作社のあり方は、東南アジア農村社会論、ベトナム農村社会論、特にモラルエコノミー対ポリティカルエコノミー論争から見るとどのように分析されるだろうか。

請負社員(農民)は、交付地や%地での耕作に比べて、高額の入札代金として、自らの資本・意欲・能力で得た収穫の多くを合作社に納入して、むらレベルでの「公共の福祉」の財源(一般社員に農地使用税・水利費減免、インフラ建設、社会政策)とすることに大筋で合意していることから、社会主義「市場」経済という制度のなかでも、常に自己利益の最大化のみを目指して行動するわけではないことがわかる。むらという一つの共同体の中で、自己利益だけでなく全体の利益を図ることも、自己の投資によって建設されたインフラ(道路、水路、宗教施設や遺体安置所などの公共施設)からの利益を享受できること他のむらびとから信望を得られ、威信につながる、利己的(lich ky)であると非難されないなどの利点があるので、これらも「合理的選択」であって、農民はその意味で「合理的」

に行動しているものであり、モラル・エコノミー論にはあてはまらないとの主張もありえよう。しかしその場合でも、そうした「合理的」選択は、純粹に市場経済原理により決定されるものではなく、慣習や社会規範という別の要素（これこそがモラル・エコノミーの本来的意味である）のなかに、「市場」経済原理が「埋め込まれて」いるのである。また、モラルエコノミー対ポリティカルエコノミー論争においては、問題の性質が、どちらが正しいかという二者択一的なものでないことが明らかになっている（Bloch & Parry 1989など）。実際の村落社会では、共同体的村落の利益と私的利益が対立しない状況、村落の資産ファンドを利用するなかで、そこから投資資金を借用する個人は、自己の私的な資本蓄積を実現した場合、同時にこのファンド資産をも増加させる義務を持つ場合がある（友部 1990:116-117）。

そのような事例のひとつに、高地ネパールのタカリ（Thakali）と呼ばれる人々の輪番制信用システム（rotating credit system）がある。むらの首長層をはじめとして、全ての土地持ち（ほとんど全てが土地を持っている）が参加することを求められ、個人の富を増すと同時に、他のむらびとが借りるためにむらのファンドを増す義務から逃れることはできず、むらのファンドの損失は個人の損失でもあり、しかし一定以上の利益を産んだ時は、個人とジャート（jat＝一種のカーストであり、また内婚単位、むらでもある）の双方がともに利益を得る。つまり、個人的な富と集団的な富の相互依存状況、或いは個人的な経済的利益がむら全体の利益になる状況が存在しうるのである（Parker 1988:190-191）。ヴィエムサー合作社の入札制度も同様なものと考えてよいであろう。

以上、ヴィエムサー農業合作社が現在、どのように運営されているか、それが東南アジア農村社会論、ベトナム農村社会論にどのような展望を与えるのかについて述べてきた。しかし、既に述べたように、農業合作社は資本不足のため、その業務を全うできないでいる。その役割を補充しているのが保寿会である。保寿会も共同体全体の「生存維持の倫理」を実現するために努力しているのである。次章ではその保寿会の活動に焦点をあてる。

注

- (1) Luat Dat Dai(1995). Ha Noi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.
 (2) グエン・シン・クック(Nguyen Sinh Cuc & Nguyen Van Tiem 1996)らによれば、1987年末に全国には17,022の合作社があったが、1988年から1994年までに2,958が解散した(18-119)。また紅河デルタとその中流域では30-50%の合作社が行政と合併し、中には実質

的に解散したところもある(121-122)。

(3) 国家の行政制度では正式には社が末端であるが、実際には社が複数の村(thon)から構成されていることが多い。バクニン省は村が公的な行政的性格を持った単位として認定され、村長が任命されているところが、省内の2割弱ある(古田 1996b:161)。

(4) 1992年、社員に交付地を分配した時、ヴィエムサー合作社では初めて非共産党員の合作社主任が選出された。交付地分配という困難な事業にあたって、党歴よりも経済管理能力が優先された結果であるという。彼は1997-1999任期の合作社主任として再選された。再選にあたっては、村や社の党支部に事前に許可を得る必要はなかったという。いっぽう村長選出は村民による投票が行われるかは筆者はこれを確認できず、最終的には村の党支部会議で選出されるようである。

(5) 岩井(1996:88)による。

(6) 民工義務(dan cong nghia vu)。王朝時代の賦役の名残のような賦課形態。男性は18-45歳、女性は18-25歳に課され、病人、学生、妊婦は免除される。合作社幹部によれば「本来は労働奉仕を行うものであったが、現在では現金か穀で支払うことが一般化した」という。一人年額45,000ドン(或いは穀25kg)。

(7) 松尾(1996:112)の用語法にしたがう。

(8) 農地使用税法(1993年7月10日第九期国会可決、同年7月24日公布)によれば、その産出根拠は面積と土地の等級で、「納税額の決定は等級ごとの単位面積に穀のキログラム数で決定する」(第6条)。

(9) 注(5)参照。

(10) 通常の入札の条件は、合作社に対して債務が無いことであるが、野菜入札のダウ・チョー区のみは、後述するように、債務額が穀30kgまたは5万ドン以上でないことである。

(11) 農地使用税法(第9条)一年の税額は ※参考(旧農業税法令)の税率

1 haごとに穀をキログラムで計算する。

1. 一年生作物と水産物の養殖・栽培

等級	税額kg/ha	等級	税額kg/ha
1	550	1	700
2	460	2	560
3	370	3	420
4	280	4	350

5 180
6 50

5 280
6 210
7 100

(12) 実際の徴収は榎と現金の半々で行われ、合作社は榎を倉庫に保管し、社には全額、現金で納める。合作社が社員から半分は榎で徴収する理由は、端境期に榎を食へ尽くした世帯や困窮世帯への貸与、旧正月の困窮世帯への援助用に備蓄するため（いずれも社会政策の項で詳述）であると考えられる。

(13) %地から徴収する。

(14) チャンリエット合作社の場合、合作社が算定した各世帯の耕地の標準収量の15.5%が農地使用税など国家課税分として、2.5%が合作社課税分（電気・灯油費、内田水利費、行政支出費、管理運営費、農業専門チーム報酬）として徴収される（岩井 1996:102;112）。

コックタイン合作社の場合は、制度がきわめて複雑であるが、どの世帯にも交付される「通常契約地」の場合、合作社が徴収する榎全体の約1/3が農地使用税、水利費が1/4で残りの榎、すなわち徴収量全体の約半分弱が合作社の収入となる（松尾 1998:33-34）。どちらの合作社の場合も、農地使用税、水利費に加えて合作社の提供するサービスの実費を徴収しており、ヴィエムサー合作社のように、合作社が社員に対して、農地使用税と水利費を減額して、その分を合作社自身の収入（入札代金）から補填するという方法を取っていない。また、ヴィエムサーでは、合作社管理費は税や水利費と一本化されているため事実上徴収されていない。

(15) 農地使用税法第23条。（第1項）重傷兵1級と2級がいる納税世帯と、病兵1級と2級がいる世帯は免税する。（第2項）納税世帯が烈士の家族である場合は免税、あるいは減税する。（第3項）納税世帯に本条1項の規定により免税されない傷兵、病兵がおり（その生活が）たいへん困難な場合は減税する。

同法第25条。政府が減税について詳細な規定を設ける。

財政省通達（1993年11月9日）第16条。（第2項）農民世帯が障害を持ち、老弱で身寄りがない場合の免税は具体的に以下のように定める。戸主が労働人口年齢にありながら障害があり、労働が不可能な場合。障害があり、老弱、独身で身寄りがない場合。（第3項）傷兵1級と2級がいる納税世帯と、病兵1級と2級がいる世帯に対する免税。（第4項）農地使用税免税措置を受ける烈士家族の世帯とは、現行の規定に基づいて恩給を受給

する者がいる世帯である。（第6項）本条第3項、第4項に規定された以外で、生活がたいへん困難な傷兵、烈士、病兵家族の世帯に対する最大減税は50%をこえない。

(16) 「農・林業合作社、生産集団の組織整頓、管理刷新に関する規定」（1988年11月14日閣僚評議会決定171号）の第19条では、合作社は傷病兵、烈士、革命に功績があり労働力が不足している家族に、仕事や職業を斡旋し、優良で家から近い耕地を分給し、もしこれらの家族が困難な状態にある時は、合作社基金への徴収額を減免し、きわめて困難な状態にある場合には合作社の福利基金から援助する責任を負う、と規定している。

(17) 96年5月、97年5月の合作社大会報告書によるが、この数字の急激な減り方は、96年の435kgは、榎だけでなく、他の産物を榎換算して榎に加えた数字ではないかとも考えられる。ただ、全体と一人あたりの榎生産量が減少していることは、合作社幹部へのインタビューでも確かめられている。

(18) ただし、市場原理が導入されてからは、国营企業のレイオフや操業中止が増加したため、同じ国营企業に勤務する者でも、収入が安定している者とそうでない者の格差が生じるようになっていく。また1991年の共産党第7回大会で、従来の「労農連合」から「労農知連合」へと、知識人重視の姿勢が打ち出されたことから、学歴重視の傾向が高まり、高学歴をつけて、就職へのチャンスに活かそうとするようになった。ヴィエムサーでも、特に男子はできるだけ、日本の高校に相当する三級（10～12年生）に進むようになったが、三級やそれ以上を卒業しても、職を見つけるのは容易ではなく、むらで農作業に従事するしかないのが現状である。

(19) ヴィエムサーからの大学進学は、年に2～3人、高専などへの進学者を含めても年に10人に満たない。

(表1) ヴィエムサー合作社が肩代わりする社現役幹部、社退職幹部、合作社幹部、祖国戦線の各大衆団体支部長、獣医、社の医療ステーション看護士への給与支払い

①社現役幹部給与合作社肩代わり分 (= 9カ月分)

民兵隊長	18万ドン/月×9カ月=162万ドン
公安長	18万ドン/月×9カ月=162万ドン
土地管理	18万ドン/月×9カ月=162万ドン
(dia chinh)	
共産主義青年団長	18万ドン/月×9カ月=162万ドン
職責不明	16万ドン/月×9カ月=144万ドン
計	792万ドン

②村長給与合作社負担分 60万ドン/年

③社退職幹部年金(huu xa)合作社負担分

元社主席	10万ドン/月×9カ月=90万ドン
元社副主席	9万ドン/月×9カ月=81万ドン
元社行政幹部	9万ドン/月×9カ月=81万ドン
同上	9万ドン/月×9カ月=81万ドン
元民兵隊長	9万ドン/月×9カ月=81万ドン
元売買合作社主任	9万ドン/月×9カ月=81万ドン
元社行政幹部	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
職責不明	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元社公安	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元売買合作社幹部	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元社公安	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
職責不明	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元文化補充教員	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元婦女会主席	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
元信用合作社主任	9万ドン/月×8カ月=72万ドン
計	1,143万ドン

(表2) 95年5月から96年4月までの入札収入

①稲作(概)	73,666,820ドン
②野菜	1,764,900ドン
③養蚕	66,506,000ドン
④養魚	124,491,700ドン
計	266,429,420ドン=24,220USD

(表3) ゲエン・ヴァン・フォー氏養魚経営

①粗利 3,500万ドン

②経費

(合作社への入札代金

及び合作社ポンプ電気代) 1,030万ドン(報奨金165万5750ドンを減額)

(稚魚購入費[1t]) 800万ドン

魚捕獲雇用日当 45万ドン

飼料代(1万F/kg×30トン)300万ドン

③純益 ①-②=2,175万ドン

④一人当たり純益 ③÷3= 441万ドン

(表4) 合作社計算による1サオあたりの生産諸経費徴収額(概計算)

灌漑費(合作社水利組への給料)	3.42kg/sao/年
安寧費(既述)	3.42kg/sao/年
合作社管理費(国家算出の標準値)	4.00kg/sao/年
植物防衛費(技師への給料)	0.40kg/sao/年
国家水利費(国家納入分)	2.84kg/sao/年
農地使用税平均	12.20kg/sao/年
水位調節灌漑サービス費	
dich vu bom tat, chong han, chong ung	12.20kg/sao/年
<hr/>	
計	38.48kg/sao/年

(表5) 平均収反に対する諸経費納入量の割合。民工義務納入年齢者(男性18~45歳 女性18~25歳)の1996年5月-1997年4月の場合

①平均収反252.8kg(五月稲〔冬春作〕140kg、十月稲〔ムア作〕112.8kg)。

②概納入量

「産」(合作社納入分)	19.5kg
社会基金	2.0kg
%地基金	3.0kg
民工	25.0kg
+	49.5kg

③納入比率 ②÷①=サオ当たり収反の19.58%

(表6) 合作社の一年間の収支(1995年5月-1996年4月)。単位d=ドン。

総収入	
(1)電気	79,614,100d
(2)藪(Ken) 95年	52,275,300d
(3)概95年	100,161,700d
(4)魚95年	79,286,700d
(5)民工95年	9,320,300d
(6)土宅税(mha dat)	974,600d
(7)豆(dau) 95年	1,660,900d
(8)繰越債務(mo cu) 徴収分	28,115,300d
(9)土地手数料(le phi dat)	3,500,000d
(10)水害基金(quy bao lut)	3,020,800d
(11)獣医費	2,152,800d
(12)その他の収入	9,660,600d
(13)概96年	49,732,800d
(14)藪96年	14,230,700d
(15)魚96年	45,205,000d
(16)豆96年	104,000d
(17)民工96	17,584,000d
	<hr/>
	496,599,600d
総支出	
(1)生産支出	219,532,460d
(2)管理支出	14,680,500d
(3)社会支出	44,566,300d
(4)収入分配支出	30,980,800d
(5)各基金への義務的支出	89,861,090d
(6)農業税支払い支出	73,548,800d
(7)銀行預金払込	20,000,000d
	<hr/>
	493,169,950d

総支出内訳	
(1)生産支出	219,532,460d うち、
防衛	9,668,900d
水農班(thuy nong)	19,171,400d
水利費(thuy loi)	32,899,900d
その他	14,842,100d
電気	142,950,160d
うち国家納入分	131,476,060d
残り(電気建設及び修理費)	11,474,100d
実質生産支出	139,918,360d
灌漑モーター電気代 (dien bom tat)	43,384,360d
(2)管理支出	14,680,500d うち、
紙、新聞講読、文房具	2,922,400d
接待費(tiep khach)	2,558,500d
お茶、たばこ代	548,200d
その他	8,651,400d
(3)社会支出	44,566,300d うち
少年団(thieu nien)	3,579,000d
老人会、婦人会、青年団	10,429,800d
幼稚園(mau giao)	3,498,500d
葬式・貧困家庭援助	9,213,100d
その他	17,845,900d
(4)収入分配支出	30,980,800d うち、
(chi phan phoi thu nhap)	
テト支出	25,886,500d

(5)各基金への支払い	89,861,090d うち、
水利費	16,371,200d
家屋税	4,076,790d
水害基金	7,560,000d
5%基金	12,140,000d
5%基金96年分	7,000,000d
(6)農業税支払い	73,548,800d
(7)銀行預金払込	20,000,000d

本章では、ヴィエムサーの保寿会(Hoi Bao Tho。正式名称は「高齢者会[Hoi Ngươi Cao Tuổi]」であるが、保寿会のほうがむらびとには一般的であるので、本論文でもこのように記述する)の活動に焦点をあてる。保寿会は、共産主義青年団、旧戦兵会、婦人会などと並んで、祖国戦線(mat tran to quoc)の一団である。祖国戦線とは、憲法の規定では民族の団結強化と、人民権建設に貢献することを目的に結成された政治連盟であると同時に、各人民団体、各大衆組織、各民族、海外在住ベトナム人の自発的連合組織であり、共産党もその一構成員にすぎない(中臣 1998:41)。ただし、実際には、共産党の強い影響下に置かれ、党と国家の政策を傘下の各団体の構成員に周知徹底させ、その実現を促す官製団体であると考えてよい。現実にはヴィエムサーでは、婦人会、共産主義青年団、旧戦兵会などの活動資金は、実質的行政機関である合作社に依存している。

しかし、ヴィエムサーの保寿会は、村内の祖国戦線の他団体と明らかに違う特徴を持っている。それは、独自の財源や事業・活動計画を持ち、農業合作社が財源不足のために着手できない分野のむらのインフラ建設、環境整備、緑化、社会保障などを積極的に行っているという点である。さらに、むらにおける伝統的な役割として、祭礼の準備、主催は保寿会の手を委ねられており、祭礼によっては合作社から財政援助を受けないで、保寿会の支出のみで行われているものもある。また、むらの宗教施設の維持、むら内外からの参拝者の接待も保寿会の手を委ねられている。つまり、ヴィエムサーの保寿会は、もともと官製団体だが、自発的結社(voluntary association)の性格も持つ。

このような保寿会の活動は、むら全体の生存維持に大きく貢献している。本章ではこうした保寿会の活動と保寿会の一部でもあるが、独自の組織とも言える女性による仏教活動にも触れる。また、こうした保寿会の活動が、資金不足の合作社の活動を補って、むらの建設や社会政策に貢献しているにもかかわらず、必ずしも合作社の方針と一致せず、両者の間に一種の緊張状態が生まれたことにも触れる。さらに、むらの中に見られる互助組織としてのチョイホ(choi ho)や、同年会にも言及する。

第一節 保寿会(Hoi Bao Tho)

1 保寿会の組織・機構

1. その沿革と概況

保寿会の結成は民主共和国成立の1945年にさかのぼると言う。1996年のヴィエムサー保寿会大会の工作報告草案によれば、1945年以降は父老会と呼ばれていた。その後、1985-1990年には「老齡を楽しむ会(Hoi Vui Tuổi Già)」、1990年からは保寿会、1996年1月より正式に「ベトナム高齢者会」となり、同年7月のベトナム共産党第8回大会の決議に基づいて、首都ハノイに同会の中央組織を置くことになり、全国会長も任命されることになった。

ヴィエムサー保寿会は、50歳から入会資格ができる。ベトナム高齢者会の規定では、男性55歳、女性50歳からであるが、ヴィエムサーでは長く、50歳からの加入を行ってきたので、この方針でやっていくという。

1996年8月の1994-1996年任期の総括を行う大会の時点で、会員数は437人、この二年間で19人が死亡し、37人の入会があった。この37人のうち、1996年だけで30人の入会があったというが、これは有資格者が増えたというより、保寿会が入会の勧誘、ひいては保寿会の活動自体に積極的になってきたこと、またその活動を見て、それならば入ろうという人が増えてきたという相乗効果によるものであろう。後述するように、保寿会は入会金(1万ドン)が、年齢が高くなってから加入するほど1,000ドンずつ上がるようにして有資格者全員の入会を目指している。

会員中の共産党員は61人、ヴェエムサー村の党支部の党員数は108人程であるから、党支部の高齢化傾向がうかがえる。また、国家から勲章や表彰状を授与された者が100人いる。

2 執行委員会

保寿会は会長以下15人の執行委員会が指導する。1994-96年任期の会長を務めたグエン・ヴァン・カー(Nguyen Van Ca)氏、96-98年任期の会長グエン・ドック・バー(Nguyen Duc Ba)氏はともに、農業合作社の主任の経験者で党員である。その他の執行委員は男女二人ずつ、7つの生産隊から推薦され、大会で選出されるが、会長は最初から会長候補として、別枠で選出される。今回は前会長のカー氏が、バー氏に後任への就任を要請したという。会長はこのように慣例として、合作社主任などを経験し、管理能力に優れていると見なされている人が選ばれる。会長候補として推薦された時点で、村内世論は統一されており、会長就任はすでに決まっているようなものである。

副会長のグエン・ティ・ヴオン(Nguyen Thi Vuon)女史も、婦人会幹部を長く務めた人

である。女史は94年任期から98年まで留任することになったが、仏教関係における責任者でもあり、これは、ベトナムでは仏教の信仰活動が、主に中年や高齢の女性によって担われていることによる。

執行委員はこの他に、文化担当、会計担当、守顧（出納係）担当、建設担当、歴史遺跡担当などの職務を分担する。

以上の15人の執行委員の他に、祭礼の食事作りなどの実務を補佐する女性が、各生産隊から一人ずつ、計七名が選ばれる。これを組長 (to truong) と呼び、大会での選出の必要はない。

執行委員会は、会員の先頭に立って活動を行い、管理・指導を行う忙しい任務である。しかし、会長と副会長に社から報酬として税が支給される以外は、手弁当で行われる。またどういう理由からかはわからないが、保寿会の執行委員会がその活動を利用して私腹を肥やしたなどという、根拠の無い噂が立つこともあり、よほどの使命感がないと続けられない。このため、執行委員の任期を全うしたり、定数15人を選出するのはなかなか困難である。94-96年任期では、一人が家族の南部移住によって、二人が家庭の事情で途中で辞め、別の者に代わった。後者はおそらく、家族経済を支えるための退任であろう。家計のために、家族全員が働かなければならない現在の状況では、無理からぬことである。

96-98年任期では状況はさらに悪化したように見える。第四生産隊からは、男性の執行委員を選ぶことができず、第六生産隊の男性執行委員も、農業合作社の生産隊長が兼任することになった。さらに王母のデンの守が退任して、後任を選ぶことができず、執行委員の男性が兼任することになった。善意と自主性に支えられる、保寿会の大きな問題点である。

II 保寿会の任務と活動

保寿会の本来の任務は祖国戦線の一団として、老人としての立場から共産党と国家の政策を実行すること、または村政権やむらびとに実行するように働きかけることである。特に年長者として、家族の模範になることが求められる。96年の大会報告草案では、この点に関して以下のように総括している。

(1) 政府と国家の主張・路線・政策と合作社の規約を実行して、民工（税の一種、合作社の章参照）や子や孫の軍事義務を実現するように動員する。土地を不法占有せず、子孫

は聞き分けが良く、ヴィエムサーでは、賭カードや数当て賭博をやる老人は皆無、あるいは少数で、早婚や一夫多妻はない。しかし450人の老人のなかには、宝くじの賭をやって多額の借金を作り、子孫は素直ではなく、安寧を乱し、酒を飲みすぎて模範に欠ける者もいる。

(2) 老人たち、人民、家庭内の団結を強化する問題：老人たちは高齢・尊長 (ton truong) であり、模範的に団結し、団結して従来からの義務を遂行するにあたっては中心的な柱であり、革命においては模範となり、むらやゾンホ、家族のなかでは良き存在である（以下、数行判読不明）。しかし、何人かの老人は（模範になることを）実現できず、家族を罵ったりして、子孫に悪い影響を与え、子孫もそれを真似して悪くなる。

このように、保寿会の会員たちの年長者としての模範の役割は、報告草案が認めているように完全には果たされていない。特に一夫多妻は、それが禁止された1945年以降も、1950年代の土地改革期を除いて、根絶できなかったようである。筆者の知る限り、1940年代後半、60年代、70年代、90年代にそれぞれ側室 (vo le) を娶った例がある。これは、既に合作社の「文化むら建設規約」で述べたが、主要な理由は祖先祭祀を継承する男子を生むため、そのために側室を娶ることは、ヴィエムサーの地方政権にも事実上黙認されている。側室を娶る際に、通常の結婚式と同様の式が行われる場合もあることは、そのことを物語る。また、側室を娶ることについてむらびとが語る時に、「正妻が見つけてきた」、或いは「正妻の同意の下に」と語られることは、祖先祭祀や家産の継承者たる男子を生むことができなかった正妻にも、側室を見つける、または容認する責任が課されていることのアラわれであろう。

1. 具体的活動

(1) むらの「歴史遺跡 (di lich lich su)」などの宗教施設の保存・管理。むら内外の参拝者の接客と、礼拝の手助けを行う。

亭では、守の老人が昼夜当直して、接客、礼拝の手助けにあたる。ヴァ・パー (vua ba = 王母) のデンでも同様。デン・クン (Den Cung = 上岸聖母、水晶公主、玉容公主を祀る) では、保寿会の老婆たちが一生産隊ごとに二週間ずつ交代で当直し（一日に二人）、線香や疏文の販売、接客（お茶、ベテルを出す）、祈禱の手助け、御みくじを引いたり、銅銭で神意を占ってやる。また、男性の多少なりとも漢字を書ける老人も当直して疏文を漢

字で書いてやる。礼拝に必要な論文など（これは参拝者に販売する）、茶やビンロウ樹の実キンマの葉、ガンビルなど、一日あたり、一万一千ドンから一万二千ドン支出している。

②祭礼の準備・挙行。1945年以前は男性、特に席次で四盤と呼ばれる人々に、亭や王母のデン、デン・クンの祭礼の実務の指揮が委ねられていた。例えば、女神である王母のデンの祭礼でも、デンの中で神に拝礼するのは男性であり、女性はデンの外でバクニン地方特有の民謡であるクアンホを歌うだけであった。デン・クンでも、祀られている主要な神は全て女神であるが、デンの前にある井戸を浚う行為は四盤の男性の手に委ねられていた（ただし、寺に関する祭礼は女性によって組織されていた）。1945年以降、国家の男女平等の方針の下、女性も積極的に祭礼に関わるようになり、特に保寿会の執行委員会と組長たちの役割は重要なものになった。

現在、ヴィエムサーの大きな祭礼は、以下の通り。

①正月十五日。寺の祭り

②二月五～七日。ヴァ・パー（王母）神のデンの祭り。1996年の総支出は250万ドン。功德で110万ドンを賄い、合作社が赤字分の140万ドンを支出した。

③三月三日。デン・クンで聖母（thanh mau）の命日、井戸の浚渫

④八月六日～八日。亭の祭礼。1996年は保寿会は70万ドンの費用を支出。この祭礼期間中に功德が90万ドンあった。一方、合作社は450万ドンを支出した。

⑤九月二十五日。寺の祭礼（20世紀初頭にむらの寺を再建した僧の命日）。1996年は費用として、45万2,100ドンを支出し、保寿会が会員からの寄付（67万2,000ドン）と、功德（6万8,000ドン）その他の収入から賄った。

⑥大晦日（giao thua）。亭で動土（dong tho）、デン・クン、王母のデンでも礼拝。

以上の祭礼はむら内外からの参拝者を多く集め、大がかりに行われる。このうち、国家の「歴史遺跡」に指定されている亭や王母のデンの祭礼に関しては、合作社が費用を負担するが、それ以外は保寿会が費用を負担する「自足(tu tuc)」である。

これ以外に、保寿会の執行委員会のみが参加する小規模の祭礼がある。

③会員の葬式。老婆たちが、線香とともに「祈りの橋（cau khan＝長さ30mはあろうか

という布に経文が書かれている）」を頭上に掲げて葬列の先頭に立ち、一次葬地である義庄（nghia trang）まで先導する。また、埋葬に当たっては「南夢阿弥陀」が何回か繰り返される御詠歌を歌う。

また97年2月から、葬列の柩の前に、死者の遺影を飾る龍庭（long dinh）と呼ばれる小型の輿を保寿会が購入して、会員の葬式に用いられるようになった。

さらに、保寿会は道族と相談して、埋葬時間・葬列の出発時間を決める。1996年8月の保寿会大会では、国家、省レベルの規定である、死後24時間内埋葬の弾力的運用が決定された。もちろんこれは村長、合作社管理班の事前の同意の下に行われたことは明白であるが、それにしても、保寿会がむらの規約に関する一定の決定権を持っている。また、会員が死亡した場合にはチュオン(chuong)と呼ばれる旗を贈り、線香、ビンロウ樹の実とキンマの葉を持っていく。これらは6万ドンに相当する。但し、この弔問のための費用が、当初の会員によって作られた基金よりも高額になり、追加の寄付5,000ドンを数回に渡って集めた。しかし、寄付に応じない会員が1996年の段階で1人いたという。大会報告草案はこのことについて「説得にも関わらず、悲しむべきことである」と総括した。ただし、寄付に応じない会員の名前は、大会の場で名指しされることはなかった。

④社会政策。病気・困難に遭遇した会員や、烈士・傷病兵への見舞い、援助。

①病気の会員に第一回目の見舞いで0.5kgから1kgの砂糖を贈る。第二回目の見舞いには0.5kgの砂糖を贈る。また、常に老人会々員や人民に関心を払い、突然貧困や飢えに見舞われた人がいたら、すみやかに合作社と生産隊長に報告することにした。

②障害があることでの家庭の援助、非常に困難な家庭の援助

③6万ドンを集めて、烈士と傷兵の6世帯に一万ドンずつ贈る「情義(tinh nghia)」を行った。

④旧正月の寿の祝いに、亭に集まってお菓子を食べ、お茶を飲み、寿の祝い（60、65、70、75、80歳とそれ以上の者）に記念品を贈呈。記念品は1996年の旧正月はタオル（一本3,000ドン×168枚＝計55万ドン）、1997年は「ヴィエムサー村高齢者会」と各人の名、年齢の入った小さな旗（5,000ドン×59枚）、50歳と55歳の者にはタオル（2,200ドン×39枚）、さらに執行委員会にも一枚3,500ドンのタオルが配られた。

⑤保寿会の基金から、生産や家畜飼育、困難を抱えた家庭など、必要な人に月4%の利息で融資する。利息は社会政策対象（傷病兵、烈士の家族）に対しては考慮する。こ

の制度は国家の提唱する貧困軽減(xiam ngheo)政策に合致するものである。

(5)「歴史遺跡」などの宗教施設への投資、整備などの公共事業

①亭。1992年にスウェーデンの文化援助2,000ドルとベトナム文化省の援助、むらびとの寄付で亭を修築し、文化省の「歴史遺跡」の認定証を迎える儀式を行った。その際神輿行列であるスオックを行った。重要な亭の祭礼での儀式であるテー(漢字で「祭」)のための衣服25着、大祭のための衣服23着、日除け傘10本、旗、チュオンなどを購入した。

②王母のデン。太鼓、神像、像を安置する四つのガラス・ケース、鐘、急須、果物を供える底部が細い盆を購入した。96年2月には、ある夫妻が銅製の鍋?を寄付し、お披露目(le trinh)の札と併せて、75万ドン相当の寄付があった。また別の夫妻は銅製の二羽の鶴の像を寄付した。

③寺。15万ドンの花瓶の寄付(1人)。45万ドンと(二体の像とお披露目の札)で45万ドン、計90万ドンの寄付(1人)。また、小規模の修繕や大盆(mam)などの購入に37万ドン。さらに果樹も植えた。デン・クンと合わせて46本、ほとんどは龍眼である。外壁も建設した。寺には寺田が4サオあり、入札にかけて耕作させる。入札代金として、一務ごとにサオ当たり粃100kgを保寿会に納めさせる。これは革命前の寺田(当時は6サオ)を復活させたものである。

④デン・クン。1994年に3,200-3,500万ドンをかけて、本殿、接客所、祈願のための香炉を納める建物を建て、上岸聖母、水晶公主、玉容公主の像やガラスケースも購入した。費用は主に功德である。以前は5万ドン以上を功德した人、現在は10万ドン以上功德した人の名を碑に刻んでいる。現世利益の性格が強い聖母信仰は、むらび内から多くの参拝者を集め、功德の額は通常の月には34-35万ドン、半月から一月で100-150万ドンにものぼるといふ。デン・クンの建設にあたって、合作社は煉瓦と木材のみを援助した。

また、境内の地面と、境内にある井戸(宗教的に崇敬の対象であり、むらびとに対する飲料水を提供する)の囲いをコンクリートで覆うことについての費用は150万ドンであった。境内の緑化は1994-96年以降も継続して行われている。また、井戸の夜深にかかる費用(ポンプのリース代、操作技師の日当)などは、全て保寿会が負担している。1996年は台風があったので、三月三日のデン・クンの祭礼以外にさらに二回の夜深を行

った。また1997年の祭礼前に、接客所をもう一軒増築し、門前の道路を舗装した。この費用も約一千万ドンかかったという。

⑤安置所(nha tang)。むらの風習では、むらの外部で死亡した者(病院での死亡、事故死など)の遺体をむらに入れない。従ってフン・ヴィエン(phung vieng。むらびとが死者の家族を訪れて死者に敬意をあらわし、遺族と悲しみを分かち合い、供物を捧げること)は、むらの入口にある安置所で行われる。従来、四本の石柱に屋根を載せただけの簡素な建物だったが、1996年にスラブ建てに代わった。この際、隣接する学校の壁も建設した。費用330万ドンは保寿会が支出し、さらに保寿会員らによる労働奉仕が三日間に渡って、午後に行われた。

⑥寺の僧(寺を再建した高僧。1920年代半ばに死去)を記念する仏塔の建設。建設資材購入費など、保寿会が260万ドン支出。合作社は煉瓦一万個を援助。

⑦その他、植樹、コンクリートの柱、道路の舗装で120万ドンを支出した。

(6)財政事業

①前述した低利での融資。

②保寿会執行委は領導(lanh dao=合作社管理班、村長、党書記)の同意を得て、自転車修理屋、お茶屋、物売りに一ヵ月三万ドンで安置所を貸し、四半期ごとに徴収する。

(7)その他

「キューバの兄弟・人民・政府支援運動」で、党支部、共産主義青年団、婦人会、合作社とともに、二年間に二回に渡って600万ドンを集め、「指示を30万ドン超過」した。

III. 財源

主要な財源は、むらの宗教施設に対して、むら内外の参拝者が行う功德である。特に、現世利益的な聖母信仰のデンであるデン・クンでは、月30万ドン以上、多いときは半月で100万ドンを超えることもある。こうした観光資源に恵まれていることはむらの建設に有利な条件を作りだしている。各宗教施設ごとに、功德箱があり、数ヵ月に一回、或いは祭礼ごとに執行委員が回収して、会計に渡す。会計は1ドンに至るまで計算して、執行委員に領収書を渡し、厳格に管理している。

さらに葬式に関しての積立や、宗教施設の装飾品、器などの現物による功德、寺田からの収穫、安置所の賃貸料、保寿会基金からの融資の利息があり、総額で年間2,400-2,500万ドンにのぼり、前述のような年一千万ドン規模の建設事業を可能にしている。

IV. 具体的活動の事例

具体的活動の事例として1996年11月4日から5日(旧曆九月二十四-二十五日)に行われた、寺僧の忌祭を挙げておこう。この僧は前述したように、高僧であり、荒れ果てていた炎舎社の寺を再興したことで、現在もむらびと(特に老人)の敬意を集めており、1920年代頃亡くなった。最近になって保寿会が260万ドンを、合作社が煉瓦一万個を拠出して僧を記念する塔を建てたことはすでに述べた。

11月4日の午後2時頃から、保寿会の執行委員会が、寺の後ろにある建物で、具体的な相談や準備を始めた。今年の祝宴に出すごちそうは、むらびと用に45ママ(大盆。1ママ4人とすれば180人分)、むらの外からの来客用に25ママ(同じく100人)が予定されているとのことであった。

午後3時、バクニン市内にあるダイタイン(大城)寺から、ハパック省(当時)の仏教会長である、釈清森和尚(68才)が、19才の若い僧を連れてやってきた。

本日の和尚の来訪の目的は、43人のむらびとの女性が「帰仏(quy phat)」(仏教に帰依すること)し、「号」を正式につけてもらう儀式を行うことである。ただし、各人の「号」は、和尚がつけるのではなく、むらのタイクン(折禱師)であり、同時に男性最高齢者である具上の役を勤めるミイ老によって、予め用意されていた。帰仏するのは、50歳を迎えようとする女性が多く、この「号」は、死ねばそのまま戒名になる。

寺の本尊の祭壇(ヴィエムサーではこれを「三宝(tam bao)」と呼んでいる)の前で、具上ミイ氏と、保寿会長パー氏他3人の保寿会執行委員が、二人の僧を迎えた。

女性執行委員のルンさんは、クオックゲーで書かれた43人の本名と、「号」を読み上げると、和尚はそれを次々と漢字で、黄色い紙に書き入れていく。

午後3時30分から二人の僧と、具上が祭壇の前に座り読経を始めた。女性たちは、手に手に線香を持って、読経する三人の後ろに座り、時々鳴られる鐘を合図に頭を下げる。読経が終わると、和尚は三業(殺生、盗み、淫欲)、四業(嘘をつくことなど)三宝・三帰(仏・法・僧について)¹¹⁾などについて、説教した。そして、仏に帰依した各弟子のなすべきこととして、貧しき者を輕蔑せず、寺を守り、朝晩「南無阿彌陀仏」を唱えるこ

となどを挙げた(残念ながら、筆者の聞き取り能力と仏教に対する知識の欠如のため、これ以上の高度な内容については、理解できなかった)。会長は横で熱心にメモを取っていた。

午後5時頃説法は終わり、和尚らは本尊が祭られている寺の後ろの建物(高僧の僧が安置されている)に通され、保寿会長、具上らとともに、食事をした。その間、隣の部屋では執行委員や組長たちが、明日の宴会の食事の準備に取りかかっていた。筆者が少々驚いたのは、食事中に、明日のごちそうに供される豚一頭(106kg)が、生きたまま長い棒に足を縛られて、担がれて運び込まれてきたことであつた(さすがに副会長の老女は、和尚の顔を見て、「申し訳ありません」という表情をしたが)。和尚は別に気にとめる風もなかった。食事が終わると、保寿会長が35万ドンとバナナ一房、もち米のオアン(供え物の一種)を渡したが、和尚はそのうち5万ドンを、むらの寺に対して「功德」した。

その間に、カウ河を挟んで北側にあるヒエップホア(Hiep Hoa)県のむらから、女性たちがやってきた。12キロの道のりを4時間かけて歩いてきたのだという。この後、やはりカウ河の北側にあるヴィエットイエン(Viet Yen)県のむらからも12人の老婆がやってきた。73歳を頭に、一人(55歳)を除いて、皆60-70代であり、今夜はヴィエムサーの寺に泊まるのだという。彼女たちとヴィエムサーの老女たちは、お互いにクアンホ民謡を歌って、楽しんだ。このように、祭礼の夜、亭やデン、寺、或いは個人の家集まって、クアンホ民謡を客と掛け合いで歌いあつたりして、もてなすのがヴィエムサーの風習である。

午後8時近くになって、パードン(婆童=女性の靈媒)でもある女性が、彼女の線香弟子(靈媒や折禱師に相談事を聞いてもらったり、ベトナム固有の女神である聖母信仰に帰依する時に導いてもらうことを、線香弟子[con huong de tu]になるという)らしき女性を連れて寺にやってきて、読経を始めた。このパードンは、保寿会の執行委員ではないがむらの祭礼でしばしば女性の読経役を務めることがある。サイゴン政権時代の南ベトナムで出版されたクオックゲーの経文を持っていて、それを詠むのである。次から次へと、ありとあらゆる神の名(仏教だけでなく、玉皇上帝なども含む)と、「南無西方極樂大世界大慈大悲阿彌陀仏」を唱えながら、読経は延々2時間にも及んだ。合作社の放送局の技師がやって来て、マイクロホンとスピーカーを設置していったので、彼女の読経は大音量でむらじゅうに響きわたる。¹²⁾

その2時間のうちに、さきほど寺の境内に担ぎこまれた豚は、断末魔の悲鳴をあげて解体され、パードンが読経している寺の壁一枚隔てた中庭の石畳は真っ赤に染まるが、この

辺のところは、誰も全く気にとめている様子はない。庫裡では、大鍋が竈にかけられて湯気を上げている。執行委員と組長たちは家族の手伝いも得て、肉を切りわけたり、機械を持ち込んで、ベトナム風のハムであるソーを作っている。作り方は、まず機械に豚肉とヌオックマム (nuoc mam=魚醤) を一緒に入れてすり身にする。その後、すり身を豚の血の入った洗面器に入れ、塩と味の素、豚の内蔵を入れてかきまぜ、バナナの葉で巻いてから煮るのである。煮る時間は線香一本が燃え尽きるまでである。庫裡の柱の隙間に、線香が差し込まれて時計がわりになる。こうした準備は深夜1時すぎにようやく終わり、最後に豚の肝と血の入ったお粥をみんなですすって、人々は家路についた。

翌日は大雨であった。朝7時30分に、筆者が前夜泊めてくれた執行委員とともに、寺に行くこと、女性の執行委員はもうやって来ていて、ごちそう作りを始めていた。

この日は、僧は訪れることなく、朝9時少し前から、「三宝」の前で、具上が「請佛科」という経を読みはじめた。寺には次から次へと女性がやってきて、拝んでいく。仏像だけでなく、ベトナムの寺の守り神である、徳厨 (duc chua=この「厨」という字はチュノムで「寺」の意味である) という巨大な神像にも供え物をしていく。

これは、バンコアン (ban khoan) という風習で、子供 (特に男子) の健やかな成長を祈って、寺や女神に子供を売るとある証文を書くのである。通常は、3、4歳から13、14歳位までの間、寺や女神に「子を売り」、その後「買い戻す」のであるが、ヴィエムサーでは、当の息子が20歳を過ぎ、結婚して子ができても、毎年寺に「売りつづける」親もいるほどである。またバンコアンをする日は、ヴィエムサーでは特に決まっていなが、寺の徳厨ややはり寺に安置されている「母 (māu)」 (または仏婆観音とも) と呼ばれる女神に売られることが多いので、寺僧の命日や、正月十五日の寺の祭礼の時が多いようである。その際女性の保寿会執行委員や、こうした信仰に詳しいバードンが、片面に石灰を塗った二枚の銅銭で「陰陽を占」い、神意を判断してやる。ヴィエムサーでは通常、聞き届けられる (すなわち、一枚は石灰の塗った面が出て、もう一枚は石灰を塗らない面が出る) まで行われる。また、バンコアンのために直接寺にやって来るのは、ほぼ例外なく女性のみであり、男性の姿は見かけなかった。ヴィエムサーでは、その際の供え物は、線香一包みとピンロウ樹の実、キンマの葉であり、末成 (1998) の調査村であるハノイ郊外のむらのように、肉が供えられることはない。嫁ぎ先の他村から、生家のあるヴィエムサーに「子を売りに」来る人もいる。

こうして、人々は寺を訪れ、仏像や神像のひとつひとつに線香を供えて回る。寺の像全

てに線香を供えおわると、今度は後ろの建物に行って、本日の忌祭の寺僧の像や、仏婆観音の像にも線香を供える。

具上は本尊の前で経を詠みおわると、後ろの建物に行き、寺僧の像前で経を詠んだ。ちょうど午前11時であった。経文は「迎師開定科」「科供担奉科」などである。この間も執行委員と組長は、ごちそうの準備を進め、必要な時には接客をした。具上が寺僧像の前での読経を終えると、既に昼であり、宴会が始まった。しかし、折からの大雨で村外からの客は、ほとんどいなかった。

宴会が終わると、具上、寺守、老婆たちは寺に戻り、衆生 (chung sinh) (= 祀る者のいない孤魂 [co hon] のこと) に供える、粥、らくがん、バナナ、ピンロウ樹、キンマ、もち米のオアン、紙で作った衣装、靴、帽子などを寺内に広げ、衆生を「招いて」折った。衆生は、祀ってくれる者がいないので、むらの中を徘徊して、豚や鶏を食べたりすると恐れられており、こうしたむらの祭礼から、個人の家における祖先祭祀儀礼に至るまで、最後は必ず衆生儀礼で締めくくられる。紙で作られた冥器は、寺の中庭で燃やされて、衆生たちに贈られ、老婆たちはお粥を食べ、その他の食物は「禄」として分配される。こうして全ての儀礼が終わると、午後3時近くになっていた。

執行委員と組長は後片付けをして、経費の収支をチェックする。会員224人が3,000ドンずつ寄付し、その他「功德」などを含めて、83万8,000ドンが集められ、その中から45万2,100ドンが支出され、残りは保寿会の基金に繰り入れられる。寺僧の忌祭に関しては合作社からの援助は一切なかった。

保寿会の活動を観察して強く感ずるのは、その組織性と、執行委員、組長らの自発性である。また、公共事業への投資や、労働奉仕によるインフラ建設には「むらの皆のために」という意識が表れている。

第二節「仏教会」

「仏教会」とは、むらびとと筆者が便宜的につけたものである。ベトナムでは、仏教の信仰活動は女性によって担われている。50歳が近づく女性も多くは、仏教に帰依 (「帰仏 [quy phat]」) し、寺で儀礼を行い、「号」 (= 戒名) を付けてもらう。戒名はむらの寺ごとの「富意観」に記載される。こうして仏教に帰依した女性たちが、寺の祭礼で中心的な役割を果たす。男性は寺の守を除いて祭礼にはほとんど関わることはないし、日常的に寺に拜みに訪れることもまれである。これらの仏教に関わる女性たちは、実質的に保寿

会と重なっているが、仏教の信仰活動は保寿会の活動と微妙にずれる。ファン・ケー・ピンは(Phan Ke Binh 1990[1915]:181)「諸婆会(hoi chu ba)」と呼んでいるが、ヴィエムサーではこの語は使われていない。では何とよぶのかという、筆者の問いに「仏教会」という答えが返ってきたのだが、この名称がふだんから活動しているわけではない。また前節で述べた僧侶の組織する「ベトナム仏教会」とは、別の組織である。そこで以下の記述では、この女性の仏教信仰組織をカッコ付きで「仏教会」と呼ぶことにする。

ヴィエムサーの「仏教会」の主な活動は、①前述した会員の葬式で、老婆たちが経文が書かれた長い布を頭上に掲げて「祈りの儀」を作り、葬列の先導をすること、②寺の祭り(正月十五日。前述の寺僧の命日は別)を組織すること、③寺で行われる死者の49日儀礼を遺族とともに主催すること。49日儀礼は、故人の自宅で営まれる場合と、寺で行われる場合があるが、故人が女性の場合、寺で営まれることが多い。またその場合、故人の女性遺族と、むらの「仏教会」の老婆たちのみが参列し、タイクンと寺守以外の男性が参加することはない。④毎月一日と十五日に、寺に集まって祈禱すること。

第1章でも述べたように、1945年以前は、老婆たちが1ハオずつ拠出して、5人のタイクンや遺族とともに、この儀礼を行っていたという。つまり、むらが遺族とともに、死者の魂を送っていたことになり、革命以前の炎舎における「公共」的領域の一側面であったと言える。

現在でも、衆生に供える粥を作る米2kgと紙で作られた冥器(死者があので使うための衣服や靴、テレビなど)だけを遺族が用意するという。線香などその他の供え物は、「仏教会」が用意することになる。

1996年7月21日は、ゴー・ティ・ティエン(呉氏進)の49日(「親族」の章で紹介した葬式の事例参照)であった。

朝7時40分、具上でもあるタイクンのミョ老が、寺内の「三宝」に向かって左手にある后(供養を条件に寺や亭に田畑などを寄付すること)をした人々の像と位牌の前で、「祖師開定科」を読みはじめ、白い巾を巻いた親族はいっせいに泣きはじめた。いつものことだが、こういう場合、タイクンは一巻の経を通して読むのではなく、何巻かの経文や疏文をとっかえひっかえ、必要な所だけ読んでいく。後の像の前には、卓が置かれ、その上に燭台に立てられた赤い蠟燭二本、バナナ、もち米のオアン、線香鉢、「乗教加持奉行法事謹封」と書かれた黄色い大きな紙が立てられる。これを「牒」と呼び、封筒の役割を果た

す。つまり、この中にあの世への通行証の役割を果たす疏文を入れる。

また、寺の床にはマムがひとつ置かれ、その上に冥器(香笠、衣服、サンダル、紙銭など)が供えられている。さらに、細い世が卓の横に葉をつけたまま立てられており、そこから黄色い紙が吊るされている。紙には漢字で、「冤咤呼伏召新圓寂正凶靈吳氏進男妙撰正魂直靈上神幡」「三俱至善蘇把幡朝」「九命俱來僊童來引路」などと書かれている。これをファン(phan)と呼び、死者の魂がよりつくのだという。また、床には水が入った三つの杯と、ジャックフルーツの葉を串にさして、ちょうど杓のような形にしたものが、やはり三つ置かれている。

白い巾をした親族(約30人)⁽⁴³⁾は、読経の間泣いているが、そのうち泣かないように注意される。一方、巾をしていない老婆は親族ではなく「仏教会」員として、参列していると考えられるが、これが約20人いる。寺守は今日の儀礼の目的を「迎亡(ruoc vong)」だと説明してくれた。

8時10分、タイクンが「三宝」の前に移動する。クオックグーの甲文を二種類読むが、一つは老人専用の、もう一つは婦人専用の甲文であるとの題名がついている。これらの甲文はいずれも、本をコピー機で複製したもので、死者祭祀の領域にも技術革新の影響が及んでいることが興味深い。

甲文の後、タイクンは再び経文を読みはじめる。この時、巾をした親族の女性たちは、後の像の前で泣き、巾をしていない「仏教会」員として参加している人々は、「三宝」の前でタイクンの経に合わせて拜むという、分離が見られる。ただし、故人の嫁と実の娘は後の前でなく、タイクンが経を読む横にひかえている。

疏文は二種類用意され、読みおわると「奉行法事臣謹」と書かれた「封」に入れられ、「三宝」の横で燃され、あの世に送られる。

それが終わると、再びタイクンは后像前に移動し、線香鉢の前で手に持った線香を、ぐるぐると回す。「聖化」しているものと考えられる。それから「召霊科」という経を読みはじめ、親族の女性たちに泣くように促す。タイクンは生薬の葉を杯に入った水に浸して振り回しながら、踊るような動作をする。護符を書いているのであろう。長男の嫁が、葉で作られた杓を使って、水を杯から杯に移す動作をする。「仏教会」の女性たちが読経する。それが終わると、親族が冥器を寺外に持ち出して燃やした。

前節の寺僧の忌日前夜に、読経をしたバードンが後の前で、タイクンに代わって読経を始める。タイクンはこの時、筆者に向かって「霊魂は今やって来て、それを清めるために

経を読むのだ」と説明してくれた。

再び、タイクンは「三宝」の前に移動して、漢文の筆写本の経を読む。その後、漢文のコピー本を持ち出し、「真雲呉氏進」と呼ぶと、タイクンの脇にひかえていた進の長男の嫁が、「はい(da)」と答える。タイクンの読む経は、「(前略)兩足尊皈依法離欲、尊皈依僧樂中尊、皈依佛不落地獄、皈依法不落餓鬼、皈依僧不落畜生(後略)」とあり、佛・法・僧に頼って、死者の安寧を祈るものであることがわかる。

タイクンは更に「召霊科依」を読み、老婆たちが御詠歌を歌い、バードンが「阿彌陀経」を読む。この頃には親族は三々五々帰っていく。11時30分には親族はほとんどいなくなる。さらにタイクンとバードンが経を読んで、それからタイクンが「呪食料」を読んで亡霊を食事に招く。残っていた数少ない親族が泣く。

最後に「通行証」が入った「牒」が燃され、死者の魂は、あの世に帰っていった。そして締めくくりに衆生儀礼である。粥が「三宝」の前に、碗に入れられて準備され、「本日各官の皆様をお招きしました。贈り物は少ないですが、心は多いです(qua it, long nhieu)」。むらの民が健康を増し、平安を分かち合うようにお願い致します。どうか、(贈り物)を受け取ってお帰りください」との口上が述べられる。

このように49日儀礼は死者の遺族と、むらの「仏教会」が共同で死者の魂を送る儀式であることがわかる。はじめの読経の時に、巾をした親族は泣くが、「仏教会」員は泣かないこと、最後の衆生儀礼の前に、巾をした親族のほとんどが帰ることなどから、両者には役割分担がある。繰り返しになるが、この老婆たちによる「仏教会」は保寿会の女性会員と重なるが、その活動は、男性が参加しないことから、保寿会の活動と微妙にずれる。しかし、保寿会と同じように、むらびと(この場合は特に死者と、その遺族)に奉仕するものである。

さて、次節では保寿会に焦点を戻し、合作社と保寿会がともに、むらびとに奉仕することを目的としながら、両者の方針が必ずしも一致せず、緊張状態が生まれたことや、その解決について述べる。

第三節 保寿会と合作社の緊張状態とその解決

既に述べてきたように、ヴィエムサー農業合作社は、社員による入札代金をその運営資金としているが、それが不足しているために、必要なインフラ建設や社会政策の一部に、

着手することができず、保寿会が自己の財源で補っている(具体的には宗教施設の建設やむらの緑化、環境保全など)。このように合作社と保寿会は相互に依存しながら、むらの建設をすすめているわけであるが、両者の考えは常に一致しているわけではなかった。

筆者がそのことに最初に気がついたのは、1996年旧暦三月三日にデン・クンで行われた聖母神の命日の祭礼であった。

デン・クンの境内には、むらびとに飲料水を提供している井戸があって、祭礼の時にそれを浚渫して、内壁をきれいにするのが重要な宗教的行事であるとともに、環境保全にもなっている。浚渫のためには、電動式ポンプで水を汲みあげなければならない。そのポンプと操作は有料で人を雇わなければならない。ところが、現在合作社が祭礼に金銭を支出するのは、国家の「歴史遺跡」に認定されている亭と、クアンホ民謡の祖と言われているヴァ・パー(王母)神のデンの祭礼の二つだけで、あとは保寿会が、主に会員からの寄付とむら内外から参拝に来る人々による「功德」でまかなっていた。デン・クンの祭礼費用、ポンプ賃貸料とその操作者、境内の幌かけをした人々や放送局技術への日当、そして恐らく接客のために衣装を着て歌ったクアンホ団員、井戸の内壁清掃を担当した共産主義青年団員への何らかの手当て(現金か食事か)は、保寿会が支出した。

ところが、保寿会員の一部には、合作社が保寿会に非協力的であると映ったようであった。祭礼の当日、筆者が亭の様子を見にいくと、亭守のイー老とその友人の老人数人がいた。筆者がしばらくそこで話し込んでいると、寺守の老人がやってきた。はっきりとは聞き取れなかったが、彼は憤慨した様子で「昔は井戸の浚渫は、四盤がちゃんとやったもんだ」と言った。1945年の革命以前には、亭内の席次で四盤に位置する人々が、祭礼の実務を取り仕切っていた。また、井戸の浚渫も彼らの仕事であった。彼は革命前の四盤は、現在の「地方政権」指導者(すなわち合作社管理班と村長)に相当すると考えており、その四盤に比べて、今の合作社管理班や村長が祭礼の挙行に熱心でない」と批判しているのであった。

さらに、この日の昼の宴会には、合作社幹部は招待されたにもかかわらず姿を見せず、村長一人が保寿会執行委員会の老人たちとママを開んだ。

ここでは、これからの祭礼のありかたについて、合作社幹部と保寿会執行委員会との間に議論があったことについて、再びトゥック村長(兼党支部書記)と保寿会長カー老の間で話しあわれた。またカー老は、ヴァ・パー(王母)神がバクニン地方一帯に伝わるクアンホ民謡の祖であるという伝承を、省のクアンホ文化センター(毎年旧正月や、6月1日

の国際こどもの日、10月1日の国際老人の日にクアンホ民謡コンテストを主催する)が公認してくれるように交渉中であるが、なかなかうまくいかないとも語った。カー老は「だから私は、センターの所長に言ったんだ。我々は一党制度の国なのだから、見解をお互いに『統一(thong nhat)]しなければならぬ、とね」と言った。カー老は、センターのお墨付きを得ることで、ヴァ・バー・デンへの参拝者が増え、むらが有名になり、それに伴って「功德」の額も増えて、保寿会の財政基盤拡大につながることを期待しているようだった。しかし、村長はそれには積極的に賛成はせず、ただ「お祭りを『金儲け(kinh doan h=漢字の「経営」の漢越音)』にしてはならない」と答えたのみだった(ベトナム語の「経営」には、日本語と同じ意味と、否定的ニュアンスの両方がある)。

合作社と保寿会の微妙な不一致は、事有るごとに明らかになった。1996年の8月21日に行われた保寿会総会に(96年の総会は、二年に一度の役員改選を行う重要な年であった)合作社幹部は招待されたにもかかわらず「病氣」「多忙」を理由に姿を見せず、村長だけが出席した。村長は明らかに、両者の間に立つ調整役を自らに課しているようだった。

また、同年9月の亭の祭礼は、亭が国家の「歴史遺跡」に認定されているために、合作社も祭礼費用を支出することになっていたが、額がすくなくったため、興に神位を載せて行列するズオックを行うことができなかった。また、合作社管理下にあるクアンホ民謡団を、接客のために動員して欲しいという保寿会の申し出を、合作社は拒否した。

さらに96年は台風や大雨があり、水が濁ったので井戸を前述のデンの祭礼を含めて、三回渡漑しなければならなかったが、合作社は一切費用を出さなかった。台風後の渡漑の前日、保寿会の副会長ヴォン婆が、合作社主任宅に「明日の渡漑の許可」を求めに来たときの主任の答えは「どうぞ」と一言だけで、その場に偶然いた筆者が聞いた印象では、けして暖かい雰囲気のものでも、合作社の力及ばず申し訳ないといったものでなかった。

このように、合作社管理班と保寿会の不一致が生じる原因は、もちろん合作社に資金が無いということが最大の理由なのだが、他にもいくつか原因があるようだ。

①保寿会の主な事業である祭礼は、伝統的に(つまり革命前から)老人たちの仕事と考えられており、20-40代の合作社幹部がそもそも関心をもっていないこと。

②現在の合作社幹部がこどもの頃は、抗仏・抗米戦の総動員体制を支えるための資源節約の観点から、礼服を着てズオックを行うような祭礼は禁止されていた。また、社会主義的「唯物論(duy vat)」で、こうした宗教行為は「唯心論(duy tam)」として、否定的に扱うように教育をされてきた。このような見方は、老人たちの世代と比べて、未だに若い

世代に影響を及ぼしている。ただし、それでは、これらの若い世代が保寿会の執行委員になった時、保寿会の活動が衰退するかといえば、けてそうはならないだろう。もし現在の国家政策や、保寿会の財政基盤が現在の水準以下に低下することが無いかぎり、彼らなりのやり方で、保寿会の運営を行っていくだろう。1945年以前に、むらの祭礼などに関する役割分担を規定していた年齢階梯の観念は、未だに残存している。すなわち、50歳の保寿会入会年齢までは、彼ら若い幹部は祭礼の挙行に本格的に関わる必要がなくてであり、現在はまだ、祭礼よりは、それに伴って行われるサッカー試合により興味があるし、サッカーだけやっていることが許される。しかし50歳になって保寿会会員になり、さらに執行委員にでも選ばればそうはいかず、祭礼挙行の責任を負わなければならない。

③ある幹部が筆者に語ったことだが、「おじいさん、おばあさんの世代は(十分な教育を受けることができなかった)その見識には限界があり、保寿会の活動は(そうした人たちによって担われているので)『団結』を欠いている」という冷やかな見方が、若い世代にはある。確かに、92年から96年の二期に渡って会長を務めたカー老は、革命前に数年間学校教育を受けただけであり、あとは遊撃隊や合作社幹部として、実務の中で見識を身につけてきただけといえば、そう言うこともできる。しかし、カー老は96年の保寿会大会報告草案をA4版の紙に10数ページ分用意し、これは読むだけで二時間かかる程の長さであり(大会前の執行委員会で、さすがに長すぎると半分に削られることになった)それだけのものを自分で準備できる知識、能力があることを証明している。

また「団結」に関しては、確かに保寿会大会や執行委員会では、延々と議論するだけで何も決まらないという傾向はある。大会中の出席者の私語は議長団から注意されるほどであり、議論の流れを無視した「意見発表」もあるが、逆に言えばそれだけ自由に発言できるわけでもある。

以上、二つのことから、筆者は前述の幹部の意見には賛同できない。

④これもある幹部が語ったことだが、年齢秩序が重視されるベトナム村落社会では、老人を敬い、その意見に(たとえその場限りでも)従わねばならないという規範がある。また、老人と若者が同席すると、若者は所作に気をつけないと、老人の批判を受けることもある。つまり、老人は若者にとって「煙たい」存在なのである。合作社幹部が保寿会の招待を断るのは、こうした理由のせいだと幹部は言う。

このように、合作社と保寿会とはともに、「皆は一人のために、一人は皆のために」に「団結」して故郷を建設するという目標では一致し、相互に依存しあいながら、お互いの方針

は必ずしも一致したのではなく、合作社の側が、祭礼やむらの環境保全に協力しなかったり、保寿会の要請や招待を断ったりといった面が目についた。

ところが、この問題は97年に入ると、突然転機を迎えることになった。すなわち、旧正月に、省のクアンホ文化センターが主催したクアンホ・コンテストで、わがヴィエムサークアンホ団が優勝したのである。このことは、ベトナム国营テレビの夕方7時のニュースでも放送され、ヴィエムサーむらの名前は全国に知られることとなった。このことが、ヴィエムサーむらの祭礼に変化をもたらしたのである。

まず、97年の旧暦二月五日から七日に行われるヴァ・パー神の祭礼は、クアンホ文化センターとイエンフォン県、ホアロン社から補助金をもらえることになった。また祭礼の初日には、ヴィエムサーの亭の前に特設ステージが設置され、他村からの参加者も交えて、クアンホ民謡が歌われるコンサートが開かれ、ベトナム国营テレビをはじめ、新聞記者なども取材に訪れ、多くの参拝者でデーン亭はにぎわった。96年と97年のヴァ・パー神の祭礼の規模の違いは、端的に費用で比べることができる。

1996年 総支出 250万ドン（うち功德110万ドン、合作社支出140万ドン）

1997年 総支出1737万3200ドン（うち功德750万ドン、クアンホ文化センター補助30万ドン、イエンフォン県補助80万ドン、ホアロン社補助100万ドン、合作社支出987万3200ドン）

コンテストで優勝する前と後では、祭礼の総支出、功德（すなわち参拝者の布施）、合作社の支出とも約7倍になったのである。

そして、この賑わいは、ヴァ・パー神の祭礼にとどまらず、旧暦三月三日（すなわち、前年、合作社管理班が保寿会の招待を断って、両者の間に緊張が生まれた）の聖母神の祭礼のあり方をも変えることになった。96年と同様、昼の宴会は、寺の境内にある、寺僧の像（本章第一節IVを参照）を安置している建物で行われた。しかし、96年が床に直接マムを置き、ほとんど保寿会員と村長、そして筆者だけの宴会であったのに比べ、97年には、全部で20マム（1マム4人として100人分）のごちそうが用意され、床に座るのではなく金属製のこぎれいなテーブルが建物内に運び込まれ、ハノイから里帰りした客たちを含めプラスチック製の椅子にすわって、食事をしたのである。さらに、96年に招待を断った合作社幹部も、97年は主任をはじめ姿を見せ、保寿会現役執行委員、96年までの元執行委

員とともにテーブルを囲んだ。

このように、ヴィエムサーの保寿会が中心となって活動するむらの祭礼は、クアンホ民謡コンテストに優勝したことにより、上級行政機関やマスコミ、非協力的な面もあった合作社の支援を取り付けることができたのであった。祭礼の規模は拡大し、参拝客は増え、むらのインフラ建設費用として、保寿会の財源となる「功德」の額も増えた。ヴィエムサーの村落建設は、「観光」の方向に活路を見だしつつあるというのが、筆者の調査終了時点での状況であった。

以上で、むら全体のレベルで「生存維持の倫理」を実現しようとしている、保寿会についての検討を終え、それよりも小さい集団レベルでの生存維持を目指す、日本の「頼母子講」に相当するチョイホや同年会の活動に触れる。

第四節 チョイホ(choi ho)及び同年会

I. チョイホ

チョイホは日本の「頼母子講」に相当する組織であり、気の合った仲間同士が、定期的（通常、年二回の収穫後）に粃や金を持ち寄り、必要度の高い者から順番にこれを借りていく。ヴィエムサーでは、借り手に返済の義務はなく、次の持ち寄りの時に、他の会員と同じ額の、自分の持ち寄り分を拠出するだけという形式が一般的であるという。とすると、チョイホの基金のような物が蓄積されないことになる。また、全ての会員が一回ずつ借りて、一回りすると解散するのが普通である。或いはプールされた基金の管理をめぐる問題が生じるのを避ける心理が働いているのかもしれない。一例を挙げる。

（事例）グエン・ヴァン・タン(Nguyen Van Thang)氏は、1996年に家屋を改築した。同一屋敷地内に二軒の家屋を建て、一軒にはタン氏夫妻とその子、タン氏の両親が、もう一軒にタン氏の弟夫妻が住む。それぞれの家屋は竈を分けている。新築にかかった総費用は3500万ドンで、2700-2800万ドンは自己資金でまかない、残りの7-800万ドンを借りた。

タン氏は、幼いころからの遊び仲間12人で構成される「同性会(hoi dong tinh)」(1962-65年生まれと、年齢に差があり、「同年会」ではない)に入っており、そのうちの6人がチョイホをやっている。タン氏の家の改築にあたって、チョイホの会員は、全

部で概100kg(19万ドン=18ドル相当)と豚肉50kg(50万ドン相当)を援助した。

前述の同性会12人のうち、6人しかチョイホに参加できない。なぜなら残りの6人は経済的に「ソファンでない」(ソファン=借金を期限通りに返す、または割り勘の意)からである。しかしチョイホに参加しない6人も、棟上げ式の宴会には参加し、また棟上げ式に金(きん)2チー(100ドル相当)を贈った。

このような相互扶助のあり方は、成文化された規約こそないものの、「一人は皆のために、皆は一人のために」という、規範に基づいて運営されている。その意味では、農業合作社、保寿会、父系親族組織ゾンホ(ゾンホの成文規約については「親族」の章参照)と同じ組織原理で運営されていることになる。こうしたチョイホは、経済的な互助組織であるが、同性会から、チョイホが形成されてきた経緯を見ればわかるように、もともとは親しい感情、お互いを大切に思う「情感(tinh cảm)」から発していることは明白であろう。

(4) また、このようなチョイホは、気の合った仲間どうして組織されるだけでなく、同年生まれの者たちで形成される「同年会」でも行われる。

II. 同年会

1945年以前の同年会は、親(特に父親)の年齢によって、成員の間に厳しい序列があり旧正月に会の宴会を準備する際にも、序列が下の者ほど、きつい仕事を割り当てられ、決して平等な関係ではなかった。また相互扶助意識も、同年会ごとに差はあるものの、一般に希薄で、同年会でチョイホが行われることはなかった。

しかし現在の同年会には、革命以前のような序列は見られず、男女一緒に組織されているが、その間の関係も平等である。また、会員の間でチョイホが形成されることもある。

(事例1) 1948年生まれ同年会は、全部で23人(うち女性6人)で構成されている。同年生まれの全てが参加しているわけではない。会は1987年(つまり成員が数え40歳の時)に結成された。一年を、二務(務とは収穫期のこと)に分け(1-5月、6-12月)務ごとに5万ドンずつ持ち寄り(概20kgでも可)、計110万ドンを必要なる一人が借りる。一務に二人以上が借りることを申し出た場合は、話し合いで譲り合い、くじ引きなどはしない。こうして、一年に二人ずつ、12年半かけて全員が借りおわたらチョイホは解散する。また、葬式・結婚式の際には、一人7000ドンずつ、計15万4000ドンを援助

する。

(事例2) 1973年生まれ男性のみ18人で構成されている比較的若い同年会は、務ごとに概50kgを持ち寄り。73年生まれ男性は全部で35人いるが、気の合った仲間どうしのグループがいくつもあるので、同年だからといって、ひとつの会にまとまるわけではない。

このような同年会といえども、その基盤は、気の合う、合わないといった「情感」レベルで結成や参加が左右されるのである。またチョイホを行わない同年会の例では、

(事例3) 1947年生まれ同年会は、以下のような活動を行う

- ①旧正月の二日に新年会を行う。
- ②旧曆八月六日の亭の祭礼にお参りする。
- ③結婚式がある時は、男性会員が3万ドン、女性会員が1万5千ドンを贈り、宴会に参加(an co)する。
- ④会員の両親が病気の時は、見舞いにいき、砂糖とコンデンスミルクの缶を贈る
- ⑤葬式のときは、同年会の名前で花輪(2万5千ドン相当)と果物(葬式にはバナナ一房を贈る風習がある)を贈る。
- ⑥チョイホはやらないが、会員が経済的に困難な状況にある時、お金を貸すことがある。無利子であり、状況によっては返済しなくてもよいこともある。

が義務づけられている。このように、同年会は「情感」に基づいて結成され、互助組織的性格を持つ。

第五節 小結

以上、保寿会、チョイホ、同年会の活動を見てきたが、それらの運営を支える組織原理は、農業合作社などと同様に、「一人は皆のために、皆は一人のために」というものである。保寿会が自ら全体レベルの生存維持を図ろうとするのに対して、チョイホや同年会はより小さなレベルの生存維持を目的としたものである。

さて、次章では結論として、ヴィエムサーの村落構造の変化と、組織原理について筆者

の見解を述べる。

注)

1)このような説法は、筆者の聞いた限りでは、日本仏教のそれ(例えば『仏教辞典』(中村他編 1989など)の説明とさほど変わらないようであった。なおベトナム北部は大乗仏教圏である。

2)祭礼や合作社大会、保寿会懇会などは、スピーカーでむら中に放送される。

3)第4章「親族」でも説明したが、この巾を巻く親族の範囲は、儒教の儀礼書やことわざの範囲を超える。この日も故人ティエンの亡夫の姉の子の妻たち、すなわち第4章の図4に示されたグエン・パー・イーの妻などが巾を巻いていたのが印象的であった。イーから見ればティエンは「母の弟の妻」にあたり、喪に服さないことが『壽梅家礼』に規定された。また、ことわざにもなっていることは、親族の章で既に述べた。

4)「情感(tinh cam)」の定義については、第1章「革命前のむら」小結参照。

第7章 結論

第6章までの議論に基づき、ヴィエムサーむらを事例として、本論文の結論を提示する。具体的には、①20世紀初頭から現在までのベトナム北部村落構造の歴史的变化、②ベトナム北部社会の組織原理の二点である。

第一節 ベトナム北部村落構造の歴史的变化(1907-1997)

I. 1945年以前

20世紀初頭から1945年までのヴィエムサー(炎舎)は以下のような構造的特徴を持っていた。

①むらの中には、耕地面積の25%ほどを所有し、これを賃貸して小作料を得たり、農業労働者に耕作させるごく少数の上層農民(全世帯の4%)と、これらの地主の土地を耕す小作や農業労働、その他の賃労働に従事する、生存を維持するのがやっとの零細土地所有者や土地無し層、両者の間に位置する中農などの階層分化が存在した。

このようなむらの成員間の不平等は、経済的な面にとどまらず、経済力を主要な背景とする地位のヒエラルキーにも見ることができた。すなわち、むらの男性は、争って鶴という資格を大金をはたいて幼いうちから買い、さらに鶴望を行って斯文会に入って官員となり、亭の祭礼に参加する権利を得ようとした(鶴、斯文、官員は本来の意味を失い、むらの文脈に読みかえられた)。城隍神は「むら全体の歴史、習慣、道徳、法のシンボルであると同時に、共通の希望」であり(Dao 1985[1938]:207)、ゆえにむらびとは城隍神を敬いその加護を信じた(Toan Anh 1992[1968]:275)のである。亭の祭礼に参加できないことは「社会の最下層」と見なされた。

さらに官員の資格は、正副里長職や耆目、正副総の地位を手に入れてむらの中で権力を振るう前提であった。むら独自の規約である「郷約」には、地位の獲得・上昇ごとの鶴望に関する義務が詳細に規定されており、むらびとの、地位のヒエラルキーに対する並々ならぬ関心を示している。

ただし、この地位のヒエラルキーは、炎舎社では通常言われるように亭での席次を表れるのではなく、席次は亭の守りを除いて、年齢階梯秩序によって決定されていた。そして席次の高い高齢者の中からは耆役が選出され、官軍の応接、兵丁選出の名簿作り、会合・

公事への参加などの職務が義務づけられていた。また四盤は祭礼の実務を取りしきった。このような年齢階梯制は、むらの正式な成員であれば、席次は年齢を重ねることに上昇し年齢（席次）に見合った公田の分給を受けたり、祭礼実務を取りしきる四盤を務めることができ、基本的には誰でも、前述したような職務を持つ者役に選出される権利を持つことができるという意味で、平等性を持つものであった。このように、むらの権力は経済力を主要な背景とした地位のヒエラルキーと、平等主義的年齢階梯秩序の併存により保持されていた。

さらに正副里長、耆目、正副総などは韓国の両班やインドのカーストのように、世襲が前提となる（未成 1987:45-48;69-76）となる生得的な地位ではなかった。阮文登の族が役職者を多く出したといっても、それはあくまで個人の努力（買収ですらも）に負うところが大きかった。炎舎社は、東南中国にしばしば見られるような、有力リネージが村落を経済的・政治的に支配する（フリードマン 1991）むらとは異なっていた。

②むらは独自の規約を持ち、むらと農産物を自衛した。また饒の代金や^擔街銭、種々の罰金を財源とする独自の財政を営んでいた。すなわち、むらは一定程度の自治を行っていた。その自治の内容には、「公共の福祉」的なむらびとの経済的・社会的地位の如何を問わず適用される、平等主義的な側面があった。すなわち、むらの亭や寺に財産（耕地）を寄付した者、むらを盗人から守るために命を落とした者で子のない者に対しては、后田の形でむらがその祭祀に責任をもった。このような家族・親族の枠を超えた、むら全体によるむらびとへの福祉の側面は、葬式の輿のような、むらびとなら誰でも無料でアクセスできる公共財や、寺で老婆たちによって行われる49日儀礼、公田分給にも見ることができる。ただし炎舎社には、スコット(Scott 1976)が、モラル・エコノミー論で植民地化以前の東南アジアにおいて想定したような、むら全体にかかわる弱者救済機能は存在しなかった。公田分給は、むらの正式な成員である成人男性だけに分給され、他の村落のように、寡婦、孤児などの社会的弱者には分給されなかったし、災害や飢饉の時の「義倉」もなかった。

しかし、むらびとの間には経済的階層差、地位の差がありながら、一方で集団的規範に強く縛られ、相互に結びつけられていた。

II. 1945年八月革命以降

以上のようなむらのあり方は1945年の八月革命で一変した。1946年まで入村の儀式は残

ったが、席次は廃止され、盤ごとの地位の高低を表象していた高床も取り払われた。亭の祭礼は簡素化され、ズオックや亭内での宴会、礼服を着て行うテーは、1947年から行われなくなった。阮朝・植民地体制の行政制度内に位置づけられていた正副里、正副総はもちろん、甲や饒、斯文会、先次紙など、むらびとの間に社会的・政治的地位や経済的差異を作りだす制度、役職は廃止された。公田は土地無し農民に優先的に分配され、50年代の小作料引下げ運動や土地改革から、農業合作社による集団耕作へと続く社会主義化の過程で「平等(bình đẳng)」「衡平(cân doi)」が追及されることになる。

1955年からヴィエムサーでは土地改革が始まり、むらびとは階級という新たな観点から分断され、一時期1945年以前のヒエラルキーが逆転し、1945年以前には、むらの政治的権力の座につくことができなかった貧農、雇農、リテラシーに欠ける人々が権力を握った。

しかし1959年農業合作社が成立して、富の指標である耕地が私有でなくなったことでむらびとの意識にも変化が起こり、階級による分断は、むらの内部では基本的に解消された。農業合作社は、集団耕作制度の下で、社員の労働を労働点数で評価し、その点数に応じて報酬を与えるものであったが、正当な理由で労働点数が足りず、困窮した者には、食料を安価で販売する制度があった。ここにおいて、合作社=むらという共同体全体のレベルで「生存維持の倫理」を実現し、弱者救済機能が実行されることになった。

農業合作社制度は、インフラ建設で生産を向上させたことは事実であるが、生産物の最終的な処分権が、農民に与えられないことで、生産意欲を喚起することができず、農民は副業、自留地経営、「白紙契約」などさまざまな方法でこれに抵抗した。結局、集団耕作制度は、ベトナム戦争終結後の経済復興がさまざまな理由ですすまなかったことにより、破綻する。国家政策は、1979年から徐々に農家の経営権を認める方向に転換し、1988年のいわゆる党政治局10号決議で、完全に公認されることになった。以降、農民も社会主義市場経済のなかでの経営を迫られることになった。

ヴィエムサーでは、この段階においても合作社は解体せず、実質的に村(thon)行政機関として機能した。そして、極めてユニークな運営方法を取る。すなわち、合作社員に耕地を交付し、経営権を認めた残りの、将来の人口増加に備えた合作社保留分の耕地を入札にかけて、経営能力・意欲・資金に恵まれた農家に耕作させ、その入札代金を元手に、一般社員の農地使用税や水利費を約半額に減額したり、インフラの建設、独自の社会政策を実行しているのである。入札収入は年間約24,220米ドルに相当する。この財源をもとに現在の農業合作社は、多岐に渡る業務をこなし、農業生産だけでなく、実質的に行政の役割を

も果たしている。第5章で詳述したこととの繰り返しになるが、簡単に現在の合作社の業務を以下に列挙する。

(1) 合作社の業務

- (a) 毎年農業生産・村落建設・社会政策に関して「計画」をたて、それを実行する
- (b) 国家から提供される生産に関する情報を社員に周知し、水利、防疫（いわゆる植物防衛に関する情報提供や家畜の予防接種）に対する有償のサービス提供
- (c) 公有地管理とその運用。将来の人口増加に備えて合作社が土地を保留し、経営能力と意欲のある社員に入札させ、代金を徴収する
- (d) 村の安寧維持
- (e) 農地使用税、水利費、社会基金、水害基金、民工、電気代（各戸の使用分も合作社が代理徴収）、家屋税、家畜解体税、5%地基金の徴収と国家、電力会社、水利公社への納入
- (f) 村出身の社現役幹部の給与の9カ月分負担、社退職幹部の退職年金の9カ月分負担
村長（一部）、合作社幹部（含水利組、安寧組）の給与支払い
- (g) 党支部、少年団、老人会、婦人会、青年団、退役軍人会など祖国戦線の各大衆団体の活動への支出、村のクアンホ民謡団の活動への支出
- (h) 幼稚園、保育園への支出、幼稚園教諭への給与と支出
- (i) 葬式、貧困家庭援助など社会政策目的への支出
- (j) 道路舗装・補修などインフラ建設への支出（95-96年度は2,024ドル、96-97年度は2,454.5ドル相当の投資）
- (k) 亭、王母神のやしらの祭礼への支出
- (l) 放送局の運営
- (m) 紛争の調解機能
- (n) 生産隊の宗教活動（大官廟での第四生産隊のみ）

このように合作社が社員に対して農地使用税、水利費、各種基金の一部肩代わりを行うことをヴィエムサーでは、合作社による「バオカップ (bao cap)」と呼んでいる。この語は中国語の「包給」のベトナム語読みで、本来は必要物資を国家が丸抱えて支給する。つまり経済計算制、利潤概念の導入に対置される意味を持つ（桜井 1991b:343）。しかし、

ヴィエムサーでは入札という経営意欲・能力・資金を持つ合作社員（農家）が、そうでない社員、困窮した社員の農業税・水利費・各種基金の負担を軽減し、インフラ建設、社会政策への資金を出すことに意味が変質してしまっている。合作社は、この入札収入から支出する独自の社会政策を行っている。

(2) 合作社の社会政策

社会政策は、いわゆる「社会政策対象 (doi tuong chinh sach xa hoi)」に対する国家政策がある。これは傷・病兵、革命烈士家族への恩給と農地使用税減免と、優良な耕地の優先的配分などであり、一方で合作社が独自に行う社会政策は以下の通りである。

- (a) 革命烈士本人（死者）に対する10%地交付と、傷・病兵、烈士家族に対する宅地取得時の価格割り引き
- (b) 病弱者への耕地貸与
- (c) 棄境期に稲を食べ尽くした世帯・困窮世帯への稲貸出（96年3月。計3735.0kg。121世帯）
- (d) 水害・煙害時の経費徴収減免
- (e) 「収入分配 (phan phoi thu nhap)」＝テト手当て（7000ドン/人。社会政策対象世帯15,000/戸）
- (f) テトに貧困世帯に対して計320kgの稲援助
- (g) 葬式時の棺桶と埋葬の労務提供、花輪支給、靈柩車の貸与、楽隊の雇用、計35万ドン相当

こうした合作社独自の政策は、ドイモイ政策で国家が掲げるスローガン「富民強国、公平で文明的な社会 (dan giao, nuoc manh, xa hoi cong bang van minh)」や「貧困軽減 (giam ngheo)」政策に合致するものである。しかし合作社幹部の努力と社員の合意がない限り、このような合作社運営は不可能である。

「なぜ国家の社会政策以外に、合作社がこのような政策を取るのか。経営能力のある社員は自分の資本や労働を投入し、苦勞して収穫を挙げるのに、それを経営能力や意欲のない社員のために合作社に納めることは納得しがたいのではないか」という問いに対して、合作社幹部は「合作社にとって、もっとも重要な仕事は『衡平 (can doi)』を図ることで

ある」と答える。前述のように合作社は毎年社員大会で一年間の「計画」を提示し、それに基づいて合作社が運営されていることは、社員の合意の証拠ともいえる（筆者が傍聴した97年5月の合作社大会では、「意見発表」の時間に合作社に対して多くの批判が寄せられたが、この問題に関する批判的な意見はなかった）。

国家の主張する「公平な社会」という理念を、合作社幹部と社員は一つのむら＝合作社の枠組みの中で誠実に実行しようとしている。このような運営方法は現在のところ、まがりなりに機能しているとはいえるが、必ずしも安定したものではない。それは端的には合作社に対する社員の入札代金（国家や水利公社に対する社員の負担を軽減し、村のインフラを建設し、社会政策を行う主要な、ほぼ唯一の財源）未払い（債務[no]）問題として現れている。社員の恒常的な債務は年間6,000ドルを超え、合作社にとって大きな負担であり、この財源不足のため合作社はインフラ建設、社会政策を完全に実行できない。むら全体として見た場合、合作社が財源不足のために取り組むことができない領域を実質的に補完する役割を負っているのが、保寿会（老人会）である（詳細は第6章）。

③保寿会

保寿会は会員の寄付と、むらの宗教施設への功德（布施）の管理、寺田からの収穫、保寿会基金からの低利融資、安置所（村外で死んだむらびとの遺体を安置し、葬儀を行う場所）を自転車修理屋、お茶屋に貸す賃料などで、年間2,400-2,500万ドン（約2,200-2,300ドル相当）にのぼる収入を持ち、この収入を財源に、以下のような事業投資を行っている。

- (a)むらの「歴史遺跡」など宗教施設の保存・管理（当直、礼拝者の接待）
- (b)祭礼の準備・挙行
- (c)会員の葬式への援助。老婆たちによる葬列の先導と御詠歌の斉唱。小型の輿の貸与。旗、線香、ベテル文給
- (d)聖母神のやしろの整備。1994年に本殿、接客所、祈願の香炉奉納所建設。1997年に接客所1棟増築。
- (e)安置所改築。さらに隣接する学校の壁を保寿会員の三日間の午後の労働奉仕で建設
- (f)飲料水用の井戸の深渡。井戸の周囲のコンクリート化。台風後の井戸の深渡
- (g)植樹、道路舗装、その他

このように、ヴィエムサーでは、共同体全体にかかわる「生存維持の倫理」が、むらびとに広く共有されている。これが1945年以前のむらとの最も大きな違いである。入札代金はむらの主要な財源であるが、稲作で見ると、入札請負契約者は、通常の交付地に比べて合作社に納入する稲の量が、もっとも契約量が低い田でも、交付地の稲納入量の3.16倍、最も契約量の高い田では実に14.49倍となる。これほどの格差と負担を受け入れて、契約請負世帯は生産を行っている。

スコット・ポピン論争では、共同体的村落との利益と私的利益が対立することになっている。しかし、実際の村落社会では両原理の間に不整合が存在しない状況、村落の資産ファンドを利用するなかで、そこから投資資金を借用する個人は、自己の私的な資本蓄積を実現した場合、同時にこのファンド資産をも増加させる義務を持つ場合がある（友部1990:116-117）。例えば、高地ネパールのタカリ(Thakali)と呼ばれる人々の輪番制用信システムでは、むらの首長をはじめとして、ほとんどのむらびとが参加することを求められ個人の富を増すと同時に、むらのファンド全体を増す義務から逃れること（つまりフリー・ライダーであること）はできず、利益を生んだ時には、個人とジャート(jat=カースト)であり、内婚単位であり、むらでもある)の双方がともに利益を得る。個人的富と集团的富の相互依存状況、或いは個人的な経済的利益が、むら全体の利益になる状況が存在する(Parker 1988:190-191)。ヴィエムサーにおける入札代金を納める請負契約農家と合作社との関係も、そのようなものと考えて良いであろう。

第二節 ベトナム北部社会の組織原理

序章でも述べたように、東南アジア社会の組織原理は、基本的に二者関係の累積体である。そのことを関本照夫(1986)はF.バルト(Barth 1966)を応用して「トランザクション」と、前田(1989)は二者関係の累積体としての世帯が、東南アジアを徹底する生活共同単位であると述べた。このような組織原理に貫かれた社会はコーポレイトな組織、或いはバルトの言うインコーポレーションを生みにくい。

しかるに1945年の八月革命以前のベトナム北部村落社会は、家族、父系親族集団ゾンホそして集村形態を取り婚姻圏、信仰圏を同じくし、独自の規約や共有財産である公田を持ち、一定の自治を行うむらなど、さまざまなレベルでコーポレイトな集団を形成してきた

。このような社会を規律する原理は、二者関係の累積体ではありえない。そこでは共同体成員が、社会的、政治的、経済的差異を持ちながら、お互いの存在を認識し、強い規範と紐帯で結ばれていた。

このような関係をベトナム語で表現するならば、「団結(don ket)」ということになる(他にも「同心(dong tam)」「一心(nhat tam, nhât long)」「同心同徳(dong tam do ng duc)」「同心協力(dong tam hiep luc)」などの表現もこのような関係を表すことばと考えられる。⁽¹⁾「団結」の語は、炎舎社に関する朝廷の文書に見られるように19世紀半ばに見られるが、19世紀末から20世紀始めに、おそらく中国の洋務・变法運動時代の「新書」の影響で、ベトナム知識人の間に定着したものと考えられる。⁽²⁾1907年に開校した、東京義塾の時期に出版されたといわれる「新訂倫理教科」「國民讀本」などにもその語が見え、1910年代以降ファン・ボイ・チャウら民族主義者の詩文にも「団結」「結団」が頻繁に登場する。例えば1911年にチャウが、在タイの民族主義者を訪問した際に詠んだとされる「愛種歌(Ai chung ca)」「Phan Boi Chau 1968[1911]:128-129)には、

(前略)我等が結団するにはどのように論し合わねばならぬか

字に曰く「同種同胞」

愛し合う我等はどのように(フランスに)復讐を考えねばならぬのか

内外を交孚(注)させなければ、

六十五省も一つの家のように

南北を和合せなければ、

2,500万(の民)もただ一つに

人に頼らず、才に溺れるな

小私(rieng nho)を捨て、共通の利(loai chung)を考えよ(後略)

(注)筆者注。互いに誠のあること、心と同じくして疑わないこと。

このように「団結」し、「小私を捨て共通の利を考える」ことが、ベトナムの独立に必要なこととされたのである(ウッドサイド[Woodside 1976]は、ベトナムの革命運動の課題は「組織された共同体(organized community)＝団体(don the)」を求めることであるととしている)。この考え方は、社会改革プログラムを持つ民族主義運動に引き継がれ、

八月革命の成功後に本格化する。1950年代後半からの社会主義化(農村では農業合作社による集団耕作)で、「平等」「衡平」が目標となり、「個人主義(chu nghia ca nhan)」が社会主義を阻害するものとして対置され、「集団主権の行使」「集団主人公」という概念が登場した。そこでは人々は「全ての物質と文化の集団主人であり(nguoi chu tap t he)、権利と義務について平等である。ゆえに『自らは皆のために、皆は自らのために(m inh vi moi nguoi, moi nguoi vi minh)』という思想を深く理解しなければならない」(ホー・チ・ミン)とされ、公民の権利・義務が、国家や個人にあるのではなく、「共同社会」における一員の地位に由来するものとして位置づけられた(鮎京 1993:126)。「自らは皆のために、皆は自らのために」という文言は、一時期憲法規定(いわゆる80年憲法)にも取り入れられる(ただし、92年憲法では削除)。

この「自分は皆のために、皆は自分のために」という論理こそ、ベトナム北部社会の「団結」を規律するものであった。この論理は、農民が小伝統として持っていた「大同世界」として、受容された。特に1945年の革命以降(さらに言えば、1950年代後半からの社会主義的改造期から)の「平等」「衡平」を追求する過程で、この論理は「革命道徳(dao d uc cach manh)」として、優先されなければならぬ規範としての地位を占めることとなった。ヴィエムサーでは家族、父系親族集団であるソンホ、互助組織、保寿会、農業合作社はいずれもこの論理を追求するものとして組織されている。同一屋敷地内で「共住」する家族は、その成員間はもちろん、他屋敷地に出た者、婚出した娘を含めて、相互に依存し合う。

ソンホについて見れば、我々はすでに親族の章において、ゲン・ヴァン族(カウ系)の規約に「一人は(他の)21人のために、21人は一人のために」と規定されていることを見た。実際にはこの規約は、族長未亡人(後妻)と、先妻の長男(新族長でなければならぬはず)との祭祀権をめぐる対立を調停する目的から制定されたのであるが、対立の解決(どちらかを族の行事から排除するという制裁)を先送りして、相互扶助規定を実行したのである。

また日本の頼母子講に相当するチョイホは、同年会の成員どうし、気の合った友人どうしでむらの中でよく行われるものであるが、この組織形態は、現金や榎を定期的に持ち寄り、必要性の高い者から順番にそれを得ていくというもので、本来実利的なものであるがそのチョイホですら、この論理を体現するものとして組織されている。

また、現在のむらの規約である「文化のむら建設規約」には、その前文で、

ジエム(筆者注-ヴィエムサーのチュノム名)むらは古くから共同生活(cong dong d an cu)を形成し、現在も家族、親族、むらの関係を持つ。その中で、ひとりひとり生きる身体(co the)の細胞の主体である。もし健全でなければ(身体としてのむらは)だんだんと萎縮するであろう。ゆえに全民、各組織・団体は(中略)「自らは皆のために皆は自らのために」という生活を送らねばならない。底いあって団結し、経済生活や日常生活でお互いに助けあわなければならない

と規定され、憲法から消えた表現が厳然として残っている。

現在、合作社は、農業経営資本・意欲・能力がある合作社員から高額の入札代金を徴収し、そうでない社員の農地使用税、水利費の補填に回し、公共事業や合作社独自の社会福祉政策への投資を行っている。また保寿会(老人会)が、むらの宗教施設への功德を厳格に管理して、合作社が資金不足で手のつけられない領域(宗教施設や学校の壁建設、緑化井戸の浚渫)などへの投資や自発的な労働奉仕を行っているのは、単にこの「自らは皆のために、皆は自らのために」をスローガンしてだけでなく、実現しようと努力していることの表れである。

このような「団結」のあり方が、東南アジア社会に支配的な組織原理である二者関係とどのように異なるのか(図1)に示した。二者関係の典型として挙げたのは、東南アジア社会分析で頻りに言及されるパトロン-クライアント関係である。パトロンとクライアントの関係は二者関係(dyadic)的なものである。パトロンが複数のクライアントを持っていたとしても、クライアントどうしに関係はなく、しばしばお互いの存在さえ知らない(Scott 1977:128)。これとは異なり、ベトナム北部の「団結」関係では、成員は一つの「団」(=サークル)を形成して、お互いの存在を知っており、成員相互は「情感」と義務で結ばれている。⁽⁴⁾1945年以降(特に1960年頃にむらの全戸が合作社に加入してから)の成員相互の関係は、1945年以前とは異なり、基本的に平等であり、身分・地位に差はない。

それでは、この「団結」によって成立した「集団(tap the)」あるいは「団体(don the)」と、それぞれの成員である「個人(ca nhan)」との関係はどのようなものであろうか。基本的には、「自らは皆のために、皆は自らのために」という言葉に表れているごとく、一對多、多対一という関係性のなかで、相互利益と自己利益とともに増進することが目標となるような関係である。それは、日本社会に対する一連の研究で濱口恵俊が主張してい

る、「協同主義」的な原理または価値観、つまり、成員が互いに協力しあって「集団」の目標を達成することに努め、そのことを通して同時に各成員の生活上の欲求充足ないし、福祉が確保されるとする「協同団体主義(corporativism)」(濱口 1996:178)とはほぼ同様のものと考えて良いだろう。⁽⁴⁾

ただしこの「団結」の基盤となるのは、ウッドサイド(Woodside 1976:179)が言う、「愛着(attachment)を基盤とした小集団」であった。すなわち家族、親族、むらの範囲がその主要なものであった。フィン・キム・カイン(Huynh Kim Khanh 1982:68-69)が指摘する通り、ベトナムの共産主義運動がそれまでの抗仏運動と一線を画すのは、革命理論の共有を基盤にしていたことであったが、実際の党組織建設にあたっては、愛着を基盤にした小集団、一つのむら、工場などを利用し、それらの実際のローカルな問題を解決して支持を拡大するという方法を取り、この戦略は、抗米戦争中の南ベトナム民族解放戦線にまで継承された(Woodside 1976)。

このような「愛着に基づく小集団」による、いわば「むら意識」的行動スタイルは、現在のベトナム人の社会生活の至る所に表れている。前述したヴィエムサーの「文化のむら建設規約」前文には、「何人も(この規約に)違反があった時、それはむらの名声や人格を侵害したものと見なす」と規定されている。古田(1996b)が指摘するごとく、外国人ベトナム研究者が、ベトナムでの調査活動において、しばしば併存する研究機関の関係を慎重に考慮した上で行動しなければならないこと、さらに筆者の経験から言えば、同一研究機関内の人間関係(端的に言えば派閥)に対してすら考慮が必要なことに表れているように国家及び党機関内の「むら」的集団の対立は、広く見られる現象である。

その意味において、血縁を基礎にしながら、日本の「イエ集団」が、よく統制されている限りは地縁的性格を脱しやすく、産業化の不可欠な条件である「企業体」の原型となりうる可能性を含んでおり(村上・公文・佐藤 1979:88, 89, 131, 149, 154)、また、それを基盤に形成された「日本的経営」形態で、イエの血縁性を払拭した(村上・公文・佐藤 1979:458)のに対し、ベトナムの「小集団」は、地縁性、血縁性を払拭して拡大することが困難な性格を持つ。むらにおけるものではないが、都市における事業経営にこのような事例をいくつか見ることができる。

(事例1)高級レストランBは、フランス時代の住宅をレストランに改装したもので、主人以下、ウエイター、ウエイトレス、調理人を家族・親族で賄い、その家族的な細や

かなサービスは外国人客にも好評であった。ところが評判が高まり、客が増えても、経営規模は基本的に拡大せず、ウエイター、ウエイトレス、調理人を身内で固めるといふ経営姿勢に変化が見られなかったため、増えた客に対して目が行き届かず、結果としてサービスは低下した。

(事例2) 高級レストランPは、ハワイの格を誇り、訪越した日本の外務大臣も昼食を取った程である。ところが経営をめぐる、経営者の家族(または親族)間にいさかひが起り、結局分裂し、出ていった側は、ほとんど隣に、ほとんど同じ名前で、別のレストランを開業した。

(事例3) ハノイの日本料理店Mは、在日ベトナム人女性と、ベトナム国内に残っていた、その兄が始めたものだった。ところが、経営方針をめぐる両者は対立し、在日ベトナム人女性はMを出て、二つ離れた通りに、彼女の日本名を取った店Cを新たに開業した。二つの店は、メニューの内容も、それを打ち出したしながきのワープロ文字もほとんど同じであった。しかし日本語に堪能で、日本的な客あしらいにも通じたC女の店は繁盛し、大入り満員状態。一方、従業員と顧客をさらわれたMは閉古鳥が鳴き、結局分裂後一年ほどで閉店に追い込まれた。

(事例1) は顧客の増加にもかかわらず、血縁者のみによる家族経営という方式を改めなかったため、売り物であったサービス低下を招いた事例である。(事例2)と(事例3)は、経営規模が家族・親族の範囲を越えないどころか、その内部の対立から、「喧嘩別れ」という形で分裂していくものである。

このような経営のあり方は、非血縁者である奉公人も、奉公人分家、暖簾分けという形で経営の共同に参加させ、商家を「活力豊かなものとして、不断に更新させる」(中野 1978:68-73) ような、日本の「商家同族団」の経営とは異なる。特に(事例2)と(事例3)の場合は、親族・家族内においてすら、「暖簾分け」によって家経営相互の階層的共同が保たれる(中野 1978:73)のとは全く異なり、対立する。いずれにせよ、経営の方向は、家族・親族の枠の外へは向かないのである。

しかし、このような事例はあるものの、「ひとり皆のため、皆はひとりのため」に「団結」して、相互利益と自己利益をともに増進させることが最も可能なのは、「愛着に基

づいた小集団」においてであり、その具体的なものが、血縁で結ばれ家族、親族集団、地縁で結ばれたむら、「情感」で結ばれた互助組織である。こうした「小集団」が国家や党の機関、地域社会にひしめきあっているのが、ベトナム北部社会なのである。

注)

(1) 「同心」「一心」は、宗教儀礼の祈願において、よく使われる言葉である。また、前者は、ファン・ボイ・チャウのような民族主義者の詩文にも頻りに登場する。「同心同徳」は、『大越史記全書』などにおいて、皇帝が戦いに望む時の詔勅などに使われている。「同心協力」は宗教儀礼の祈願にも使われ、またグエン・アイ・クオックの『革命の道』でも使われている言葉である。

(2) 「団結」の使用例として、最も早いうちのひとつと考えられるのは、永佑五(1739)年の「團結法」であろう。これは隣接する4-5社、或いは6-7社から丁(成人男子)数人ずつを出して一団を形成し、武器を持って防衛することを定めた法である(陳荆和編校、校合本『大越史記全書』1986:1092)。

(3) 「情感」の定義については、第1章第五節「小結」を参照。

(4) 実際には必ずしも「皆」の利益が、「自分」の利益と一致しない場合があり得る。6,000ドルにのぼる入札代金の未払いは、そのことを物語る(ただし、この事徳を「日常的な抵抗」(Scott 1985)と捉えることができるとは言いつけない。合作社は、社員にとって搾取者であるとは言いがたいし、それでは国家がそうかといえ、ヴィエムサーの場合には合作社が緩衝装置として機能し、国家と農民の直接対決を回避しているからである。そして、この緩衝装置が機能しなくなった場合、ベトナム農民の取った選択は「日常的な抵抗」よりも、直接行動であった。すなわち1997年5月から、紅河デルタ下流のタイビン省で起こった、地方幹部による地方税(インフラ建設のために徴収された)着服に対する返還要求、汚職幹部糾弾運動は、省の半分の地域を巻き込む実力行使となり、行政機関への放火、破壊を伴った。

問題は、これまで述べてきたような社会構造において、「個」の利益と「集団」の利益が一致しない場合、「個」はどのように両者のバランスを取るのかということである。筆者としては、明確な回答を与えられていないのが現状であり、本論文では本格的に考察の対象としては、扱えなかった。今後の課題としたい。

ただ、現在考えているのは以下のようなことである。すなわち、「団結」という「情感」と義務で結ばれた関係においても、計算に基づく私的利益を図ることが、何ら矛盾せずまた非難されるわけではない局面が存在するのではないかということである。以下のような事例を検討してみたい。

〔事例〕グエン・ヴァン・バン氏は、1996年に家屋を改築した。同一屋敷地内に二軒の家屋を建て、一軒にはバン氏夫妻と長男夫妻とその子が、もう一軒には三男夫妻が住む。それぞれの家屋は竈を分けている。新築にかかった総費用は3500万ドンで、2700-2800万ドンは自己資金でまかない、残り7-800万ドンを借金した。

改築に際して、バン氏とその家族は以下のような取引(transaction)を行った。長男は合作社と煉瓦の入札契約(入札地に炉を建て、入札地の土を原料に、人を雇って煉瓦を生産させる)を結んでいるので、自己調達した。また、長男の幼児からの遊び仲間12人で構成されている「同性会(hoi dong tinh)」は、棟上げ式に金(きん)2チー(100ドル相当)を贈った。「同性会」中の6人は、チョイホという日本の「頼母子講」に似た組織を構成しており、米100kg(19万ドン=18ドル相当)と豚肉50kg(50万ドン相当)を援助した。また、バン氏の養親の息子は、以前煉瓦を借りていたので、それを返した。バンの兄の息子は建設労働に参加する一方、同性会の成員として米と豚肉を援助したうちの一人である。

前述の同性会12人のうち、6人しかチョイホに参加できない。なぜなら残りの6人は経済的に「割り切った」計算に基づく組織には入ることができない。しかし、もともと「情感」がなければ、チョイホは形成されない。このように、情感とソンファンは裏腹の関係にあり、同一の人間関係の中で、ある時は「情感」に基づく行動が取られ、ある時は、私的利益の計算に基づいた行動が取られる。どちらの行動が取られるかは、関係を取り結ぶ両者の関係に応じて、使い分けられることになる。「情感は情感、経済はソンファン」(かつて親しいベトナム人が、相手が相場よりもかなり低い値段で筆者のラジカセを買おう

としたので、相場に近い値段を提示した人に売ることを申し出た時、筆者は内心、これで彼と私の「情感」関係が壊れることを思い、忸怩たる気持ちになったのであるが、彼は特に気にもならぬといった風であったり、こう言った)なのである。

また、その際に重要な判断基準になるのは互酬性の「均衡」であるように思われる。葬式・結婚式後に行われる宴会では、親族が詳細につけておいた客のリストが、重要な役割を果たす。それにもとづいて、遺族は埋葬後の宴会への招待者を決めていく。この招待はかなり厳格に行われ、被招待者が来なければ、何度も使いを出して招き、それでも駄目なら、翌日の更に近親者のみの規模の小さい宴席に招く。とにかく、来るまではあきらめないといった態度が見える。またこのリスト(調査者が閲覧できることはほぼ不可能である)は、そこに記載された者の家族のその後の冠婚葬祭の際にも参照され、その者への対応を決める基準となる。これを「口債」を返すといい、宴会の規模が大きくなりすぎて浪費であると近代的知識人に批判されてきた経緯がある。そこには、常に受け手していると、与え手に対して劣位に置かれる(phai theo=phaiは英語のmust、theoは従うという意味)という意識がある。「情感」関係は、常にこうした関係ばかりではないが、「均衡」を保つという計算が働いている側面を忘れてはならない。ただし、既に述べたように、この「均衡」は「情感」関係のなかでのものであり、サーリンズのいう「均衡の取れた相互性」のように、契約的で、非人格的であったり、当事者たちが互いにことなる経済的、社会的利害を持ったものとして、対決するような性質の交換(サーリンズ 1983[1972]:234)ではない。交換を繰り返していく過程で、双方はますます「情感」により、むすびつけられていくのである。